

論考

特集 3・1 独立運動の多元的可能性

大会シンポジウム特集に寄せて

外村大

朝鮮民主主義人民共和国における 3.1 運動史研究について

康成銀

三一運動期の植民地権力と朝鮮民衆

—地域における「対峙」の様相を考える—

水野直樹

解放直後における在日朝鮮人の 3.1 運動記念日闘争

—8.15 解放記念日との比較検討

裴始美

龍井 3・13 独立運動における朝・漢両民族関係を考える

飯倉江里衣

投稿論文

朝鮮民主主義人民共和国における産業美術の歴史の変遷 (1948-2019)

—工業美術の軽工業・重工業製品の形態図案の発展史—

劉賢国

研究ノート

戦後在日朝鮮人の歴史実践と展示の可能性

—辛基秀と「青丘文化ホール」の活動を手掛かりに—

山口祐香

徴用工問題をめぐる日韓の葛藤

—徴用工問題への日韓の対応を中心に—

朴一

キルチャビ

第 14 回コリア学国際学術討論会に参加して

徐正根

植民地歌謡史の一断面

—新民謡『朝鮮八景歌』を中心に—

任正憐

書評

朴一 『20 世紀東アジアのポリティカルエコノミー』

柳学洙

閔智焄 『韓国政府の在日コリアン政策：包摂と排除のはざままで』

金雄基

森類臣 『韓国ジャーナリズムと言論民主化運動：『ハンギョレ新聞』をめぐる歴史社会学』

玄武岩

磯崎敦仁 『北朝鮮と観光』

森類臣

論考

特集 3・1 独立運動の多面的可能性

大会シンポジウム特集に寄せて	外村大	1
朝鮮民主主義人民共和国における 3.1 運動史研究について	康成銀	3
三一運動期の植民地権力と朝鮮民衆 —地域における「対峙」の様相を考える—	水野直樹	11
解放直後における在日朝鮮人の 3.1 運動記念日闘争 —8.15 解放記念日との比較検討—	裴始美	22
龍井 3・13 独立運動における朝・漢両民族関係を考える	飯倉江里衣	35

投稿論文

朝鮮民主主義人民共和国における産業美術の歴史の変遷 (1948-2019) —工業美術の軽工業・重工業製品の形態図案の発展史—	劉賢国	47
--	-----	----

研究ノート

戦後在日朝鮮人の歴史実践と展示の可能性 —辛基秀と「青丘文化ホール」の活動を手掛かりに—	山口祐香	68
徴用工問題をめぐる日韓の葛藤 —徴用工問題への日韓の対応を中心に—	朴一	81

キルチャピ

第 14 回コリア学国際学術討論会に参加して	徐正根	93
植民地歌謡史の一断面 —新民謡『朝鮮八景歌』を中心に—	任正嫻	95

書評

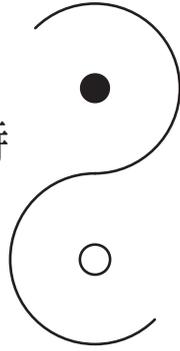
朴一『20 世紀東アジアのポリティカルエコノミー』	柳学洙	101
閔智焄『韓国政府の在日コリアン政策：包摂と排除のはざままで』	金雄基	105
森類臣『韓国ジャーナリズムと言論民主化運動：『ハンギョレ新聞』をめぐる歴史社会学』	玄武岩	108
儀崎敦仁『北朝鮮と観光』	森類臣	111

学会報告

国際高麗学会日本支部 第 23 回 (2019 年度) 学術大会 報告		116
2019 年度学会活動		118
投稿規定・執筆規定		121
編集後記		124

特集

大会シンポジウム特集に寄せて



外村大 (東京大学大学院総合文化研究科教授)

国際高麗学会日本支部第23回学術大会は、6月8日に東京大学駒場キャンパスで開催された。大会企画シンポジウムは、「3.1 独立運動の多元的可能性」として、3.1 独立運動について論じ、考えるものとした。1919年から100周年にあたる年に、朝鮮・韓国に関わる研究団体が、3.1 運動を取り上げて、シンポジウムを行うことは、かなり当たり前のことではあろう。しかし、シンポジウムは単なる100周年記念というにとどまらない充実した報告、討論となった。シンポジウムの報告をもとにした登壇者の論稿を掲載するにあたり、企画にかかわり当日の司会をつとめた者として、企画の意図やその背景、報告と討論の意義について、簡単に述べておくこととする。

まず、3.1 独立運動について、日本で、2019年という時点において考えるという行為そのものが、特別な意味を持っているし、それを意識せざる得ない状況がある。21世紀以降、日本のマスコミでは毎年の3.1節における韓国大統領の記念演説の歴史についての言及をチェックするということが恒例行事となっていたが、さらに3.1 独立運動百周年の2019年には、韓国での祝賀行事等を「反日」を煽る危険な行為であるかのように印象付ける動きすら見られた。そのようななかで、3.1 独立運動の歴史的意義を日本で語ることは、韓国・朝鮮と日本との葛藤の克服を目指す、ささやかな試みとしても位置付けられよう。

もちろん、この間、日本の歴史学界でも、3.1 独立運動についての研究成果は少なくはない。そし

て、日本の歴史学分野の諸団体でも、3.1 独立運動にかかわるシンポジウムや学会誌の特集記事が企画されている。国際高麗学会日本支部では、そのなかの一つ、というだけではなく、私たちが目指してきたもの、これまでの活動の蓄積を踏まえた、国際高麗学会日本支部ならではの議論を作り出すことができたと考える。

すなわち、今回のシンポジウムでは、3.1 独立運動の朝鮮半島における地域レベルでの展開を明らかにした水野直樹氏の報告のほかに、在外朝鮮人に関係する報告もなされた。具体的には、在日朝鮮人における運動の記念の活動を論じたベ・ヨンミ氏の報告と、3.1 に連動した中国東北の龍井での独立運動とその記憶の継承を明らかにした飯倉江里衣氏からの報告を受けた。さらに、3.1 独立運動をどのように捉えるかを考えるうえで、不可欠な視点であるにもかかわらず、今日の日本では忘れられがちな朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)における歴史研究に関して、康成銀氏の報告をいただいた。

このことは、単に3.1 運動を朝鮮半島の朝鮮民族との関りでのみとらえるのではなく、「本国」以外の動きを視野に入れ、かつ、南北分断によるイデオロギー対立が共通の歴史の理解を困難にして来た現実の克服を展望することを意味していた。言い換えれば、ある一つの限定された視点からのみ3.1 独立運動を論じるのではなく、様々な視点からの議論、そこで重視される史実を改めて参照し、議論しようとしたのであった。これが、シン

ポジウムがかかげた「多元的」の意味するところである。

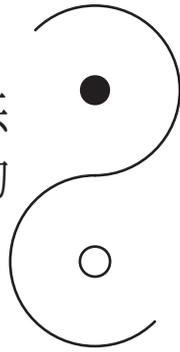
また、シンポジウムでは、単に3.1独立運動においてその当時起こったことや、あるいはそれについての記憶や顕彰、歴史研究の論じ方がどうであったかという細かな史実のみが問題にされたわけではない。もちろん、それぞれの報告においては、その点についての豊富な情報が提供されており、歴史学者にとっては今後の研究において極めて有益であったわけであるが、しかし、国際高麗学会は歴史研究者ばかりで構成されていない。そして、閉鎖的なアカデミズムとは無縁の国際高麗学会日本支部の大会では、朝鮮・韓国と関りを持ち、朝鮮半島の人びととつながり、その地の人びととの平和で友好的な関係を願う市民の参加も歓迎している。そうした人びとが集う場として、シンポジウムは、大局的な視点から、かつ現代社会の諸課題に引き付けて、3.1独立運動の意味を意識して進められたと言えよう。つまり、単に3.1独立運動を、過去に繰り広げられた終わったことと

してとらえるのではなく、これからの社会のために、参考にすべき点、学ぶべき点があるかをともに考える、3.1独立運動の今日的な「可能性」を探ろうとしたのである。

3.1独立運動の「多元的可能性」について、シンポジウムの参加者が考えたことは、様々であったと思われる。ただし、3.1独立運動の意義は、特定のイデオロギーに即して占有されるわけではなく、そのような動きだけがあったわけではないことについての理解を、共に深めたことは間違いのないであろう。そして、3.1独立運動は、単純に「反日」というような語で示されるようなものではなく（それは今日の日本社会では、ことさらに排外的なものとして、あたかも韓国や朝鮮の人びとによる日本・日本人への攻撃としてしばしば捉えられている）、普遍的に目指すべき理念の実現の希求やそのための国際的な連帯を内包するもので、その意味で今日、改めて記憶、記念すべきものであることを、シンポジウム参加者は改めて確認したはずである。

特集

朝鮮民主主義人民共和国における3.1運動史研究について



康成銀（朝鮮大学校朝鮮問題研究センター長）

はじめに

本シンポジウムのテーマ「3.1 独立運動の多元的可能性」がねらいとするのは、3・1運動研究が主に韓国（南）における研究の範疇で語られている現状のなかで、朝鮮民主主義人民共和国（北）、中国朝鮮族、在日朝鮮人それぞれの位置から3・1運動を再照明することで、朝鮮民族運動の多元性を考えてみることにあつたと思う。

私に与えられたテーマは北における3・1運動史の研究についての紹介である。本報告では、まず、北における3・1運動研究史の足跡を俯瞰し、解放前と解放後の3・1運動の記憶の連続性と断絶性を明らかにしてみる。次に、北と南における歴史研究の変遷を考察することによって、南北間の歴史認識の異質性と同質性を抽出してその接近の可能性を探ってみたいと考える。なお、文末に北における3・1運動関連文献・論文目録を年次別に整理した。この目録に沿って3・1運動史研究の変遷を説明する。¹⁾

1. 解放後から1970年代までの3・1人民蜂起研究—解放前の3・1運動の記憶の連続性

解放直後から1970年代までの北における3・1人民蜂起研究の足跡を検討すると、歴史認識にお

いて解放前の社会主義運動陣営の3・1人民蜂起観の連続性、継承性の上であり、その観点から実証研究が行われてきたといえる。植民地期の社会主義運動陣営の3・1人民蜂起に関する認識については辛珠伯の研究を参考にして、解放後の北における研究と比較した。²⁾ その連続性と継承性は次のとおりである。

1) 史的唯物論に基づいた叙述方式である。

大体「3・1人民蜂起」という名称で章立てをして、節立ては第一節「1910年代の社会経済状態」と題目化し、朝鮮総督府の「武断統治」下の政治、経済、社会文化分野での民族的、階級的矛盾と人民大衆の境遇について叙述している。すなわち3・1運動が起こった客観的要因について書いている。第二節は「1910年代の反日運動」とし、1910年代に国内外で展開された「ブルジョア民族運動」と国内の農民、労働者、小ブルジョアジー、青年学生などの大衆運動を叙述している。とくに労働者、農民の大衆運動を叙述するのに力点が置かれており、1910年代の反日民族運動が「ブルジョア民族運動」から労働者、農民の大衆運動に「方向転換」を開始する過渡期と位置づけしている。すなわち3・1運動が起こった主体的要因について叙述しているのである。第三節は3・1運動の開始と展開過程を叙述し、第四節では3・1運動の歴史的意義と失敗原因、教訓について書いている。3・1運動叙述のこのような節構成は史的唯物論を方法論としているといえよう。

2) 3・1運動が起こった外的要因については、1970年代前後期までは国際情勢の影響、とくにロシア10月革命の影響について強調していたが、80年代前後期になると外的要因についての言及が見られなくなる。

3・1運動史関連文献・論文目録の〈46年〉では「ロシア10月革命の影響」、レーニンの民族自決論を詳細に紹介しており、〈47年〉でも〈ロシア10月革命による国際的な革命潮流の影響〉について叙述している。とくに〈49年(b)〉は4章2節1)「亡国直後の独立運動」では「ロシア社会主義10月革命の勝利と世界革命の昂揚は朝鮮においても日帝の植民地統治から解放しようとする朝鮮独立運動に大きな影響を与えた。それは当時3・1運動直前に発表された在日東京留学生独立宣言においてもみることができる」と記述しており、3節1)「3・1運動の発生とその原因」において外的要因を、①1次大戦後の資本主義の全般的危機、ロシア10月革命の勝利とその影響、②世界革命の昂揚と東方植民地・反植民地解放闘争の展開としている。〈58年(a)〉では6章3節「偉大な社会主義10月革命の勝利と3・1運動」、〈63年〉でも「朝鮮人民の成長している反日民族解放運動は偉大な社会主義10月革命の影響下でより急速に発展した」と記述した。

ところが〈80年〉、〈87年〉、〈2011年〉ではこのような3・1運動が起こった外的要因についての記述はまったく見ることができなくなった。

3) 33人の「民族代表」についての評価が否定的なことである。

〈46年〉と〈49年(b)〉の該当部分はほとんど同じ叙述である。〈49年(b)〉は4章3節3)「独立宣言書と指導層のイデオロギー」と題目化しており、その内容を要約すると次のとおりである。“朝鮮民族ブルジョアジーとその代表者である33人が独立宣言書によって民衆の反感を爆発させたことは客観的に革命的役割を果たした”と肯定的な評価をしているが、“大衆の革命的武装蜂起とは

反対方向—平和的、妥協的、復古的、改良主義的な方向へ行った。①反帝的であったが、反封建的ではなかった。②民族的自治的、民族改良主義的な要求をした。③自己の政党を持ち得なかった。そのために非組織的、非体系的、無計画的であり、大衆とは遊離していた。④闘争方法でも宗教的、平和主義的、合法主義的、依他主義的であった”と否定的に評価している。〈63年〉の2章1節でも「3・1運動を準備するうえでブルジョア民族主義者は一定の役割を果たした」、しかし「ブルジョア民族主義者の“指導”はかえって最初から人民大衆の革命的進出に否定的影響を及ぼした」、「独立宣言書は…外勢依存思想および無抵抗主義を説教した」、「人民大衆の革命的進出を抑制する制動機能的な役割を果たした」と記述している。

80年代に入ってから「民族代表」に対する評価はいっそう厳しくなる。〈80年〉では「民族運動指導者たちが民族改良主義者に変質した事實は、彼らが民族資本家の利益の代弁者から日帝および隷属資本家の代弁者に転落したことを意味する」、〈84年〉では「内外の民族運動上層分子の事大投降主義的で売国背族行為である“独立請願運動”と“委任統治請願運動”などは挙族的な人民の反日闘争に否定的災難をもたらした」と記述するようになった。

このように「民族代表」についての評価は否定的であるが、解放から1970年代までは3・1運動を準備するのに「一定の役割」、「革命的役割」を果たしたと肯定的に評価した。しかし80年代以降になると、彼らの「独立請願運動」、「委任統治請願運動」を「事大投降主義的で売国背族行為」と規定し、全面的に否定するにおよんでいる。

4) 歴史的意義、失敗原因、教訓

ここでは歴史的意義よりも失敗原因と教訓についての叙述に力点が置かれていることに特徴がある。歴史的意義については次のように整理することができる。①日帝に大きな打撃を与えた。②朝鮮人民の独立の気概を国内外に示した。③世界の民族解放運動に大きな影響を与えた。④朝鮮民族

解放運動の新しい段階への条件を準備した。失敗原因と教訓については、①運動に対する統一的な指導の欠如、労働者階級および民族ブルジョアジーの脆弱。②組織的な武装闘争に発展することができなかった。③土地問題など反封建的なスローガンがなかった。④ブルジョア民族主義者たちの事大主義的な外勢依存。⑤国際的な支援の欠如などをあげている。

80年代以降には失敗原因をさらに強調するようになるが、とくに<80年>では「領袖の領導」、「革命的党の指導」が登場し、これなしには革命運動における勝利は望めないと力説するようになる。

5) 大韓民国臨時政府についての批判的な評価

大韓民国臨時政府については正式な固有名詞で呼ぶことはなく、解放後から現在に至るまで批判的である。

<49年 (b)>では4章3節5「民族主義者の所謂<上海臨時政府>」と題目化して、「所謂上海臨時政府は朝鮮人民の植民地解放と民族的愛国心から構成されたのではなく、実際は地位と権利を欲しがる私欲から形成された」、「国内外で人民から資金を集め私腹を肥やした」、「その後、臨時政府は反人民的集団となり、中国反動の頭目蒋介石の手先として真の愛国運動者や愛国的共産主義者を虐殺した」、「彼らが今日南朝鮮にやってきて、米帝の手先として所謂<法統>を主張し売国的・親日的・民族反逆者の巣窟となってしまった」と叙述した。<87年>にも「(大韓臨時政府は)政治思想的統合を成し遂げることができず、この<政府>内では分派的な対立が続いた。彼らは海外同胞と国内人民から集めた<独立資金>を蕩尽」し、強大国に独立を「請願」したとして、このことはブルジョア民族主義運動の全面的な衰退没落の反映であると強調した。<2011年>では「3・1人民蜂起の過程で民族主義者たちが建てた漢城臨時政府と上海臨時政府、沿海州臨時政府などはそれぞれ民族を代表する正統的な<政府>であると自認して、互いに対立して暗闘を繰り広げた。この

三つの臨時政府は1919年9月に統合され大韓臨時政府となった。しかし政治思想的統合とならなかったために、この亡命団体内では分派的な対立が続けられた。彼らは海外同胞と国内人民から集めた独立資金を蕩尽し強大国に独立を請願するために駆けずり回った」と書いている。

大韓民国臨時政府に対する評価は終始批判的である。とくに初期の研究では「愛国運動者や愛国的共産主義者を虐殺した「反民族的集団」であり、解放後は「売国的・親日的・民族反逆者の巣窟となった」と全面的かつ極端な評価であった。このことは北と南の対立が最も鋭かった分断状況の政治情勢と関連していると考えられる。しかし北南間の接触と交流が進んだ80年代末になると、以前のような極端な表現は見えなくなったが、大韓民国臨時政府が果たした肯定的役割についての言及はなく批判的であるのは変わりが無い。

2. 1980年代以後の3・1人民蜂起研究の変化

1) 平壤開始説

1980年代に入ると北での3・1人民蜂起研究は大きく変化した。史的唯物論とは異なる主体史観を方法論とする歴史研究が進められることによって3・1人民蜂起研究において次のような変化があった。

まず、3・1人民蜂起の開始を以前のようにソウルとするのではなく、平壤から始まったと主張するようになった。<80年>、<83年>では「3・1蜂起は平壤から始まった。…崇実学校の学生が主導した」と初めて平壤開始説が出てきたが、<2011年>ではさらに具体的に、「3月1日平壤では昼12時に…京城(ソウル)でも…午後2時…」、「『朝鮮民族』を自認した民族運動上層分子33名は…投降した」、「3月3日万景台…金日成同志は幼くして反日蜂起隊列に参加し普通門まで行かれた。…江東では…金亨稷先生が組織指導した朝鮮国民会と学校契、碑石契、郷土契に網羅されて

いた 200 余名の成員たちが先頭に立って大規模的な蜂起を起こした」と叙述している。

また、〈2019 年〉では「平壤崇実中学校学生たちの主導的で核心的な役割によって平壤から始まった独立示威運動の炎は西北地方、南部地方にまで広がっていった」として、金亨稷先生の出身校である平壤崇実中学校の学生たちが平壤での 3・1 運動開始だけではなく、全国的に拡大していくのにも役割を果たしたと強調するようになる。

2) 朝鮮国民会の朝鮮通史における位置づけ

北では 1950 年代末から 60 年代初頭にかけて朝鮮近現代史の時期区分に関する討論会が開催され 62 年に総括された。³⁾ 総括の内容を整理すると、時期区分のメルクマールを①社会経済的な変化(社会経済構成体論)、②階級闘争の変化(階級闘争論)に置き、近代史の始点を 1866 年「丙寅洋擾」から 1876 年「開港」までの連続する時期とみて、近代史の終点、すなわち現代史の始点を 1945 年 8・15 解放と見た。近代史内部の時期区分は 1919 年 3・1 運動を前後して前期を 2 段階、後期を 4 段階の総 6 段階に分けている。朝鮮近代史の社会構成体は資本主義社会の特殊な類型として存在した植民地(半植民地)半封建社会と規定している。その後、李羅英、全錫淡などが討論総括に対して異議を申し立て、「階級闘争説」を重視する立場から近代史の終点を 1919 年 3・1 運動とすることを力説した(1866 年～1919 年説)。⁴⁾

しかし 1970 年代に入り北では現代史の時期区分の再検討が行われ、「領袖・党・人民の三位一体」の原則を方法論として、現代史の始点を 1926 年 10 月 17 日の打倒帝国主義同盟(ヒ・ロ)の結成とみるようになり今日にまで至っている。⁵⁾ これと関連して朝鮮国民会と金亨稷先生の活動を通史において新しく位置付ける問題が提起されたようである。

〈81 年〉では「朝鮮人民の現代歴史は絶世の愛国者であり民族の太陽である偉大な領袖金日成同志が朝鮮革命を領導することによって新しく開拓され燦然と輝くようになった」、「3・1 運動以後、

資産階級出身の民族運動指導者たちは…大部分が敵に投降し変質してしまった」、「初期共産主義運動はブルジョアおよび小ブルジョア出身インテリたちの事大宗派主義的分裂策動のために大きな困難と紆余曲折を抱え込んでしまった」、このような「時期に反日民族解放運動を民族自主の道に発展させ、民族主義運動から共産主義運動へ方向を転換させるために精力的に闘争を行ってきた不撓不屈の革命闘士である金亨稷先生が逝去されたために、卓越した指導者をなくした朝鮮革命は再びどのような道を、どのように進むべきか見当がつかなかった」、「わが人民は朝鮮革命が進むべき正しい道を明らかにして、その道へと賢明に導いてくれる卓越した領袖の出現を切実に願っていた」、「まさにこのような時期に敬愛する領袖である金日成同志が、我が国の反日民族解放運動の卓越した指導者である金亨稷先生の遠大な構想と不滅の革命業績を引き継いで朝鮮革命の先頭に立たれた」と記述した。朝鮮現代史の開始部分にあたるこの本(『朝鮮全史 16(現代編)』)の第 1 章は朝鮮国民会—金亨稷先生の活動を扱っており、第 2 章は打倒帝国主義同盟の結成—金日成同志の革命活動の開始を論及している。すなわち現代史の始まりを朝鮮国民会—金亨稷先生の活動から記述しているのである。

しかし〈87 年〉では、「朝鮮人民の近代、現代歴史は…反侵略反封建闘争、民族主義運動から共産主義運動への方向転換のための闘争、抗日革命闘争、新しい朝鮮建設、祖国解放戦争…が扱われている」と記述している。近現代史の通史であるこの本の体系は第 1 編「近代反侵略反封建闘争と民族解放闘争」、第 2 編「民族主義運動から共産主義運動への方向転換のための闘争」、第 3 編「抗日革命闘争」と構成されている。すなわち第 2 編(朝鮮国民会活動)は第 1 編(朝鮮近代史)と第 3 編(朝鮮現代史)との間の「過渡期」(?)のように位置づけられている。ところが〈2011 年〉では、第 4 編「李朝時代」、第 5 編「近代」部門の第 6 章で「反日民族解放運動を民族主義運動から無産革命への方向転換するための闘争」と構成して、

<2016年>の第1編「抗日革命闘争」と体系化している。すなわち朝鮮国民会—金亨稷先生の活動を近代史の最後の部分に位置づけているのである。このようにみると、未だ朝鮮国民会—金亨稷先生の活動についての位置づけは定まっていないようである。

3. 北と南、海外同胞の歴史認識は共有できるか

1) 異質と同質

現存資本主義世界システムの下位概念としての朝鮮半島の「分断体制」は、北南間の酷烈な政治的対立を引き起こし、長期化させてきた。そのため北と南の歴史認識も政治的変動と軌を一にして変化してきたといえる。

北における歴史研究は解放後から現在まで4期にわたって変化してきたと思う。第1期（解放後～52年）はソ連理論＝マルクス主義歴史理論の受容、第2期（52年12月～67年）は主体理論の重視、第3期（68年～70年代）は主体の社会歴史理論の確立、第4期（80年代以降）は「朝鮮民族第1主義」へと歴史理論が変化してきた。もう少し具体的に言えば、解放後にソ連理論を受容して北の歴史研究が始まったが、50年代半ばからはソ連、中国の影響を強く受けた政治勢力との路線闘争が展開される中で、主体理論が重視された。60年代半ば以後は、国際的には中ソ対立と中国文化革命の激化、現代修正主義の「平和共存」論で見られるような国際共産主義運動の分裂があらわれたが、その一方では国際的な非同盟運動が昂揚した。国内的には対中、対ソ関係の悪化、現代修正主義の影響、左傾冒険主義の誤謬、61年の南での軍事クーデター、65年「韓日条約」の締結などの政治的变化と関連して、主体の社会歴史観が強調されるようになる。70年代後半から80年代にわたる事態の推移は、①南の経済の成長とそれにともなった「近代化」の進展、北の経済困難の顕在化、②90年韓ソ国交樹立、92年韓中国交樹立、東欧

社会主義諸国の崩壊、非同盟運動の弱体化など国際環境の変化、③南における民主化・統一運動の昂揚と盧泰愚政権の「北方外交路線」、北との交流の進展などに関連して、民族の主体性、「朝鮮民族第1主義」を前面に掲げるようになった。このように変遷してきた北の歴史学をある日本の研究者は「民族主義唯物史観」と特徴づけている。⁶⁾

南における歴史研究は、第1期（解放後～50年代）は植民地史観の未精算と反共主義歴史観の蔓延、第2期（60年代～70年代）は植民地史観克服をめざした新しい「民族史観」の提唱、第3期（80年代以後）には「民衆史観」の提唱と「内在的発展論」の再検討へと変化していった。

北と南のこのような変化は一見すると北南間の歴史認識の異質化と思えるかもしれない。しかし、北であれ南であれ、歴史観の異質化は皮相的なものであって、根底には同質の歴史観が一貫した流れとしてあったのではないかと思う。

解放前に日本人が朝鮮史研究を独占している状況の中で、朝鮮人史学者は植民地史観と対決して研究を進めてきた。現在の通説によると、植民地期の朝鮮人史学者は史学史的にはほぼ「三つの潮流」に分けることができ、それらは解放前後期に「新民族主義史学」に集大成したといわれている。①「民族史学」：1920年代前半期以前は申采浩、朴殷植、それ以降は安在鴻、鄭寅普、文一平らが属する。その特徴は民族独立のための歴史研究であったことと、その源泉を朝鮮独自なものに求めようとしたことにあった。②「社会経済史学」：1920年代後半以降の白南雲、李清源らがこれに属し、唯物史観（マルクス主義歴史学）に基づいている。③「実証主義史学」：1920年代後半以降の李丙燾、金庠基、李相佰らが属する潮流である。一定の史観をもつことを意識的に忌避したところに特徴がある。学問は現実政治を超越すると考えて個別的な研究に力を注いだが、結局のところ、“事件叙述的な歴史学”にとどまってしまった。この「三つの潮流」は解放前後期に「新民族主義史学」として結実する。孫晋泰らにより提唱されるが、民族の団結と、またそのための均等が何よりも必要であ

るという切実な現在の関心のもとに、民族を観念的なものではなく、より具体的なものとして把握しようとするところから、民族内部の階級的親和と団結を主張している点に何よりも特徴がある。

これら三つの歴史観は異質のように見えるし、「実証主義史学」の李丙燾など一部の研究者は植民地史観を踏襲していた。しかし、「実証主義史学」にしてもその実証研究は日本人官学者と学問的に対決しようとした民族行為であって⁷⁾、「三つの潮流」全体の根本は祖国の独立を志向する反植民地史学という点で同質性があり⁸⁾、同時期の社会主義者や民族主義者による抗日民族統一戦線運動と軌を一にしていたといえよう。⁹⁾ 彼らは解放後、各々北と南に分かれざるを得なかったが、置かれた状況の中で歴史研究に貢献してきた。

解放後、北南間の歴史認識は異質化の道を歩んできたかのように見えるが、北の「民族主義的唯物史観」と南の新しい「民族史観」は分断を克服し、統一を目指す歴史認識であるという点と、ともに解放前の朝鮮人史学者の“三つの潮流”を母胎として継承発展させてきたという点で同質のものがある。

北と南の歴史認識は政治変動と軌を一にして変化してきたことに特徴があるが、2018年の「板門店宣言」および「平壤共同宣言」の発表を契機に、10年間の中断期を経て、歴史研究の交流が再開されようとしている。

2) 北の歴史研究がもつ意味

旧東ドイツの出身の作家フォルカー・ブラウンは「東欧圏の知的資産が消滅するということは、西欧の資本主義が自分を批判的に省察できる視野を失うことを意味する」と述べている。¹⁰⁾ ブラウンは東ドイツで中央指令的、スターリン主義的社会主義を批判し、社会主義的所有形態と民主主義の結合に基づく人民権力の本来の、また新たな望ましい姿の実現を主張した。彼は「人民所有プラス民主主義」、すなわち民主的な社会主義権力の本来の姿を「我らの権力」という言葉で表現したが、これは彼の文学の核心を貫くテーマであった。

20世紀末から21世紀初を世界史的に見ると、90年代以後の既存社会主義の失敗から新自由主義の失敗を経て、両体制とは異なる変化、新しい社会・経済構想を模索する段階に入ったことを明示していると思う。北の歴史学はこのような時代の朝鮮半島分断体制下における歴史研究の一種であると思う。北での社会科学・人文科学は思想、政治、体制との緊張関係を与儀なくされる。それは歴史学に対しても「民族的課題」という重みをもって、決定的な方向を指し示している。ブラウンの指摘は南北朝鮮、日本の場合にもある程度適用される発言だと思う。分断によってある種の「独自性」を帯びようになった北側の学問についての研究は、韓国、日本の学問についての自己省察のためにも緊要な作業なのである。

3) 「過程としての統一」論、北・南・海外同胞学者間の研究交流

このような世界史的な模索期に朝鮮半島では2000年6・15共同宣言が発表された。6・15共同宣言第二項（低い段階の連邦制、もしくは連合制）は、朝鮮統一の実現方法として「過程としての統一」（漸進的統一）論を示した。漸進的統一論は北南の当局・民間とともに海外同胞も参与する道を切り開くことになった（「官民・海外同胞合作」の統一論）。

北の社会主義と南の資本主義、国籍と言語が異なり多文化的な要素を持つ海外同胞から構成される民族統一、新しい統一国家は、おそらく従来の近代国民国家では図れない形と内容を伴うことになるだろう。

現在、朝鮮南北間の歴史教科書の記述には著しい相違があり、いまだ朝鮮人にとって異論のない朝鮮史像（とくに近現代史像）というものは存在しない。植民地主義および冷戦・分断イデオロギーを克服し、南北共通の歴史認識を獲得することは南北の和解・統一の基礎となる作業であるといえる。また、南北共通の歴史認識を探るためには、本国民の歴史認識にとどまらず、海外に居住する人々の歴史意識を検討することが不可欠であると

思う。

中央アジアのカザフスタン国立大学教授・金ゲルマンは「カザフスタン高麗人ディアスポラの過去と現在」という文章の中で、「高麗人文化復興を韓国の行動モデルをそのまま踏襲することと定義するならば、高麗人は自身の生活様式、心理、情緒のすべてを変えなければならない。すなわち自己の習慣、慣習、伝統を犠牲にしなければならない。果たして高麗人が願っていることなのか？南韓の企業人、教授、宣教師たちは一つの血統（私たちすべてが高麗人でなければ）」を常に強調し、これに基づいて“当然そうあるべき”を導き出す。それは結局、高麗人は皆が南韓の人々の行動モデルと認識を倣えということだ。それは、いつかは現地の高麗人から否定的な反応を買うだろう。民族文化復興を語り記憶しなければならないことは、高麗人にはすでに形成された（高麗、ロシア、中央アジア、ヨーロッパの文化要素を吸収した）一定の総合的文化があるということだ。中央アジア高麗人の特徴にはこのような要素がある。人種文化的、遺伝子的資産に起こった奥深い変化、多民族環境の中で進んできたこのような過程、伝統韓国文化とは大きく異なる文化に適応、単一民族意識の枠から逸脱、同化水準に近い文化的融合、このような過程の力強い変化などである」と指摘している。¹¹⁾

民族的存在でありながらも多文化的要素を持つ海外同胞の祖国に対するまなざし、自国史に対する視点は、分断歴史観の克服だけにとどまらず、一国史的な認識をも克服し、東アジアおよび世界史的な視点を深めていくにあたって特別な役割を担うことができると思う。そのためにも北と南、海外同胞学者間の研究交流をいっそう活発に進めていかなければならないだろう。

注

- 1) なお、南における北の3・1運動史研究については以下の研究がある。徐大肅「3.1運動に対する北韓史観」(『3.1運動70周年記念シンポジウム 3.1運動と民族統一』東亜日報、1989年)、尹海東「3.1運動とその前後のブルジョア民族運動」(정용욱他

『南北韓歴史認識比較講義(近現代編)』일송정、1989年)、尹惠泳「3.1運動と1910・20年代ブルジョア民族運動」(安秉祐、都珍淳編『北韓の韓国史認識Ⅱ』ハンギル社、1990年)、愼鏞廈「北韓『朝鮮全史』の3.1運動論検討」(『韓国史市民講座』第21輯、1997年8月)、洪宗郁「北韓歴史学界の3.1運動研究」(韓国歴史研究会編『3.1運動100周年叢書』1、ヒューマニスト、2019年)。

- 2) 解放前の社会主義運動陣営の3・1運動観についての研究に辛珠伯「植民地期民族運動勢力の3・1運動召喚と流動する記憶」(『韓国史学史学報』38、2018年12月)がある。
- 3) 57年5月に第1回朝鮮近代史時期区分討論会が始まり、60年2月、3月に集中的に討論会が継続され、61年12月に中間総括、62年8月、9月に討論会を最終的に総括した。これに関しては『歴史科学』57年3号、60年2号、62年6号を参照されたい。
- 4) 『歴史科学』63年4号。
- 5) これについて『労働新聞』1982年8月5日付の記事「主体思想の旗幟の下で勝利してきたわが人民の誇らしい闘争と創造の歴史叢書一『朝鮮全史』16～33巻出版に際して」のなかで、「現代史の始点をどの時期から見るのかということはその叙述における先決的な問題である。…そのため領袖の出現と革命闘争の開始は現代史の序幕を知らせる始まりとなる」と指摘している。
- 6) 宮嶋博史「韓国における『民族史観』について」(『歴史学研究』439、1976年12月)。韓国の金光雲も北の歴史学を「民族主義的マルクス主義」と指摘している(『北韓民族主義歴史学の軌跡と環境』『韓国史研究』第152輯、2011年3月)。
- 7) 李基白「日帝時代韓国史観批判一日帝時代の社会経済史学と実証史学」(『文学と知性』1971年春号)
- 8) 拙文「植民地期の朝鮮人史学者たち」(拙著『朝鮮の歴史から「民族」を考える一東アジアの視点から』<明石ライブラリー139>明石書店、2010年)
- 9) 拙文「海外朝鮮独立運動における社会主義と民族主義および国際主義との葛藤」(『朝鮮大学校学報』第28号、2018年)
- 10) 浅岡泰子・市川明・宇佐美幸彦・森川進一郎訳『本当の望みーフォルカー・ブラウン作品集』三修社、2002年
- 11) 『2017統一人文学世界フォーラム 建国大学校一アルファラビ カザフスタン国立大学校“高麗人強制移住80年：カザフスタン高麗人の昨日と今日”』2017年10月20日。

【朝鮮民主主義人民共和国における3・1運動史関連文献・論文目録】

- 1946年 呉琪燮「三・一運動の意義と校（ママ）訓」（『正路』1946年2月12日。国史編纂委員会編『北韓関係史料集』31、1999年12月）
- 1947年 北朝鮮三・一運動記念準備委員会、1947年2月「朝鮮民族の偉大な三・一に関する報告要綱」（国史編纂委員会編『北韓関係史料集』25、1996年）
- 1949年（a）崔昌益「3.1運動30周年に際して」（『勤労者』4号、1949年2月。国史編纂委員会編『北韓関係史料集』48、2006年）
- 1949年（b）『朝鮮民族解放闘争史』国史編纂委員会
- 1955年 李清源「3.1運動と朝鮮民族解放運動」（『歴史科学』1955年第3号）
- 1958年（a）李羅英『朝鮮民族解放闘争史』朝鮮労働党出版社
- 1958年（b）科学院歴史研究所編『朝鮮通史』下、科学院出版社
- 1959年 科学院歴史研究所編『3.1運動40周年記念論文集』科学院出版社
- 1960年 科学院歴史研究所編『3.1運動資料集』科学院出版社
- 1961年 科学院歴史研究所近世・最近世史研究室編『朝鮮近代革命運動史』科学院出版社
- 1963年 림만, 김맹모『3.1運動』朝鮮労働党出版社
- 1980年 『朝鮮全史』15（近代編3）、社会科学事典出版社
- 1981年 『朝鮮全史』16（現代編 抗日武装闘争史1）、

社会科学事典出版社

- 1983年 黄公律『3.1人民蜂起史』金日成綜合大学出版社
- 1984年 李宗鉉『近代朝鮮歴史』社会科学出版社、1984年
- 1987年 全榮律、金昌鎬、姜錫熙『朝鮮通史』下、社会科学出版社
- 2011年 박영혜, 元鍾圭, 리순화『朝鮮通史』中、社会科学出版社
- 2016年 리영환, 李勳赫, 윤영애, 金昌鎬『朝鮮通史』下、社会科学出版社
- 2019年（a）「3.1人民蜂起100周年記念社会科学部門討論会」2019年2月28日
1. 金日成綜合大学学部長・教授・博士 崔奎남「3.1人民蜂起は朝鮮人民の反日民族解放闘争史に特記すべき民族的壮挙」
 2. 社会科学院研究士・候補院士・教授・博士 曹喜勝「3.1人民蜂起における平壤の先鋒的役割」
 3. 金亨稷師範大学講座長・博士・副教授 金덕성「3.1人民蜂起時期愛国的青年学生たちの闘争」
 4. 社会科学院室長・博士・副教授 魏光南「3.1人民蜂起に対する日帝の弾圧は朝鮮民族抹殺を国策とした日本政府の国家的犯罪」
 5. 金日成綜合大学研究士・博士 朴학철「3.1人民蜂起が民族史に残した教訓」
- 2019年（b）祖国平和統一委員会ウェブサイト「我が民族同士（우리 민족끼리）」社会科学院歴史研究所研究士とのインタビュー「3.1の魂は自主を呼ぶ」2019年2月28日

特集

三一運動期の植民地 権力と朝鮮民衆 —地域における「対峙」の 様相を考える—



水野直樹（京都大学名誉教授）

（キーワード）

朝鮮、三一運動、独立示威、植民地権力、民衆

はじめに

日本の植民地支配下の朝鮮で三一独立運動が起こってから100年が経過したが、それに関する歴史研究は相当の蓄積を持つようになってきている。日本における三一運動研究はそれほど盛んとはいえないが、韓国においては近年研究が進み、100周年を迎えた2019年には非常に多くの研究書、研究論文が発表され、多様な論点が提出されている¹⁾。韓国での研究において、特に多くの成果が蓄積されているのが、ソウルや平壤などの中心部だけでなく朝鮮各地で展開された独立示威の様相を明らかにし、その性格・意義をとらえようとする研究である。

本稿は、これら韓国での研究に学びつつ、三一運動の時期に朝鮮の各地域で起った独立示威が何を目標・目的としていたか、植民地権力とどのように「対峙」したか、そこで民衆の意志はどのような形で表明されたか、また「対峙」状況は何を生み出したかなどを考えるための試論である。示威の事例を詳細に明らかにするものではなく、示威がもたらした状況を概括的に考察することに目的があり、あくまで研究ノートにとどまるものであることを断っておきたい。

各地で起こった独立示威はさまざまな形態を

とったが、その目的はおおまかにいうと、①独立意志を大衆的に明らかにすること、②世界に向けて独立意志を表明すること、③日本に対して独立を宣言することにあつたと考えられる。本稿で取り上げるのは、③の問題であり、その目的のためになされた植民地権力機関（朝鮮総督府、郡庁・面事務所、憲警機関など）を対象とする示威の局面である。

地域における示威運動については、これまで暴力示威／非暴力示威に分けて論じられることが多かった。近年の研究では、暴力示威を「攻勢的示威」ととらえて、植民地権力への対抗として評価する見解が出されている（이정은 [2009]、한국사연구회 [2019] など）。示威の類型化モデルとしては、平和示威、抗議示威、公共機関接収・攻撃の3類型を提唱する朴賛勝 [2019: 245] の提案も注目される。これは、「攻勢的示威」を「抗議示威」と「公共機関接収・攻撃」とに分けて類型化したものである。

本稿では、暴力／非暴力、攻勢的示威（抗議示威、公共機関接収・攻撃示威）／平和示威などの区別に留意しながらも、全体としての独立示威が植民地権力機関と「対峙」した局面に注目し、その様相を概観することにしたい。「平和示威」とされるものであっても、多数の群衆が示威を展開し、植民地権力の末端機関に押し寄せるといった状況は、「対峙」と形容することができるからである。

1 地域社会と植民地権力

最初に、三一運動の中で朝鮮民衆が向き合うことになった末端の植民地権力がどのようなものであったかを見ておく。

朝鮮の行政区画は、1914年に大幅に改編された。それまでの行政区画は、大韓帝国期のそれをほぼ引き継いで13道・12府317郡であったが、1914年の改編によって13道・12府220郡となった。つまり、317あった郡が220に統合されたのである(朝鮮総督府編、1913年版:1)。府が多く日本人が居住する都市部であるのに対し、郡は農村部であり、居住者の圧倒的多数は朝鮮人であった。

郡の統廃合に合わせて、その下の行政区画である面も1912年の4,336から1914年には2,522に減らされた(朝鮮総督府編、1913年版:1)。三一運動直前の1918年12月時点での行政区画は、13道・12府218郡2島・2509面であった(朝鮮総督府編、1918年版:1)。面の下には洞里(府では主に町)があったが、最末端の行政機関は面事務所であり、面長以下の職員の大多数は朝鮮人であった。

植民地権力を末端で代表するのは面事務所だけではなかった。それ以上に憲兵隊や警察の存在が朝鮮民衆にとって大きな権力を振るうものと映っていた。よく知られる憲兵警察制度である。日本人居住者が多い府や鉄道沿線の市街地には警察署・駐在所・派出所などが置かれ、農村部には憲兵隊の分遣所・派出所が置かれた。1918年12月時点で、警察機関(道警察部、警察署、警察分署、巡査駐在所、巡査派出所)は朝鮮全体で751、憲兵隊機関(憲兵隊司令部、憲兵隊本部、憲兵分隊、憲兵分遣所、憲兵派遣所、憲兵出張所)は1,110が置かれており、両者を合わせると1,861であった(朝鮮総督府編、1918年版:474-477)。おおまかにいうと、郡のレベルでは警察署または憲兵分隊、面のレベルでは巡査駐在所・派出所または憲兵分遣所・派遣所・出張所が配置されていたが、一つの郡に警察署と憲兵分隊が並存するところも

あった。

これらの憲兵隊機関と警察機関(以下では両者を合わせて「憲警機関」と呼ぶ)に勤務する人員について見ると、警察官吏は日本人2,131人、朝鮮人(大半が巡査補)3,271人であり、憲兵は日本人3,377人、朝鮮人の憲兵補助員4,601人となっている(朝鮮総督府編、1918年版:474-477)。概括すると、警察と憲兵隊を合わせた機関数は1,861、勤務人員は13,380人ということになる。つまり、1機関当たりの勤務人員は平均7.2人であった。勤務人員は上部の道警察部や警察署、憲兵隊本部や憲兵分隊に多く配置されていたことを考えると、末端の面レベルの巡査駐在所・派出所あるいは憲兵分遣所・派遣所では、7人以下だったと考えられる²⁾。また、2,509の面すべてに憲警機関が存在したわけではない点にも、注意が必要であろう。

朝鮮各地に分散的に配置されたこれらの憲警機関は、「平時」には民衆統制を図るのに有効だったが、三一運動のように多数の民衆が決起する危機的状況においては、それを抑えるには不十分だったと考えられる。

2 三一運動の展開

(1) 地域における独立示威の展開

3月1日にソウルや平壤などで始まった独立運動は各地に広がっていったが、地域での独立示威はさまざまな形態をとった。市場や教会などで集会を開き独立宣言を読み上げる、独立を訴えるデモンストレーションを行なう、郡庁・面事務所や憲兵分遣所・巡査駐在所などに押しかける、山上でかがり火を焚く、商店を閉める(撤市)、学生が同盟休校を行なう、労働者がストライキをするなど、独立の意志を表明するために多様な方法がとられた。

ここでは、特に植民地支配の末端機関に対して行なわれた独立示威について考えたい。三一運動が終息した後の1919年8月に開かれた憲兵隊長・

警務部長会議で「騒擾当時に於ける暴民の心理状態」について江原道から次のような報告がなされた（朝鮮憲兵隊司令部、1919：67）³⁾。

「〔鎌鍬棍棒などを持った〕彼等は集合するや先づ独立万歳を高唱し其氣勢を高め、進で比較的抵抗力乏しき面事務所、郡庁等を襲ひ以て群集の士気を鼓舞し、最後に警察官署を襲ひ往々にして破壊的行動に陥らむとしたるものあり」

朝鮮民衆の独立示威を暴力的なものとして描く意図から記述されたものであるが、一面では示威の典型的様相をとらえたものと考えることができる。このように行政機関や憲警機関に群衆が押し寄せるといふ独立示威の様相は、江原道だけに見られたものではなく、朝鮮全体で現われたものであった。

朝鮮軍司令官がまとめた独立運動状況をもとにして、朝鮮全体で起こった独立示威の回数とそのうち植民権力の末端機関を対象とする示威の回数を数えてみると、<表1>のようになる。「憲兵駐在所を襲撃」「面事務所に押し寄せ」などと記されているものである。ただし、もとの資料の記述に曖昧な点が多いため、全体の示威回数が不完全だけでなく、末端機関を対象とする示威回数も正確ではなく、おおまかな傾向を示すに過ぎないことを断っておきたい。

<表1>によれば、独立示威のうち、4件に1件が末端の憲警機関に押し寄せるなどの形態をとった（郡庁や面事務所など行政機関を含めると、3割強となる）⁴⁾。3月下旬から4月上旬にかけての時期に独立示威の回数が大きく増えているが、末端機関を対象とする示威もこの時期に多かったことがわかる。憲警側の発砲などによる弾圧のために、その後は末端機関に民衆が押し寄せるような示威が減っていったことも読み取れる。

このような地域における独立示威の展開をモデル化すると、次のようになる⁵⁾。

- ①集会 → ②宣言朗読・演説 → ③行進 → ④行政機関・憲警機関に独立意志表明 → ⑤対峙 → ⑥解散拒否 → ⑦強制解散命令 → ⑧投石 → ⑨空砲・実弾発砲 → ⑩示威者検挙 → ⑪解散 → ⑫検挙者釈放要求の示威 → ⑬乱闘・官署突入 → ⑭発砲 → ⑮官署破壊

もちろん、すべての独立示威がこのように展開したわけではない。いずれかの段階で示威を停止したり解散したりした場合の方が多かったことは、<表1>から知ることができる。行政機関や憲警機関への示威の場合も、④から⑮までの途中の段階で解散することが多かったと見られる。これらの機関に押し寄せてからどのような形で独立の意志を表明するかについても、示威に加わった民衆はさまざまに考えていたであろう。請願、交

<表1> 植民地権力末端機関を対象とする独立示威回数

報告の時期	示威回数合計 (A)	行政機関への示威	憲警機関への示威 (B)	B ÷ A × 100
3月1日～11日	68	-	19	28.0
3月12日～20日	56	-	16	28.6
3月21日～31日	105	13	39	37.1
4月1日～6日	183	14	48	26.2
4月7日～11日	63	3	7	11.1
4月13日～24日	32	-	1	3.1
計	507	29	130	25.6

(資料) 朝鮮軍司令官日次報告 (姜徳相編、1966：110 - 116、131 - 134、161 - 167、180-188、203-207、215-217) より作成

渉、宣言・通告、抗議、抗争、襲撃などが混じりあった思いを抱いていたのではないだろうか。

示威展開のいずれかの段階で中止することになったとしても、また示威者側に意志表明の行動についてさまざまな思いがあったとしても、これらの示威が独立への意志をもって権力機関と相対する状況を生み出したことは間違いない。

(2) 示威における「暴力」

では、これら植民地権力の末端機関を対象とする独立示威は、支配当局がいうように「暴力的」なものだったのだろうか。〈表2〉は、朝鮮憲兵隊司令部が独立示威を「暴行」に至った示威と「無暴行」の示威とに分けて回数と参加人員を調査して作成した統計表を簡略化したものである。

これによれば、暴行に至った示威は全体の37.4%で、残りは「平和的」な示威ということになる。しかし、「暴行」示威の内訳を見ると、「兇器を持ったもの」は全体の7.7%に過ぎないことがわかる。そして、そのような「持兇器」の示威というも、原註に記されているように、「棍棒、鎌、斧等を携えた者」が混じった群衆示威であったのである。実際には「兇器」を持つ者は示威群衆の

中でそれほど多くなかったことが推測できる。

もちろん、最初から暴力を振るうことが意図された示威があったことも事実である。例えば、4月3日の京畿道水原郡雨汀面・長安面での示威は、住民約2000名が棍棒などをもって雨汀面花樹里の巡査駐在所を襲撃し、日本人巡査を殺害したものであり、計画的な「暴力示威」であった(박환[2007]、이정은[2009]など参照)。

しかし、「暴行」に及んだ示威の8割を占めるのは、「無兇器」の示威であった(〈表3〉のうち「暴行せしもの」290回のうち「無兇器」230回)。これは、いったいどのような示威だったのだろうか。日本側の資料の多くに書かれているのは、示威参加者が石や瓦礫を憲警機関・行政機関や憲兵・巡査などに向かって投げるに至った示威である。先の示威の展開モデルでいうと、⑧の段階までに至った示威であったということが出来る。つまり、「兇器」を持たずに示威を行っていた民衆が検挙者の釈放などを求めて憲警機関などに投石するに至ったと考えてよい。このような「暴行示威」が3割あったという数字は、〈表1〉の憲警機関・行政機関を対象とする示威が約3割だったことと照応している。

〈表2〉「暴行」「無暴行」の示威回数・人員

			3月	4月(10日まで)	合計	比率(%)
暴行せしもの	持兇器	回数	28	32	60	(7.7)
		人員	40,730	29,140		
	無兇器	回数	124	106	230	(29.6)
		人員	129,951	99,930		
	計	回数	152	138	290	37.4
		人員	170,681	129,070		
無暴行		回数	335	151	486	62.6
		人員	147,538	50,611		
合計		回数	487	289	776	100
		人員	318,219	179,681		

(原註)「暴行せし者の欄中持兇器の人員は群衆中棍棒、鎌、斧等を携へたる者あることを示し暴行人員は群衆中暴行せし者あるを示す」

(資料)朝鮮憲兵隊司令部・朝鮮総督府警務総監部「朝鮮騒擾事件経過概覧表(自大正8年3月1日至大正8年3月31日)」および同「朝鮮騒擾事件経過概覧表(自大正8年4月1日至大正8年4月10日)」(金正明編、1967: 478、586)より作成

(3) 死者数の問題

このようにほとんど「兇器」すら持たない示威に対して、日本側は発砲などの手段で鎮圧を行なった。「暴力」を用いたのは、朝鮮民衆ではなく、植民地権力であった。それを示すのが死者数の問題である⁶⁾。

先に見たように、末端の憲兵警察機関の勤務人員は7名程度に過ぎなかったが、そこに数百名、場合によっては数千名の群衆が押し寄せるといふ事態は、植民地権力も予想していなかったが、現場にいる憲兵や巡査にとってはきわめて大きな恐怖を引き起こすものであった。示威群衆に対する発砲は、植民地権力中枢が武力による鎮圧を指示していたことに主な原因があることは否定できないが、他方で示威の現場で憲兵や巡査が恐怖にとりつかれた結果でもあった。三一運動の状況を視察したある陸軍少佐が、「〔江原道などでは〕各村の駐在所^{など}は幾百千の暴徒に対して僅か四人の憲兵しか居らぬので彼等を鎮撫する方法は撲〔撃〕つか斬るかするの外なく二三人撃つとピタと鎮静すると云ふ事であった」(『東京朝日新聞』1919年4月30日朝刊5面)と語っているのは、示威現場における発砲の様相をよく伝えている。

三一運動における死者数に関しては、資料によって大きな差違が見られる。朴殷植『韓国独立運動之血史』(1920年上海刊)は、5月までの死者を7,509名としており(朴慶植、1976:246)、韓国の歴史教科書などでは、この数字が記載されることが多い。一方、日本側の資料では、4月末までの死者を官憲8名、「暴民」553名、普通民1名としており(1919年6月20日朝鮮総督府警務局「騒擾箇所及死傷者数ノ件」姜徳相編、1966:474)、大きな違いがある。これに対して、2019年に韓国の国史編纂委員会が作成・公開した「三一運動データベース」に収録されている日本側の各種資料の記述をもとに集計したリュ・ジュンボム[2019:21-22]によれば、3月から5月末までの死者は最小で701名、最大で904名とされ、示威後に死亡したと推定される者を含むと最小725名、最大934

名となっている。

しかし、示威に参加した朝鮮人の死者数は、これら日本側資料にもとづく数字で推し測れないことにも注意すべきである。朝鮮総督府警務局の資料(水野直樹編、2018:204)は、これについて次のように記している。

「騒擾に於ける死傷者の調査は頗る困難なり。其理由は傷者は現場を逃走して原籍地に帰還し死亡したる者は騒擾に閑せざる如く装い埋葬する者及逃走所在不明者あるに因る」

日本側の憲警機関は示威の現場での死亡者を確認して、それを上部に報告したが、実際には現場から逃走した後に死亡するものがあったり、仲間が死亡者の遺体を運び去ったりしたため、資料に記載されない死亡者がいたと考えられる⁷⁾。

それはともあれ、日本側資料にもとづいて集計されたところでも朝鮮人の死者は700～900名だったのに対し、日本側官憲の死者は8名にとどまった(そのうち3名は朝鮮人憲兵補助員であった⁸⁾)。この数字から、三一運動全体において暴力を行使したのが日本側であったことは明白である。さらに、日本側の死者はすべて巡査、憲兵などであって、民間の日本人の死亡者がいなかったことも見落とすべきでない。日本人経営の商店などへの投石がなされたところもあったが、独立示威の対象は、あくまで植民地権力機関だったのである。

3 末端権力機関との「対峙」

(1) 憲警機関との「談判」

独立のための示威運動に立ち上がった朝鮮民衆は、どのような形で自らの意志を表明しようとしたのだろうか。独立への意志とそのための運動の存在を広く朝鮮社会に知らしめることがまずめざされたが、その上でそれを日本(人)に対して明らかにすることが独立示威の大きな目標と考えら

れた。つまり、三一運動は日本側に知られないように秘かに活動するような形態の独立運動ではなく、独立への意志を明確に表明し、植民地支配者にそれを突きつける運動として展開されたといつてよい。

そのような示威運動は、ソウルや平壤などだけではなく各地域でも展開されたが、地域で日本の権力を象徴するのは行政機関であるより憲兵隊や警察という憲警機関であったため、示威の対象がこれら憲警機関になったことは不思議ではない。その場合でも、最初からそれらの機関を襲撃する意図をもって示威が展開されることは、一部の例外を除いてほとんどなかったといえる。多数の群衆が巡査駐在所や憲兵派遣所などの前に押しかけて「独立万歳」を叫ぶという形態がとられたが、それは必ずしも「暴行」に発展するものではなかった。中には、巡査や憲兵に独立の意志を伝えて「談判」するという形に終わったものもある（朝鮮憲兵隊司令部編、1919：204ページ）。

「〔忠清北道秋風嶺では〕温和なる騷擾群衆に対しては警備機関が極めて穏和なる態度（武器を携帯せず）にて之を途に擁し『運動したき希望のものは分遣所に出頭し他は解散すべしと』諭し、首動者のみを分遣所に出頭せしめて意見を聞き説諭し、他は解散せしめ以て鎮撫せしこと二回あり」

このケースでは、示威の「首動者」が憲兵分遣所で「意見」を述べるという形で示威が終わっている。次の黄海道谷山郡の事例は、憲兵分隊の側が示威群衆を「鎮撫」するために「詭計」を用いたものとして記されているが、示威の指導者がどのような態度で自らの意志を示したかを読みとることができる（朝鮮憲兵隊司令部編、1919：232）。

「三月五日谷山郡天道教徒は太極旗を押立て谷山邑に進入せんとしたるを以て、谷山分隊長は邑端に出でて制止解散せしめんとしたるも応ぜず。依て一応分隊の構内に導き、代表

者と事務室に会見し彼等の希望を聴取し、一般は帰宅を命じたるに容易に解散したり。而して首謀者以下七名を逮捕せり」

憲兵隊の側は示威者たちの意見を聞くふりをして多数の民衆を解散させ、代表者を逮捕するという「詭計」を弄したのだが、それに対して示威の代表者は正々堂々と自らの、そして朝鮮民衆の意志を表明する姿勢を示したのである。

(2) 末端権力機関の「撤退・引渡し」要求

植民地権力の末端機関との「談判」ととどまらず、それら機関の撤退や朝鮮人側への引き渡しを要求したとする資料も見られる。江原道での示威の様相について、日本側資料は次のように記している（朝鮮憲兵隊司令部編、1919：67）。

「暴民等の内地人に対する態度感傷的〔感情的〕の誤りか〕にして「内地人は其雇傭する鮮人を引渡すと同時に速に日本に退去すべし」或は「内地人官公吏は全部殺すべし、同胞の拘禁せられたる者を奪還すべし」「独立と共に総ての官公署は廃止となれり。速に建物其他の物品を引渡すべし」或は「爾今汝等の命令指示に従ふの義務なし」等、各地方共同様なる不穏過激の言動を為すもの多かりし状況なり」

また、同じ資料には、平安南道での示威については、「暴動の程度に至りたる」個所は7箇所だったとし、そのうち3箇所は「兵器又は庁舎奪取」が目的であったと記述されている（朝鮮憲兵隊司令部編、1919：57）。

これらの資料には、江原道あるいは平安南道のどの地域でいつ起こったことなのか記されていないので、他の資料によって確認することができないが、他の地域でも同様の要求がなされたことを記録した資料が見られる。黄海道遂安郡での示威（3月3日）に関する報告である（1919年3月4日警務局「独立運動二関スル件（第五報）」姜徳

相編、1966：291)。

「三日午前六時頃天道教徒の一団約百五十名憲兵分隊に押し寄せたるを以て説諭を加へ解散せしめたるが、同日午前十一時頃より午後七時迄に三回に渉り同教徒の一団約五十名乃至百五十名来襲し、喊声を挙げて分隊構内に殺到し分隊及郡庁を引渡すべしと迫りて暴行を演じ危険急迫、到底鎮圧の途なきに至りしにより遂に武器を使用し、暴徒九名を倒し十八名に重傷を負はしめ之を撃退せり」

この日本側の資料によれば、黄海道遂安郡での示威は郡庁や憲兵分隊の庁舎の引き渡しを要求して「暴行」に及んだとされ、これを阻止するために憲兵側が発砲して多くの死者を出した。この事件は、検察が民族代表らの裁判において内乱罪を立証するために「犯罪事実」として取り上げたものとして知られるものだが、近年の韓国では支配機関の接収をも図った動きとして評価されている。これに対し、遂安での示威が多数の死者を出すほど「暴力化」したのは、偶然のことであって、支配機関を襲撃することが意図されていたわけではないとし、朝鮮人側の要求は検挙者の釈放が主だったとするチョン・ビョンウク [2019a] の見解が出されている。

遂安示威が郡庁や憲兵分隊の庁舎の「引き渡し」を要求する「暴動」だったと検察が主張した⁹⁾のに対し、示威に参加していた天道教徒韓秉益は高等法院予審における訊問において、「独立運動と云ふのは多勢の者と押し寄せ脅迫し憲兵分隊並に郡庁の引渡を強要すると云ふ意に非らずや」との問いに「左様ではありませぬ」と否定している(国史編纂委員会、1990：381)。この答えが内乱罪の適用を逃れるためになされたものか、それとも実際に官庁の引き渡しを要求した事実がなかったのか、いずれとも判断できない。

韓国における研究で「公共機関接収」を目的とする示威の例としてあげられるもう一つの事例は、4月2日の平安北道義州郡玉尚面での示威で

ある。これも民族代表らの「内乱罪」裁判に関連する事件として位置づけられたものである。示威の「先鋒隊長」とされる朴撃得に対する京城地方法院の判決文(1920年8月7日)には、次のように記されている(韓国国家記録院「独立運動関連判決文」による)。

「朝鮮は将来日本帝国の羈絆を脱し独立国となるべきものなれば、日本官憲たる玉尚面事務所は之を存置するの要なく、寧ろ之を閉鎖し面吏員等をして其事務を執行するを禁止するに如かずと思惟し、群集の暴力により此目的を達せんと企て、〔中略〕金時恒及群衆は交々同〔面吏員〕崔英均及其他の面吏員に対し、朝鮮は独立となるべければ面事務の執行を為すべからずと申向け、或は朝鮮が独立せば自治民団を組織し日本官憲の指揮を受け居る面事務所を廃すべきに付、面事務所備付の公簿及公金を提供すべく、之に応ぜざれば同人等を殺害すべしと脅迫し、同面吏員等をして公簿七冊及公金百九十三円十五銭を提供せしめ之を強奪し〔下略〕」

この判決文は検察の主張をそのまま認めたものであったが、京城覆審法院(1920年10月30日)は、「朝鮮が独立せば自治民団を組織し日本官憲の指揮を受け居る面事務所を廃すべき」云々とした検察側の公訴事実を「之を認むべき証憑充分ならず」として否定する判断を下している¹⁰⁾。

黄海道遂安郡で公共機関接収要求、平安北道義州郡玉尚面で「自治民団組織」と行政機関の廃止要求を掲げた示威がなされたのかどうかは、現在のところ確定することができない。2つの事件を民族代表らの「内乱罪」を立証するものと位置づけようとした検察が誇張したものと考えることもできる。

しかし、先に述べたように示威運動の側が末端権力機関に対して独立の意志を表明して「談判」までした事例があることを考えると、それら機関の撤退を要求するに至ったとしても不思議ではな

い。このような「公共機関接収」目的の示威が実際にあったのか、あったとすればどの程度の広がりや示していたのかについては、今後の検討課題としておきたい。

(3) 巡査駐在所・憲兵分遣所の「撤収」

独立示威の側が憲警機関などの撤退を要求したかどうかとは別に、実際にそれらの機関が一時撤収した地域があったことは、これまでの研究であり、あまり重視されてこなかった¹¹⁾。しかし、これは三一運動の意味を考える上できわめて重要な問題である。面事務所などでは朝鮮人職員が辞職して、事務をとることができなかつたところが各地に生まれていたが、憲警機関は、日本人が絶対的な権力を振るうものであり、植民地支配の維持のために空白を生じさせるようなことがあってはならないと考えられていた。にもかかわらず、実際には警察・憲兵隊の末端機関が「撤収」するという事態が生まれていたのである。これを<表3>で確認

してみよう。

<表3>に記されるどころのほか、全羅南道長城郡新興里憲兵駐在所、平安南道寧遠郡生泉憲兵駐在所が「人員配置」あるいは「人員補充」の関係で一時引揚げたとされており（朝鮮総督府警務局、（復刻版）水野直樹編、2018：144 - 145）、実際にはさらに多くの憲警機関が「一時撤収」したと見られる。その多くは、示威がもっとも激しかった4月上旬に「撤収」し、数日ないし十数日で「復旧」したようである。

では、憲兵警察機関が「一時撤収」せざるを得ない地域が生まれたのは、どのような理由からだったのだろうか。日本側の資料は、次のように書いている。

「各地の騒擾漸く僻遠地に波及せしのみならず危険性益々顕著となれるを以て、四月二日各憲兵隊長警務部長に対し、勢力利用上一時附近の駐在所に併合する為、内地人の在住せ

<表3>一時撤収した憲兵警察機関（▲は面事務所所在地）

道	郡	警察官駐在所	憲兵派遣所	合計	別計
京畿道	水原郡	楊甘面新旺里、松山面沙江里、▲隱徳面南陽里、郷南面発安里	—	8	4
	振威郡	▲北面鳳南里、▲松炭面西井里、梧城面安中里	—		
	龍仁郡	外四面栢峯里	—		
平安北道	—	亀城郡五峰面士気洞 定州郡南西面天台洞	2	2	
平安南道	—	—	—	30	
咸鏡北道	明川郡上零北面熊店洞	慶興郡下檜洞、鍾城郡華方面鹿野里、会寧郡昌斗面蒼泰（苔）洞、会寧郡八乙面細洞、慶源郡防銀洞、茂山郡虚彦洞	7	?	
江原道	襄陽郡西面五色里	—	1	1	
忠清南道	▲瑞山郡貞美面天宜里	天安郡北面龍岩里、天安郡廣徳面宝山院里、燕岐郡西山（注）	4	7	
慶尚北道	—	—	—	1	
合計	11	11	22	46	

（資料）大正8年4月17日密番第343号「独立運動ニ関スル件（第五十報）」（姜徳相編、1966年：377）、および朝鮮総督府警務局「騒擾事件ノ概況 其二」（水野直樹編、2018：143）。「別計」欄は、朝鮮憲兵隊司令部編 [1919] の第6章「現在ニ於ケル民心一般ノ状態及将来ノ予測」で言及されている数字。

（注）燕岐郡に西山という地名はない。錦南面丑山里の誤りか。

ざる僻遠の地にして他に加護を要するものなき地方の駐在所は機宜に応じ引揚げ差支なき旨を電令し〔下略〕(1919年4月17日警務局長「独立運動二関スル件(第五十報)」姜徳相編、1966:377)

「本道〔平安南道〕に於ては騒擾を一挙に鎮圧すべき積極の方針を執り警察力の集中を謀りし為、他の応援として一時駐在所を引揚げたるもの三十個所あるも、〔下略〕(朝鮮憲兵隊司令部編、1919:283)

ここであげられている理由は2つある。1つは、独立示威が激しくなり僻遠の地にまで及ぶようになったので、守るべき日本人居住者がいないようなところから駐在所を引き揚げたというものである。もう1つは、激しい示威が展開されているところに警備力を集中するために一部の駐在所を引き揚げたというものである。

この問題を京畿道水原郡の事例で見てみよう。〈表3〉に示されているように、京畿道で撤収した警察機関8カ所のうち4カ所は水原郡にあった。先に触れたように、同郡雨汀面・長安面では4月3日に巡査が殺害されるという事件が起こったが、その北に位置する松山面でも3月28日に巡査の死亡を引き起こした激しい示威が展開されていた。松山面の巡査駐在所が「撤収」したことは〈表3〉に示されているとおりだが、雨汀面の駐在所も機能を喪失していた。同じ時期には水原郡のほか京畿道南部の振威郡、安城郡などでも独立示威が相継いで起こり、在住日本人が「安全」なところへ避難する動きも見られた。このような状況の中で、激しい示威が起こる可能性がある地域や在住日本人が少ない地域から警備機関を「撤収」するとともに、警備力の集中が図られたと考えられる。

憲兵警察機関が「撤収」した地域は、植民地権力の空白地帯となり、ある意味で「解放区」となった¹²⁾。もちろんその「解放区」は朝鮮民衆の側が意図していたものではなく、武力闘争によって作り出したような「解放区」でもなかった。しかし

ながら、植民地権力の手薄な地域で(あるいはその近辺の地域で)圧倒的多数の民衆が決起するという状況が生れることによって、植民地権力側が警備機関を「撤収」せざるを得ない事態がもたらされたのである。

このような権力の空白に対して、朝鮮民衆はどのように反応したのであろうか。日本側の資料(朝鮮憲兵隊司令部、1919:260、266、273、283)では、巡査駐在所の撤収によって「部民は一時不安の念を起すに至りたる」(京畿道)、「部民等は一時は永久に撤廃せられたるものと思惟し憂色あり」(慶尚北道)と記す一方、「一駐在所に対しては駐在所員を卑怯なりとの非難の声あり」(忠清南道)、「一時部民間に独立確実となりし為引揚げたるなりと感想を懐かしめ民心の動揺を大ならしめたる感あり」(平安南道)として、民衆が植民地権力の空白を肯定的に認識していたことがうかがえる。しかし、「予期よりも却て民心の動揺少かりしを認む」(平安南道)と記されるように、「解放区」は植民地権力側が恐れていたほどには民衆の独立意志とむすびつくことはなかったようである。

しかしながら、権力の空白に対する権力側の恐怖は、それに対する報復としての住民虐殺を生み出した。よく知られている水原郡郷南面発安里(提岩里)での虐殺事件は、同郡南部の警備機関が撤収していた状況の中で起きたものであった。現場で事件を引き起こした陸軍歩兵中尉有田俊夫に対する朝鮮軍の軍法会議判決文(1919年8月21日)は、「発安里以西の地〔雨汀面・長安面〕に在りては巡査惨殺以来、朝鮮人巡査補の暴徒に内通したる嫌疑を以て引致せられ或は辞職を出願する等、殆んど無警察の状態に陥り暴徒横行、交通極めて危険、何時一大暴動の勃発するやも知るべからずして人心不安の極に達したり」という状態を見た有田が、独立運動の「主謀者」と見なしたキリスト教徒・天道教徒を呼び集めて殺し、周辺の家屋も焼き払ったことを認定している。雨汀面・長安面で示威者らの検挙に出動した有田がその東に位置する郷南面発安里で「報復」的な虐殺を実行したのである。にもかかわらず、軍法会議は有

田が「任務遂行上必要の手段にして当然為すべきこととの確信を以て茲に及びたるが故に、被告の行為は要するに之を犯意なきものとせざるべからず」として、無罪を言い渡した（朝鮮軍司令官宇都宮太郎「有田中尉に係る裁判宣告の件」1919年8月21日、アジア歴史資料センターC03022465000）。

植民地権力は、朝鮮民衆との「対峙」状況の中で生まれた「無警察の状態」＝権力の空白に恐れを抱き、住民虐殺をも敢えて行ない、それを「任務遂行上必要の手段」として合理化・正当化したのである。

おわりに

本稿では、三一運動期における植民地権力と朝鮮民衆との間に生まれた「対峙」の様相を考察した。資料にもとづいて詳細に論じるには至らなかったが、概括的に「対峙」状況が生まれていたことを明らかにし得たのではないか。多数の民衆が独立の意志をもって立ち上がったのに対し、植民地権力は朝鮮全体を統制できるだけの力を持っていなかったため、独立示威の動きをただちに抑えることができなかった。それだけではない。朝鮮民衆が示した毅然とした態度に植民地権力は、恐れすら抱いたのである。

「〔全羅南道では〕発生当時における暴民の心情は、自己の行動を大なる誇りとし意気昂然、警察官が逮捕せんとして右手を捉ふれば左手を挙げて万歳を唱呼すと云ふ如き熱狂振にして、警官の姿を見て遁走する如き者殆んどなかりき」（朝鮮憲兵隊司令部編、1919：42）

「愚昧な民」と思い込んでいた朝鮮民衆が「意気昂然」とした態度で独立の意志を表明する状況に、植民地権力はたじろぐしかなかった。

一方、検挙され裁判にかけられた者は、示威に加わったことを否認するのではなく、自らのとった

行動を「人道正義」を求めるものだったと論じ、逆に植民地権力の振る舞いを批判した。一例だけあげておこう。ある農民は上告理由書の中で次のように述べている。

「自己の国を自己が奉祝し現今世界各国が民族自決主義を施行せんとする時代に当り、本被告又其自決主義を以て平和を主唱し且人道正義を主唱せる者なれば何等罪となるべきことなし。官憲より見るも一に説諭すべき件に過ぎざるに、軍隊を派して人民を炮殺し或は被害を与へ民心を騒擾せしむ、之れ却て官憲に於て安寧秩序を乱したるもの¹³⁾」（1919年5月19日李洸鎬ほか11名に対する高等法院判決文（韓国国家記録院「独立運動関連判決文」）

この言葉に、植民地権力と「対峙」して臆することのない朝鮮民衆の姿を見ることができる。

三一運動においては、末端の植民地権力機関が麻痺状態になったといっても過言ではない。それは「暴力」「武力」によるものというより、圧倒的多数の民衆の示威運動によってであった。地域によっては権力の空白地帯が一時生まれもした。地域社会における植民地権力と民衆との「対峙」状況が現出したことこそ、三一運動が「全民族的抗争」と形容されるゆえんであり、それは権力側にとっては重大な危機であった。だからこそ、三一運動後、日本の支配当局は「文化政治」を唱えて、三一運動期のような「対峙」状況が再来するのを防ごうとした。にもかかわらず、地域での「対峙」「拮抗」状態はその後形を変えながら継続し、1945年日本敗戦・朝鮮解放直後、各地に「自治権力」（建国準備委員会、人民委員会など）を生み出すことになるのである。

注

- 1) 韓国における三一運動研究の動向については、水野直樹〔2020〕を参照されたい。朝鮮民主主義人民共和国においても、『歴史科学』が2019年に2回にわたって三一運動関係論文を掲載している。

- 2) 末端の警察・憲兵機関の配置人員は5人前後だったとする見解もある。김명환 [2019:331]
- 3) 引用文中のカタカナはひらがなに改め、濁点をつけた。[]内は引用者による補足である。以下の引用文においても同様。
- 4) これら機関に押し寄せる示威ではなく、市場などの示威現場で憲兵、巡査や面事務所職員に向かって「独立万歳」を叫ぶ場合も、独立意志の表明であったことはいうまでもない。
- 5) 김영범 [2019:32]によるモデル化を修正、簡略化した。
- 6) 負傷者についても考慮すべきだが、死者に比べてはっきりした資料が少ないため、ここでは検討しないこととする。
- 7) 負傷者については、激しい示威が展開された京畿道安城郡については、「四月上旬に於ける騷擾の爲負傷せるもの多数あり〔中略〕地方官憲の調査に依る其の当時に於ける負傷者は其の数尚ほ多かりしも平穩に帰せる現状に在りても尚ほ隱匿せるため容易に其の実数を得ず」(1919年5月11日朝鮮軍司令官宇都宮太郎発朝参密第五七七号「騷擾事件負傷鮮人救護ニ関スル件報告」姜徳相編、1966:332)と記されている。
- 8) 朝鮮人憲兵補助員3名が死亡したのは、3月4日平安南道江西郡沙川での独立示威の際である(姜徳相編、1966:94)。
- 9) 検察側の主張は、遂安示威事件の決定書や判決文(1920年3月22日高等法院、同年8月7日京城地方法院)に記載されている。韓国国家記録院「独立運動関連判決文」で閲覧可。
- 10) この点は、정병욱 [2019b]の指摘に学んだ。
- 11) 憲兵警察機関の「撤収」について触れた研究は、管見の限りでは、립만・김맹모(1963)、松田利彦(2009)くらいしかない。
- 12) 京畿道安城市にある安城3・1運動記念館のサイトでは、激しい示威が展開された4月1日・2日のことを「2日間の解放」と位置づけている。<https://www.ansong.go.kr/tourPortal/41/main.do>(2020年1月11日アクセス)
- 13) ここに引用したのは、慶尙北道安東郡における示威参加により起訴された李東鳳(農業、26歳)の上告理由書の一部である。高等法院の判決文は、被告人の上告理由書を引用した上で法律適用の可否を判断するという形式になっており、上告理由書から裁判にかけられた者の主張を知ることができる。自らの行動は「正義人道」にもとづくとする主張は、李東鳳だけでなく多くの被告人の上告理由書に共通するものであった。

(参照文献・データベース)

- 朝鮮総督府編『朝鮮総督府統計年報』1913年版
 朝鮮総督府編『朝鮮総督府統計年報』1918年版
 朝鮮憲兵隊司令部編(1919)『朝鮮騷擾事件状況』(復刻版、極東研究所出版会、1969)
 朝鮮総督府警務局「騷擾事件ノ概況」(水野直樹編(2018)『朝鮮治安関係資料集成』第2巻、不二出版、所収)
 姜徳相編(1966)『現代史資料25 朝鮮(1)』みすず書房
 金正明編(1967)『朝鮮独立運動Ⅰ』原書房
 朴慶植(1976)『朝鮮三・一独立運動』平凡社
 松田利彦(2009)『日本の朝鮮植民地支配と警察』校倉書房、2009年
 水野直樹(2020)『韓国における三一運動研究の動向』『朝鮮史研究会会報』第218号
- 립만・김맹모(1963)『3・1 운동』평양, 조선로동당 출판사
 国史編纂委員会編(1990)『韓民族独立運動史資料集12 三一運動Ⅱ』
 박환(2007)『경기지역 31 독립운동사』선인
 이정은(2009)『3·1 독립운동의 지방시위에 관한 연구』국학연구원
 한국사연구회편(2019)『3·1 운동의 역사적 의의와 지역적 전개』경인문화사
 박찬승(2019)『1919: 대한민국의 첫 번째 봄』다산초당
 김명환(2019)「일제 헌병·경찰의 31 운동 탄압」국사편찬위원회·동아일보사 공동학술회의『백년만의 귀환: 31 운동 시위의 기록』
 류준범(2019)「삼일운동 DB로 추정한 31 운동의 규모: 참가자 및 사망자 추계」『백년만의 귀환: 3·1 운동 시위의 기록』
 김영범(2019)「3.1 운동과 혁명적 민중폭력의 사상」(한국역사연구회 3-1 운동 100주년기획위원회 엮음 『3.1 운동 100년 총서』 제5권, Humanist
 정병욱(2019a)「1919년 3월 황해도 수안 만세시위의 재구성」『민족문화연구』 제84호
 정병욱(2019b)「삼일운동 데이터베이스'와 사료비판」『역사의 창』 제48호, 국사편찬위원회
- 国立公文書館「アジア歴史資料センター」<https://www.jacar.go.jp/>
 韓国国家記録院「独立運動関連判決文」<http://theme.archives.go.kr/next/indy/viewMain.do>
 国史編纂委員会「三一運動データベース」<http://db.history.go.kr/samil/home/main/main.do>

特集

解放直後における在日朝鮮人の3.1運動記念日闘争—8.15解放記念日との比較検討



裴始美 (大谷大学助教)

キーワード

3.1 運動、8.15 解放、在日本朝鮮人連盟、在日本朝鮮居留民団、記念日闘争

The March First Movement, Liberation Day on August 15, Federation of Korean Residents in Japan (Choryeon), Association of Korean Residents in Japan (Mindan), Anniversary Movement

1. はじめに

植民地期朝鮮の最大の独立運動である 3.1 運動が朝鮮半島および朝鮮民族の歴史にどれほど大きな意味を持つかは、改めて説明する必要もなからう。100 周年を迎えた 2019 年、大韓民国（以下、韓国）では 3.1 運動を現在韓国民衆の「実践的国民民主権運動の始まり」であり「ろうそく革命」のルーツとみなす認識が定着し [李泳采 2019]、政府の公式式典のみならず歴史関連研究会の企画出版など各界の記念行事がたくさん行われた。朝鮮民主主義人民共和国でも 3.1 人民蜂起 100 周年記念社会科学部門討論会（2 月 28 日）などを通じて 3.1 運動 100 周年を記念した [『朝鮮通信』2019 年 2 月 28 日、3 月 1 日]。また開催には至らなかったが、平壤共同宣言（2018 年 9 月 19 日）の際、南北共同記念行事の開催が合意され、3.1 運動を通じて解放前の独立という課題と解放後の統一という課題が結びついていることが再確認された [康成銀 2019]。日本、中国、アメリカ、カナダ、オー

ストラリア、ベトナム、インドネシア、マレーシア、オランダ、ブラジルなど世界各地でもさまざまな記念行事が展開された。

とくに、3.1 運動に先立って留学中の朝鮮人学生が行った 2.8 独立宣言の現場である日本では、翌 1920 年から 1930 年代半ばまで、在日朝鮮人による記念が続いた [裴始美 2017]。やがて解放を迎えた在日朝鮮人は民族団体をつくり、自らの声を内外に発信し始めた。いろいろな団体活動のなか、3.1 運動と 8.15 解放、5.30、6.10、8.29、9.1¹⁾ など独立運動や朝鮮の歴史のなかで記念すべき日、または植民地支配の暴力性が際立った出来事が起きた日に際して、その歴史と経験を振り返って当面の課題に対する教訓を得ようとする行い記念日闘争は重要な活動であった。

記念日闘争が当時の在日朝鮮人にとってどのような意味を持っていたかは、「諸記念闘争に関する方針」に明確に記されている [『第十回中央委員会議事録』]。この方針は、「(日本は在日朝鮮人に対して—引用者) 解放された今もなお国家権力が保障され得ない隙を利用してあらゆる弾圧と搾取を行っている……当面の政治的経済的弾圧は過去の闘争と結びつけて規定してこそ、この正当な対策が出るであろうし、偉大な闘争の記録を現実問題に対照させてこそ飛躍的に発展」でき、各闘争の「歴史的意義を明確に把握し、したがってわれわれの当面の任務を再認して、力ある前進を継続せねばならない」と、記念日闘争の意義を説明している。つまり、在日朝鮮人の現在の闘いを民族運動

の歴史に位置付けることをもって、歴史的正当性・正統性を確保し、現在の闘いに勝利し、さらに発展できる土台をつくるということである。

もちろん解放直後の記念日闘争は在日朝鮮人だけの専有物ではなかった。朝鮮半島の左右勢力はそれぞれ「記念行事が展開される空間を、相手に対しては互いの正当性と正統性を誇示できる空間として、自らに対しては集団的一体感を共有できる空間として活用した……解放直後の記念日は民族のアイデンティティを構成する歴史的事件として再現すると同時に、新国家建設をめぐる左右の競争を通じて記念闘争の場へと変わっていった」[イヨンスク 2017:173] というように、記念日闘争は左右勢力が組織力を強化し、新国家建設の過程でどちらが正当性と正統性を先占、専有するかを決める核心要素の一つであった。ただ、表象（記憶、記念を通じての再現）は、表象の主体と社会空間、政治的脈略によって異なり得るため [イジウォン 2019:111]、同時期、同じ 3.1 運動といえども、朝鮮半島に住む朝鮮人と在日朝鮮人とでは表象の内容も意味も異なる。

在日朝鮮人団体は、朝鮮半島における新国家建設と、日本において在日朝鮮人を代表して政治、社会、経済的権益の保証を求める闘い、この二つの課題に対して現代的代表性と歴史的正当性を内外にアピールする場として記念日闘争を位置づけていたといえる。朝鮮人として当然記念すべき数々の歴史的な日のなか、3.1 運動は「他のどの民族運動より強い象徴性」[崔善雄 2009:12] を有したため、とりわけ大きな意味を持っていた。

解放直後の朝鮮半島および韓国における 3.1 運動の記憶と継承については多くの研究が蓄積されているが、日本をはじめとする海外の事例に関してはまだ十分とは言い難い状況にある。ここで本稿では、1946 年から南北単独政府の樹立する 1948 年まで 3 年間、在日本朝鮮人連盟と在日本朝鮮居留民団に分け、在日朝鮮人がどのような状況で、どのように 3.1 運動を記念し、その記念を通じて何を訴えようとしたのか、またそれは刻一刻と変動する内外情勢によっていかに変わっていくのかを

明らかにすることを課題とする²⁾。さらにもう一つの代表的な記念日である 8.15 解放の記念日闘争との比較検討を通じてその特徴を浮かび上げられ、南北単独政府樹立の影響を考察する³⁾。

2. 1946 年、解放の歓喜と米ソ共同委員会に託された完全独立

解放直後、在日朝鮮人は帰国対策と仕事、生命および財産の保護などのために民族団体をつくった。1945 年 10 月、最初の統合組織、在日本朝鮮人連盟（以下、朝連）が結成された。翌年 1 月、沖繩を除くすべての都道府県に地方本部が設置され、8 月に 47 地方本部、541 支部、1,013 分会、1947 年には 60 万名以上の会員を有するにいたった [鄭栄桓 2013:132, 133]。一方、一部のアナーキストと民族主義右派、反共主義者らは朝鮮建国促進青年同盟（1945 年 11 月、以下、建青）と新朝鮮建設同盟（1946 年 1 月、以下、建同）を結成し、1946 年 10 月には在日本朝鮮居留民団（以下、民団）をつくった。民団結成のころ、建青 12 地方本部、建同 5 地方本部に過ぎず、規模においては朝連に比べて顕著に小さかったが [民団新宿支部 2009:82, 83]、以降、朝連と民団は在日朝鮮人の兩大団体として機能するようになった。

(1) 朝連の 3.1 革命記念人民大会

解放後、初の 3.1 運動記念日闘争は朝連の大会から始まった。朝連は、3 月 1 日を「朝鮮解放運動にとって最も意味のある歴史の日」と規定し、各地方本部および支部、分会までその趣旨を徹底的に熟知し、3.1 革命記念闘争を全国的に展開するために 1 か月間の準備期間を設けた [『民衆新聞』1946 年 2 月 25 日]。このとき、朝連文化部では「啓蒙文庫」シリーズとして『三一運動略史』を 3 千部刊行した [『文化部活動報告書』]⁴⁾。直間接的経験がなく、学ぶ機会すらなかった世代に 3.1 運動の歴史を教えると同時に、教育活動を通じて新生朝連の組織力強化を図ったものと考えられる。2 月

27、28日の全国大会を経て3月1日、日比谷公園大広場で解放運動犠牲者追悼式と3.1革命記念人民大会を開いた。

午前11時、正面に祭壇、左右には太極旗と朝連旗、祭壇の上に朝連中央本部、日本共産党（以下、共産党）、朝連東京本部、朝鮮民衆新聞社からの花輪、下には朝連地方本部と日本の各社会団体からの花輪約40個が置かれたステージが用意され、会場には約3万名が開会を待っていた。開会宣言、革命歌合唱と「独立の朝」演奏、各団体代表の追悼文朗読で追悼式を終え、本大会に入る。3.1運動体験談、国際情勢などの演説を聞いて大会は終了、午後2時半、「朝鮮完全独立万歳！朝鮮人民共和国万歳！民主主義民族戦線万歳！」三唱で街頭行進が始まった。百台以上の車両を先頭に街頭に出た「革命的行列」は、GHQ（連合国最高司令官総司令部）庁舎前で太極旗を振りながら万歳で感謝の意を表した。皇居前にはしばらく止まって「独立万歳」や「天皇制打倒」を叫び、4時半、日比谷公園にもどって解散した〔『民衆新聞』1946年3月25日、「第八回中央委員会議事録」〕。

独立の歓喜、完全独立への念願、朝鮮人民共和国（1945年9月6日、建国準備委員会が成立宣布）と民主主義民族戦線（1946年2月15日、以下、民戦）支持、いよいよ始まる第1回米ソ共同委員会（1946年3月20日、以下、米ソ共委）と連合国に対する期待感がうかがえる大会だった⁵⁾。そして解放からわずか7か月、結成から5か月も経っていない朝連の組織力と熱気も感じられる。

同日、地方でも大会が開かれた。埼玉では約2千名が太極旗をつけたトラックを先頭に「独立の朝」を歌いながら大宮駅前広場に集まって大会を行った。栃木では1千名余りが太極旗と星条旗を先頭に行進し、米民政長官庁前で感謝の万歳三唱をした。続いて県庁に向かい、飛行機献納金の全額償還、朝連本部の宿所および学校用建物、工場および作業所、燃料、事務用品、車両の提供、食料増配などを求めて交渉した〔『民衆新聞』1946年3月25日〕⁶⁾。このような栃木の事例から、3.1運動記念大会は、在日朝鮮人が地域単位で戦後清算

や生活権要求を組織的に行う、つまり現実闘争の場でもあったことを示している。

では、初の8.15解放記念日はどうだったのだろうか。

(2) 朝連の8.15 – 三日間の祭典

朝連は第7回中央委員会（1946年8月2～4日）で初の8.15記念大会について議論した。会議で、8.15は弱小民族の解放記念日でもあるために共同行事が必要ではないか、建青から提案があったらどう対応すべきかという提起や、日本の民主団体との共同行事が必要だという意見に対して、韓徳朱議長ら指導部は、連合国との共同行事は考慮中であると答えた。また建同からの共同行事の打診に対しては「親日派と民族反逆者を除いた民戦支持団体以外とは共同闘争できない」と断ったが、個人資格で相手団体の行事に参加するのは可能であるとされた。

結局、朝連単独の大会となった。まず、8.15、8.29、9.1の三つの記念日をまとめて8月1日から9月1日までの1か月間の宣伝組織週間を置き、大会を準備、組織していった。朝連と民戦強化、反動団体の打破、米ソ共委の再開を目標に、ポツダム宣言の履行、モスクワ会議決定支持および自主独立の完遂、民族統一戦線の確立、日本官憲の干渉反対、全同胞の朝連への団結などのスローガンを決めた。各地方本部の大会では、該当地域の連合国司令部を通じて米ソ共委の再開要請を含む戦勝祝賀文をマッカーサー最高司令部に提出することが定められた。第1回米ソ共委以降、5月から無期休会状況だったため、戦勝祝賀文提出は再開を促すための有効な闘争手段であった〔第七回中央委員会会議録〕。

このような準備を経て行われた初の8.15大会は三日間行われた。14日には女性と子供の会、15日には本大会、16日は青年雄弁大会がそれぞれ開かれ、14、16日には演芸会や同胞慰安会などの余興も設けられた。15日、神田共立講堂で開かれた解放1周年記念祝賀中央人民大会には1万数千名が集まり、マッカーサーおよび米軍政庁連絡官、中

国・ソ連・イギリス代表、共産党など各界からの祝辞が届いた。ステージ中央の太極旗の左右に飾られた米英とソ連（または中国）国旗は、米ソ共委と連合国に対する期待を物語ってくれる⁷⁾。大会終了後には車両130台を先頭に東京市内を行進した〔『ウリ新聞』1946年8月25日〕。

東京の他にも18か所で記念大会が開かれ、約13万2500名が集まった。在日朝鮮人の多い大阪、兵庫、神奈川では東京と同様、三日にわたって展開された。大阪では、14日の女性と子供の会（1万名、以下（）内の数字は参加者規模）、15日の本大会と行進（7万）、16日の模範青年表彰式（1万）、兵庫では15日の本大会と行進・演劇（2万）、16日の婦女大会、17日の青年雄弁大会が行われた。神奈川では15日の本大会・行進（5千）と16、17日の朝鮮相撲大会が開かれた〔『解放新聞』1946年9月1日〕。このように女性と子供、青年の会が別途設けられ、各地の参加者規模が集計されたのは、朝連組織の強化という目標に符合するものだった。

以上、朝連の3.1と8.15大会を比較すると、次のような特徴が浮かび上がる。「殉国烈士の慰霊を追悼するこの大会の意義は重大」〔『第八回中央委員会議事録』〕というように、朝連は3.1大会の際には追悼に重点を置き、ステージ中央に祭壇を設け、追悼式を本大会より先に行った。追悼を通じて革命精神と伝統を受け継ぎ、その遺志を実現する主体は朝連であるという歴史的正当性・正統性をアピールしようとしたであろう。一方、8.15の場合、記念日闘争の目標こそ朝連の強化と米ソ共委の再開要請にあったが、初めて解放記念日を迎える喜びを満喫する祭りでもあったといえよう。

(3) 民団結成以前の3.1と8.15

在日本大韓国民団中央本部〔1997〕によると、建青、建同も日比谷公園公会堂で3.1独立運動記念式と解放1周年記念式を開催したが、詳細はわからない。建同結成直後、民団結成前だったため、朝連のような大規模大会を開くことは難しかったであろう。ただ、朝連と建青が協力し、5千名余

りの有志の名義で開催された兵庫の3.1運動記念人民大会のように、朝連系VS民団系に両分されない、またはされ得ないケースもあったことを明記しておきたい〔トンソンヒ2016:308〕。

3. 1947年、脅かされる生活権と民団・朝連の共助

(1) 民団の3.1

a.3.1 独立記念式典と財産税問題

民団は2月末から3.1革命精神涵養週間を設け、『民団新聞』第2号（2月28日）に特集を組み、「独立宣言書」、団長・朴烈の「3.1記念日を迎えて」、弁護士・布施辰治の「3.1運動の思い出」など、3.1運動関連文章を載せた。

3月1日午後1時、日比谷公園公会堂で開かれた第28回3.1独立記念式典には約5千名が集まった。建青委員長・洪賢基の開会辞、黙とう、団長の独立宣言書朗読、連合国と在日朝鮮人各団体、日本社会党などの来賓挨拶、中華民国駐日代表団代理と米陸軍大尉威龍俊の演説、軍政庁連絡官の挨拶、民団・建青代表の演説が続いた。トルーマン米大統領に送る、38道線の撤廃、統一立法機関の設立、統一政府の樹立、米ソ両軍の同時撤退を求める独立請願決議文を採択し、在日同胞の処遇改善と独立万歳の三唱を最後に午後4時に終了した〔『民団新聞』1947年3月20日〕。

このとき、建青副委員長・李禧元の緊急発議により、財産税納付拒否案が決議、採択され、その要請書がマッカーサー司令部に提出されたことに注目したい。3月15日まで回答がなければ代表団が断食闘争を決行するとまで宣言された。財産税とは、1946年11月12日に財産税法が公布され、1947年1月31日までの申告期限、1か月以内の納付が決められた新たな税金である。この決定に対して民団は「解放された我々は、我々に対する賠償を求めることはあっても、日本の侵略戦争による後処理負担まで負わねばならない何らの理由がない……解放国民の榮譽のためにも、この不当か

つ屈辱的な財産税法の適用に服従できない」と強く抗議した〔在日本大韓国民団 1977:43, 44、在日本大韓国民団中央本部 1997:52、『民団新聞』1947年3月20日〕。財産税は日本の侵略戦争を支えた軍需企業と金融機関に対する資金援助を主な目的としており、中国人を含む連合国民は免除されたのに在日朝鮮人は納付対象になったためである⁸⁾。しかし、抗議が受け入れられることはなく、在日朝鮮人が直面した問題は財産税だけでもなかった。

b. 生活権擁護闘争と12月事件

1946年11月12日、在日朝鮮人の計画帰還が最終段階に入ったと判断したGHQは、12月15日の期限までに朝鮮に帰らない在日朝鮮人は、朝鮮半島に政府が樹立して国民と認められるまでは日本国民とみなされるため、日本の法律に従うべきであると発表した。この決定は、解放民族としてのプライドを傷つけて政治的抑圧を強めるだけでなく、当面の生活、教育など各種権利を脅かすことになるため、在日朝鮮人は激しく反発した。朝鮮でも、南朝鮮労働党、民族革命党、民戦など社会団体および政党代表23名が在日同胞擁護対策委員会を組織し、財産の無制限搬入、日本の圧迫と不法課税反対、国債債権など即時返済、日本の法律適用反対、軍政裁判の適用、政治・経済・社会・文化活動自由の保障、計画帰還全面中止反対などを要求した。

朝連は第3回全国大会（10月14～17日）で、生活権擁護闘争を当面の課題と決め、解放民族としての権益、正統な法的地位および生活権獲得を求める運動を組織的に展開し始めた。12月20日に開かれた全国生活権擁護人民大会終了後、4万名余りの参加者が首相官邸に向かって行進するなか、一部の参加者と警察の間で起こったトラブルを口実に、日本警察は請願書提出のために首相官邸を訪れていた交渉委員10名を検挙した。彼らは26日、軍事裁判に回付され、南朝鮮に強制送還された。この一連のことを「12月事件」を称す〔『京郷新聞』1946年11月29日、金太基 1997: 301 -

357、鄭榮桓 2013:73 - 77〕。

同時期、闘いの正当性と必要性を共有していた民団と建青も生活危機突破居留民大会（12月13日）を開き、12月事件後には弾圧の暴力性と不当性に抗議して検挙者釈放を要求する運動を展開した。翌47年1月11日には、民団、建青、商工会代表11名が朝連側被検者救出運動連絡会議を開き、「思想を越えた民族的共同立場」で救出運動を展開すると決意し、マッカーサー司令部、第8軍司令部、対日理事会、朝鮮軍政庁、米・英・ソ・中・仏各代表団に陳情書を提出した。陳情書には、12月事件は朝鮮に対する日本政府の「侵略的野欲と優越的非望」によって引き起こされたもので、正義人道上「憎悪」すべき事態であり、朝連の大会に参加したわけではないが、大会の目的するところは在日朝鮮人全体の「共通概念」であると記されている〔『民団新聞』1947年2月21日〕。

このような様子は左右対立が物理的暴力と死傷者まで産んだソウルとは対照的であるが、在日朝鮮人の生活権が甚だしく脅かされているという厳しい現実の裏返しでもあった。もはや歓喜に満ちた3.1大会ではなくなったのである。

では、12月事件の当事者たる朝連は3か月後の3.1をどのように迎えたのだろうか。

(2) 朝連の3.1革命記念大会

a. 準備と開催

前年度と同様、2月から準備を始め、13日には朝連と在日本朝鮮民主青年同盟（以下、民青）および各組合、文化芸術団体、新聞社など21個団体が3.1運動28周年記念闘争協議会を構成した〔『解放新聞』1947年2月20日〕。3.1記念を通じて行うべきは闘争、文字通りの記念日闘争が始まったのである。「はじめに」で紹介した方針はこのとき定められた。

闘争目標には、日帝残滓の掃討、民主主義的啓蒙教育と朝連組織の強化、3.1の革命的伝統を正統に継承して「未完成の偉業を完遂」する闘いと日常闘争を結びつけることなどが決められた。方法としては、大会場所や形式、街頭行進および当局

との交渉時の注意点、慶祝や娯楽ではなく厳粛な雰囲気を保つこと、南朝鮮人民抗戦および12月事件の犠牲者の釈放を求める嘆願書と臨時政府樹立促成請願書の提出など、詳細に提示された。スローガンは、朝鮮完全自主独立万歳、民戦万歳、世界平和万歳、日朝人民連帯万歳、朝鮮の政権は朝鮮人民の手に、愛国者釈放、親日民族反逆者撲滅などが決められた[『朝鮮人生活権擁護委員会ニュース』1947年2月20日]。

そして迎えた3月1日、3.1革命記念大会は、1万5千名が日比谷公園野外音楽堂に集まったなか、午前11時に始まった。3.1革命パノラマ鑑賞、革命歌斉唱、追悼式、解放歌斉唱、曹喜俊議長の開会辞、布施辰治の経験談及び祝辞、ソ連と共産党代表、中華日報、産別会議議長、沖縄人連盟、全日本労働組合会議および華僑総会の祝辞に続き、午後には街頭行進を行った。民団、建青からの共同主催の提案について傘下団体の参加のみ認められた経緯があったためか[『第十回中央委員会議事録』、朝連の街頭行進を終えて日比谷公園に戻った参加者の多数が民団の式典に合流した[『東亜新聞』1947年3月25日]。建青関係者は、朝連の街頭行進が「12月事件の経験があつて慎重だったが、堂々としており秩序整然」で、民団と朝連の大会両方とも成功だったと「断言」しながら、解放後わずか1年半でここまで「進歩」できたと評価した[『朝鮮新聞』1947年3月4,7日合併号]。

東京の他にも多くの地域で追悼式と人民大会が開かれた。確認できた限り、その地域と参加者規模を記すと、京都(1万)、大阪(2万)、三多摩(1千)、滋賀(5千)、府中刑務所(230)、静岡(3千)、石川(1千)、福岡(7千)、千葉(不明)、神奈川(3千)、信越支局(600)、北海道(1500)である。これら各地域の大会では、県知事に生活問題解決を要求することを緊急動議で可決したり(滋賀)、民族差別撤廃など5項目交渉委員の派遣を決めたり(静岡)など、地域レベルの現実闘争の側面がうかがわれる。また、闘争方法に決められた南朝鮮人民抗戦および12月事件犠牲者の釈放を求める嘆願書が共通して提出されている一

方、石川では選挙権獲得の要求が持ち上がっている[『解放新聞』1947年3月5,10,15日、『朝鮮新報』1947年3月3日、『東亜新聞』1947年3月25日]。

b. 現実闘争の場としての3.1大会

南朝鮮人民抗戦は1946年10月、大邱の労働者ゼネストと市民抗争、近隣の農民抗争が南朝鮮全域へと広がり、多くの死傷者と逮捕者が出た大規模民衆抗争で、10月抗争と称することが多い。朝連が10月抗争の逮捕者釈放を3.1記念闘争方針の一つに決めた理由は、もとより抗争主体(民戦)とその闘いを支持していただけではなかった。3.1運動と10月抗争、12月事件の「史的相似性」に基づく積極的、主体的支持であった[『朝鮮人生活権擁護委員会ニュース』1947年3月1日]。この三つの「史的相似性」とはつまり、1910年「韓国併合」から3.1運動までの10年間の鬱憤が、解放から今日までの鬱憤と類似しており、1919年民族自決にかけた期待が大きかっただけに独立を成し得なかったときの失望と、1945年解放されてからも依然として暴力に踏みにじられている現実(10月抗争と12月事件)に対する怒りもまた類似しているということである。

一方、選挙権獲得要求は日朝人民連帯という新しいスローガンとともに考えなければならない。朝連は第3回全国大会で「一般活動方針」の一つに「世界民主主義勢力」との連帯を決めた。すなわち、日本の進歩的民主主義、革新勢力との連帯および積極的共同闘争が基本方針に決まったのである[金太基1997:294-296]⁹⁾。鄭榮桓[2013]によれば、第9回中央委員会(1947年1月28,29日)で、選挙を通じて日本の「民主革命」に参加し、在日朝鮮人の生活権を守って朝鮮の完全独立を促すために、参政権要求を決議した後、3.1大会で公表したという[294-296]。管見の限りでは確認できなかったが、東京の3.1革命記念大会でも選挙権獲得要求が表明され、石川の事例にあらわれたということであろう。

このように、1947年民団と朝連の3.1大会は徹

底した現実闘争の場であった。その闘いは民戦、共産党と緊密な関係にあった朝連において、慶祝や娯楽が許されないほど、より切実、強力に展開された。

(3) 臨時政府に向けた希望—民団と朝連の8.15

激しかった3月1日から2か月後の5月21日、米ソ共委がようやく再開した。これに、各政党・社会団体が協議対象としての参加請願書を提出し(6月23日)、ソウルと平壤で会談が設けられた(6月25日、7月1日)。このように完全独立に対する希望が膨らむ朝鮮半島情勢に対して、目指す完全独立の形や方法は異なろうとも、その願いと期待の程度には違いがなかったはずの民団と朝連、在日朝鮮人たちも鼓舞され、必死に働きかけた。

a. 民団、建青共催の解放記念民衆大会

8月15日午前11時、日比谷公園音楽堂で開かれた解放記念民衆大会は、「祖国遙拝」、黙とう、愛国歌合唱、洪賢基の開会宣言で始まった。民団事務総長・裴正の連合軍司令官に送る、「完全自主独立が急速に実現するよう、連合軍の援助を切望」というメッセージ朗読、各代表の祝辞・講和、朴根世、李康勲、金容太の講和、日本社会党代表・代議士の赤松勇による「朝鮮の解放は即ち日本の人民の解放」という演説などが行われ、金容太の閉会辞で終わった。東京西本部が14日に立川第二中学校講堂で午前は大会、午後には記念運動会を開催した事例から、民団も朝連のように、数日間にわたって余興も取り入れた祭りとして8.15大会を行ったと考えられる[『民団新聞』1947年8月23日]¹⁰⁾。

b. 朝連の8.15

前年と同様、1か月間の解放記念週間活動の目標に、臨時政府促成と反動テロ粉碎、生活根拠確立、組織強化と教育普及を掲げて準備に入った。とくに今年、単なる記念行事にとどまってはならず、現実と結びついた闘争を通じて大衆を組織する運動でなければならないと強調された。

8月15日午前10時、解放記念祝賀大会が、5千名が集まったなか、共立会館で開かれた。国旗に対する敬礼、解放運動犠牲者に対する黙とう、「臨時政府が遅れば遅れるほどますます約束を固くして双肩にかかっている民族的責任を遂行しなければならない」という尹槿の開会辞、臨時政府樹立に関する金天海の講演、解放の歌合唱、連合国首脳・米ソ共同委員会各代表などに送るメッセージ採択、ソ連と共産党の代表・マッカーサー司令部・朝鮮軍政庁連絡事務官からのメッセージ代読、その他各界代表の祝辞を読み上げた後、午後1時に第一部を終え、第二部の余興に移った[『民青時報』1947年8月25日、『朝連中央時報』1947年8月15, 22日]。

1947年も三日間の祭典が行われた。14日に婦人の集い、16日には青年の演劇会とインドの独立を祝うアジア文化祭典が開かれた。アジア文化祭典ではインドをはじめとし、朝鮮、中国、日本、ベトナム、フィリピン各国の音楽や演劇など多彩な文化公演が行われた[『民団新聞』1947年8月23日]。兵庫(4万2千)、京都(2万7千)、愛知(1万3千)、神奈川(7千)など、全国34か所の地域でも大会および学芸会や運動会、街頭行進が行われた。対馬では1千名余りが集まって船舶デモを繰り広げた。朝連中央に報告された参加者は17万1千名を数えるほどであった[『第十一回中央委員会議事録』]。

前述したように、もともと解放を祝う祭りのような性格の上、米ソ共委が急速に進められていた時期でもあり、同年3.1大会とは違って慶祝や娯楽が許された。しかし、米ソ共委を通じた臨時政府への希望は長くは続かなかった。米ソ共委は8.15大会前にすでに膠着状態に陥っており、事実上決裂していた。

4. 1948年、南北単独政府の樹立と朝連・民団の対応

米ソ共委決裂後、アメリカは国連監視下の総選

拳を、ソ連は米ソ両軍の同時撤退と朝鮮人に政府樹立の機会を与えることを提案した。結局はアメリカの提案通り、1947年11月14日、国連監視下の総選挙を通じた政府樹立案が決まり、モスクワ会議の決定は白紙となった。1948年に入ると、国連朝鮮臨時委員団のソウル入り（1月8日）、南朝鮮単独選挙の決定（2月26日）、北朝鮮の朝鮮人民軍創設（2月8日）と、南北はそれぞれ異なる道へと進んでいった。このような朝鮮半島情勢のなか、3月1日がまた回ってきた。

(1) 祖国と日本の厳しい現実に直面した朝連の3.1

a.3.1 革命記念闘争週間と大会

朝連は、2月20日から3月1日までの期間を3.1革命記念闘争週間と設定し、各地方本部の指導の下、民青や在日本朝鮮民主女性同盟に宣伝巡回班を組織させて宣伝啓蒙に努めた。宣伝啓蒙の内容は、「3.1革命の革命的意義と祖国の新事態を結びつけ、米ソ両軍の同時撤兵、自力での統一政府樹立を目標にして同胞大衆を革命的雰囲気の中で宣伝啓蒙させ、民族意識と愛国心を最高に上げて迫ってくる一大闘争に準備」させることであった。スローガンには、「3.1革命の伝統を継承して完全自主独立を勝ち取ろう、米ソ両軍同時即時撤退、自力での統一民主政府樹立、南朝鮮単独政府樹立を策動する反動勢力の謀略粉碎、民主主義愛国者の即時釈放、親日民族反逆者の撲滅、朝連財政の安定化と日朝連帯などが提示された。これに、「重大な祖国の現実にかんがみ、一切の慶祝気分を一掃、大衆の革命的気概を昂揚」させ現実の闘争に結びつけなければならないという注意事項が添えられた〔「朝連第五回全体大会提出活動報告書」、「第十三回中央委員会経過報告」〕。

3月1日、皇居前人民広場で開かれた東京の3.1革命記念人民大会には8千名が集まった。革命運動犠牲者の追悼歌と解放歌を合唱し、沖縄青年同盟代表など関係各処の祝辞、3.1運動の意義（申鴻湜）、朝鮮の自主独立（韓徳銖）、南朝鮮単独政府反対（金天海）、人民軍創設（尹鳳求）、日朝共同闘争と生活危機打開（金孝植）、婦人の立場（朴静

賢）などの演説を聞いた後、街頭行進を行い、上野公園で解散した。東京のほか、全国74か所で開催された各大会には、悪天候にもかかわらず148,643名もの人が参加した〔『解放新聞』1948年3月1日、5月20日、「朝連第五回全体大会提出活動報告書」〕。各地の大会のなかで、上述した中央の闘争方針のほかに、1948年度朝連の3.1記念日闘争を特徴づけられるケースを取り上げてみよう。

最大規模の3万名が集まった大阪大会では、教育自主権の認定、不法弾圧と不当課税反対に加え、緊急動議によって朝鮮人団体の警察公安委員会への参加要求¹¹⁾、外国人登録証制度の撤廃などの要請を決議した。終了後には日本人民大会に合流し、8万名の日朝参加者が大阪府庁に行進して当局に決議文を手渡した。神奈川の大会では、示威禁止に対する7か条決議文を第8軍司令官および県知事に提出し、交渉委員は県知事と直接交渉した。その結果、営業申請関連は許可を得たが、教育に関しては不十分なため闘争を続けることになった。埼玉の大会では、正当な外国人待遇、食料増配、教育不干渉、土地改革による土地配当、失業者生活保障など9か条の要求を決議、当局に提出した。富山の大会では、非戦災者税反対¹²⁾、営業用自転車の提供、民生委員会および公安委員会への参加、朝鮮人土建組合の入札権などを要求した。在日朝鮮人の政治、経済、教育、言論、福祉など生活全般に対する具体的な要求が出されており、中には実際行政当局と交渉して一部解決に至った事例も確認できる。

b. 大会からみる在日朝鮮人の現実と訴え

各地の大会で採択された決議文を提出機関別に再整理すると、国連朝鮮委員会20、日本政府34、税務署8、南朝鮮軍政長官7、警察署3、対日理事会・県軍政庁・検察庁各2、裁判所・南朝鮮民政長官・新聞社・財務局各1に分けられる。全体82通のうち日本の各機関に対するもの（下線）が54通、約65%を占める。また各大会代表または交渉委員が関連機関と交渉した内容と成果をみると

(解決件数／総件数)、不法弾圧(4/17)、税金(7/16)、教育(2/15)、民生(4/14)、公安(2/7)、物資および権利獲得(4/7)などで、全76件のうち23件が解決された。神奈川の交渉もこの一部であろう。上記の大阪、神奈川、埼玉の事例と決議文、交渉内容をまとめてみると、3.1大会が、一般的に非常に不安定な状況に置かれていた在日朝鮮人の生活全般の問題を開閉するための現実闘争の場として機能したことがわかる。46、47年度大会でも現実闘争の性格を確認したが、とりわけ1948年度には「慶祝気分」の一掃に加え、追悼の形式および内容をも廃止し、闘争の大会として展開せねばならないという方針まで立てられていた。朝連3.1大会の柱を成していた追悼式を完全廃止または簡略化するほど、現実闘争が急を要していたのである[『朝連中央時報』1948年3月5日、『解放新聞』1948年3月10日、「朝連第五回全体大会提出活動報告書」]。

このなか教育問題が目立つ。在日朝鮮人の教育機関は解放直後の小規模講習会から始まった。教育理念や教科書、教員養成など全般的な体系が整備された1947年の10月には、学校数500校以上、就学者約5万7千名にいたった。一方同年3月31日、教育基本法および学校教育法が公布され、日本の新しい教育制度が始まった。上述したように、在日朝鮮人は日本の法律に従うべきであるという方針が立てられた以上、朝鮮人の教育と学校も日本の法律にはめ込まなければならなかった。翌48年1月24日、文部省は朝鮮人児童も国公立、私立学校に就学する義務があるという、通達「朝鮮人設立学校取扱いについて」(以下、通達)を出した。通達によると、朝鮮人学校が存続するためには私立学校の認可を受けるしかないが、受けたとしても朝鮮語教育は正規科目として認められなくなる。通達に基づき、4月までの間、各地の教育当局は朝鮮人児童の公立学校への転校指示、朝鮮人学校の閉鎖通達などを次々と出した。この事態に対して、朝鮮人学校は通達を受け入れず、2月末から全国的な民族教育擁護闘争を展開した。文部省は通達を受け入れなければ学校を閉鎖すると通

告し、4月20日に閉鎖を命じた。民族教育と教育の自主性を否定するこれらの措置に対する在日朝鮮人の抗議と当局の弾圧によって引き起こされたのが4.24教育闘争である[吳永鎬2019:43-55]。このさなかの3.1大会であったため、教育問題が大きく取り上げられた。「慶祝気分を一掃」して「革命的気概を昂揚」させて展開すべき現実闘争はまさに以上のようなことだったのである。

また各大会で採択されたメッセージの送り先—総司令官9、民戦5、北朝鮮軍司令官4、北朝鮮人民委員会3、その他3—[「朝連第五回全体大会提出活動報告書」]と南朝鮮単独政府や人民軍創設に関するスローガンおよび講演から、政治的スタンスを把握できる。南朝鮮単独政府樹立が確実にようになっていくなか、連合国にかけていた期待も連合国側から届いていた祝辞も消え、朝連は北朝鮮支持を明確に打ち出していた¹³⁾。

民団も「重大な祖国の現実」に直面し、3.1大会を通じて政治的スタンスを表明した。

(2) 民団の3.1運動記念民衆大会

民団は日比谷公園公会堂に5千名が集まったなか、3.1独立宣言29周年万歳、3.1精神で統一独立の獲得、国連の統一独立案支持、在留同胞の国際的地位の向上と準連合国民待遇の獲得を訴えるスローガンを掲げて3.1運動記念民衆大会を開催した。黙とう、「故国遥拝」、愛国歌合唱、議長団選出、独立宣言書朗読、高順欽の「3.1独立運動考察」演説の後、三つの決議が採択された。一つ目は「朝鮮の統一独立の実現を要求する。われわれは国連の決定が朝鮮人民の自由な意志表示として自己の政府を選択することと外国勢力の撤退を規定しているため、これを支持する」、二つ目は「北の民主主義人民共和国という異常な存在を絶対否認する。このような存在は統一独立を妨害し人民の意志に背反する全体主義暴力者であり、外来の傀儡で国際協定を無視蹂躪するためである」、三つ目は「連合国民の準ずる地位を賦与することを要求する。それによってはじめて在日本朝鮮人民をその不当、不利益な条件と激甚な困窮と苦痛から救済

できる」というものである。つづいて、封建・野蛮・独裁主義と北を非難する学生同盟代表・田炳昊、人民共和国やマルクス主義を否定する李康勲、「赤色帝国主義」と北を批判する金載化の各演説が行われた。北に対する露骨な否定、非難一色のスローガンと演説のなか、金容太の演説内容が注目される。金容太は、北の人民共和国と南の単独選挙両方を米ソ両国が「戦略的、政治的、経済的」利益を追求したあげくの「悪い実」と批判した上、南北連席会議に言及しながら完全統一を希望すると語った。

演説の後、日本自由党総裁代理で衆議院議員の木村公平と社会党国際政治運動委員長・矢野よし也の祝辞、3.1運動の歌と建国行進曲合唱、万歳三唱につづいた。大会終了後には、太極旗を先頭に米英の国旗と「国連統一独立案支持」と書かれたプランカードを持って街頭行進を行った[『三一運動記念民衆大会録』、『民主新聞』1948年3月6日]。

民団の大会で初めて、南朝鮮単独政府樹立を意味する国連案の支持と反北朝鮮の政治的スタンスを明らかにした。このように朝鮮半島に対して真逆のスタンスを有し、日本における法的、政治的地位をめぐっても日本の選挙権を求める朝連と準連合国民待遇を求める民団の共助はもはや不可能になっていた。結局、周知のように1948年8月15日、南朝鮮のみの政府、大韓民国が成立した。

(3) 朝連の8.15と共産党

朝連は、1か月間の準備期間を「傀儡政権粉碎、中央政府樹立闘争強化月間」と定め、闘争内容と方法を次のように決めた。「朝鮮人民中央政府樹立万歳」「傀儡政権粉碎」「外国軍隊即時撤退」「戦争挑発反対」「ファッショ台頭反対」などの伝単を貼る、外国軍隊の撤退と教育闘争犠牲者の無罪釈放を要請する打電、投書を行う、日本政府に「不法弾圧反対」「暴力行為絶滅保障」「ポツダム宣言履行」「生活保障」などを要求する、日朝人民とも帝国主義圧制から解放された8.15を通じて共同闘争体制を確立する、8.15大会を反ファッショ人民大会に発展させるなどである。

そして迎えた8月、14日の各支部別前夜祭を経て、15日には午前11時、日比谷公園音楽堂に6千名が集まって8.15第3周年記念中央政府樹立促成人民大会を開催した。大会スローガンには、民戦の拡大強化、南北朝鮮の総選挙による人民中央政府樹立、南朝鮮売国奴の粉碎、米ソ両軍即時撤退、国家公務員法改悪反対¹⁴⁾、阪神教育闘争犠牲者の無罪釈放、選挙権・被選挙権獲得、外国人登録証悪用反対、日朝共同闘争による生活防衛・不当弾圧反動テロ粉碎、国際ファッショの戦争挑発反対などが掲げられた。人民抗争歌合唱、朝連中央総本部議長尹権と共産党代表の風早八十二の演説に次ぎ、民主民族戦線結成¹⁵⁾、国家公務員法反対などを決議してから、金日成、朴憲永の写真を持って人民広場で開催中の生活権防衛反ファッショ人民大会に合流した。16日にはアジア民族文化平和祭に参加した[『朝連第五回全体大会提出活動報告書』、「第七回定期大会提出一般活動報告書」、『アカハタ』1948年8月15、17日]¹⁶⁾。

全国的には31か所で159,908名が参加し、各大会のほか、千葉、新潟では文化祭、栃木、山梨、三多摩、群馬、静岡、岐阜、滋賀、福岡、対馬では演劇、鳥取では運動会が開かれた。神奈川と京都では大会後に反ファッショ人民大会に合流した。大阪では朝連、日本民主主義文化連盟、大阪自立劇団が主催、共産党・社会党および産別労働組合が後援する文化祭「民族解放の夕」が開催され、共産党衆議院議員の志賀義雄と労働運動家の川上貫一の講演、朝鮮舞踊と音楽公演などが行われた[『朝連第五回全体大会提出活動報告書』、『アカハタ』1948年8月14日]。各地の大会では、東京大会と同じスローガンのほか、李承晩政権打倒や朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議議員選挙(8.25総選挙)支持が訴えられた。

1948年度朝連の8.15大会の特徴としては、朝鮮民主主義人民共和国支持と南朝鮮政権批判、そして共産党との関係が指摘できよう。朝連は共産黨員も多く組織としても従来から共産党と緊密な関係を有していた。すでに前年度から日朝人民連帯のスローガンの下で選挙権獲得要求が登場し、共

産党系行事に参加している。しかし、1948年8.15大会では、国家公務員法と民主民族戦線に関するスローガンや決議、共産党代表の演説、大阪の文化祭の構成内容、共産党系行事である反ファシヨ人民大会への合流など、その緊密性が際立っている¹⁷⁾。

(4) 民団の8.15大韓民国政府樹立祝賀大会と内部の葛藤

同日午後1時、日比谷公園公会堂では、建青主催の大韓民国政府樹立祝賀大会が開かれた。しかし、団長など指導部が韓国の記念式典参加のために不在だったこともあり、400名余りしか集まらなかった。大会では統一促進の決議につづき、音楽や舞踊の公演が行われた[『アカハタ』1948年8月17日]。

しかし、参加者規模の減少の理由は指導部不在だけではなかった。朝鮮半島情勢をめぐって内部の葛藤や対立が相次いでいた。信託統治反対だった民団は、1947年12月6日、第4回中央理事会において国連監視下の南朝鮮総選挙支持を公式決定した。この決定と4.3抗争によって済州島出身者など一部のメンバーが民団を脱退し、建青も単独選挙支持派と反対派に分かれて死傷者を出すほど衝突してから韓国政府樹立後に反対派は建青を脱退した[金太基 1997:443 - 445]¹⁸⁾。このような背景があったためか、民団や建青内部でも南朝鮮単独政府樹立に危機を感じ、統一政府を希望する声が上がった。上述した民団3.1大会での金容太の発言や、1948年朝連三多摩支部の8.15大会に建青支部委員長が参加して単独選挙に反対する祝辞を述べたことがその例である。同年8月12日に開かれた民団系列の関東学生同盟主催の救国大演説会で、建青文化部長が南朝鮮単独政府にも北の8.25総選挙にも反対する旨の演説をしたこともある[『解放新聞』1948年8月20日]。

このような事例は、民団や建青の構成員の多様性を踏まえても、朝鮮半島の分断と単独政府の樹立が在日朝鮮人社会にどれほど深い傷跡を残したのかを物語っている。しかもその傷跡は今も克服

できずにいる。

5. おわりに

資料の制約や規模の違いを勘案しても、朝連が民団に比べてはるかに大規模かつ積極的な記念日闘争を展開したことは以上みてきた通りである。民団との関係において組織力や規模など多くの面において優位であっても、または優位だったからこそ、さらに弾圧された朝連は、政治的スタンスをより明確にして内的団結＝組織力強化を図ろうとしたのであろう。3.1運動に関しては、朝鮮半島の主権国家化プロセスにおける「代表性」問題をめぐって、安定的な政治基盤確保が厳しく臨時政府の法統を打ち出して3.1運動の適者と自任する右派と不利な体勢競争を繰り広げざるを得なかった、南朝鮮の左派らが3.1運動を議題化したことと相まっている[コンイムスン 2011:229]。在日朝鮮人は日本政府とGHQによる暴力的排除の下、法的地位が不安定で生活そのものが脅かされる旧植民地出身の「外国人」であり、支えになるはずの祖国は存在しなかった。朝鮮半島が分割統治され、ついに南北それぞれに単独政府が樹立されようとした当時、政治的支持対象が南北に分かれていく民団と朝連は、在日朝鮮人団体としての現在の代表性と歴史的正当性をめぐって対立、葛藤するしかなかった。それでも3.1と8.15大会の共催提案や1947年3.1大会の合流、12月事件に対する共助が生まれた。皮肉にもこの共助を産んだのは、解放後もなお続いてより屈辱だった、日本による暴力と弾圧、差別と排除だった。切実な現実問題は記念日闘争の中心を記念から闘争へと転換させた。むしろ朝鮮半島の情勢は1948年の3.1、8.15大会でみるように、相互誹謗と対立を持たせた。

ここで改めて3.1運動時に立ち戻ってその原点から再び解放直後の3.1、8.15記念日闘争を考えると、その両者を貫通する訴えは、完全独立、民族自主、南北統一、植民地主義根絶といえる。しかしこれらは100年が経つ今日までも解決できて

いない。もちろん南北も在日朝鮮人も数々の努力を積み重ねてきており [李信澈 2016]、そのたびに3.1運動は重要な議題として取り上げられた。ただ今、私たちに求められるのは、トップ同士の性急な「和合」より、3.1の主役だったはずの民衆による、正しい史実の共有と広範囲な議論、それから導き出される同意ではなかろうか。その道に解放直後のこの歴史が少しでも寄与できるように、今後もさらなる資料発掘と研究を進めていきたい。

注

- 1) 5.30は1930年間島における共産党主導の抗日武装闘争、6.10は1926年純宗皇帝の葬儀に際して起きた独立運動、8.29(国恥日)は1910年「韓国併合」条約の公表、9.1は1923年関東大震災時朝鮮人虐殺を指す。
- 2) 3.1運動に関する研究は、本稿で簡単にまとめられないほど膨大であるため、最近の動向を中心に整理した鄭容郁 [2018] を参照されたい。本稿の課題と直接関連する研究としては、金仁徳 [1996、2005]、金廣烈 [2009] が挙げられる。なお、本稿は拙稿(2017)の第5章と国際高麗学会日本支部のシンポジウム「3.1独立運動の多元的可能性」(2019.6.8)での発表内容を大幅に補筆・修正したものである。
- 3) 解放直後の在日朝鮮人運動にとって3.1運動と8.15解放の持つ象徴性の一例として、1946年に朝連が3.1政治学院(東京)と8.15政治学院(大阪)という青年活動家の教育養成機関を開設したことが挙げられる。
- 4) 「啓蒙文庫」シリーズとして『朝鮮建国と民族統一問題』『労働組合とは何か』『朝鮮建国の経済的基盤』『資本主義はなぜ没落するか』『弁証法的唯物論』『河上氏唯物論』『植民地問題と民族問題』も一緒に刊行された。
- 5) 朝連は2月15日の民戦結成大会に10名の代表を送った。このような民戦と米ソ共委、朝鮮人民共和国に対する支持は、同時期朝鮮の社会主義者の認識と相まっている [パクジョンリン 2019:60]。
- 6) 確認できたのは埼玉と栃木だけだが、他地域でも地方本部単位の大会が開かれたと推測される。
- 7) 新聞に掲載された写真が非常に見づらく、五つの国旗のうち、太極旗と英米のほか、一つはソ連か中国かがはっきりせず、もう一つはまったく判読不可能である。
- 8) 財産税は1946年3月3日現在を基準にして個人財

産の価値から債務金額を控除した金額を課税価額とし、その金額が10万円以下は非課税、以上は超過金額の25%を課税対象としたため、実際対象になる在日朝鮮人は多くなかった。

- 9) このような朝連の方針は、朝鮮人共産党員との共同闘争を打ち出し、朝連内の共産党員の影響力を強めた共産党のいわゆる「8月方針」と関連している。
- 10) 現在朝連に集中している資料上の制約を克服すべく今後より綿密な資料調査が求められると考える。
- 11) 警察公安委員会は、警察制度の改革のために1948年3月、全国市町村別に設置された機構であり、委員は各自治体長が議会の同意を得て民間人の中から任命した。
- 12) 非戦災者特別税(1947年11月)は戦争による災害を免れた家屋およびその所有者の動産に対する課税である。
- 13) 同時期、南朝鮮労働党も「3.1運動の革命的精神を継承し、祖国を分割侵略しようとする外帝とその走狗の国連朝鮮委員会を駆逐する救国闘争に全人民は決起せよ! 両軍撤退によって朝鮮人民の手で朝鮮民主主義人民共和国を樹立せよ!」と、単選単政に反対する2.7救国闘争を、3.1運動を継承して朝鮮民主主義人民共和国を建設する運動に結び付けていた [パクジョンリン 2019:60]。
- 14) 国家公務員法改悪とは、国家公務員の団体争議・交渉権を否定する政令201号(1948年7月31日公布・施行)を指す。
- 15) 民主民族戦線とは、GHQの対日政策が「民主化」から経済復興に転換され、政治、社会運動に対する弾圧が強まるなか、1948年2月、共産党中央委員会で打ち出された「民主、自由、平和、民族独立」を骨子とする民主民族戦線宣言を指す。このときの民族独立は日本の「植民地」(占領下)解放のための統一戦線形成に向けて必要なスローガンとして用いられたものである [福家 2013]。
- 16) 午前に開かれる日本民主婦人協議会主催の平和確立婦人大会参加者らは終了後、反ファシヨ人民大会に合流するという記事から、15日午前中には朝連など各団体・部門別大会が開かれ、午後反ファシヨ人民大会に合流したものと思われる [『アカハタ』1948年8月14日]。
- 17) 1949年になると、京都の3.1革命記念大会が共産党、社会党、産別労組と朝連の共催で行われた。東京の文化祭「反ファシヨアジア人民文化祭」(3月3日)は主催こそ東京民青本部であるが、共産党や系列団体代表の演説が前面に配置されている [『解放新聞』1949年3月6、9日]。弱小民族の解放やしいていえば帝国日本のファシズムからの日

本民衆の解放という普遍的意味も持つ 8.15 はまだしも、3.1 大会までを、植民地支配や戦後も在日朝鮮人を苦しめている植民地主義についてどれほど真剣に向き合っていたかが疑わしい共産党と共催することに、一般の在日朝鮮人がどれほど納得していたかは疑問である。

- 18) 金太基 [1997] によると、朝連では 1946 年 2 月末の第 2 回全国大会で信託統治案に基づく統一臨時政府樹立支持を決定してから同問題をめぐる衝突はなかった。ただ、1947 年 10 月 18 日第 12 回中央委員会で書記長に就任した白武が(被)選挙権要求をめぐる意見衝突によって 1948 年 1 月に罷免され、脱退した事例はある。

参考文献

<資料>

新聞・雑誌：『アカハタ』『ウリ新聞』『解放新聞』『朝鮮新聞』『朝鮮人生活権擁護委員会ニュース』『朝連中央時報』『東亜新聞』『民主新聞』『民衆新聞』『民青時報』、『京郷新聞』『朝鮮通信』

朝連関連：

「文化部活動報告書」1946.10.1

在日本朝鮮人連盟「第七回中央委員会議録」1946.8.2
～ 4

在日本朝鮮人連盟「第十回中央委員会議事録」1947.5.15
在日本朝鮮人連盟中央委員会第五回全体大会準備委員会「一九四八年度朝連第五回全体大会提出活動報告書」

在日本朝鮮人連盟中央総本部「第十三回中央委員会議事録」1948.1.27

「第十三回中央委員会経過報告」(以上、朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 戦後編』1, 不二出版, 2000 所収)

朝連東京本部「第七回定期大会提出一般活動報告書」1948.10.7, 8 (朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 戦後編』2, 不二出版, 2000 所収)

在日本朝鮮人連盟「第八回中央委員会議事録」1946.10.19 (朴慶植編『朝鮮問題資料叢書』9, 三一書房, 1983 所収)

民団関連：朝鮮建国促進青年同盟・在日本朝鮮居留民団『三一運動記念民衆大会録』1948.3.6

<日本語文献>

李泳采「3.1 独立運動からろうそく革命の時代へ」『週刊金曜日』1221, 2019.2.22

呉永鎬『朝鮮学校の教育史—脱植民地化への闘争と創

造』明石書店, 2019

康成銀「生き続ける「3.1」、独立から統一へ」『月間イオ』274, 2019.4

金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』勁草書房, 1997

在日本大韓国民団『民団 30 年史』1974

在日本大韓国民団中央本部『民団五十年史』1997

鄭榮桓『朝鮮独立への隘路—在日朝鮮人の解放五年史』法政大学出版局, 2013

福家崇洋「京都民主戦線についての一試論」『人文學報』104, 2013.3, 167 - 206

民団新宿支部『民団新宿 60 年の歩み』彩流社, 2009

<韓国語文献>

공임순「3.1 운동의 역사적 기억과 배반, 그리고 계승을 둘러싼 이념정치 - 3.1 운동의 보편 (주의) 적 지평과 과소 / 과잉의 대표성 -」『한국근대문학연구』24, 2011.10, 197-236

金廣烈「재일 한인의 민족해방운동과 3.1 운동 기념 - 1910 년대 ~ 1930 년대를 중심으로 -」『한국근현대사연구』50, 2009.9, 55-72

金仁德『식민지시대 재일조선인운동연구』국학자료원, 1996

『在日朝鮮人史와 植民地 文化』景仁文化社, 2005
동선희「해방 후 고베지역 재일코리안의 동향과 전해건(全海健)의 활동 - 장남 전성림의 증언을 중심으로 -」(청암대학교 재일코리안연구소편, 『재일코리안운동과 저항적 정체성』선인, 2016, 293-321)

박종린「해방 직후 사회주의자들의 3.1 운동 인식」(한국역사연구회 3.1 운동 100 주년기획위원회 엮음 『3.1 운동 100 년 1. 메타역사』휴머니스트, 2019, 55-75)

裴始美「도쿄지역 재일조선인의 3.1 운동 기념일 투쟁의 양상과 특징 - 1920 년대 ~ 1940 년대 -」『한국독립운동사연구』59, 2017.8, 143-181

李信澈「재일동포사회의 분단극복과 통일운동」(청암대학교 재일코리안연구소편, 앞책, 403-428)

이연숙「해방 직후 좌우익의 역사 만들기와 기념 투쟁」『역사연구』32, 2017.6, 149-177

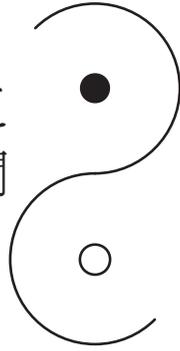
이지원「3.1 절 기념사를 통해 본 3.1 운동의 표상과 전유」(한국역사연구회 3.1 운동 100 주년기획위원회 엮음, 앞책, 110-142)

鄭容郁「3.1 운동사 연구의 최근 동향과 방향성」『역사와 현실』110, 2018.12, 269-304

崔善雄「3.1 운동 기념 의례의 창출과 변화」『역사와 현실』74, 2009.12, 203-234

特集

龍井3・13独立運動における朝・漢両民族関係を考える¹⁾



飯倉江里衣（神戸女子大学助教）

キーワード：3・13独立運動，間島，龍井

Keyword: March 13th Independent Movement, Jiandao, Longjing

1 はじめに

1919年の3・1独立運動（以下、3・1）から100周年の2019年、韓国や日本では3・1を記念する様々な行事が行われ、メディアや学会誌などでは3・1特集が組まれた。日本では3・1だけでなく、1919年2月8日に朝鮮人留学生が東京で発表した2・8独立宣言を記念する集会も開催された。そうしたなか、中国東北の吉林省延辺朝鮮族自治州龍井市でも朝鮮人による独立運動100周年を記念する行事が開かれた。その記念行事こそが1919年3月13日の吉林省延吉道延吉県龍井村（当時）における3・13独立運動（以下、3・13）についてであった²⁾。

日本では3・13に関してはほとんど知られていないが、韓国では2019年の3・1節100周年記念式の記念演説で文在寅大統領が3・13について言及した。文大統領が「北間島・龍井と、沿海州のウラジオストクで、ハワイとフィラデルフィアでも私たちは一つでした。民族の一員として、誰でも示威を組織し参加しました（引用中の下線は筆者による、以下同様）」と述べた時の「北間島・龍井」での示威とは、まさに3・13のことであった。

3・13は朝鮮人にとって、祖国でも宗主国でも

ない日本の直接的支配・軍事力の及ばない中国で朝鮮独立を宣言した運動であった。中国東北の「間島」（以下、括弧略）地方では、各地に居住する朝鮮人によって3・13以前からいくつかの場所で小規模の示威などが行われ、3・13当日や以後にも様々な独立運動が展開された。そのなかでも3・13の大きな特徴であり最大の悲劇ともいえるのは、示威の現場で中国軍警の発砲により朝鮮人の死者14名、負傷者約30名〔総督・政務総監・総務局長1919a:2画像目〕が出てしまったことだ。このことから、のちの「万宝山事件」（1931年）にみられるような、朝鮮人と漢人間に衝突や摩擦を強いるという日本の支配構造のあり方をみてとれる。しかしながら、3・13をそのような日本によって仕組まれた朝・漢両民族の衝突・摩擦としてのみとらえてしまえば、3・13の特徴や意義を見失うことになるだろう。

本稿は3・13において朝鮮人と漢人がいかなる関係にあったのかを先行研究を整理しながら、①運動の主体、②弾圧の主体の二つに焦点を当てて論じたい。これまでの研究では、3・13における朝・漢両民族による共闘の側面について度々論じられてきた。しかし、3・13が朝・漢両民族の共闘といえるかどうかをめぐっては評価が分かれている。この点に関しては、金東和〔1979〕を全面的に批判した沈東剣〔1992〕³⁾が興味深い。沈が批判した問題点は次のとおりである。第一に、金東和〔1979〕は「3・13運動」という用語を、1919年3月13日の龍井における示威から1920年6月

の鳳梧洞戦闘や同年10月の青山里戦闘までも含んだ広い概念として設定した。第二に、そのような概念としての「3・13運動」を、延辺の様々な民族が日本帝国主義と封建軍閥に反対した民族民主運動であるとした。第三に、金東和〔1979〕は問題の多い論文であるにもかかわらず、歴史学界で注目と好評を得た。なかでも二点目の批判は、一つ目に、「3・13運動」に一部の漢人が参加した事実をもって「少なくない漢族大衆（中国人）が参加した」〔金東和 1979：75〕と評価したことに対してであった。二つ目は、安図県で独立運動を行った22人中4人が漢人であったという金の記述⁴⁾は、日本官憲側の記録を根拠としているため信じることができないというものであった。このような沈の指摘に筆者は同意できる部分もあるが、沈は朝・漢両民族による共闘の側面を過小評価しているようにも見える。また、沈が提示したこのような論点はその後3・13研究のなかで検討されないうまま、漢人による「3・13運動」への参加という点に関しては金東和〔1979〕の視点をほぼそのまま引き継いでいる。

以上の研究状況をふまえ本稿では、第一に運動の主体の問題として、これまでの3・13研究で論じられてきた朝・漢両民族による共闘の側面についての記述を整理してその検討を行う。第二に弾圧の主体の問題として、3・13時の中国軍警の出動および発砲という事態をどのように理解すべきか、その背景にあった日本官憲による圧力や、朝鮮人による中国軍警の行動に対する認識にまで踏み込んで論じていきたい。

2 朝・漢両民族による共闘という論点

本章では、3・13時における朝・漢両民族による共闘の側面について、主に先行研究でどのように論じられてきたかを三つの観点からみていきたい。一つ目は、3・13の主役であった朝鮮人が漢人との共闘という意思を持っていたかどうかについてである。二つ目は、反対に、漢人が朝鮮人と

の共闘という意思を持っていたかどうかである。三つ目は、一つ目、二つ目の点を踏まえながら、先行研究では最終的に3・13における朝・漢両民族の共闘という側面をどのように評価しているのかについて取り上げる。

(1) 朝鮮人による共闘意思

本節ではまず、朝鮮人が朝・漢両民族による共闘という意思を持っていたかどうかについて、二つの点から先行研究を整理してみたい。

a 決起大会における中国東北への侵略糾弾

第一に、3・13決起大会時に朝鮮人たちは朝鮮植民地支配についてのみならず、日本による中国東北への侵略に対しても批判・糾弾していたという記述を取り上げる。

たとえばまず《朝鮮族簡史》編写組〔1986〕⁵⁾には、1919年3月13日に龍井で開かれた「反日民族衆大会」の際、「会場では多くの大衆が『反日民族独立闘争』支持を主張し、「朝鮮・（中国—筆者）東北に対する日本帝国主義の罪業を批判した」と書かれている〔高木 1990：51 = 《朝鮮族簡史》編写組 1986：32〕。

金奎哲〔1993〕〔1995〕は、3・13の「反日群衆大会」で講壇に上がって演説をした人々が「朝鮮と中国を侵略した日本帝国主義の罪業に憤激し糾弾」したと述べている〔金奎哲 1993：154 = 金奎哲 1995：240〕⁶⁾。

文献以外にも、龍井市の明東学校の敷地内に2017年に建てられた「3・13運動記念碑」の碑文には、「会議（3・13の決起大会—筆者）ではまず〈独立宣言布告文〉を読み上げ、続いて愛国人士たちが代わる代わるに講壇に上がって朝鮮と中国に対する日本帝国主義の侵略の罪の行いを糾弾した」とある。

以上のような、3・13の決起大会時に集まった朝鮮人たちが、日本の朝鮮植民地支配についてのみならず、中国への侵略に対しても憤激・糾弾していたという点は注目に値する。しかし、これらの記述に関しては、その根拠となる資料が示され

ていないという問題点がある。管見の限り、資料的根拠を明示した研究はないようである。

この点に関連して沈東剣 [1992] は、金東和 [1979] が決起大会時に人々が「日帝の侵略に反対しよう」というスローガンを叫んだと述べたことに対して、「帝国主義」という概念をその当時の朝鮮人が本当に使ったのかという疑問を投げかけている [沈東剣 1992 : 563]。

もし3・13の際に朝鮮人たちが日本の中国への侵略についても憤激・糾弾していたとすれば、それは重要な事実である。それゆえ、何を根拠にそのような事実を取り上げているのか、少なくとも文献上では明記する必要がある。その根拠となる資料を探し出し、明記するという課題が今後の研究に求められる⁷⁾。

b 中華民国国旗掲揚

第二に、3・13の決起大会開催の前後に朝鮮の太極旗のみならず、中華民国国旗を持った人々がいたという記述についてである。

高永一 [1986] は、決起大会に集まった群衆が「片手には中国国旗を持ち、もう片手には朝鮮太極旗を持ち、その人数は2万人は超えていた」と述べている [高永一 1986 : 229]。

金東和 [1988] も次のように述べた。「地方当局の報告によると、龍井の『東山の坂の下に鮮人が既に7千人余り集まっており、そのうち首領が4人おり、ある人は宣言独立と書かれた赤い旗を持ち、ある人は中華民国国旗を持ち、ある人は八卦の旗（太極旗のことと思われる一筆者）を持ち、ある人は上が白で下が赤い両色の旗を持ち、それ以外の人々はそれぞれ八卦の小さな旗を持ち、大声で騒ぎながら行ったり来たりし独立万歳を叫んだ』」 [金東和 1988 : 130]。

朴昌昱・李敬愛 [1999] も、「反日運動で示威群衆は太極旗を掲げただけでなく、中華民国国旗も共に掲げた」とした [朴昌昱・李敬愛 1999 : 41 - 42]。ただし、後述するように朴昌昱・李敬愛 [1999] は中華民国国旗を掲げたのは漢人であるとみている。

安将元 [1999] は、決起大会が終わり示威行進が始まると、示威の列の先頭に「『朝鮮独立を請願』という旗を掲げ、その後ろに大きな太極旗と中華民国国旗を挙げた明東、正東中学校の教員と学生たちで構成された300名余りの忠烈隊が列をなして秩序整然と前進した」と述べた [安将元 1999 : 92]。

《故事天地》編集部編 [2000] でも安将元 [1999] とほぼ同様の記述がなされている [《故事天地》編集部編 2000 : 76]。出典・参考文献等は明記されていないが、ほぼ語句が同じであるため、少なくともこの部分に関しては安将元 [1999] に依拠していることがわかる。

また、延辺朝鮮族史編写組 [2010] でも安将元 [1999] と《故事天地》編集部 [2000] とほぼ同様の記述が見られ、「中華民国国旗」が掲げられたとしている [延辺朝鮮族史編写組 2010 : 101]。

前述の「3・13運動記念碑」の碑文にも、「明東学校と正東学校の学生たちを主とした『忠烈隊』が終始、隊伍の前に立ち、彼らは朝鮮の国旗と中華民国国旗を高くはためかせ、洪水のように間島日本領事館へ押しかけた」とある。

以上の中華民国国旗に関する記述には、何ら根拠がないわけではない。まず、中国側の資料を出典としているのが金東和 [1988] である。筆者は原文を確認することができなかったが、金東和 [1988] は延辺档案馆の延吉道尹公署『韓党擾乱案件』(1919年)という資料から引用を行っている。

次に、日本側の資料を出典としているのが朴昌昱・李敬愛 [1999] と安将元 [1999] である。両者は根拠として『外務省警察史』第20巻、23～24頁を挙げている。本書所収の外務省外交史料館所蔵史料「外務省警察史 間島琿春地方外務省警察ノ沿革 第二 朝鮮独立騒擾事件及其ノ後琿春事変前ニ至ル」の該当部分に注目すると、決起大会の会場に集まる人々の様子が次のように書かれている。

(前略) 局子街及和龍県ノ二方面ヨリ、七、八百ノ二団体先頭ニ祝韓国独立又ハ正義人道ト大

書セル大旗各一旒韓国国旗支那国旗各一流ヲ
押立テ集団ハ各自紙製ノ韓国国旗ヲ打振り喊
声ヲ挙ゲツツ来会シー団ト成リシ際天主教會
堂ノ午鐘響鳴スルヤ前夜来市内ニ潜入セシ
鮮人等ハ一齊ニ紙製ノ国旗ヲ携ヘ万歳ヲ連呼
シ集合地ニ駆付ケントシタルヲ以テ市内ヲ警
戒スル（中国一筆者）軍警ハ我（日本一筆者）
警官ト共ニ之ヲ制止シ国旗ヲ奪取セシモ警戒
線ヲ突破シ市外ニ出デ集合地ニ馳行キタリ群
衆ハ約五千人余りに達シ独立宣言ヲ発表シ主
謀者ノ演説ヲ為サントスル（後略）〔不二出版
1998：24〕⁸⁾

安将元〔1999〕は「3月13日に和龍と局子街の
（から来た一筆者）示威隊列が《正義、人道》、《祝
韓国独立》の旗だけでなく、太極旗と中華民国国
旗である五白旗を掲げた」という、決起大会前
について上記の出典を示した〔安将元 1999：100〕。
一方、前述の決起大会後の示威行進時に「明東、正
東中学校の教員と学生たちで構成された300名余
りの忠烈隊」が太極旗と中華民国旗を掲げたとい
う記述がどの資料に基づいているかは明らかでない。

そうであるにせよ、ここで注目すべきなのは、上
記の外務省史料にみられるように、3・13におい
て太極旗のみならず中華民国国旗が間島日本総領
事館側に観察されていたということである。なお、
決起大会前のみならず大会中にも、主催者の「傍
らに（中略）前韓国旗と支那の五彩旗（中華民国
国旗一筆者）」〔『満洲日日新聞』1919年3月16日〕
が立てられていたことが日本側によって観察され
ている。このような点からみると、3・13に参加
した朝鮮人、なかでも3・13を主導した人々は、中
国東北に対する侵略についても同様に批判・糾弾
し、漢人たちと共に闘う意思を持っていたといえ
るのではないだろうか。

(2) 漢人による共闘意思

次に、漢人が朝・漢両民族による共闘という意
思を持っていたかどうかについて考察していき

い。3・13の際、漢人も朝鮮人の独立運動を支持
し、なかにはここに参加する者もいたという記述
を取り上げる。

《朝鮮族簡史》編写組〔1986〕では、決起大会に
「漢族の『東山学校』学生・教師も参加」し、「彼
らは警官と衝突したとき、身を挺して先頭に立っ
た」こと〔高木 1990：52 = 《朝鮮族簡史》編写組
1986：34〕、また、「地方軍警が群衆の示威行進を
阻止しようとした際、彼ら（漢人一筆者）は群衆
隊伍の前列で明東学校の忠烈隊と肩を並べ手を繋
いで軍警の阻止を突き破り、群衆が会場に進める
よう誘導した。3月17日、彼らは殉難烈士の遺体
を担ぐ示威行進にも参加した」と述べられている
〔《朝鮮族簡史》編写組 1986：34〕⁹⁾。

金東和〔1988〕は次の三点を述べた。第一に、
3・13の当日、「延吉道立中学校の学監である閔俊
彦が漢族のうち李峰（別名、李直天）、倪華山、任
静沈などの何人かの進歩人士と共同で朝鮮族の反
日民族独立運動の声援活動を支持し始めた」。第二
に、「青年学生と反動軍警が闘っている時、局子街
道立中学校の20名余りの漢族学生が一齊に孟富
徳部隊の官兵を取り囲み、次のように宣伝を行っ
た。『中韓人民は団結して立ち上がり、共通の敵で
ある日本の奴らに反対しなければならない。あな
たたちは韓国人（延辺に居住する朝鮮族を指す）に
銃口を向けてはならない』」。第三に、3・13の「当
日、示威行進に参加した龍井東山場学校の漢族学
生も明東中学校の『忠烈隊』と共に群衆隊伍の前
列で肩を組み、手を繋いだ」〔金東和 1988：147〕。

韓俊光〔1992〕も、「龍井東山場中学の数十名の
漢族学生は『忠烈隊』の最前列を歩き、自衛団隊
伍の中にも道立中学校の漢族学生がおり、彼らは
漢族人民を代表してこの厳かな朝鮮族の反日示威
行進を応援しにやって来た」などと述べた〔韓俊
光 1992：391〕。

安華春〔1993〕〔1996〕は、「3月13日、龍井で
反日示威が行われた際、一部漢族学生たちが示威
に参加し、一部漢族反日志士たちは朝鮮民族の反
日闘争に感動し、朝鮮族反日人士たちを保護して
やった」と記述している〔安華春 1993：174 = 安

華春 1996 : 211] ¹⁰⁾。

金奎哲 [1993] [1995] も、「反日示威闘争」は龍井、延吉、和龍、汪清などの間島各地の「進歩的漢族」などからの支持と声援を受け、「龍井東山学校の漢族教師と生徒たちは朝鮮族教師と生徒たちと共に 3月13日、龍井村の反日示威闘争に参加した」こと、「彼らは勇敢に立ち向かい、明東中学の『忠烈隊』の教師・生徒たちと肩を並べ手を繋ぎ、兵士たちと妨害を打ち破りながら、群衆を誘導して会場に入らせた」ことを述べた [金奎哲 1993 : 158 = 金奎哲 1995 : 245-246]。

朴昌昱・李敬愛 [1999] は、前述のように示威群衆が太極旗だけでなく中華民国国旗を掲げたことを根拠とし、「したがって仮に少数であっても和龍示威隊列が龍井大会場に入る際に東山小学校の漢族学生たちも朝鮮族学生たちと共に示威行列に参加した」と述べた [朴昌昱・李敬愛 1999 : 41 - 42]。つまり、朴昌昱・李敬愛 [1999] は、中華民国国旗は朝鮮人ではなく漢人が掲げたものと認識している。

安将元 [1999] は、「龍井東山小学校の漢族学生たちも朝鮮族学生たちと共に和龍から来た示威行列に参加し、当時局子街で教鞭をとっていた閔俊彦をはじめとした先進的な漢族知識人たちは中日軍警たちが朝鮮族反日人士たちを逮捕しようとすると、彼らをかくまってやり、他の地域に避難できるように助けてやった」と述べた [安将元 1999 : 101]。

延辺朝鮮族史編写組 [2010] でも、3・13が漢人の知識人から大きな支持と声援を受けたこと、龍井東山学校と局子街道立中学校の教師と漢人学生が積極的に示威と殉難烈士追悼会に参加したことほかに、吉林の『吉長日報』や天津の『大公報』など、中国国内の数多くの有力メディアが力強い声援を送ったことを述べた [延辺朝鮮族史編写組 2010 : 102]。

前述の「3・13運動記念碑」の碑文でもやはり、東山学校の漢人学生たちが示威に加わったことなどに触れている。

以上について、多くの記述は他の文献の記述を

ほぼそのまま踏襲していると見られるなか、管見のかぎり資料的根拠を示しているのは中国側の資料を参照した金東和 [1988] と、日本側の資料を参照した安華春 [1993] [1996] である。ただし、金が出典を示したのは上記の三点の記述のうち二点目についてのみで、その出典は『延辺文史資料』所収の梁煥俊 [1984] 中の口述資料である。

一方、安華春 [1993] [1996] は、前述のように「3月13日、龍井で反日示威が行われた際」としているにもかかわらず、実際には同日に別の場所で行われた示威の資料を出典としている。安が資料として挙げたのは、国史編纂委員会 [1969] の資料集である。このうち安が参照したのは、陸軍省関係の報告書で1919年4月26日に作成された「騷密第968号」と付される「在外鮮人の独立運動概況」という資料である [国史編纂委員会 1969 : 353]。しかし本資料集に掲載されているのは原文ではなく、日本語原文のおおよその内容の朝鮮語訳であるため、原文をみてみたい。原文には、3月13日に「延吉県二道溝ニ於テ鮮人男女七百余名集合シ太極旗ヲ翻シ朝鮮独立祝賀会ヲ開キタリ当日ハ多数ノ支那人モ朝鮮ノ独立ヲ祝スル為参加セリト」とある [陸軍省 1919 : 7 画像目]。つまり、龍井ではなく3月13日の二道溝での話ではあるが、二道溝の多くの漢人が朝鮮独立を支持し、二道溝で行われた「朝鮮独立祝賀会」に参加していたということがわかる。

他地域における朝鮮独立運動への漢人参加の例については、金東和 [1979] が資料集である国史編纂委員会 [1969] を通して参照し、沈東劍 [1992] が日本官憲側の資料であるため信用できないと批判した朝鮮軍参謀部 [1919c] にも記述がある。これは1919年10月7日の国外情報報告書で、安図県小沙河で朝鮮独立運動に加担する漢人が「数名アリ」と記されている。そのうち、日本官憲が把握している者として4人の漢人の氏名が挙げられている [朝鮮軍参謀部 1919c : 3 画像目]。

ここまでみてきたように、3・13における龍井での漢人による示威参加については梁煥俊 [1984] 中の口述が現在のところ唯一の資料となってい

る。さらなる資料発掘も含めて今後の課題となる。

(3) 共闘についての評価

これまでの多くの研究は、資料的根拠の明示という課題を残しつつも、3・13における朝・漢両民族による共闘の側面について度々論じてきた。ここでは、そのうえでそれらの研究が3・13そのものを朝・漢両民族による共闘として評価しているのか否かをみていきたい。

安華春 [1993] [1996] は前述のように、漢人を含めた中国東北の各民族が朝鮮人の「反日闘争」に同情し支持し、漢人のなかには朝鮮人の「反日闘争」に参加したり、朝鮮人を保護した者もいたことを挙げていた。しかし、3・13そのものについては、「もちろん同情と声援は『共同』で3・13運動を行ったということとはまったく異なる」と評価した [安華春 1993 : 175 = 安華春 1996 : 211 - 212]¹¹⁾。つまり、朝・漢両民族による共闘を意味するものではないと否定している。

一方、金奎哲 [1993] [1995] は、3・13後も3月16日から5月初旬にかけて間島各地の朝鮮人による「反日集会」と示威行進が行われ、そこに一部の漢人たちも自発的に参加したことを挙げつつ、「これは、共同の敵に反対する闘争のなかで結ばれた延辺各民族人民の兄弟的正義と終始一貫した敵愾心をみせただけでなく、外来勢力の抑圧に反抗する栄光の伝統を誇示した」と述べた [金奎哲 1993 : 158 = 金奎哲 1995 : 246]。金は3・13に限定しているわけではないが、より長期的な視野で間島地方における朝鮮独立運動を眺めたうえで、朝・漢両民族による共闘を評価している。

朴昌昱・李敬愛 [1999] も、3・13時の示威群衆が太極旗のみならず中華民国国旗を掲げ、少数ではあっても東山学校の漢人学生が朝鮮人学生と共に示威に参加したとしながら、「これは朝鮮族、漢族人民の共同抗日を象徴する」とした [朴昌昱・李敬愛 1999 : 41 - 42]。

安将元 [1999] もまた、3・13の特徴を四つ挙げながら、特徴の三つ目として、「龍井の3・13運動は朝・漢の二つの民族が共同で参加し、また、

朝・漢の二つの民族の共同反日を訴える大会でもあった」と評価した [安将元 1999 : 100]。3・13そのものを朝・漢両民族による共闘としてとらえ、その意義を強調している。

このように、沈東剣 [1992] による金東和 [1979] 批判後も3・13が朝・漢両民族による共闘といえるかどうかをめぐることは、評価が分かれつつも多くは金東和 [1979] の視点を引き継いでいる。たしかに、本稿で資料的根拠を示したように、3・13の決起大会では太極旗とともに中華民国国旗が掲げられ、同日に二道溝では多くの漢人が朝鮮独立を支持し、「朝鮮独立祝賀会」に参加していた。このような事実からは、単に日本の支配政策によって衝突や摩擦を強いられるだけの存在ではない、朝・漢両民族の姿がみえてくるのではないだろうか。

3 中国軍警の出動・発砲をどうみるか

本章では、3・13時に中国軍警が出動して朝鮮人に対して発砲し、死傷者と負傷者を出したという事態をどのように理解すべきかを考えてみたい。結論から言うならば、3・13時の中国軍警の出動・発砲の背景には、日本官憲からの圧力が大きく影響していた。

(1) 日本官憲からの圧力

日本官憲から中国官憲に対して圧力がかけられていたという点については、既に朴京才 [1996] [1999] が日本官憲による二度の脅迫を指摘している。一回目は、1919年3月1日に北京駐在の日本公使が中華民国政府外交部を訪ね、間島の朝鮮人の独立運動を制止しなければ、間島に軍隊を派遣せざるえないと脅迫したということである。二回目は、3・13直前の3月10日に間島日本総領事館局子街分館主任の木島が総領事の命を受けて延吉道尹公署外交科を訪ね、中国側に朝鮮人の独立運動を阻止することを要求し、「もし中国側で責任をとることができないならば、日本側で自主的に軍

警を動員して弾圧する」と脅したということである〔朴京才 1996：267〕〔朴京才 1999：143〕¹²⁾。

この一回目の日本公使による脅迫が事実であるならば、それが延吉道の長官である延吉道尹に伝わらなかったか、あるいは伝わっていたにもかかわらず延吉道尹は動じなかったということが考えられる。延吉道尹は、前述の3月10日の間島日本総領事館局子街分館主任の木島の訪問を受ける前までは、朝鮮人の独立運動を支持していたことが次の日本側の官憲資料からわかる。

間島地方今回ノ騷擾事件ニ関シテハ支那官憲モ予メ勃発ヲ察知シ居タルモノノ如ク初メ支那官憲ハ騷擾ヲ傍觀シ陰ニ助長セントスルノ内意アリシモノノ如ク現ニ三月九日延吉道尹カ各県知事ニ宛内牒セシモノナリト云フニ依レハ「今回朝鮮ノ独立宣言ニ関シテハ在間島鮮人モ相当活動スヘシ其ノ際官憲ハ彼等ニ相当ノ援助ヲ為シ一面軍隊警察ハ動員ノ計画ヲ為シ万一運動鎮定ニ名ヲ藉リ日本軍隊ノ侵入スルコトアラハ鮮人ト共同シ之ヲ撃退スルノ覚悟ヲ要スルモ鮮人ノ集合運動ハ之ヲ阻止スル要ナシ」ト命シタリト（後略）〔姜徳相 1967：101〕

ここからは、木島が延吉道尹を訪ねる前日の3月9日時点では、延吉道尹が各県知事宛に朝鮮人の独立運動に相当の援助をすること、また、万が一、朝鮮人の独立運動鎮圧を名目に日本軍隊が侵入したら朝鮮人と共同で日本軍を撃退する覚悟を持つようにし、朝鮮人の運動を阻止する必要はない、と通達していたことがわかる。

ところが、3月10日の木島の訪問を受けた後の3月12日、こうした延吉道尹の方針は一変する。

間島支那官憲ハ（中略）十二日ヨリ態度ヲ変シ本件ヲ頗ル重大視シ道尹ハ告示文ヲ発シテ日支親善ヲ害スル此ノ種ノ行動ヲ支那領土内ニ於テ行フコトヲ制止スル旨論告シ又局子街在住鮮人首謀者数名ヲ召喚シ不穩言動ニ関シ

嚴ニ誠告説諭ヲ与ヘ漢文ノ檄文ヲ押収シ尚十三日ニ於ケル龍井村警備ノ為十二日夜ヨリ同地ニ兵士四十名ヲ召致シ地方巡警ヲ召集シ孟团长ヲシテ当日ノ龍井村軍、警総指揮官ヲラシメ極力不穩行動ヲ取締ル方針ニ出テタリト云フ〔朝鮮軍参謀部 1919a：5-7 画像目〕

このように、朝鮮人の独立運動に対し、3月9日の時点で支持する方針であった延吉道尹は3・13の前日である12日になって態度を変え、これを取り締まる方針を通告したのである。さらに、延吉道尹は朝鮮独立運動の朝鮮人代表者数名を呼び出し、「誠告説諭ヲ与ヘ漢文ノ檄文ヲ押収」することまで行った。

また、別の日本官憲側の資料には、「〔3月一筆者〕十二日既ニ道尹及孟团长連名ニテ韓国独立運動ノ暴挙ヲ論シ若騷擾等ノコトアルニ於テハ斷然軍警ノ威力ヲ用ユヘシ云々ト論告ヲ発シ居レリ」〔総督・政務総監・総務局長 1919a：3 画像目〕とあるように、延吉道尹は朝鮮人の独立運動に対して中国軍警が威力を用いた強行措置をとることさえ命じている。

以上の延吉道尹による3月12日の方針転換については、朴京材が指摘した前述の3月10日の木島による脅迫が最も大きな要因として作用したことは間違いない。実際に日本官憲側の資料にも、「道尹ハ我領事官憲ノ交渉ニ依リ吉林督軍ニ急電請訓ノ結果反対ニ鎮圧スヘシトノ命ニ接シ遂ニ曩ノ命令ヲ翻シ武力鎮定ヲ決行スルト共ニ一面各県知事及各学校責任者ニモ徒ラニ輕拳妄動セサル様戒メタリト云フ」〔姜徳相 1967：101〕とある。つまり、ここでは日本の「領事官憲」としか書かれていないが、木島と延吉道尹との間で「交渉」が持たれた後に延吉道尹は吉林督軍にその「交渉」内容を伝え、吉林督軍から「鎮圧スヘシトノ命」を受けて方針転換を行ったということである。

また、この時の中国官憲側の方針転換について日本官憲は次のように捉えている。

間島支那官憲ハ当初鮮人ノ行動ニ同情シ若干

煽動シタル気味アリ我総領事ハ鮮人独立運動取締方ニ関シ一応注意ヲ促ス所アリタルカ鮮人ノ行動漸次露骨トナリ且一般ノ氣勢昂リ動揺ノ兆アルヲ見ルヤ支那官憲ハ大正六年(1917年一筆者)ノ琿春事件ニ鑑ミ若シ彼等ノ独立運動ニ際シ騷擾ヲ惹起シ日本官民ニ危害ヲ加フルカ如キコトアラハ日本軍隊ノ間島侵入トナルヘキヲ恐レ十二日ヨリ態度ヲ変シ(後略) [朝鮮軍参謀部 1919a : 5 - 6 画像目]

ここからは次のことが指摘できる。第一に、日本官憲側の認識としても、朝鮮人独立運動の取り締まりについて中国官憲側に「注意ヲ促」したということを述べている。実際にはそれが「注意」どころか脅迫といえるような内容だったにせよ、日本総領事が中国側による朝鮮独立運動に対する取り締まりについて、不満と要求を述べたことが読み取れる。第二に、日本官憲側の認識では、中国官憲が3月12日に方針転換を行った背景として、朝鮮人の行動が次第に「露骨トナリ且一般ノ氣勢昂リ動揺ノ兆アル」なかで、「琿春事件」が想起されたとしている。中国官憲は「琿春事件」を想起し、朝鮮人独立運動が起きて日本官民に被害が出れば、日本軍が間島に侵入するだろうと恐れたと日本官憲は解釈している。ここで言及されている「琿春事件」とは、もちろん、日本が朝鮮独立軍による間島日本総領事館琿春分館の襲撃を捏造して日本軍を派兵する口実とした1920年の「琿春事件」のことではない。1917年の「琿春事件」は、松田 [2015] に基づいて要約すると次のような事件であった。

事の発端は、1917年8月末、朝鮮人の崔錫桂らが朝鮮内から中国へ食塩を密輸入したために、中国巡警局に逮捕されたことであった。逮捕された崔らは9月10日に逃走し、間島日本総領事館琿春分館に保護を求めた。その後、日本の領事館警察官と中国警察官の間で衝突が起き、中国警察が琿春分館内に侵入するに至った。この時に同分館は、9月12日に朝鮮に駐屯していた日本の慶源憲兵分隊と朝鮮軍慶源守備隊に応援を求めた。すると翌

日、朝鮮から派兵された憲兵約30名が到着し、日本側は中国側の琿春県知事に対し、知事と巡警の謝罪、日本憲兵10名以内の当地駐屯などを要求したのであった。中国側資料によるとこれらの要求は、日本軍300～400名が民家および各要地を占拠して塹壕を掘って戦闘準備を整え、中国側巡警を捕えて電信を遮断した状態で行われたとされる。この日中の条約上根拠のない日本軍の出兵に対し、中国側は撤退を要求した。結果的に10月15日に本野一郎外相が長谷川好道朝鮮総督に撤退を求め、10月17日には守備隊が撤退し、10月20日には憲兵が引き揚げたという [松田 2015 : 68]。

このような1917年に日本軍が出兵した「琿春事件」を受けて、中国官憲はそのような事態が再び起こることを恐れ方針転換を行ったと日本官憲は分析しているということである。日本官憲の分析のとおり、わずか1年半前に起こったこの事件は1919年3月10日～12日の中国官憲の判断に大きな影響を与えたと考えられる。中国軍警の出勤と現場での発砲とは、このような日本官憲の圧力のもとで行われたのであった。また、前章の引用資料中に見られたように、3・13の当日には中国軍警だけでなく日本の警官も出勤し、朝鮮人による独立運動を「制止シ [運動参加者が振る一筆者] 国旗ヲ奪取」 [不二出版 1998 : 24] する動きに出たという点も看過できない事実である。

(2) 朝鮮人の中国軍警の行動に対する認識

では、そのような状況下で中国軍警の出勤・発砲に対して、朝鮮人はどのように見ていたのだろうか。

まず、3・13当日、中国軍警によって発砲が行われるや否や、朝鮮人の「武器携帯学生等ハ之ニ対抗セントシタ」。ところが、「運動首謀者等ハ之ヲ差シメタル事実アリ」 [姜徳相 1967 : 97] と日本官憲が観察しているように、中国軍警に対抗しようとした学生たちを運動主催者たちは止めていた。

しかし、朝鮮人たちは中国軍警の行動に対して黙っていたわけではない。

群衆四散後独立宣言運動者十数名ハ龍井村商埠局ニ至リ支那軍隊ノ射撃ニヨリ鮮人ニ死傷ヲ生シタル事件解決スル迄同地ヲ退去セスト称シ支那官憲ト交渉中ニシテ別ニ特使ヲ局子街電報局ニ派シ吉林省長及北京政府ニ対シ今回ノ韓族自決運動ニ際シ支那軍隊及巡警カ我等ノ行動ヲ阻止シタルノミナラス軍隊ハ遂ニ射撃スルノ狂体ニ出テ我同胞ニ夥多ノ死傷者ヲ出セリ我等韓民族ノ自決運動ニ対シ支那官憲ハ何等干渉スヘキ性質ノモノニ非ラス今回支那軍隊及巡警ノ我等ノ行動ニ対スル干渉及死傷ヲ出セルハ之レ全ク支那政府ノ責任ナラサル可ラストノ意味ヲ電報セリト云フ〔朝鮮軍參謀部 1919b：5 - 7 画像目〕

このように、中国軍警による発砲をめぐってすぐさま朝鮮人の代表数十名は、「解決スル迄同地ヲ退去セス」として中国官憲との交渉を開始し、中国政府の責任を追及するために吉林省長と中国政府に電報を送ったのであった。

3・13から約2週間経った3月26日の日本官憲による報告書においても、「龍井村ニ於ケル独立運動首謀者具春先、李鳳丙、姜鳳羽、高容煥、姜九禹、朴昇弼等ハ尚局子街附近ニ潜在シ龍井村ニ於ケル支那軍隊ノ発砲事件ニ関シ其ノ賠償及関係者ノ処分方等道尹公署ニ交渉中ナリト」〔総督・政務総監・総務局長 1919b：2 画像目〕とあるように、延吉道尹に賠償と関係者の処分などを要求していたことがわかる。

つまり、朝鮮人指導者たちは中国軍警の暴力に対し、暴力という手段で対抗しようとはしなかったが、賠償や関係者の処分など責任の追及を行った。このような朝鮮人指導者たちの判断には、そもそもこうした中国軍警の出動と発砲の背後には日本がいるという理解があった。それは次の資料からもわかる。

(前略) 一部鮮人中ニハ支那軍隊カ群衆ヲ銃殺シタル件ニ付道尹ニ嚴談シ且吉林省及北京政府ニ電報交渉スヘシト敦圀リ者アリ又支那軍

隊ノ発砲シタルハ日本領事ノ請求ニ依ルモノナリト謠言ヲ放チ盛ニ人心ヲ煽動スル者アリ〔総督・政務総監・総務局長 1919a：2 画像目〕

そして、そのように理解したのは朝鮮人指導者たちだけではなく、次の日本官憲側による観察はそれを裏付ける。

群衆ノ多クハ支那官憲ノ行動ハ日本官憲ノ使嫉ニヨルモノトシ一派ノ鮮人ハ同夜銃器ヲ整ヘ総領事館ヲ襲フヘシト謠言ヲ放チ状況頗ル不穩ナリシ〔朝鮮軍參謀部 1919b：5 画像目〕

このように、多くの朝鮮人は中国軍警による出動・発砲の背後には日本官憲がいたことを見抜いていたのである。

(3) 朝鮮人に同情的だった中国軍警

一方で、中国軍警は日本官憲の圧力に屈するだけの存在だったのだろうか。

3・13の1週間後である3月20日には、琿春でも朝鮮人による大規模な独立運動が展開された¹³⁾。琿春では独立宣言式の際に演壇に中国巡警が上がり、朝鮮人の独立運動に対して同情し、支持と激励の言葉を贈っていたことが注目になる。

対岸九沙坪(慶興北方一里)居住鮮人任基甸ハ今尚排日鮮人トシテ視察中ノ者ナルカ今回琿春ニ於ケル独立宣言式ニ参加シ悲壯慷慨的ノ演説ヲ試ミタルニ群衆ハ大ニ感動シ涕シ謹聴シタリト同人ノ演説ニ際シ黄丙吉ハ支那官憲ニ通スヘク自ラ通訳ノ勞ヲ執リ之カ為支那官憲ノ感情ヲ柔ケ彼等ヲシテ追々同情ノ念ヲ起サシメタルカ如シ

現ニ支那巡警ノ一名カ演壇ニ登リ吾人カ今日群衆ノ取締ヲ為スハ好意的ニ出ツルモノニシテ決シテ諸君ヲ圧迫スルモノニアラス寧ロ諸君ノ此ノ拳ニ同情スルモノナリ曩ニ伊藤博文カ哈爾賓ニ於テ暗殺セラレサリセハ我間島モ既ニ日本ノ毒牙ニ罹リ居リシナラン安重根

カ伊藤ヲ暗殺セシ為間島モ安キヲ得タリ諸君
ノ成功ヲ衷心ヨリ祈ルモノナリト述ヘタリト
[姜徳相 1967 : 106]

ここからは次のことが読み取れる。第一に、3月20日の琿春における独立宣言式で朝鮮人の任基甸が演説を行い、朝鮮人黄丙吉はその内容を通訳して中国官憲に伝えた。第二に、中国官憲は黄丙吉を通して聞いた任基甸の演説に心を動かされ、朝鮮人の独立運動に対して同情の気持ちを抱いた。第三に、実際に3月20日の独立宣言式中に中国巡警の1人が演壇に上がって、朝鮮人の独立運動に対する支持、同情、激励を示した。第四に、その演壇に上がった中国巡警は、安重根による伊藤博文の暗殺がなければ、間島は既に日本の「毒牙」に罹っていただろうという言及を行った。この四点目は特に興味深い。

このように、中国軍警のなかにも日本官憲の圧力に屈することなく、朝鮮人の独立運動に同情的だった者もいたという点は重要である。日本からの侵略を受けている中国東北にあって、朝鮮人による独立運動は中国軍警にとっても十分に理解し共感しうるものだったのである。

4 おわりに

本稿では、朝・漢両民族関係に焦点を当てながら、3・13の運動および弾圧の主体について論じてきた。

本稿でみてきたように、3・13が朝・漢両民族による共闘といえるかどうかについては評価が定まっていない。しかしながら、日本官憲資料を検討した限りでも3・13時に太極旗のみならず中華民国国旗が掲げられ、1919年の3月以降、間島地方において朝鮮独立運動を支持したり、そこに加わったりした漢人もいたということはいえる。さらに、中国軍警の中にも朝鮮人独立運動に同情と理解を示した者もいたのである。今後これらの点については中国側の資料からのさらなる検討が求

められる。

また、3・13における朝・漢両民族の関係は、中国東北の間島地方において朝・漢両民族が日常的にどのように接触し合い、協力関係を持っていたのかという文脈のなかで明らかにされる必要があるだろう。本稿では、その一端としてこれまでの研究における朝・漢両民族による共闘という論点と、中国軍警による出動・発砲という出来事をめぐる朝鮮人側の認識や朝鮮人独立運動に同情を示した中国巡警の例を示した。

3・13における朝・漢両民族関係を明らかにする作業は、朝鮮の3・1独立運動とは異なる3・13の特徴や意義をより際立たせるだけでなく、中国東北の間島という場所で、どのように朝鮮人と漢人が共存していたのかという歴史を掘り起こす作業でもある。今後、さらなる資料の発掘が求められるのはもちろんのこと、朝鮮人たちが中国という「異郷」の地で朝鮮独立のために闘いながら、同時に日本による中国東北に対する侵略をどう見ていたのか、また、漢人たちが「異郷」の地で暮らす朝鮮人や彼・彼女らによる独立運動をどのように見ていたのかという視点に立った、より深い分析が必要ではないかと考える。これは今後の筆者自身の課題でもある。

注

- 1) 本稿執筆にあたっては、水野直樹氏、孫春日氏、高承龍氏、卞成日氏、金雪梅氏による貴重な資料および情報の提供をいただいた。この場を借りて感謝を申し上げたい。
- 2) 3・13の記念行事については、延辺歴史学会等[1999]、李泰洙[2009]、崔根甲[2012]などを参照されたい。
- 3) 沈東剣[1992]は、1980年2月に延辺歴史学会成立大会で行われた講演記録である。
- 4) ここには二重の問題がある。第一に、金は「安図県で各種団体に参加して反日運動を行った22名のなかに漢族が4名おり、総数の18%を占める」[金東和 1979 : 76]としているが、金は資料の解釈を誤っている。後述するように原文にはそのように書かれていないが、金は国史編纂委員会[1969]所収の資料のみを参照し原文を見ていないと思われる。第二に、沈も原文を見ていないようだが、原文を読むと、本資料は沈が、安図県の朝

鮮独立運動の参加者に「漢族の割合が高いと騒ぎ立てる彼ら（日本官憲一筆者）の下心は分かりきっているのではないか」[沈東剣 1992：556]と述べたような意図的に作られたものではないことがわかる。

- 5) 《朝鮮族簡史》編写組 [1986] の日本語引用文は、日本語翻訳版である高木 [1990] から引用する。また、《朝鮮族簡史》編写組 [1986] にはその初稿版としての中国科学院民族研究所吉林少数民族社会歴史調査組 [1964] が存在するが、初稿版では本稿で検討したような朝・漢両民族による共闘の側面についての記述は確認できなかった。
- 6) 金奎哲 [1993] と同一内容の朝鮮語版が金奎哲 [1995] である。
- 7) 資料的根拠の不十分さという点について、2019年12月15日に東京外国語大学海外事情研究所で開催された若手研究者フォーラム「[満洲]における移民・闘争・ジェンダー」において、孫春日氏は筆者の口頭発表「中国東北朝鮮人の龍井 3.13 独立運動研究の論点一朝・漢両民族による共闘の側面に注目して」に対するコメント報告として、次のように述べた。中国における朝鮮族の歴史研究が本格的に行われるようになったのは文化大革命以降であり、初期の研究は資金、資料などの制限のために当時の生存者へのインタビューに依拠するものが少なくなかった。3・13の研究も生存者たちによる口述を多く活用している。しかし、当時は口述内容を録音したり記録したりということはほぼ行っていない。
- 8) 「二十九. 大正八年三月二十八日附間島鈴木総領事代理発信内田外務大臣宛報告要旨 排日鮮人独立示威運動二関スル件」からの引用である。
- 9) この部分は日本語翻訳版には記されていない。
- 10) 安華春 [1993] と同一内容の朝鮮語版が安華春 [1996] である。また、安華春はこれと同一の記述を、安華春・金相國 [1999] でも行っている [安華春・金相國 1999：118]。
- 11) 安華春・金相國 [1999] でも同じ評価をしている [安華春・金相國 1999：119]。
- 12) 朴京材 [1996] と朴京材 [1999] は日本官憲による中国官憲への二度の脅迫についてほぼ同一の記述を行っているが、これらの記述には次のような問題がある。第一に、前者と後者ではほぼ同一の記述をしているにもかかわらず、二度の脅迫についてそれぞれの出典は異なっており、いずれかが誤記の可能性がある。一回目の3月1日の脅迫について前者では『朝日新聞（東京版）』1919年3月1日を典拠とした李炫熙 [1973：84 - 85]、後者では1919年3月20日の中華民国档案資料を挙げている。一方、二回目の3月10日の脅迫について

前者では1919年3月12日の中華民国档案資料、後者では前述の『朝日新聞（東京版）』1919年（朴京材は「1929年」としておりこれも誤記である）3月1日を典拠とした李炫熙 [1973：84 - 85] を挙げている。李炫熙 [1973：84 - 85] は一回目の脅迫について次のように記しているため、少なくとも二回目の脅迫に関する後者の出典は誤記と考えられる（筆者は中華民国档案資料を確認することができなかったため、それ以上のことはわからなかった）。李炫熙は注で次のように述べている。「1919年3月1日、金智煥が韓国独立書請願書を携帯して安東東に至り同地で上海に発送した。この日、日本公使は中国外交部を訪問し、韓国独立運動家が間島で活動していることを指摘した後、日本は中国の友邦であるから、これに対して妨害手段を取ることを希望し、もし中国がこれを履行できないのであれば日本は中国軍を援助するために軍隊を間島に派遣せざるをえないと脅迫した」 [李炫熙 1973：84 - 85]。

第二に、そもそも上記の注説明は『朝日新聞（東京版）』1919年3月1日を典拠としているが、管見の限り『朝日新聞（東京版）』の該当日の紙面にそのような記事はなく、李炫熙の出典そのものが間違っている可能性がある。また、朴京材も記事名を記していないことから、原文を確認せずに李炫熙 [1973：84 - 85] を引いたと思われる。李炫熙が述べていることは重要な事実であるため、今後さらなる資料調査と詳細な検討が必要である。

- 13) 暉春での運動については、오친석 [1999] などが詳しい。

参考文献

【日本語】

- 姜徳相編（1967）『現代史資料 26 朝鮮 2』みすず書房
- 高木佳蔵訳（1990）『抗日朝鮮義勇軍の真相：忘れられたもうひとつの満州』新人物往來社
- 総督・政務総監・総務局長（1919a）「大正8年3月15日 朝憲機第140号 独立運動に関する件（国外第1報）」1919年3月15日、アジア歴史資料センター（JACAR）：C06031196600（『大正8年乃至同10年高第共7冊其7 朝鮮騒擾事件関係書類（受番号無き分共）情報 陸軍省』防衛省防衛研究所所蔵）
- 総督・政務総監・総務局長（1919b）「大正8年3月26日 朝憲機第155号 独立運動に関する件（国外第11報）」1919年3月26日、JACAR：C06031197900（『大正8年乃至同10年高第共7冊其7 朝鮮騒擾事件関係書類（受番号無き分共）情報 陸軍省』防衛省防衛研究所所蔵）
- 朝鮮軍参謀部（1919a）「大正8年3月14日 朝特報第

3号 間島方面韓族獨立運動に関する経過の概要」1919年3月14日、JACAR:C06031205100(『大正8年乃至同10年高第共7冊其7 朝鮮騷擾事件関係書類(受番号無き分共)情報 陸軍省』防衛省防衛研究所所蔵)

朝鮮軍参謀部(1919b)「大正8年3月15日 朝特報第4号 間島方面韓族獨立運動に関する経過の概要」1919年3月15日、JACAR:C06031205000(『大正8年乃至同10年高第共7冊其7 朝鮮騷擾事件関係書類(受番号無き分共)情報 陸軍省』防衛省防衛研究所所蔵)

朝鮮軍参謀部(1919c)「密第102号其488 国外情報」1919年10月7日、JACAR:C06031112700(『大正8年乃至同10年共7冊其4 朝鮮騷擾事件関係書類(密第102号情報共3内其1) 陸軍省』防衛省防衛研究所所蔵)

(著者名なし)(1998)『外務省警察史』第20卷、不二出版

松田利彦(2015)「1910年代における朝鮮総督府の国境警備政策」『人文学報』第106号

陸軍省(1919)「大正8年4月26日 騷密968号在外鮮人の獨立運動概況」1919年4月26日、JACAR:C06031190200(『大正8年乃至同10年高第共7冊其7 朝鮮騷擾事件関係書類(受番号無き分共)情報 陸軍省』防衛省防衛研究所所蔵)

『満洲日日新聞』

【中国語】

安華春(1993)「試論“三·一三”反日運動的特点」、権立主編『中国朝鮮族史研究』延辺大学出版社、pp.167 - 177

《朝鮮族簡史》編写組(1986)『朝鮮族簡史』延辺出版社

高永一(1986)『中国朝鮮族歴史研究』延辺教育出版社

韓俊光(1992)「龍井“三·一三”反日運動の経過及其歴史意義」、韓俊光・金元石主編『中国朝鮮族歴史研究論叢』黒龍江朝鮮民族出版社、pp.385 - 395

金東和(1979)「試論二十世紀初延辺地区的“三·一三”運動」『延辺大学学报』2、pp.72 - 94

金東和(1988)「《三·一三》延辺青年学生的反日示威活動」、馬俊生主編『延辺歴史研究 第三輯』延辺歴史研究所、pp.138 - 149

金奎哲(1993)「海蘭江畔一声春雷—龍井村“3·13”反日示威闘争」、金沢主編、金仁哲副主編、吉林省政協文史資料委員会・延辺朝鮮族自治州政協文史資料委員会編『吉林朝鮮族』吉林人民出版社、pp.149 - 158

梁煥俊(1984)「“五卅”暴動前的私立明東学校」、延辺政協文史資料委員会編『延辺文史資料』第2輯

延辺朝鮮族史編写組編(2010)『延辺朝鮮族史(上)』延辺人民出版社

中国科学院民族研究所吉林少数民族社会歴史調査組(1964)『朝鮮族簡史(初稿)』

【朝鮮語】

《故事天地》編輯部編(2000)『史意深遠的龍井(朝鮮文)』延辺人民出版社

国史編纂委員会編(1969)『日帝侵略下韓国三十六年史』4、国史編纂委員会

金奎哲(1995)「해란강반의 봄우뢰 - 룡정촌 《3.13》 반일시위투쟁」、吉林省政協文史資料委員会編、延辺朝鮮族自治州政協文史資料委員会『吉林朝鮮族(朝鮮文)』延辺人民出版社、pp.233 - 246

朴京才(1996)「“3·13” 반일운동에 대한 延吉道尹公署의 制止策에 대하여」、金鐘國의『中国朝鮮族史研究 I』서울대학교출판부、pp.261 - 271

朴京才(1999)「연길도윤공서에서 3.13 반일운동을 制止하게 된 歴사적배경에 대하여」、延辺歴史学会等編『龍井三·一三反日運動八十周年紀念文集(朝鮮文)』延辺人民出版社、pp.133 - 147

朴昌昱・李敬愛(1999)「간도국민회를 재차 論함」、延辺歴史学会等編『龍井三·一三反日運動八十周年紀念文集(朝鮮文)』延辺人民出版社、pp.29 - 63

沈東劍(1992)「“3·13” 운동의 성격을 論함」、水邨朴永錫教授華甲紀念論叢刊行委員會編『水邨朴永錫教授華甲紀念 韓民族獨立運動史論叢』探求堂

安華春(1996)「3·13 반일운동의 특징에 대하여」、金鐘國의『中国朝鮮族史研究 I』서울대학교출판부、pp.202 - 213

安将元(1999)「 룡정 3.13 반일운동에 대하여」、延辺歴史学会等編『龍井三·一三反日運動八十周年紀念文集(朝鮮文)』延辺人民出版社、pp.80 - 103

安華春・金相國(1999)「3.13 반일운동의 성격과 특징에 대한 연구」、延辺歴史学会等編『龍井三·一三反日運動八十周年紀念文集(朝鮮文)』延辺人民出版社、pp.105 - 119

오천식(1999)「훈춘의 《3.20》 반일시위운동」、朴昌昱主編『중국조선민족발자취총서(1) 一개척』民族出版社、pp.473 - 474

延辺歴史学会等編(1999)『龍井三·一三反日運動八十周年紀念文集(朝鮮文)』延辺人民出版社

李泰洙主編(2009)『 룡정 3·13 기념사업 20주년 사진집—의사릉의 향연』龍井3·13紀念事業會

李炫熙(1973)『韓國史大系 8. 日帝強占期』 叢書出版三珍社

崔根甲(2012)『최근감회역록—시련의 열매』 遼寧民族出版社

投稿論文

朝鮮民主主義人民共和国における産業美術の歴史的変遷（1948-2019）

—工業美術の軽工業・重工業製品の形態図案の発展史—

劉賢国（筑波技術大学）

抄録

共和国にて産業美術と呼称される産業デザインについて、その変遷の研究を推し進めることは、共和国人民の生活尺度と生活文化水準についての理解へとつながり、さらに共和国デザイン文化のアイデンティティを掌握するための重要な指標となる。本研究では共和国産業美術における軽工業・重工業製品デザインを、精査に基づいて「工業美術の形態図案」として定義した。本研究では、共和国文献資料と先行研究分析により筆者が分類した6段階の時代区分を利用し、「形態図案」を中心に調査・検証・分類を行った。特に、共和国の社会的環境と政治的背景の中で象徴性を内包している公的文献の中に記された歴史的な事実を中心に行った。そして、1960年代を起点に共和国の産業美術に発展をもたらした産業美術「形態図案」の創作作品に着目し、それを研究することで、軽工業・重工業製品のデザインを生産する主体と対象、展開と流れを明らかにした。この本研究の成果は、共和国の産業美術の新しい接点と変化について、実証的な研究の基礎資料としての価値がある。また、来るべき祖国統一に備えた、IT産業と産業美術学との融合における、韓国と共和国の学術交流の橋かけになる研究である。

キーワード：

朝鮮民主主義人民共和国、産業美術、工業美術、形態図案、歴史的変遷

Abstract

The concept of industrial design, often referred to as “industrial art” in DPRK, acts as an important indicator of the quality of life experienced by people and the culture expressed by them. After analyzing references, this paper characterizes ‘light industrial’ and ‘heavy industrial’ product designs as ‘industrial art form’. It makes use of six stages of historical period classifications, prevalent among scholars, and previous research and verification to examine the intentions and characteristics of form design’ in representative work and change in the social environment and political background of DPRK. I have summarized only the historical facts of the whole industrial arts. Through the research result, I hope to utilize the ‘form design’ of the DPRK industrial art as a research material in regard to the development and flow of industrial design, subject and object of producing light industrial and heavy industry product design. By doing so, this paper aims to determine the point of contact and change of the industrial art forms of the two nations. In addition, it aims to lay the foundation for academic development through academic exchanges between Republic of Korea and DPRK by fusing IT industry and industrial art.

Keyword:

Democratic People's Republic of Korea (DPRK), Industrial Art, Form design, Historical change

1. はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下、「共和国」と表記する。）は、1948年の政府樹立以降、「美術（art）」と「図案（design）」に関する強固な計画を立てた。これは、旧ソ連（ロシア）が国家統制的に産業美術を推し進めている姿をモデルとしたもので、この計画によって、共和国の産業美術は、国家計画経済範囲内での成長を遂げた。これは、国がすべての生産手段を所有し、計画によって競争を促し、それによって工業製品の生産・分配を中央で決定するという構造だ。デザインにおいても旧ソ連と共通の課題である、需要と供給が成立していないという点を見いだすことができる。もう一つの共通点は、民族主義の造形性を強調するために、国家の経済政策に図案（デザイン）を活用してきたという点である。共和国の産業美術は、労働党の文芸政策と社会主義経済の産業政策の接点で発展してきた。それゆえ、産業美術である工業美術部門での軽重工業製品の形態図案に現れた特徴として、党と人民が、指導者を中心とした、社会主義国家建設を意図した総体的な対象に重点を置いており、それは、完全な目的達成を目指した活用であるといえる。

共和国の産業美術は、労働党の文芸政策と経済政策の接点で成長した美術の一分野である。共和国産業美術は、21世紀初頭から急激な変化を見せている。共和国の産業美術の発達史は1957年から1960年代末までに「第1次経済開発5カ年計画」と「千里馬運動（천리마운동）」の速度戦により、産業美術は経済成長とともに急速に発展し、1970年代に至っては、飛ぶ鳥を落とす勢いで多くの発展を成し遂げた。1990年代後半からは、デジタル電子技術の導入と開発、そしてIT産業の育成とともに、コンピュータ用の多言語プログラムの開発が進められた。様々なソフト開発などはもちろんのこと、2012年以降は、国際標準化機構（ISO）に合わせて国家標準規格（KPS）を体系化しつつ、独自にOS（Operating System）である「赤い星（붉은

별）」の開発を進め、デジタルコンピュータの作業環境において注目に値する成果を示している。

しかし、大韓民国（以下「韓国」と表記する。）では、共和国のデザイン文化を認識する幅が狭く、残念ながら深くもない。その理由の一つは、共和国の産業美術と韓国の産業デザイン学においては、分類と区分する領域に異なる点が多く、不慣れな専門用語の登場で意味や内容の把握が難しいことに問題がある。特に、デザイン学と関連分野を研究する学者らはもちろん、産業デザインを専攻している学生においてはなおさら共和国の産業美術と生活文化の理解と、それに伴う学術研究が不足し、そして実状についての情報不足も相まって、学術研究対象からますます関心が遠のくという結果をもたらしたものと判断できる。

従って、本研究の重要性は、デザイン学の観点から、それに対する社会の冷遇と無知を克服し、共和国を揶揄する優越感情でもなく、共和国と韓国が平等な関係で、共和国と伴に研究を極めたいという学者の願いが込められた点にあり、学問的に提示することにその価値を置くものである。特に共和国社会の産業美術の歴史的な発展と形態図案の実状を、韓国において新たな視点として正確に判断できる基礎資料を提供する。さらにその理解を深めるという目的で共和国における産業美術の歴史の変遷過程に注目する必要がある。このような共和国のデザイン文化と産業美術の歴史的变化の実状は、産業経済政策と人民生活とその生活の中に入り込んで形成された産物であるという点を、我々は明確に理解すべきである。本研究が共和国の産業美術における形態図案の変化を正しく、またはありのままに理解するために、そこへ投じる小さな一石になること、切に願う。

2. 先行研究の調査と考察

(1) 先行研究の調査

1948年共和国の樹立後から2019年までに産業美術の歴史の変遷、特に工業美術の軽工業・重工

業製品の形態図案の発達史についての先行研究の調査を行った。その結果、2004年から2019年までの韓国における産業美術に関連する博士学位論文、学術誌に掲載された代表論文は以下の通りに紹介できる。

①バク・アムジョン (2004) 「北韓デザインの特徴と南北間のデザイン交流の研究」、②バク・アムジョン (2014) 「北韓デザインの理論的背景と特性に関する研究：1970-2000年代の宣伝画を中心に」、③チェ・フィソン (2015) 「南北の統一過程で必要なデザイン政策研究」、④チェ・フィソン (2015) 「北韓産業美術の展開過程考察：1994-2015」、⑤キム・スヨン、ジョ・ヒョンシン (2017) 「北韓のポスターに表示される女性途上：1952年から1989年までのポスターを中心に」、⑥劉賢国 (2019) 「北韓の政治宣伝画デザインの歴史の変遷に形成された北韓スタイル (1945-2019)：時代区分で見た北朝鮮宣伝画の創作とその特徴」がある。

2000年代初頭から韓国では、南北関係の進展に応じて、共和国における美術作品の紹介と教育的視点に着目した南北比較分析研究が増加した。しかし、韓国において2014年度から発表された10件の共和国の産業美術関連の学位・掲載論文、発表論文を研究テーマごとに分類し、分析した結果、製品デザイン、建築デザイン分野の学術研究は見つけることが出来なかった。

(2) 代表先行研究の考察

①バク・アムジョン (2014) 「北韓産業美術デザインの最近の変更：金正日 - 金正恩政権の時期で媒体に紹介されたデザインの事例の比較を中心に」

2004年度にバク・アムジョンが発表した「北韓のデザインの特徴と南北間のデザイン交流についての研究」の後続研究として、共和国におけるデザインの世界を考察するために、国の美的背景とその背景から誕生したデザインについての理論的背景を視察し、宣伝画の特性についての分析をした [バク・アムジョン、2014：852-855]。

この研究は、1970年代から2004年までの宣伝

画のスタイルにおいて、視覚的要素を中心とした分析結果を紹介している。特に政治宣伝画において独特な色彩の使用法の紹介と、画面構成において1つのテーマに向かってすべてのことを集約して意味させる種子論という創作理論を紹介している。しかし、残念なことに、この研究では時代区分を明確に区別していない。また、1948年から1979年までの31年間の研究として補いきれない内容がある。それは、各時代の創作、また、そこから発展した宣伝画の歴史の変遷について、フォローアップ研究では継続して扱われなかったという点である。しかしこの研究は、韓国内で初めて共和国のデザイン研究を行ったことに大きな意義がある。

②チェ・フィソン (2015) 「北韓産業美術の展開過程考察：1994-1999」

チェ・フィソン (2015) の博士学位論文「南北の統一過程で必要なデザイン政策研究」で、北朝鮮の産業美術の現況を調査し、南北朝鮮の現状を比較・分析して、今後の統一過程で必要なデザイン政策の方向を論理的にしている [チェ・フィソン 2015：10-227]。上記の論文に基づいてチェ・フィソン (2015) 「北韓産業美術の展開過程考察：1994-2015」の研究では、産業美術のその変化の過程を考察するために、1994～2015上半期まで共和国の定期刊行物に導入されたデザインの記事との関係論説を調査し、金正日、金正恩の両指導者の時代別の内容の変化を調べた [チェ・フィソン 2015：57-70]。この研究では、国内で初めて、1994年から2015年まで共和国の産業美術発達史を整理したという点で学術的意義が大きい。しかし、この研究は、1948年共和国の樹立後から1990年代初頭までの資料調査の限界として、産業美術の歴史の変遷の50年間の開発プロセスを明らかにしていない。したがって、共和国の産業美術について、70年間の変遷を包括的に説明しなかったことは明らかな研究課題といえる。

③劉賢国 (2019) 「北韓の政治宣伝画デザインの歴史の変遷に形成された北韓スタイル (1945-2019)：時代区分で見た北朝鮮宣伝画の創作とその

特徴」

解放後、共和国の出版美術の歴史の変遷に伴って遂行してきた政治宣伝画に表れた「共和国スタイル」の生成過程とその特徴的な要素に関して、実証的資料をもとにまとめた。特に6段階の時代区分では、各時代を代表する政治宣伝画のデザインを分類し、その表現上タイポグラフィの領域である政治的革新スローガンを介し、共和国の政治的变化を調べた。その結果、6段階の時代区分を通して、各時代ごとに政治宣伝画に示された特徴を明らかにした〔劉賢国、2019：26-39〕。また、共和国の産業の進展と政策の変化は、共和国の美術創作理論である「主体美術」や「北朝鮮スタイル」と無関係ではないという事実を確認した。この研究では、先行研究や共和国の文献記録を基に6段階時代区分による歴史的な変遷を整理したことに大きな意義がある。

韓国における共和国の研究では、共和国から発行する資料の一部を介して全体の状況を類推するが、それには限界がある。特に共和国でも産業美術が内部で注目され始めたのは近年のことで、本格的な共和国の産業美術研究が始められてからまだ15年程しか経っていない新しい分野であることも原因であろう。

3. 研究の方法と目的

(1) 研究の方法

共和国関連の研究において各学問の共通的な問題、それは研究資料収集の限界である。実証的な文献資料に殆ど頼っている活字印刷史研究部門においては不毛領域でもあった。解放後から現在までの現代史において、未踏の境地に置かれてきた共和国産業美術の歴史の変遷についての質問を持って、先行研究と調査文献資料の検証と分析により進行する。国内外の先行研究の分析を通じた具体的な共和国産業美術において、1948年から2019年までの6段階の時代区分による工業美術の軽工業・重工業製品の「形態図案」の歴史の変遷

に関する包括的な研究は皆無である。特に1948年から2019年までの各時代区分による社会、環境、政治、経済政策変化に沿った「産業美術の発展面」、「産業美術創作の真一步」、「産業美術の実用美と形状性」などについて実証的な研究結果が未だに見当たらないのが現状である。

したがって、筆者は2016年5月から2019年9月までに韓国の国会図書館北韓資料センター、国史編纂委員会など、また、中国の国家図書館と延辺大学図書館、日本の朝鮮大学図書館と国立国会図書館などの海外文献調査などで実証文献資料の収集を極め、共和国の産業美術の歴史の変遷に関する資料の検証と分析を深めることで、研究基盤を造成しながら進めてきた。

(2) 研究の目的

本研究では、6・25戦争以後の国家経済回復期から、70年間に渡って産業経済発展と人民生活の向上に貢献してきた共和国産業美術の工業美術部門において、「形態図案」を中心に発展してきたデザインの発展要素を見いだす。特に筆者の先行研究論文で紹介した「6段階の時代区分」を通じて、共和国の多様な文献記録に現れた「形態図案」の創作作品を精査する。同時に、創作意図が社会的な環境と政治的背景の中で、時代ごとの新たなデザイン技術の変化に伴って出現した「形態図案」の代表作品を中心に産業美術の歴史的な変化を整理する。

本論文では、紙面の限界により産業美術における軽工業と重工業製品のデザインを「工業美術の形態図案」と定義する。そして、共和国の各時代の産業美術において象徴性を持っている「形態図案」の代表作品の紹介に限定する。したがって、共和国産業美術において「形態図案」の製品設計を推進する主体と対象、展開と流れを確認し、新しい接点と変化の基礎資料を共有する。共和国の産業美術は、国の経済政策の志向と止揚の境界で綱渡りをしているのと同じである。絶え間なく変化をする共和国社会の現実と人民の生活要求を感知する中で目指すことと止揚することを選別し、創

作活動を続けるのが産業美術作家の任務である。来るべき祖国統一に備えて産業美術学/産業デザイン学の新たな学問と学术交流の接点の契機を用意することが本研究の目的である。

4. 共和国産業美術の概念と定義

共和国で「産業美術」と呼ばれる図案（デザイン）は、共和国人民の生活の尺度と生活文化の水準を理解し、さらに共和国デザイン文化のアイデンティティを把握するために重要な指標となる。共和国の産業美術は南で使用される工業デザインと類似の用語ではあるが、カテゴリと概念においては多くの違いがある。実際に共和国で記録された産業美術の概念と特性、つまり、定義を述べている内容を文献資料から取り上げると次の通りに3つ整理することができる。

第一に、『『朝鮮美術』1962年12月：23』によると「産業美術という概念には、人間の物質的生産と精神的美的側面がすべて包括になっている」とした。

第二に、『『朝鮮美術史2』ホン・ウィジョン外6人1990：117』によると、金日成主席が言及した産業美術の特性について「共和国の工業、共和国の技術発展と人民生活の向上を目指し、創作される」と、工業用応用美術の観点から記録している。

第三に、『『金正日美術論』金正日1992：10』によると、共和国の芸術において最高の理論家として君臨し、共和国美術の変化を主導している金正日総書記は、「産業美術は実用性があり、美しくなければならない」と産業美術を重要視し、「産業美術の基本は、工業美術である。」と定義する。また、工業美術は、いくつかの機械製品や生活必需品の図案をよくすることは、製品の生産を増やし、生産文化を確立するうえで重要な意味を持つという『『労働新聞』2016年6月26日』。

現在の共和国において産業美術の重要な割合を占める「工業美術部門の形態図案」は、プロダクトデザイン（product design）、自動車デザイン

（vehicle design）よりももっと広い意味を持っている。つまり共和国の工業美術はおもちゃ、自動車、機械、靴、バッグ、キッチン用品などの日常製品までである計画によって生み出された成果全体を意味する広範囲に含まれている。

5. 共和国産業美術創作所の歴史の変遷の概括

共和国は洗練された製品生産のためにデザイン開発に注力している。その代表的な産業美術創作所の歴史の変遷を概括してみる。共和国の産業美術は6.25共和国戦争以降、1955年に軽工業省軽工業美術創作所が設立され「産業美術創作の中央基地」として総合的な工業デザインセンターの役割をしている。その後2005年5月30日に最高人民会議常任委員会の決定により金属機械工業省が金属工業省と機械工業省に分離され、機械工業省内に新しい産業美術創作所を設立した。

1959年に万寿台（만수대）創作社が設立され、「総合的な美術創作の拠点」として、1954年に平壤美術大学に産業美術学部が新設し、育成された作家（図案家・美術家・デザイナー）などが中央美術創作社、各都市の美術創作社などに配置され、競争的に芸術性を発揮している。これらの機関で作り上げた新しいデザインは、総1,200点の中で500点余りが実際の商品生産につながっている。

『『労働新聞』2016年6月26日』によると、2010年3月労働党傘下に「中央産業美術指導局」<図1>の組織でバラバラになっているいくつかの産業美術創作組織を統合した。特にこの機関は、平壤「国家産業美術の中心」<図2>に位置し、図案の特許のような知的財産の登録・審査機関である。共和国民主主義人民共和国の「商標図案」、「形態図案」、「原産地名事務所」、「朝鮮産業美術創作社」<図3>、「朝鮮産業美術情報交流社」が配置されている。つまり国のすべてのデザインを創作-指導-審査-登録することができ、1つのコントロールタ



図1 中央産業美術指導局

[出典：わが民族同士]



図2 国家産業美術中心

[出典：アリラン・メアリ]



図3 共和国産業美術創作社

[出典：朝鮮通信]



図4 2016年、2018年国家産業美術展覧会の
ポスター

[出典：アリラン・メアリ]



図5 国家産業美術展覧会の形態図案展覧場

[出典：わが民族同士]



図6 産業美術創作社の第1創作団



図7 産業美術創作社の第2創作団



図8 産業美術創作社の第3創作団の作業光景
[出典：朝鮮通信]

ワーのデザイン管理システムを構築したと確認できる [チェ・フィソン 2016: 738-740]。

このような歴史的変遷過程は時期と内容に注目すべき点がある。また、金正恩委員長は産業美術を国の主要な政策手段として活用し、政治的事業のために様々な図案を創作している。おそらく他のどの分野よりも工業美術の形態図案を活用し、その業績や成果を視覚的に現わせたものと判断できる。2012年から2019年までに国家産業美術展覧会<図4>に出品した形態図案<図5>を見ると、産業美術の創作活動の多様化が進んでいることを確認できる。

そして、国家品質監督局のチェ・チホ所長(2019)は、産業美術創作社内での創作団の活動について次のように紹介した。産業美術創作社の図案担当部門は、3つの創作団で構成されている。第1創作団は、市内バス・電車・バッグ・テントをはじめ、工業製品の図案を基本にしている<図6>、第2創作団は衣装図案を担当し<図7>、第3創作団は商品図案と製品の包装図案を担当している<図8>。最近に軽工業美術創作社は、繊維類製品などの軽工業製品のデザイン開発に焦点を当てている [『労働新聞』2019年1月28日]。

6. 時代区分による産業美術の歴史的変遷に伴う形態図案の創作

共和国における美術の概念は、指導者の指示や文芸理論の見解が、そのまま用語の定義として反映される。美術の特性、活動規制、目的などは、指導者の政策に基づいて形成されてきた。本章では、共和国の産業美術に関して先行研究と調査文献資料を検証し、6段階の時代区分による各時代の産業美術の歴史的変遷に伴う形態図案の出現について整理する。

各時代における共和国産業美術の形態図案に表現された創作デザインについて文献資料で検証し、共和国の文献に記録された実証的事実を時代別に区分する。特に先行研究分析で研究課題として未解明である1948年度の共和国樹立から1980年代までの時代について、各時代の政治、経済、社会、技術の変化に伴って国家産業美術展覧会、全国産業美術展覧会等に出品された工業美術の軽工業・重工業製品の「形態図案」の代表作品を紹介する。

(1) 産業美術導入期 (1945-1953)

この時期は、新しい祖国建設期で共和国において社会主義産業美術の導入と図案家の育成期である。1945年12月2日に設立された平川里兵器工場(現平壤機械製作所)は、旋盤(工具を当てて

工作物を削って作りだす機械) 2台などの貧弱な施設であり、金策(1903-1951)がその責任者であった。その後1947年からリ・ホンモを中心に、独自の兵器の生産を目指し、1948年12月12日サブマシンガンの製作に成功する。そして、記念すべき試験射撃を実施した。

1946年2月に「北朝鮮臨時人民委員会」を経て「朝鮮民主主義人民共和国」という国家的な正体を確立しようとする動きが確実に表れる。1946年8月に土地改革と産業国有化を進め、1947年から人民経済計画を立案した。当時の共和国は経済難の解消のために重工業を重視していたが、農民の土地所有と個人企業の役割を強調し、軽工業と農業の成長も図る発展を追求すると明らかにした[『朝鮮労働党歴史』朝鮮労働党中央委員会党歴史研究所1979:250]。

政府樹立後、1948年9月から産業省軽工業管理局傘下の図案家の活動について記録が残っている[『朝鮮美術史2』ホン・ウィジョン外6人1990:40-41]。一方、1947年9月7日に平壤美術学校が同年9月16日に国立美術学校に昇格し、絵画学部、彫刻学部、図案学部の3学部3年制本科と2年制研究部で編成された。朝鮮戦争中の1952年には平壤美術大学となり、1958年に平壤移転後から出版学部と産業美術学部などが新設された[『統一ニュース』2001年9月20日]。

1949年から1950年までは食料自給化を実現した[『金日成著作集15』1981:129]。1950年代を共和国では「祖国解放戦争の時期」と休戦後の「人民経済の回復時期」に区分して述べている。この時期には、1948年産業省軽工業局が創設され、その後、韓国戦争中の1951年4月からは産業省が軽工業省に変わり、傘下の産業美術の図案作業をした。韓国戦争以降は重工業と軽工業において紡織図案、衣装図案、商標図案、包装図案、商業図案、街装飾図案分野においても国力が投入された。1955年から軽工業省軽工業科学院所属の軽工業美術研究所が発足し、多様な日用品のデザインを担当した[『朝鮮美術史2』1990:40-41]。以上のようにこの時期は、共和国の産業の基礎を立てる過

程で産業美術を活用したことが分かる。

(2) 主体美術確立、発展期(1954-1966)

1956年9月には、朝鮮美術家同盟中央委員会の機関誌『朝鮮芸術』が創刊され、「グラフィック部門」にポスター、漫画、版画などの外国作品と美術作品が紹介され始めた。1957年から共和国美術は本格的に展開した。社会主義美術の全面建設の時期に相對した5カ年計画達成運動、すなわち速度競争の「千里馬運動」である。美術創作もその路線で展開された[『朝鮮中央年鑑』1959:120-124]。1958年に平壤美術大学の産業美術部創設が始原という事実は明らかである[『朝鮮美術』1962年2月号:22-26]。その後1962年『朝鮮美術』2月号で初めて「産業美術」という用語が登場した。この時期は、形態図案の製品作家を育成するため、産業美術の形態図案を総合的な見地から研究し、創作素材の幅が多様化され、主体的な堅持から、独自の形状を創造する図案家の使命意識が芽生え始めた。

それ以降、産業美術家は、本格的に工業、技術の発展と人民生活の経済的向上を創作目標として掲げ、事業分野を絶えず拡大更新してきた。この拡大更新の流れの中で、国家が後ろ盾となった労働党からの要求に応えるために切磋琢磨し、それによりこの時期は一定の成果が現れているのである。金日成同志の執権期間において共和国の産業美術は軽工業、重工業の先行的図案の概念よりも、より広い国家的な経済計画と組み合わせられ動いている時期である。金日成同志は、産業美術創作の民族的形式と社会主義的政治思想を強調した主体美術を確立、発展時期とした[『朝鮮中央年鑑』1977]。当時の共和国人民達が韓国戦争後の経済回復を担い、そして社会主義基礎建設である千里馬運動のための課題を確実に実行してきたという現実と密接に関連している。1950年代末の生活必需品の増産対策の一環として、産業美術があったが、製造技術とデザイン力が大きく遅れたゆえに、高級品の生産が難しかった。先にも触れたように、1962年『朝鮮美術』2月号で初めて「産業美術」と

いう用語が登場し、平壤美術大学産業美術学部工業美術班4年コ・セホンの「電気機関車形態図案」、ベ・ジェハクの「船舶形態図案」が紹介された。彼らは、「産業美術部門に最初の一步を踏み出す僕らの心はいかにもほほえましいと、同時に重い責任感も感じる」と語っている。また、産業美術は、形態図案と彩色図案における人民の感情と好みに合わせながら、モダンで実用性があり、美しい形であることが要求されるとした。そして産業美術学部の宣伝美術班4年ベク・ヨンシンの「商品陳列装飾図案」において産業美術科で教養育成された私たちの赤い美術家が行う緊急課題として、その他の「人民生活の装飾図案」などが紹介されている〔『朝鮮美術』1962年2月：22-26〕。

『朝鮮美術』[1963年4月：2]では、初めて「産業美術」の紹介項目が目次に、「平壤デパートの商品陳列やアート装飾」に関する内容が全60ページ中8ページを占めて、ここに国家政策として産業美術を積極的に奨励している事実が確認できる。何よりも重工業分野の発展を推進して質的向上に創作活動が盛んで軽工業分野の産業美術も急速な発展を遂げた。事実上、1960年代千里馬運動が本格的に始まったこの時期の経済発展速度は韓国より進んでいるという事実を証明している。1966年の国家美術展覧会から作品が詳細区分し紹介された〔『朝鮮美術』1968年6月：26〕。

この時期は、戦後の復興期で人民の生活向上が

切実に要求され、軽工業製品を使いやすく、お洒落で実用性を重視し、短時間に大量生産が可能な製品の形態図案が活発に創作された。代表作品の、1958年「貨物自動車形態図案」(リ・ホスウ) <図9>は、ヨーロッパの貨物車デザインのようにコンパクトな形態図案を用いて、より実用性を強調している。1961年「勝利415号5人乗り乗用車」、「自転車/ひよこ/飛行機(玩具図案)」(バク・チュウク、1962)〔『朝鮮美術』1962年6月：20〕、「デスクトップの電気用品図案」(チェ・セハ、1963)、「カモメ85型自転車図案」などの多くの製品がデザインされ、重工業部分の代表形態図案は「千里馬号トラクター形態図案」(リ・テシム、1963)、「市内バス平壤-9.25図案」(バク・チュウク、1964)などの数多い形態図案が創作された〔『朝鮮美術史2』1990：119〕。

『朝鮮美術』[1966年1月：29, 34]に「朝鮮労働党創建20周年を祝う美術展覧会特刊号」が載っている。本書のキム・チャンジュ「産業美術創作の真一步」によると、「今回の展覧会に出品された作品は、産業美術の発展に新たな境地を開拓し、現実の生活での様々な要求性を正確に創作へ具現している」とした。代表作品の、重工業部門「遊覧番バス形態図案」(キム・サンホ、1965) <図10>の大きな特徴は、1930-50年代流行した流線形の車等の形態からより直線的な形態を追求し、製作面において大量生産方式に変えるとしている様式



図9 「貨物自動車形態図案」(リ・ホスウ、1958)
[出典：『朝鮮美術』1966年1月：51]

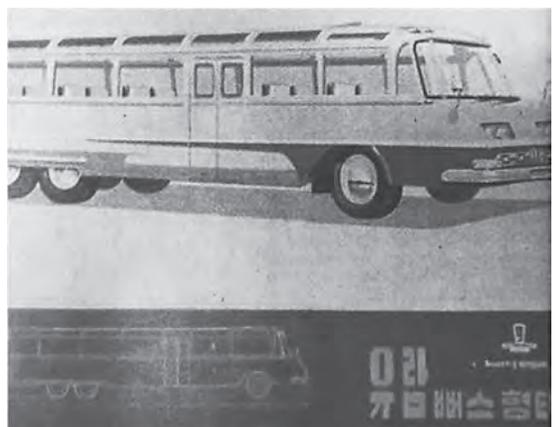


図10 「遊覧番バス形態図案」(キム・サンホ、1965)
[出典：『朝鮮美術』1966年1月：34]



図 11 「児童自転車図案」(チェ・ピョンミン、1966)
[出典：『朝鮮芸術』1966年7号(累計99):47]

や、1960年代において共和国の経済発展の様子が図案のタイトルから感じられる。「勝利65型自動車形態図案」(キム・サンホ、1966)、「遊覧船金剛66」(リ・デュサム、1966)、「児童自転車図案」(チェ・ピョンミン、1966) <図11>の特徴から、形態図案のデザインが、重工業部門から児童のためのデザインを変わっていく変化の一面を表している。特に商標マークデザイン、ロゴデザインから形態図案の総合的な発展を確認できる[『朝鮮芸術』1966年7号(累計99):46-47]。

この時期の「国家美術展覧会」(1966)に出品された作品を産業美術に属するジャンル別に整理すると、「紡織図案」、「布団図案」、「衣装図案」、「形態図案」、「商標図案」、「商業装飾図案」、「陶磁器図案」、「包装図案」、「工業美術」と9つのジャンルで区分される。出品作品数の順位別を分析すると、軽工業部門の紡織図案(25個)、商標図案(15)、衣装図案(13個)、重工業部門の形態図案(11個)になっていることが分かる[『朝鮮芸術』1966.12号(累計104号):56]。

(3) 主体美術全盛期(1967-1983)

1967年労働党中央委員会第4期の第15回全員会議で「党の唯一思想体系確立」が初めて提起され、同年の第16回全員会議での唯一思想体系の確立が発表された。1970年の第5次労働党大会で党

の基本政策に決定され、1972年に憲法改正により、金日成同志が国家主席になり「3大革命赤旗争奪運動」を社会主義建設総路線に採択した。「思想、技術、文化の3大革命路線」の実現を目的として、1975年から新たな大衆動員運動が始まった[「主体の創作理論研究」1983:10-40]。80年代に入り、金日成主席は金正日総書記の独創的な指導を結びつけて父子世襲を正当化した。また、社会主義美術は他国のことを模倣せず、主体的立場で創造的に発展原則である「主体美術」[ハ・ギョンホ1981:18-21]を積極的に奨励した「主体美術大全盛期」[ホン・ウイジョン1987:31-35]である。

この時期は、社会主義建設の一大全盛期が広がる激動の時であり、ここで共和国経済が急速に発展し、主体産業美術の全盛期となった。また、思想、技術、文化の3大革命課題が実現されていく新たな発展の道に入った。産業美術の創作で、民族的特性が実装されている時期に、社会主義経済建設で自立的民族経済を立てるために党の主体思想に照らして明確に提起された。形態構成は、シンプルで組立化されたもの、また、いくつかの用途を兼ね備えた総合的なものである。この形状をより高める問題は、産業美術家の創作構想力を高める死活的な問題として提起された。産業美術は、民族的特性と生活的要求が形態構造に表れ、共和国人民の生活様式、風俗や情緒などの特性が反映し、形態図案の段階で部品規格を統一し、人民の要求水準に合わせて創作されるべきだと強調している[『朝鮮芸術』1967年1号(累計105号):37-38]。

1970年代には、確固たる金日成主席1人支配体制下で、すでに金正日後継体制構築も始まった。同年11月に平壤では第5回共和国労働党大会が盛大に行われ、社会主義工業化の歴史的偉業の実現と主体思想の全面勝利に新たなマイルストーンとなる4次経済計画6カ年計画が開始された[コ・ヤンソク2013:44-53]。金正日総書記は、「産業美術は、他国のことを模倣せず、あくまでも、主体的立場で創造的に描画し、産業美術を社会主義の生活様式に合わせて発展させなければならない」と

産業美術の役割を科学的に分析し、産業美術の主體的に発展方針を立てるように指示する[『朝鮮美術史 2』1990：248]。この時期の産業美術の特徴は、他国との貿易関係が日増しに拡大発展され現実的要求を反映し、70年代の産業美術の発展様相をはっきり示している。特に形態図案は日増しに質を向上させながら実用性と実現性の価値を与えている。

1976年『朝鮮芸術』の3月号では、ジャン・マンフイの「産業美術講座(1)」に「図案の原理」が紹介され、作品創作において実用と美的な要素の調和をほどこし、大衆時代の高い要求に順応しながら社会主義制度に見合わせて創造すべきだと解説している[『朝鮮芸術』1967年5号(累計109号)：52]。この時期の形態図案の代表作品としては、「組立式自転車形態図案」(ソン・ピョンサン、1967)、「石炭コンロ」(チェ・セハ、1967)、「水筒」(ソン・ギョチュオル、1967)、「万景台の小型万能ミシン形態図案」(リ・サンホ、1970)、「石油ストーブの形態図案」(ジョ・プンオン、1970)、「家庭用総合粉碎機形態図案」(オ・ヨウンホ、1970)などの多くの製品が創作された[『朝鮮美術史 2』1990：182-185]。

この時期の産業美術は具現化され、何よりも大型設備や機械製品の形態図案が速く成長し、重工業分野で要求されるとおり適時に図案が創作、製品化された。代表作品は「10トンの貨物自動車の形態図案」(リ・ドウサム他2人、1968) <図12> この図案の特徴は、当時の大型貨物自動車に表れる安定感や落ち着いている形態デザインを用いて非常に高いレベルの技術力と経済成長を実感させる。「5000トン級冷凍運搬船形態図案」(キム・チャンミン、1968)、「大型ブルドーザー形態図案」(リ・ドウサム他2人、1968) <図13> のデザインは、重工業部門の機械設備部門の形態図案発展の絶好調さをデザインの技術力で示している[『朝鮮美術史 2』1990：185-187]。

特に自動車の形態図案で、その用途に応じてデザインが多様化した。「<自主>号の貨物自動車」の生産を2.2倍、「(勝利)5トン型貨物車」<図14>

の生産を4.3倍に引き上げた。この事実は工場操業以来に最高記録を立てた勝利自動車総合工場(現、勝利自動車連合企業所)が新しい千里馬速度で走り続けた英雄的労働者階級の世界の発現



図12 「勝利5トン型貨物自動車形態図案」
(勝利自動車、1968)

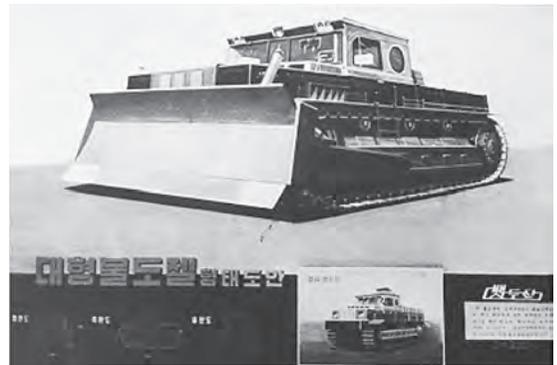


図13 「大型ブルドーザー形態図案」
(中央機械設計研究所、1968)

[出典：『朝鮮美術史 2』1990：225-251]



図14 「5トン型貨物自動車の形態図案」
(リ・ドウサム他2人、1968)

[出典：朝鮮通信]

であった。「繁栄」と「高度成長」を喧伝した資本主義経済でも見られない発展速度、驚異的な跳躍台を用意した [『朝鮮美術史 2』1990: 225-251]。

(4) 国家産業美術推進期 (1984-1993)

80年代の経済衰退期(1975-1989)の中でも創作活動は行われた。共和国美術界では、1984年に記念すべき「第1回国家産業美術展覧会」が開かれた。金正日総書記から1984年までの主体美術の全盛期を、さらに輝かせた誇らしい推進期であるとした。全社会に力強く貢献する美術の崇高な使命と役割、そこに重大な意義が付与された。「1970年代に続いて、80年代に絶え間ない創作活動が起きるように導かれて、私たちの芸術は、新しい勝利の年輪を散りばめている」と伝えている。 [『朝鮮美術年鑑』1985年: 4-5]。

「第1次国家産業美術展覧会」(1984)が開催され、これまでに前例がない大規模な規模と多彩な形で自己発展の面貌を余さず見せた。この展覧会では、工業美術部門の1等の、「自動白鉄板印刷機形態図案」(ホ・チャンス、1984)、2等の、「(豊年号)トラクター形態図案」(シム・ヒョング、1984)、3等の、「つい布形態図案」(キム・ジョンフイ、アン・ジョンフイ、1984)、「作業服の形態図案」(チェ・ボンウン、1984)、「6トン級(統一号)貨物車形態図案」(ジャン・ミョン Chol、1984)、「溶接機形態図案」(キム・フィアン、1984)、「円形食卓形態図案」(キム・イルス、1984)などが展示された [『朝鮮美術年鑑 1985年』:157-189]。このようにこの時期の形態図案は現実的なものが多く、実現性と実用芸術性を結合した創作の積み重ねが活かされている。特に1984年は大型美術展覧会が9回も開催された。 [『朝鮮美術年鑑』1985年: 13]。

その後1986年に金正日総書記の『文芸理論叢書(30)』の「工芸産業美術の創作理論」(1986)が宣布され、産業美術概念や定義に従うことになる。この本の1編には、工芸の本質的特性と民族的特性の実装を重要内容とする工芸創作の原則などの主体創作工芸理論が解説されている。2編には、形

態美術、商品と包装美術、建築及び街装飾美術などの社会主義産業美術の実践理論が書かれている。この本には、「産業美術とは、一言で工業的に生産された製品の外的形態と内部部分の形状、色彩や装飾など生活環境を人々の美学、感情的なニーズに合わせて実現する美術である。」という産業美術の定義を述べている [イ・ギョドク 2001: 5-21]。この時期には、製品の形や色が生活環境に融合して美的・実用的に作られ、産業美術の重要性が社会全体的に浸透された。

同年の全国産業美術展覧会に出品された工業美術部門の形態図案の代表作品である、「ディーゼル機関車の形態図案」(リュ・ジュヒョン、1986) <図15>、「(建設)号更新の形態図案」(ジ・センユン、1986) <図16>、「5トン級(ディーゼル)自動車形態図案」(アン・ミョンイル、1986) <図17>のデザインの特徴から見ると共和国のオリジナル的な形態図案が出現していることが分かる。従来の欧米の車デザインから離れた独自の領域を追求している形態図案が印象的である。特に「ディーゼル機関車」の下面のV型、「5トン級(ディーゼル)自動車」の個性的な車体と人が乗車する形態図案は、明らかに共和国のデザインの変化を象徴している。このような変化をもたらしたのは、1986年から金正日総書記の美術理論により産業美術の概念や定義が確立され、共和国の美術系や産業美術系において主体的な実践理論が提唱されたからであり、それが形態図案に大きな影響を与えた。

その他に「列車食堂車の形態図案」(ムン・ミョンウ、1986年)、「空気チェンソー(地下作業用)の形態図案」(ジユ・ギョンフン、1986)、「大型トロリー電車・千里馬・83形態図案」(キム・チュジャン、1986)などがある [『朝鮮美術年鑑 1986年』: 18]。1988年の全国産業美術展覧会は、第3次7カ年計画の初年度課題を遂行している。そして、現実的な発展の要求を反映し、産業美術の主体的な一面をよく示している。この展覧会の重工業分野で新たに開拓された形態図案は、各種の輸送手段、トラクター、自動車機械設備など、多く



図 15 「ディーゼル機関車の形態図案」
(リュ・ジュヒョン、1986)



図 17 「5トン級（ディーゼル）自動車形態図案」、
(アン・ミョンイル、1986)

[出典：『朝鮮美術年鑑 1986年』：18]。



図 16 「(建設)号更新の形態図案」
(ジ・センユン、1986)

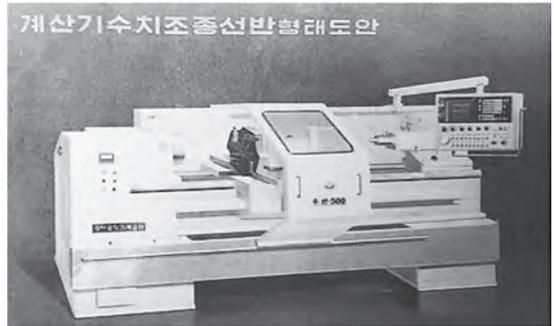


図 18 「電子計算機数子操縦旋盤形態図案」(1989)

の機械設備が創作されたことが分かった。代表作としては「100馬力トラクター形態図案」(ジョン・ジョンギル、リ・ウォンチャン、キム・ビョンオク、1987)、各種家具形態図案」(ジョン・ソンシク、ペ・インヨウン、1987)が紹介された『朝鮮美術年鑑 1988年』：443-444]。

1989年の軽工業革命を貫徹のための「全国産業美術展覧会」が開催され、全国産業美術家が創作した形態図案の240点の中で最先端の機械製品を披露している。代表作は、次のようなものがある。「素材の供給ロボット」、「運搬ロボット(ロボットカー)」、「電子計算機数子操縦旋盤形態図案」<図18>をはじめ、生産工程を自動化、ロボット化し、柔軟な生産体制を広く受け入れたロボットの形態図案がたくさん展示された。この時期の形態図案から共和国の産業美術の水準は国際的なレベルま



図 19 「旅客船(平壤)号図案」(1989)

[出典：『朝鮮美術年鑑 1990年』：315]

で成長している。特に「電子計算機数子操縦旋盤形態図案」から精密なデジタル設計技術向上が確認できる。そして「8蓄電器機関車の形態図案」と「白頭山地上クローラ式索道車形態図案」、「旅客船(平壤)号図案」<図19>から共和国における鉄道の重量化と輸送や観光地の現代化に整備を促すために貢献することができる形態図案が展覧

会に出品された [『朝鮮美術年鑑 1990 年』: 315]。

同年の軽工業美術創作社で「人民消費品の図案の創作で新たな技術革新を」を簡単にまとめると次の通りである。党の軽工業革命を貫徹するために図案創作を広げて、軽工業美術創作社内全てのに通じるものとした。美術家は人民の生活を豊かで文化的に貢献する『人民消費品見本』(8巻)を完成し、人民消費品の図案創作において、芸術性と実用性を完全に浸透させた [『朝鮮美術年鑑 1990 年』: 96]。特に、1993 年 12 月 8 日第 21 回全員会議で第 3 次 7 カ年計画未達成を認め、新たに「3 大第一主義経済革命戦略」が提示され、人民経済の先行部分を先導する時期である [チェ・フィソン 2016 : 743]。

(5) 国家産業美術発展期 (1994-2012)

90 年代の産業美術の活動は、共和国の印刷媒体でも具体的に言及をされていない。ただ一般的な美術展覧会に出品した産業美術作品を断片的に垣間見ることができる。1994 年 8 月から 2012 年まで国家美術展覧会の開催数を確認すると、『朝鮮美術』、『朝鮮美術年鑑』、『朝鮮中央年鑑』では、開催数が減っていることから経済事情の困難さを証明している。1994 年 7 月、金日成主席が死亡し、1997 年 10 月 8 日に金正日共和国労働党「総書記」推戴により、金正日の統治時期に入り、ここから産業デザインの内容に変化が現れる時期となる。共和国は、1990 年代の危機を超えた後に、外部の援助や貿易を通じて確保した資源を、いわゆる「4 大先行部門」の電力、石炭、金属、鉄道運輸部門をはじめとする機械、化学など主要産業に集中投入し、経済成長を促進させる努力を傾けた時期である [チェ・スヨン 2013 : 3]。

しかし、この時期、科学技術重視思想を標榜し、短期間内科学技術の発展は現実的に困難であることを認識せざるをえなかった。その後 1991 年 10 月に開催された「全国科学大会」を通じて中長期計画である「2000 年科学技術発展展望目標」を提示した。その主な内容は、① 2000 年までに基礎科学発展の構築、② コンピュータ・原子力利用など

先端科学技術の発展、③ 金属・電子・機械工業、軽工業、農業などの産業の全部門の科学技術の発展、④ 2000 年までに年間国民所得の 5% を科学技術に投資し、博士・準博士など 200 万人の技術者・専門家の養成、⑤ UNDP など国連の科学技術機構との交流の増大と支援基金の確保を通じた先進技術の導入、⑥ 研究団地の造成、工場・企業所などの現場研究所の近代化や研究環境の改善などであった [強豪第 2011 : 184-194]。

この時期の産業美術の自動車の形態図案の代表作としては、1961 年に「勝利 415 号 5 人乗り乗用車」が開発されて以来 36 年ぶりに 1997 年に平壤美術大学工業美術図案科 6 年生キム・テクシキが設計した「更生 97 乗用車図案」が登場した。続いて、2000 年代に入り、国家展覧会に出品された「更生 - 乗用車形態図案」(リ・フン、2000)、「強盛号 - 乗用車形態図案」(ナム・ヒョンイル、2002 年)、「白頭山 - 乗用車図案」(ジョン・ギョンス、キム・スンイル、2002)、「小型乗用車図案」(テ・ギョンイル、2004) などが創作された [チェ・フィソン 2016 : 800]。

(6) 国家象徴教養事業構築期 (2012-2019)

金正恩委員長は時代の幕開けと共に、産業美術と商業美術等に関心を高めている。この事実はマスコミに報道された関連記事だけ見ても確認ができる。2013 年度に「最近の産業美術の発展動向」 [『労働新聞』 2013 年 2 月 20 日]、「経済強国建設を推進する重要な契機になった太陽節を祝う国の産業美術展」 [『労働新聞』 2013 年 5 月 12 日]、「産業美術その特性」 [『労働新聞』 2013 年 11 月 13 日]、「経済と人民の生活秋冬する共和国式のデザイン - 書記の関心の中に発展する産業美術」 [『朝鮮新報』 2013 年 12 月 20 日]、「多くの分野の単位のシンボルマーク創作、導入範囲の拡大された産業美術 - 4.25 体育団も自分の顔を」 [『朝鮮新報』 2013 年 12 月 20 日]、「商業美術とその役割」 [『労働新聞』 2013 年 11 月 24 日] などが載せられた。特に『労働新聞』 2013 年 2 月 20 日の記事には、産業美術分野において最も基本的な国際動向の 3 つを説明して

いる。その内容は、まず、世界各国の企業といくつかのユニットが産業美術の図案創作事業を先行させ、その設計と生産、販売などを一体化させ、経済を絶えず活性させているということ、次に、社会経済の急速な発展に合わせて、その推進力となる産業美術の地域拠点を設け、国際的な競争と交流を強化させているということ、最後に、作成された産業美術の図案に対して国際的な登録システムを介し、著作権保護に力を入れることで、経済発展を推進していることなどである。

①共和国国家規格 (KPS) を国際標準規格 (ISO) に一致

共和国は社会主義国家の特性に応じて、中央政府が諸般標準化過程を直接管掌しているが、その主な組織は、内閣科学院傘下に設置された総括機関である国家品質監督局と、その傘下機関である国家規格の制定研究所と中央品質科学研究所と計量科学研究所 [チョ・ミョン Chol、ジョン・スンホ 2007:6] である。共和国政府樹立初期、1949年に規格化事務局を設置し、1954年に国家規格の制定委員会が設立され、標準化が本格的に開始された。共和国の標準化制度樹立が第3共和国の経済開発計画の一環として始まった韓国標準化制度樹立より早かったことを意味する [イ・ジンラン、ジョン・ピョンギ 2014:187, 207]。

2012年に金正恩委員長は、複数のユニットについて、視察の過程で食物のカロリー標識や靴の寸法表示をはじめとする世界共通の記号や単位は、国際共通記号や単位のとおり表記することを指示した。2013年は、産業美術スローガンである「私たちの産業美術を世界レベルに！」で見られるようにデザインのグローバル化を目指している。また、国際的な先進規格を適時見つけ、経済活動と科学技術の発展に寄与すべきだと強調した。共和国の国家規格制定研究所ジョン・ヨンラン所長は、国際標準化機構 (ISO) と一緒に国際規格を国家規格と一致させる事業を進めた。そして、産業美術の図案創作に関する国際規格を受け入れ、これにより新たに制定された国家規格は数十件に達する

と言われた [『労働新聞』 2013年7月12日]。

②産業美術は人民の生活を向上させる斥候隊

2014年金正恩委員長は、新年の辞で「経済建設を加速、人民生活を向上させるうえで、産業美術を発展させることが非常に重要です。」と教示した [『労働新聞』 2018年11月18日]。その後に産業美術創作社で国の経済発展と人民生活の向上に資する新しい特色のある産業美術の図案創作事業を活発に進めている。この時期の形態図案の代表創作に表れたデザインの特徴は、今までの以上にデザインのコンセプトで目的や目標の明確さから形態デザインの進歩が読み取れる。なおかつ、より国際規格を重視したデザインやそのデザインの完成度から共和国の産業美術の発展を感じ取れる。

特に2014年度の「地下電車1次図案」<図20>を見ると従来の直線中心の四角型の車体から丸角の車体を取り入れ、全体的に安定感や便利性を向上し、より人民の生活環境を重視した形態図案となっていることが分かる。

2016年度の「太陽光電池を動力とするクルーズ図案」<図21>では再生可能エネルギーである太陽エネルギーを動力としてクルーズの形態図案に採用した最先端の地球環境にやさしいデザインのコンセプトが取り入れられ、国際的なエコデザインを実践していることが証明された。

2017年度は「地下電車2次図案」、「市街電車図案」と運動器具のデザイン部門では「馬息嶺スキー



図20 「地下電動車1次図案」(2014)
[出典：朝鮮通信]



図 21 「太陽の負電電池を動力とするクルーズ図案」 (2016)

[出典：朝鮮通信]

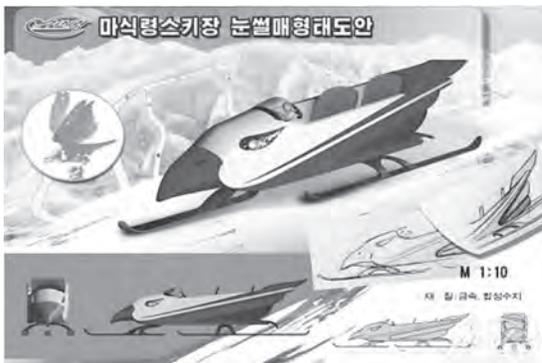


図 22 「마식리온速度소리形態図案」 (2017)

[出典：アリラン・メアリ]

場速度ソリ形態図案」<図 22>が創作された。デザインの特徴は、ブランドの特徴や個性をはっきり提示し、共通したイメージで顧客が認識できるように働きかける BI (ブランド・アイデンティティ) が導入されている。マーケティングのために「馬息嶺スキー場」というブランド名称、ロゴと「イーグル」のマーク、「白、赤、青」カラーなどにより、全体的イーグルのイメージでデザインされた興味深い形態図案の創作である。玩具デザイン部門の「万能知能ブルドーザー玩具の形態図案」<図 23>のデザインの特徴は、従来の玩具の概念から一層、児童にブルドーザーの機能を学習させながら知能の発達に貢献できる次世代玩具デザインの創作の様子から国際的なマーケティングも視野に入れた形態図案となっていることであ



図 23 「万能ブルドーザー知能玩具の形態図案」 (2017)

[出典：アリラン・メアリ]



図 24 「無軌道電車形態図案」 (2017)

[出典：アリラン・メアリ]

る。2018年の「無軌道電車形態図案」<図 24>の特徴は、見た目はバスだが、実際には「主としてモーターで動き外部から電源を供給して走る旅客利用を目的とした自動車」であり「21世紀型、環境に優しい ECO バス」のイメージを掲げていることである。車体デザインの特徴は、フロントガラスと左右ウィンドウ大ガラスの大きさからルートマスターバスらしさを残した解放感があふれる。「軽飛行機形態図案」<図 25>の軽飛行機デザインの特徴は、非常に快適な飛行を提供し、例外的な安定性を持っていることである。モダンなデザインで、シンプルな内装が特徴であり、世界の軽飛行機テクノロジーの最前線に位置していることが読み取れる。



図 25 「軽飛行機形態図案」(2017)

[出典：アリラン・メアリ]



図 27 「道路清掃車の図案」(2018)

[出典：朝鮮のニュース]



図 26 「<太白山>号トラクター図案」(2018)

[出典：朝鮮のニュース]



図 28 「高速鉄道形態図案」(2018)

[出典：アリラン・メアリ]

「道路清掃車の図案」<図 26>の特徴は、清掃車がブラシで路面を清掃しゴミを吸い上げ、新小型EVのコンセプトで従来の大型車体から環境にやさしい電気充電式の採用により実用性が高いコンパクトカーに大幅変更した形態図案を追求していることである。また、出品作の中で人民の好みに合わせながら現代的美感をよく生かした「<楽園>サブチャ図案」をはじめとする「<太白山>号トラクター図案」<図 27>の新型中量級トラクターの作品が高評価をされた[『労働新聞』2018年5月16日]。特に、金日成総合大学報『情報科学』(2018年第64巻第1号)に「高速鉄道災害安全監視調整システムの設計」という論文によると、実際に高速列車<図 28>の研究が進められていることが確認された[『NK経済』2018年10月18日]。高速列車デザインの特徴は、共和国の社会インフラと

なった高速鉄道車両システムの多くの制約のなかで車両の色や形を美しく仕上げるという狭義のデザインだけでなく、共和国の地域特性や環境などに配慮する広義のデザインによって共和国の社会に受け入れられた。

軽工業部門では「靴の図案」、「シャンプー容器図案」、「バッグ図案」などの様々なデザインが開発された。2018年「太陽節」を祝う国家産業美術展示会場には、「主体産業美術の発展の一大全盛期」というテーマに合わせて、産業美術が国の経済発展と人民生活の向上の斥候隊使命で成果物として各種産業美術図案と製品のモデルが展示された。過去6年間において見事に完成された産業美術図案の数が「5,830点」にもなる[『労働新聞』2018年2月8日]。

③産業美術とIT分野の融合

2016年から毎年、自国の「10代ランキングIT企業」を選定し発表している。2018年の「朝鮮10代ランキングIT企業」としては、金日成総合大学先端科学研究院、情報技術研究所（2次）、金策工業総合大学赤い星研究所、金策工業総合大学情報技術研究所、平壤情報技術局情報化1研究所、三興情報技術交流所、プルンハナル連合会社（2次）、アチムコンピューター合弁会社（2次）、情報セキュリティ研究所、ヨンプン商業情報技術士などを選定した。ここで「2次」の意味は、2016年に続いて2回選ばれたところである〔『NK経済』2018年10月19日〕。

〔『朝鮮』（2019年3月号）〕によると、「金日成総合大学先端科学研究院は、大学内のいくつかの重要な基礎技術部門の研究グループを統合して、知的及び物的資源をより効果的に動員利用することにより、先端産業分野を創設し、国の経済構造を知識エコノミーに切り換え、主導的な役割目的で、2014年に組織され、総合的な研究開発拠点である」と説明した<図29>。また、先端科学研究院の傘下には、情報技術研究所、ナノテクノロジー研究所、生物産業研究所、電子材料研究所、分析研究所、通信産業研究所、科学技術機構研究所などがある<図30>。

共和国は産業美術のIT情報産業分野との融合で、インターネット上で利用することができるソフトウェアを開発し、商品化のための海外投資誘致に拍車をかけている。2018年9月に「全国情報

化の成果展覧会」で台湾製のバーチャルリアリティ製品（HTC VIVE VR system）によって、開発したソフトウェアプログラムを披露するなど、情報化の分野の成果宣伝に乗り出した〔ハン・ホソク2018年11月08日〕。この展覧会は、「知識経済時代と情報化ブーム」をテーマに、共和国の情報産業の発展を成し遂げられた成果と経験を広く宣伝し、製品化することを目的として、500件の情報技術製品を展示した〔『労働新聞』2018年10月14日〕。

「共和国コンピューターセンター」が、独自で開発した「ウリ式の操作体系」と宣伝しているオペレーティング・システム（OS）、すなわち操作体系『赤い星1.0』<図31>、『赤い星2.0』<図32>、『赤い星3.0』もまだ外部に紹介されたことはなかった。共和国の宣伝媒体『アリラン・メアリ』に



図30 金日成総合大学先端科学研究院の傘下の最先端研究所

〔出典：『共和国』2019年3月号〕



図29 金日成総合大学先端科学研究院研究者会議光景



図31 『赤い星1.0』

よると、共和国は最近開幕した「全国情報化の成果展覧会 2018」で、さまざまな IT 製品を披露した。「赤い星技術交流社」は、次世代 OS 『赤い星 4.0』 <図 33> を紹介した。一方、共和国が最近、独自に開発した「英語評価の実力プログラム」、「光学無線通信実験装置」などのコンピュータソフトウェアの商品化のために、外国人投資誘致に積極的に乗り出しており注目されている [『労働新聞』2018 年 8 月 6 日]。

【『朝鮮の今日』2018 年 7 月 2 日】には、2015 年金策工業総合大学遠隔教育大学から 100 人余りの最初の卒業生を輩出した後も、遠隔教育事業では、飛躍的な発展が遂げたと説明した。現在遠隔教育体系では、金日成総合大学を中心として 50 以上の大学に 200 以上の学科で運営され、勉強している学生数は 10 万人を数えていると明らかにした



図 32 『赤い星 2.0』



図 33 『赤い星 4.0』

(出典：アリラン・メアリ)

<図 34、図 35. 参考>。

【『労働新聞』2019 年 7 月 4 日】では、「全民の科学技術人材化を実現するうえで遠隔教育は重要な意義を持つ」とし「時間と場所にこだわらない性質のため遠隔教育は、社会のメンバー全員に十分な教育の機会を提供してきてくれて一生教育、連続教育を担保してくれる」と報道した。

7. 結論と展望

共和国の産業美術は明らかに変化している。しかし、その変化の裏には限界も見える。共和国の美術創作理論である「主体美術」で造形性を強調し、国の重要な産業経済と人民の生活とすべて関連付けるということが、創作する産業美術の形態図案になっているからだ。また、この共和国独自のデザインのスタイルは、単純な古めかしさとい



図 34 金策工業総合大学情報技術研究所が開発した遠隔ビデオ会議システムを利用して遠隔教育を行う様子。

[出典『NK 경제』2018 年 7 月 2 日]



図 35 金日成総合大学先端科学研究院情報技術研究所が開発した遠隔ビデオ会議システム「樂園」

[出典：『朝鮮』2019 年 3 月号]。

うより、国家と人民に合致する産業美術として定義していることから、これから自国で生産品の輸出により国際的なデザイン競争で勝ち取る高いデザイン技術の飛躍の場を模索せざるをえない。そこで本論で明らかになった研究内容の結論の要約と展望を簡略にまとめることとする。

(1) 結論の要約

研究内容の順に結論を要約すると、以下のよう
にまとめることができる。

まず、北朝鮮美術、産業美術について韓国側の先行研究を調査し、その争点と動向、関連する理論を検討により考察を行った。また、先行研究の分析結果、①北朝鮮産業美術の変遷の研究不足、②北朝鮮産業美術の基本的な情報不足と研究内容の頻繁な冗長性、③研究のほとんどが1990年以降から現在までの資料を活用し、④デザイン歴史研究に関心の不足と南北の関連デザイン比較研究不足の4つの問題点を発見した。

第二に、6段階の時代区分を通して共和国の産業美術の環境である政治的、経済的背景を見ての開発の原因を把握した。共和国は、国家主導型の産業美術を発展させ、現在は中道主義（Centrist）的の産-学-民の協力構造へと発展していることを知ることができた。デザイン関連の公共機関を備えている点と、産業経済部門、中央政府が関与していることを把握することができた。

第三に、共和国の産業美術において形態図案のデザインポリシー執行を説明すると、政府樹立後から執行してきた指導方針における中心はトップダウンシステム（top-down system）であった。1990年代以降からは、全国の産業美術展覧会と国家産業美術展覧会などを通じた産業美術創作社と関係者によるボトムアップシステム（bottom-up system）を導入し、指導方針が中間的特性に変貌している。

第四に、共和国の産業美術の教育は、社会主義教育制度の基本的な枠組みと共和国式芸術体育分野の特殊教育の特性を反映している。ここから共和国の特性を生かした新たな主体的なデザイン教育プログラムが生まれ、さらなる継続的な開発に

より、いっそうの産業美術の成長を確保することができる。

(2) 研究の展望

共和国の産業美術の歴史的発展の観点から、学術的なアプローチを通して統一韓国の過程で必要なデザイン役割を検討した結果、次のように4つの側面から合理的方向を見てみる。

まず、教育面では、共和国の産業美術教育は、共和国の美術創作理論である「主体美術」と無関係ではないという事実を確認の上、統一の過程で発生する南北側のデザイン教育者、専門家、専門企業の資格認定基準とその基準に該当する具体的な教育内容について合意過程が必要になると思われる。

第二に、産業面では、IT業界での南北経済協力が重要なカギとして浮上するだろう。国際基準に沿った南北側の標準産業分類システム、規格、および色彩の標準表記、デザイン統計の構築が必要になると思われる。

第三に、意匠面では、南北側の意匠法・制度の統合と南北の商標と意匠登録情報の共有が優先的に解決されなければならないと見られる。

第四に、デザイン面からいうと、共和国のデザインは目的指向であり、イデオロギーそのものである。市場性、経済性、創造性を追求する韓国側と共和国の根本的な違いは、ここから出発している。共和国の産業美術は、制度面において、デザイン産業とデザイン行政管理体制が、韓国と似ている。しかし、共和国が産業基盤を所有している社会主義経済体制を特徴とした組織に統合された北朝鮮の産業美術の行政構造は、産業と行政との間により密接な関係構造を要求する。

最近共和国は、科学技術的な側面からデザインを研究し、デザインの国際競争力のために「共和国スタイル」をより強調し、明確なコンセプトで創作活動を展開している。これは南北双方が持つ共通点で、情報通信、環境、先端設備関連事業におけるデザイン活動が活発である。今後、この分野による南北のデザイン交流のきっかけが生まれ

ると考えられる。

参考文献

- 류현국 (2019) 「북한 정치선전 포스터 디자인의 역사적 변천으로 형성된 북한 스타일」 『DESIGN WORKS』 (2019.04/vol.2/no.1), 한국디자인학회, pp.26-39.
- 최희선 (2015) 「남북한 통일 과정에서 필요한 디자인 정책 연구」, 박사학위논문, 서울대학교 대학원, pp.10-227.
- 최희선 (2015) 「북한산업미술 디자인의 최근변화: 김정일-김정은 집권 시기 매체에 소개된 디자인 사례비교를 중심으로 09」 『2015 신진연구 논문집』, 통일부, p.800.
- 박암중 (2014) 「북한디자인의 이론적 배경과 특성에 관한 연구: 1970-2000 년대 선전화를 중심으로」 『디지털디자인학연구 14 권』 (1 호), 한국디지털디자인학회의회, pp.851-862.
- 이석기·김석진·정근주 (2013) 「조선의 산업 발전 잠재력과 남북협력 과제 - 경제특구, 경공업 및 TIT 산업을 중심으로」 『연구보고서 2013-672』, 산업연구원, pp.48-52.
- 이진량·정병기 (2014) 「조선의 국제표준화 활동 및 전략: <계량 및 규격화>를 중심으로」 『국가정책연구』 28 권 3 호 . pp.18-24.
- 최수영 (2013) 「최고인민회의의 제 12 기 7 차 회의 평가와 전망 CO 13-10」, 통일연구원 조선연구센터, p.3.
- 강호제 (2011) 「선군정치와 과학기술중시 정책 - 경제발전 전략의 핵심」 『통일과 평화』 3 집 1 호 . pp.8-10.
- 조영기 (2009) 「조선의 제 2 차 핵실험: 파장과 대응 과제」 『CFE Report』 NO.93, 자유기업원, p.13.
- 조선노동당 중앙위원회 당력사 연구소 (2006) 『조선노동당 역사』, 평양: 조선노동당출판사, pp.250-251.
- 조명철·정승호 (2007) 「국제표준화 활동이 조선경제와 남북경협에 미치는 효과 및 남북협력 방안」 『한국표준협회 보고서』 1-2, pp.15-18.
- 박암중 (2004) 「북한 디자인의 특성과 남북한 디자인 교류에 대한 연구」, 『한국디자인학회 2004 봄 학술 발표대회 논문집』, 한국디자인학회, pp.250-251.
- 이교덕 (2001) 『김일성선집』 분석, 통일연구원 . pp.5-21.
- 김정일 (1992) 『김정일미술론』. 평양: 조선노동당출판사 .
- 조인규·김순영·리철·리임출·박현중·함인복·홍의정 (1990) 『조선미술사 2: 1945-1982』, 평양: 사회과학출판사. pp.40-41, p.78, p.92, pp.117-118, pp.194-195, p.248.
- 홍의정 (1987) 『주체미술대전성기』, 평양: 조선미술출판사 .
- 류만·김정웅 공저 (1983) 『주체의 창작이론 연구』, 평양: 사회과학출판사 . pp.144-148.
- 김일성 (1981) 『김일성 저작집 15』 (1961.1-1961.12), 평양: 조선노동당출판사, p.129.
- 『一九四七年朝鮮年鑑』 1946 年 12 月, 朝鮮通信社, pp.57-59.
- 『朝鮮中央年鑑國內編 1949』 1949 年 12 月, 朝鮮中央通信社, pp.144-145. pp.151-153.
- 『조선중앙년감 국내편 1951-1952』 조선중앙통신사, pp.387-388.
- 『조선중앙년감 1956』 국제생활사, pp.136-137. p.460.
- 『조선중앙년감 1958』 조선중앙통신사, p.145.
- 『조선예술』 1956 年 9 月 (창간호), 조선문학예술총동맹출판사, pp.2-3.
- 『조선예술』 1960 年 7 月, 조선문학예술총동맹출판사, p.24.
- 『조선미술』 1965 年 10 月, 조선문학예술총동맹출판사, p.54.
- 『조선예술』 1984 年 11 月, 평양: 문학예술출판사, pp.21-25.
- 『조선미술년감 1985 年』, 평양: 문학예술출판사, pp.15-29, pp.274-305, pp.385-352.
- 『조선미술년감 1986 年』, 평양: 문학예술출판사, pp.200-215, pp.527-558.

研究ノート

戦後在日朝鮮人の歴史実践と展示の可能性 —辛基秀と「青丘文化ホール」の活動を手掛かりに—

山口祐香 (九州大学大学院地球社会統合科学府 博士後期課程/
日本学術振興会特別研究員 (DC1))

1. はじめに

私たちは「歴史」とどこで、いかにして出会うのだろうか。学校で受ける歴史教育を始め、一般教養書やマンガ、歴史的出来事を扱う映画やテレビ番組、歴史資料館など一般の人々が歴史に触れる機会は実に多い。例えば、現在日本には4,000を超える博物館があるとされ、貴重な資料を保全・展示する学術研究の拠点として、あるいは自由な学習の場として、人々に知的活動の機会を広く提供している¹⁾。しかし、歴史展示は、展示する側や製作者の価値観や意図が現れやすく、民族や戦争の記憶を巡るナショナルな対立に巻き込まれやすい特徴がある。歴史を語る場や語り手の多様化は、誰が、何を、いかなる文脈で「歴史」として叙述・展示するかという問いを歴史学に投げかけるものである。

多くの日本の博物館における歴史展示で提示されるのは「日本」ないし「日本人」の歴史を巡るストーリーである。しかし一方で、旧植民地の住民でありながら戦時下の制度上「帝国臣民」の一員であった朝鮮や台湾出身者、先住民族のアイヌ、独自の歴史文化大系を持ちながら近代化の過程で組み込まれていった琉球など、「日本人」という一面的なエスニシティの範疇に収まりきれない背景を持った人々が存在するのも事実である [文公輝 2004: 149 - 150]。彼らについて、歴史教育の現場や国内の博物館等でもその歴史や営みについては

まだ十分に取り上げられていないものの、歴史研究の発展や社会状況の変化等により少しずつ一般的な関心が持たれるようになった。とりわけ、マイノリティと規定された人々自身による歴史展示実現へ向けた努力が続けられているのも事実である。本稿の対象は、このような歴史的資料の収集や研究、展示などを通じて、彼らが自分たちの歴史を自ら語り直そうとする営み、すなわち「歴史実践」についてである。

歴史実践とは、保苺実が「日常の実践において歴史とかかわりを持つ諸行為」として用いた始めた枠組みである [保苺 2004]。諸行為とは、歴史小説を読むことや学生が歴史の授業に出ることなど、あらゆる日常の営みが対象となる。すなわち「歴史」を専門家が研究する範疇のみに留めておくのではなく、あらゆる人が過去を歴史として想起し、語り、記述し、用い、楽しむ営み全般を指す。また、歴史学研究会は「歴史に携わるすべての人々が日々取り組む史料・方法・叙述から研究、教育、社会にかかわることを一連のこととして歴史実践と呼ぶ」としている [歴史学研究会編 2004: vi]。あらゆる人々の営みを包摂する歴史研究とその展示は、その社会の多様な側面を明らかにするのみならず、多文化理解や共生の在り方を考える上で重要な視点を提供する機会にもなりうる行為である。

そこで本稿では、戦後の在日朝鮮人による歴史実践の過程とその意義について取り上げる。第2章では、歴史を語るための装置の一つとしての博

博物館に着目し、在日朝鮮人の博物館設立運動について先行研究と比較しつつ概観する。第3章では、1960年代以降に歴史研究や遺跡発掘などを通じて、日本の中に残る朝鮮文化や日朝関係史を掘り起こし、一般市民に広めようとした在日朝鮮人知識人たちの活動と意義を明らかにする。そして第4章では、映像作家であり朝鮮通信使研究者としても知られる辛基秀の活動と、彼が設立した「青丘文化ホール」の取り組みに焦点を当てる。歴史研究や博物館設立運動を戦後在日朝鮮人の歴史実践の事例は数多く存在し、本稿でその全てを取り上げることはできない。だが、その中でも辛基秀は、歴史の非専門家でありながら、現在に至るまで日韓交流の顕著な事例として続く朝鮮通信使関連文化事業の主要アクターである。1980年代を中心に朝鮮の歴史文化を展示・交流する場が形成されていく過程を紹介しつつ、絵画や写真、映像といった視覚資料を多用して日朝関係史を論じるという辛基秀らのユニークな歴史実践について、文献資料や関係者インタビューを用いて論じていく。

2. 在日朝鮮人史をめぐる歴史展示と先行研究の状況

まず、在日朝鮮人に関する歴史研究の変遷については、外村 [2004: 4 - 11] が以下の3つの時期区分で整理し、1950年代当初から同時代の在日朝鮮人をめぐる社会状況や運動の影響を様々に受けながら展開されてきたことを指摘している。

第1期の1950年代から1960年代は、在日朝鮮人の歴史学者主体で在日朝鮮人史研究が取り組まれ、日本国内の排外主義や歴史に対する無知・無関心への対抗と、独立した祖国との紐帯と朝鮮民族としての誇りを確保することを目的として進められたものの、戦前の日本帝国主義の抑圧や、民族解放運動・社会主義運動のみに焦点を当てる偏った歴史叙述が目立つ。第2期の1970年代から1980年代には、在日朝鮮人史研究に日本人研究者

の参画も見られるようになり、戦後の在日朝鮮人社会や個人の日常生活レベルの動向も含めた研究視野の拡大が図られるようになった。更にこの時期の在日朝鮮人社会は、従来の祖国志向が揺らぎ、日本国内で定住し、地域社会の中でいかに権利を獲得し、独自の文化を次世代に継承していくかが課題と持ち上がっており、これを受けて歴史研究も在日朝鮮人をめぐる状況の多様な側面へと広がるものになっていった。そして第3期の1990年代以降では、以前から行われてきた植民地支配の加害の歴史とそれに対する対抗について研究で取り上げつつ、日常生活レベルの動向の掘り下げが進み、従来の枠組みにとらわれない多様な民衆の姿や在日朝鮮人社会の在り方について論じられるようになったのである。

更に、現在日本の国公立博物館での在日朝鮮人関連展示をみると、大阪人権博物館、江戸東京博物館、国立歴史民俗博物館、国立民族学博物館、国立ハンセン病資料館など非常に限られたものであり、在日朝鮮人の歴史が日本社会内で「負の歴史」として認識されている背景が指摘されている [君島 2008]。

一方で、在日朝鮮人自身および彼らと連帯し共に差別・人権問題に取り組んできた日本人市民たちにより、1990年代以降在日朝鮮人関連展示を行う民間博物館の開設が相次いだ [文公輝 2004: 151]。1989年に開館した丹波マンガン記念館（京都市右京区）は、戦前・戦後のマンガン鉱山における在日コリアンの生活史を取り上げた日本唯一の専門館で、元鉱山労働者の李貞鎬とその家族が中心となり設立された。また、高麗博物館（東京都新宿区）は在日朝鮮人と日本人共同の設立運動によって作られ、古代から現代までの日朝交流史や、植民地問題や在日朝鮮人の権利・差別問題を積極的に取り上げた展示を行っている [君島 2008]。

1990年代以降からこうした博物館運動が顕著になったのは、日韓関係の進展と歴史認識問題をめぐる論争が高まったことに加え、在日朝鮮人社会内の世代交代が進み、いわゆる一世の数が減ると

共に、彼らの記憶や資料を保存し、新しい世代が在日朝鮮人として民族的主体性をいかに確立していくかという「歴史の継承」の問題が喫緊の課題として持ち上がってきたことが考えられる〔文公輝 2004: 152〕。藤井〔2006〕は、戦後は反差別闘争を繰り広げ、日々の生計を立てることに精一杯で、在日朝鮮人当事者による歴史展示のための取り組みはほとんどなかったものの、生活に余裕が出てくる中で徐々に在日朝鮮人の歴史を語るライブラリー・ミュージアムが設立され、同胞たちと出会い、自らの背景を知ると共に、日本人にとっても日頃気付かない隣人を知る機会となったと指摘する。例えば、2005年に設立された在日韓人歴史資料館（東京都港区）の設立趣意を見ると以下のように説明されている²⁾。

在日韓人歴史資料館は在日コリアンに関する各種資料を収集・整理し、それらを展示・公開することを通じて、在日の歴史を後世に伝えていくために2005年開館しました。（中略）これらの活動を通して、同胞たちは自らの生活と在日の歴史を重ね合わせて次世代に伝えていく大切さを感じることが出来ると思います。また多くの日本人は在日コリアンの歴史に触れることにより、日本の社会の中ではなかなか見えにくい「在日」の存在を知り理解を深めていくとともに、隣国との関係を考えるきっかけになると思います。

すなわち、戦中戦後を通じて在日朝鮮人が歩んできた歴史に関する資料を包括的に収集・展示することで、若い世代の在日朝鮮人が歴史を自らの生活の中で学習し、継承する効果が期待されている。また、同資料館の開設は、在日朝鮮人史研究者の朴慶植が発案しながらも挫折した「在日同胞歴史資料館」構想を引き継ぐ形で実現したもので、日本史の中における在日朝鮮人の存在を無視、あるいは隠蔽してきた日本社会に向けた闘いであると言える〔李美愛 2018〕。

一方で、歴史展示を行うには、どのような文脈

で、いかなる資料を収集・展示するかという問題が持ち上がる。前述のように、日本国内において在日朝鮮人の存在は負の側面が強く、「見えない存在」とされて来ており、韓国においても在日朝鮮人はあくまで「在外同胞」として国民史の中に積極的に位置付けてこなかった。また、戦中戦後の社会動乱の中で様々な資料や文字記録が消失・散逸した上、更に、在日朝鮮人長らく続いた経済的困窮や闘争の中で、在日朝鮮人社会でも自らの歴史を記録し、「在日の歴史」として語ることが疎かにされてきた。在日朝鮮人たち個々人の営みや生活の様相の多くは、公的な記録に基づく「歴史」として残されることなく取りこぼされてきたのである。しかし、君島〔2008: 187 - 190〕は、文書の記録資料に残るものだけを歴史とみなしてきた従来の歴史学を指摘し、アーカイブから消去されているものを含めた発言あるいは証言などの形にしかなかったか残されていないもの、すなわち『語りだされた』言葉も積極的に歴史資料として認識することが、抑圧された者たちの存在や見えなくなってしまった過去の体験を示唆する手段であると述べている。実際、在日朝鮮人の歴史はアカデミズムの世界ではあまり関心が持たれてこなかったが、自身や家族の歴史を明らかにしようとした在日朝鮮人達の活動や、それに触発された日本人らによって様々な形で論じられ、現在に至るまで相当な蓄積があることは明らかである〔外村 2004〕。したがって、在日朝鮮人の歴史を取り上げる際には、研究者による学術研究の進展に加え、専門家・非専門家による歴史に関わるあらゆる歴史実践活動のもたらす成果も包括的に捉える必要がある。現在も、在日朝鮮人の歴史展示を行う博物館では、文字資料や美術品のみならず、在日1世の生活道具や家族写真、民族学校で使われた教科書や制服、映像・音楽資料、昔のパチンコ台や飲食店の看板、市民運動のチラシやパンフレットなど、多種多様な史料を収集し、在日朝鮮人史を多角的に展示しようとしている。

3. 在日朝鮮人運動と歴史実践

(1) 「歴史」への関心

以上の先行研究を踏まえ、本章では辛基秀という個人の活動を軸におき、在日朝鮮人による歴史実践の実態について具体的に見ていく⁴⁾。

辛基秀は1931年に慶尚南道昌原郡に生まれ、生後数か月で家族と渡日した在日二世⁵⁾である。1949年に神戸大学進学後は、全日本学生自治会総連合（以下、全学連）の関西における拠点であった同大の教養部自治会2代目委員長を務めた⁶⁾。その後1960年には在日本朝鮮人総聯合会（以下、朝鮮総連）に参加し、在日朝鮮文学芸術家同盟（以下、文芸同）大阪事務局に所属して労働争議や過去の民衆の歴史を記録した映像制作を行う傍ら、日朝交流史や在日朝鮮人の歴史に関心を持ち、各地で取材や関連史料の発掘に取り掛かり始める。

文芸同は1959年6月に結成され、文学、演劇、音楽、舞踊、映画などの分野を網羅した連合文化団体である。文芸同には作家の金達寿や姜在彦など著名な在日朝鮮人知識人も参加していたが、その文化活動は植民地支配の克服と祖国への帰還問題と密接に関わるものであった。しかし、1967年に金日成賛美の唯一思想体系へ移行するのを前後して、組織への反発から1960年代後半以降総連を出る作家や知識人たちが続出する。辛基秀も「金日成への個人崇拜と組織の中での教条主義と権威主義があまりにひどくなっていた。個人的に出していた映画雑誌も『勝手なことをするな』といって没収されるようになり、ここにおったら何もできなくなると思ひ、腹をくくった」[上野2005:199]と語り、朝鮮総連を脱退した。1974年には「映像文化協会」を設立し、本格的に在日朝鮮人史や日朝交流史に関する研究、メディア制作活動へ取り組んでいく。

このような潮流の変化は、例えば文学の領域で顕著に表れる。総連の路線変更や圧力を受け、彼らの作品は「国家」や「民族」のみならず、自らの内なる世界を掘り進み「私」を表現するものへ

と流れていく。すなわち、それまで「祖国」とみなした北への態度を保留し、民族アイデンティティや日本社会からの疎外、家族といった従来の社会主義リアリズムでは描けなかった題材を取り上げ、故郷につながる南や、植民地期にさかのぼり日本や日本人との関係を問い直す方向へと転換して行くのである[宋恵媛2014:203-204]。

歴史研究の領域でも、1965年の日韓基本条約調印以後、日本国内における日韓関係史への関心が高まると共に、1970年代初頭からは従来の日朝関係史に対する再検討が提議され、近代以前の両国の交流史に光が当てられるようになる。特筆すべきなのは、こうした歴史叙述の見直しが市民を中心とする非アカデミズムの領域で広く支持され、学術研究の発展拡大に影響を及ぼしていった点である。例えば、1969年創刊の雑誌『日本の中の朝鮮文化』は、京都在住の在日朝鮮人実業家である鄭詔文と東大阪在住の兄・貴文、金達寿、古代史研究者の上田正昭、作家の司馬遼太郎を中心にして50号まで発刊され、日本の中に残る朝鮮半島由来の史跡・文化や日朝交流史について著名な日本人知識人が論じる座談会の記事は目玉企画として広く読者に人気を博した。折しも1972年に奈良県の高松塚古墳が発見されたことで「古代史ブーム」が起き、メディアでもこぞって古代日本と朝鮮半島との歴史的関係について取り上げるようになり、同雑誌社主催で金達寿と上田正昭らが講師を務めた「日本のなかの朝鮮文化遺跡めぐりツアー」にも多数の市民が参加者として詰めかけた。金達寿は上記の雑誌発刊に加え、自身も古代史研究に傾倒していき、その集大成として全12巻にのぼるシリーズ『日本の中の朝鮮文化』を発表した。この一連の活動について、廣瀬[2018]は、当時各地の郷土史家やアマチュア歴史愛好家たちが日朝古代史について関心をもって調べていたにも関わらず、それらの情報が相互に共有される機会が少なく、成果が広く知られることも皆無であった状況下で、ツアーを介して人々の交流や情報提供が行われ、研究会や交流会の実施、雑誌発刊などが促されたことで、結果的に金達寿達の古代史研究

は、戦後日本社会の中における専門家とアマチュア、日本人と朝鮮人との壁を乗り越える多種多様な人々の連合的な結びつきを構築したと評価する。

また、1972年に発表された李進熙の『広開土王碑の研究』は、高句麗の広開土王の武勲を刻んだ石碑文について、日本の軍部による倭・任那関係の部分の改竄説を提唱して大きな物議を醸すと同時に、一般市民や若い学生たちの共感を引きつけた。現在、この学説自体はほとんど否定されているが、李成市〔2018: 124 - 125〕はその意義について、日本人研究者自身が無自覚に持ってきた民族感情の存在を刺激したと共に、碑文をそのまま写し取ってきたと信じられてきたテキストとしての拓本に対する根本的な疑問を呈したことにより、碑文研究のイデオロギー性を一層自覚化させ、従来に対する新しい視点からの抜本的な再検討を促したとする。こうした在日朝鮮人たちの歴史に対する挑戦と実践を受けて、戦前の皇国史観や中央史観に疑問を持つ市民を中心に、朝鮮半島を始めとするアジア諸国と日本の関係史を見直しが図られ、「東アジアの古代を考える会」など市民主体の勉強会が各地に作られるようになった。同時に、古代史の問題を媒介に在日朝鮮人の問題にも関心を持つ人々が増えていった。

(2) 辛基秀と朝鮮通信使の顕彰活動

このように日本国内で従来歴史観に対する異議申し立てと、日朝交流史への着目が行われる中で、辛基秀は江戸時代に朝鮮王朝から日本へ派遣された外交使節団である朝鮮通信使研究の草分け的存在となっていく。

日本での朝鮮通信使研究自体は早い時期から取り組まれてきたものの、長らく朝鮮から上位国である日本に送られた「朝貢使節」との認識が一般的であり⁷⁾、1960年代までは一部の学術研究を除いて朝鮮通信使はほとんど一般に知られていない歴史であった⁸⁾。だが、1966年に中村栄孝の『日鮮関係史の研究』が出版されたのを始め、近世における日朝交流の意義が再評価され始めた。こう

した動きの中で朝鮮通信使は、文禄・慶長の役以後の戦後処理と日朝の友好関係増進に貢献した「善隣友好使節」として、特に在日朝鮮人研究者らによって取り上げられるようになる。

例えば、1974年に姜在彦は朝鮮通信使として来日した申維翰の紀行文『海游録』の翻訳を出版し、朝鮮通信使の具体的実態や日本人との交流が多くの人に認知されるようになった。また、李進熙は1976年に『李朝の通信使』を出版し、朝鮮通信使がもたらした豊かな文化交流を描いた。彼らは学術研究のみならず、書籍や映画の制作、精力的な講演会活動の実施などを通じて朝鮮通信使の歴史を一般向けに広く発信した。辛基秀は、神戸大学在学中に松田甲著『日鮮史話』等を読んだことで朝鮮通信使の存在を知り、1960年代以降日本各地の通信使関連の史跡訪問や絵巻収集を始めていたという。

その背景に、日本での差別を経験した彼らが民族的自尊心を取り戻す目的で、朝鮮の文化に対し日本社会が尊敬を示した側面を強調する意図を見出す見方もあるが〔朴都瑛 2012〕、日本の植民地支配に起因する近代以降の悲惨な両国関係史のみ関心が行きがちな状況を危惧し、未来志向的な関係を構築するために「明るい交流の時代」である朝鮮通信使の記録を検証することを通じて、不幸な歴史を克服しようとする意図も指摘されている〔上野 2005〕。

また、朝鮮通信使研究者の仲尾宏は「(姜在彦や李進熙は) ひどい当時の差別の時代の中で苦しんでいる在日朝鮮人の子どもたちに生きてゆく自信を持たせようとしてかつての日朝友好の時代を取り上げ、またあとの二人(辛基秀と鄭詔文)は書画に描かれた朝鮮と日本の豊かな交流を収集して人々の注目を集めた」と語る〔仲尾宏 2018: 2 - 3〕。

辛の最も顕著な仕事の1つとして取り上げられるのが1979年発表のドキュメンタリー映画『江戸時代の朝鮮通信使』であり、朝鮮通信使の歴史が日本国内で広く注目される契機となった。鄭詔文が入手した朝鮮通信使行列の絵巻を基に製作され

た同映画は、特定のスポンサーをとらない自主映画として、辛基秀ら少数のスタッフによって数年にわたる調査と撮影を経て完成した。辛は通信使研究と顕彰活動について「明治以来植え付けられた隣国を蔑視する思想の根源を問うという作業であり、また近代以前の、世界史でも例のない長い友好の歴史を掘り起こすという意味があります」と述べている〔辛基秀 1995: 234〕。1979年3月から上映運動が始まり、同月22日に大阪市・御堂筋朝日生命ホールで一般公開された際には600人以上の参加者が詰めかけ、姜在彦と朝鮮絵画史専門家の吉田宏志による講演会が開かれた。26日付の朝日新聞社説では「高松塚が古代の日朝交渉史のあかしであるとするなら、これは近世の日朝関係を見直すきっかけとなる映画だと思う」と取り上げた〔『朝日新聞』1979年3月26日〕。また、6月9日には京都府立勤労会館で上映会が開かれ、李進熙と上田正昭による講演会が開かれ、来場していた対馬藩の対朝鮮外交役を務めた雨森芳洲の子孫が急遽登壇するという出来事も起こった。上映運動は対馬、下関、岡山県の牛窓、彦根、岐阜、東京など日本全国に拡大し、各地で有志による自主上映会が開かれた他、1980年には韓国でもテレビ放送が行われた。

映画『江戸時代の朝鮮通信使』の発表は、学術的・社会的にも大きな意義を持っている。とりわけ、人々に与える衝撃と拡散力という点では映像の力は絶大であった。折しも1960年代から70年代はドキュメンタリーの発展期であり、土本典昭や小川紳介らが水俣の公害問題や大学闘争を取り上げた作品を発表することで、日本の近代に対する強力な批判を展開した時期である〔四方田 2000: 197〕。実際に映画上映後は、各地で朝鮮通信使を始めとする江戸時代の日朝交流に関する新しい史料発見が相次いだ。更に、上映運動を通じて専門家から一般市民に至るまで、様々な人が映画を見ることで従来の朝鮮観や日本人と朝鮮人の関係を見直す機会を提供した。姜在彦は「人々に伝えるという意味では活字には限界がある。この映画ができたことによるインパクトはとて大きく、教

科書にまで登場するようになった」と語る〔上野 2005: 27〕。また、編集者の川瀬俊治氏は「歴史家の朴慶植さんが朝鮮人強制連行の分野に光を当て、注目されたが、暗い朝鮮、略奪された朝鮮という像にばかり目が向きがちだった。それを善隣友好の時代もあったという辛さんの視点は非常に新鮮だった」と語る〔上野 2005: 31〕。更に、上映会には日本人の一般市民、教師、労働組合員だけでなく、在日本大韓民国居留民団（以下、民団）と朝鮮総連の幹部らも出席していたことが確認されている。観覧したある在日朝鮮人女性は「映画を見ている間に、日本に対してばくぜんとして積もり積もった憎しみが少しずつ消えてゆき、終わったあとは不思議と優しい気持ちでした。日本と朝鮮は親友だったんだ。いやそれ以上のものなんだ。私は日本人を愛しているのかもしれない、とすがすがしく考えることが出来てうれしかった。もしこの映画を日本人が見たならば、やはり朝鮮に親愛の情を抱くでしょう」と感想を書いている〔『朝日新聞』1979年5月17日〕。

以上のように、1970年代までの在日朝鮮人研究者らによる活動について見てきたが、雑誌や講演会、映画などあらゆるメディアを通じ、特に一般市民に向けて、日本人の朝鮮観おける新しい視点を提示した点でユニークな歴史実践である。更に、これらの現象をけん引した人物の多くが、かつて朝鮮総連に所属し、その後脱退あるいは距離を置いた人物たちである。組織での民族運動やイデオロギー対立の中で挫折を経験した彼らが歴史研究へ移行していく過程については更なる検討が必要だが、その説明の一つとして、幼少期に受けた歴史教育に対する強烈かつ否定的な記憶と、日本社会内で「朝鮮人」に向けられる差別意識への対抗が挙げられる。それは金達寿にとって「三韓征伐的歴史観との文学闘争」〔廣瀬 2018: 70 - 72〕であったし、姜在彦は「朝鮮史研究も雑誌の発行も全て運動だった」〔『季刊 Sai』Vol.22, 1997: 49—50〕と振り返り、鄭詔文が「歪められた古代日朝関係史の謎解き」〔高麗美術館 2008: 51〕と位置付けるものであった。

そして、辛基秀による朝鮮通信使の歴史顕彰は、そうした日本の中の朝鮮史に対する肯定的な側面を打ち出すのに決定的な影響をもたらした。特に朝鮮通信使は、絵巻や書など視覚的に交流の痕跡を訴えやすい。また、国境を超えて両国を往来した朝鮮通信使を、征韓論に代表される明治以降の日本の対朝鮮政策や分断された南北朝鮮の現状と比較して語ることで、近代以降の「国家」や「歴史」に対する価値観そのものを相対化する概念として受け入れられたのである。

更に、在日朝鮮人研究者らによるこうした作業は、変化しつつある社会の中で「在日朝鮮人」としての根拠をどこに求めていくべきかという時代の問いとも符合するものであった。日本国内に実生活の基盤を持ちながら、「在日朝鮮人」として規定される彼らだが、渡日の時期や経験は個人によって様々であり、世代を重ねるほどに実際の「朝鮮」を知らない者も増えた。更に、朝鮮半島は南北に分断され、分断がもたらす組織やイデオロギーの対立は、日本に住む在日朝鮮人社会内でも深刻な亀裂と個への圧迫をもたらした。加えて、若い日朝鮮人の世代が増える中で、日本国内での住民としての権利獲得と共生という課題が浮上してくる。したがって、日本人研究者やマスメディア、一般市民も巻き込んだ形で、近代以前にさかのぼって日朝関係史を問い直すことは、日本社会での朝鮮蔑視観を是正すると同時に、常に不安定な民族的アイデンティティを背負わされた在日朝鮮人たちが「在日朝鮮人」としての意識を構築し、また日本との歴史的接点を見つけることで現代社会の中で被抑圧者ではなく、主体的・肯定的な生活を営むための自己回復の機会を提供することに繋がったと考えられる。そしてその活動は、それまで不可視のものとされてきた日本の中の朝鮮史や在日朝鮮人の存在について光を当て、様々な人が日本社会内で議論し研究を進めるといった、更なる歴史実践を促すプラットフォームにもなったのである。

4. 可視化される「朝鮮」－「青丘文化ホール」の活動と意義

(1) 在日朝鮮人の私設ライブラリ及びミュージアムの発生

1970年代から80年代にかけての大阪・京都・神戸を中心とする関西地域では、在日朝鮮人主宰の私設ライブラリ及びミュージアムが複数作られ、在日朝鮮人の歴史資料収集と展示、そして日本人住民との交流を目指す試みが行われた。藤井[2015]によれば、青丘文庫（神戸市灘区、1969－現在）、猪飼野朝鮮図書資料室（大阪市天王寺区、1977－1988）、学林図書室（大阪市生野区、1978－1995）、カラ文化情報センター（大阪市生野区、1987－不明）、錦繡文庫（尼崎市、1987－2012）、高麗美術館・高麗美術館研究所（京都市北区、1988－現在）などがほぼ同時期に存在していたことが分かる。また同時期には、大阪市生野区で在日朝鮮人を中心として在日朝鮮人の母語や母文化を守るための民族図書室開設運動が展開され、社会的に排除されてきた在日朝鮮人たちが自律的に学びの場を確保することを通じ、同胞間の社会的ネットワークや文化的アイデンティティが構築されると共に、地域社会への参画や住民との対話を促す公共空間として機能した[張明順 2007]。

こうした運動の背景には、関西に多くの在日朝鮮人が居住していたことに加え、在日朝鮮人社会内でいわゆる二世が台頭する時期となり、民族差別との闘いと共に、従来の国籍やイデオロギーの枠組みに縛られず多様化する民族的・文化的アイデンティティや、日本社会に定着していくことへの議論が本格化したことが挙げられる。また、1970年の日立就職差別事件や1980年代の指紋押捺拒否運動が社会的に広く関心を集めた他、1988年のソウル・オリンピックを前後して、韓国の文化や社会風俗について取り上げる報道が急増するなど、日本社会全体の対韓認識が変化し、市民の中でも韓国・朝鮮史や文化および在日朝鮮人の問題に関心を持つ人々が増えた。更に、母語補習教室

や民族学級など、在日朝鮮人が朝鮮文化を学び民族的アイデンティティを回復するための学習ボランティア活動が盛んになり、在日朝鮮人の問題に関する社会運動における日本人市民との協働が見られるようになった。こうした地域における運動の背景には、1976年発効の「国際人権協約」に伴う国際的な人権意識の高まり、1970年代後半以降外国人入国者が急増し、日本における多文化主義や国際化への議論の浮上といった国際的な文脈での後押しがあったことも指摘できる⁹⁾。

以上の状況で複数発生した私設ライブラリ及びミュージアムの特徴については、収集した資料や図書、映像、美術品、研究成果等を収蔵・保存・展示する場であると同時に、各施設の名称は、青丘・錦繡（朝鮮の雅称）、カラ（朝鮮の総称の一つである伽羅）、高麗など、古朝鮮由来のものが多い。例えば、1987年に実業家の趙鏞魯氏が設立した「カラ文化情報センター」は、会報の創刊にあたって以下のような記事を載せている。

この会報は、いろんなサークルの紹介、同胞の生活に必要な情報の提供、同胞社会への様々な人々への提言など、生活に密着し、役立つ情報を中心に構成していきたいと考えています。（中略）当センターの名称であるカラは漢字で書けば韓とも、また伽羅とも書けます。これは古代の日本人から見た朝鮮半島の人々のことを指し、また日本文化の基礎をつくった人々を指します。私たちが在日文化に少しでも役立てればとの思いからこの名称にしました。在日2世から4世が中心になって開設した同センターが皆様のご理解をいただき、在日文化と共に発展していくことができましたら、これ以上の喜びはありません。[『カラ文化情報』No.1、1987年5月8日]

また、学林図書室は開設の経緯について以下のように紹介している。

当時、「同胞密集地域でこそ、同胞の手で図書

館造りを」という思いで数人の有志が準備を開始し、翌年7月に3000冊の蔵書をもってスタートしました。（中略）私たちがモットーしていることは、特定の民族団体やイデオロギーに偏ることなく、あくまで「在日」という共通基盤に立った活動を進める、ということです。だから、図書の収集でも、北も南も関係なく、韓国・朝鮮にかかわるものなら何でも集めるようにしています。[『カラ文化情報』No.2、1987年6月5日]

すなわち、各施設は若い世代を含む在日朝鮮人主体の「在日文化」創造を目指して始まり、更にそれらの場は思想信条や国籍、南北のイデオロギーなどのあらゆる差異を超えた協力と人的交流を促進する空間を志向していたと言える。古朝鮮由来の名称を冠している点からも、ナショナルな枠組みやそれがもたらす分断・差別意識を克服し、日本人と在日朝鮮人間の相互理解や連帯を実現しようとする意図が伺える。

(2) 「青丘文化ホール」の設立

辛基秀の「青丘文化ホール」も1984年6月大阪市天王寺区のJR環状線寺田町駅の高架下に開設された。運営は辛の私財と支援者からのカンパによって行われ、常駐のスタッフを置き、機関紙『青丘文化』を刊行した。1階は映画上映会や集会などに用いるホールとして、2階は辛が収集した韓国・朝鮮史、在日朝鮮人史に関する文献資料や、書籍、映像資料などを置いた資料室として開放された [『読売新聞』1984年5月27日]。

ホールの開設にあたって辛は「民団、総連の双方から独立した自由な寄り合いの場を、そして日本人との間に刻まれた溝を埋め、人間的な連帯を築いていきたい」[上野2005:6]、「このたび、古朝鮮の美しい雅称であった「青丘」を冠した『青丘文化ホール』が分断国家の民族の痛みを克服する在日韓国・朝鮮人の「民族文化の砦」たらんとして呱呱の声をあげました。『ホール』に集う民族、国家、世代を超えた人たちの文化的創造の活動は、

日常生活を刺激し、お互いが理解を深めるものになることせう。」〔『青丘文化ホール通信』No.1、1984年6月1日〕と語るように、在日朝鮮人主体の文化創造を希求し、民族組織や国籍の垣根を越えた交流施設として明確に打ち出している。この設立意図の下に、ホールでは資料室運営の他に、講演会や文化講座、勉強会の実施、音楽会の開催、韓国料理教室、韓国・朝鮮語教室、夜間中学を卒業した在日朝鮮人女性の要望により始まった自主夜間教室「麦豆教室」、アジア各国の映画上映会など多種多様なイベントを実施していた。こうした講演会や教室に通う地域住民や在日朝鮮人住民の他、日韓関係や在日朝鮮人関連の問題に関心を持つ在阪のマスメディア関係者や市民運動家、教育関係者、作家、映画監督、朝鮮史研究者や学生ら、時には韓国の研究者や取材陣も資料閲覧のためホールに出入りしていたことが分かっている¹⁰⁾。

また、ホールは朝鮮通信使研究の拠点でもあった。辛が長年の取材活動によって収集した絵巻や文献、民具等が保管されており、全国から研究者や学芸員、各地の郷土史家らがそれらの資料を見に来たり、あるいは自分たちの地域で発見された史料を持ち込んで辛に考証を依頼したりした。1993年から仲尾宏と共同で『善隣と友好の記録大系朝鮮通信使』全8巻〔明石書店〕を刊行したが、その編集作業もホールに絵図や文献を持ち込んで行われた。

その一方で、在野の活動家に過ぎない辛基秀に、なぜこれほど多様な青丘文化ホールの活動が可能だったのか。在日二世であり、民族組織での経験もある辛は在日朝鮮人社会内での交友もあり、彼の研究や青丘文化ホール運営においても、金達寿、姜在彦、李進熙、鄭詔文、朴慶植など多くの在日朝鮮人の名を見ることが出来る。加えて、青丘文化ホールは地域社会に深く根ざし、日本人市民と協働する活動のハブとなった。当時ホールの運営スタッフであった北口学氏は「ホール訪問者は在日よりも日本人の方が圧倒的に多かった」と証言している¹¹⁾。辛は神戸大学における学生運動の中核的存在であり、それらの経験を通じて培われた

人脈は運動家のみならず、学界や言論、文化芸術などの領域まで極めて広範囲に及び、運動の時代が過ぎた後も強固な絆として続いた。

また、1970年代以降関西における反差別運動が高まるにつれ、被差別部落出身者や障がい者などの社会的マイノリティを取り巻く諸問題に関心が集まり、様々なマイノリティ同士の横の連帯が構築されていく流れに辛も大きく関わっていく。例えば辛は韓国の被差別民「白丁」¹²⁾の歴史と、その解放を目指した衡平社と水平社との関係を取り上げ、日本と朝鮮の反差別運動における連帯に照明を当てた¹³⁾。その他にも、在日朝鮮人の本名宣言を題材にした映画『イルム』〔1983〕や、朝鮮半島出身の労働者を取材したドキュメンタリー映画『解放の日まで』〔1986〕の制作、写真集『映像が語る「日韓併合」史』〔労働経済社、1987年〕の出版、朝鮮人海女や元従軍慰安婦の取材など、辛が取り上げるテーマには社会の底辺に向ける関心と、フィールドワークを通じ一般民衆の営みを歴史の主人公として取り上げようとする意図が如実に現れている。ただし、その活動は必ずしも周囲から歓迎されたものではなく、「白丁」差別問題と日本の部落差別問題を辛が発表していく過程では、匿名の手紙で「あなたは私たちが在日朝鮮人を部落差別という袋小路、いや底なし沼にひきずり込むつもりですか。(中略)あなたが部落民といっしょに活動したとなると、他の在日朝鮮人全員が日本人から部落民と同列にみられるのです」と痛烈な非難を受けている〔辛基秀 1992: 34 - 35〕。

一方で、「かつて学園紛争でゲバ棒がはやった時代があったが、辛さんは何事でも、勇ましくコブシを振り上げて自分を主張するようなやり方は嫌いだった。感情的な行動に走るのではなくて、一つ一つの事実を積み上げて権力構造を射て行く。在日の中でも孤塁を保つというか、異質な存在と見られていた」〔上野 2005: 171〕、「辛さんは“歴史家”としては実証的な研究では弱い部分もあったが、金儲けに走らず、経済的な支えもあった。様々な経験をしてきた人としてのおおらかな思想的包容力を持っていた」¹⁴⁾と評されるように、辛の行

動はイデオロギーを闘わせる社会運動のやり方から離れ、既存の組織や国籍にしばられない在野の活動家として独自の姿勢であったことが伺える。在日朝鮮人でありながら、日本の市民運動と連帯を深めていたこともあり、その自由な立場がかえって、多様な題材の歴史研究と、関西を中心とした様々な分野のアクターを結びつける役割を可能にした。

更に、様々な資料収集や取材のため辛は日本全国を行脚したが、その過程で知り合った専門家や在野の研究者、自治体関係者らも含めて、様々な目的をもった人々の集うホールが一種の情報の集積場となった。当時のホールの様子について北口氏は「当時の大阪の様々な社会運動、学習の結節点」と振り返る¹⁵⁾。まさにそこは、「朝鮮」を中心とする様々な社会問題のテーマについてあらゆるアクターが自由に学び、楽しみ、議論する歴史実践の現場であり、そこにアクセスする人々がまた更なる運動を個々に繰り広げていく拠点にもなったのである。

(3) 「在日歴史博物館」を目指して

ところで、この「青丘文化ホール」は単なる文化交流施設として留まらず、最終的には歴史博物館として再整備していくことを念頭に置いていたようである。

1984年5月26日に開かれたオープニングパーティーでの祝辞で金達寿は以下のように発言し、大阪にホールを開設する意義について述べている。

在日朝鮮人には美術館の一つもない。同胞の中にはお金を持っている人も相当いると思うが、つくってない。資料館、博物館一つ作ろうと思えばつくれる。在日朝鮮人としてやれる仕事として、たとえば、朝鮮にない絵画、陶磁器が多くあるという条件の下、力をあわせて、たとえば、大阪で“青丘美術館”をつくることを望みたい。とくに大阪は在日朝鮮人にとっていうならば中央なんです。[『青丘文

化ホール通信』No.1、1984年6月1日]

また、在日朝鮮人による資料館・博物館設立の意義について辛基秀自身は以下のように発言している。

近い将来には、財団法人として、大同団結できる方向を目指しています。(中略)5万人の在日中国人に比べ、十数倍の在日韓国、朝鮮人が、何故、美術館、資料館一つを作り得なかったのか嘆息がでます。世代は変わり、私たちが大きな曲り角に立たされています。今からでも、目を遠方ばかりに向けず、在日の足許をしかと見て、自らの手で、もっと立派な歴史資料館づくりに努力したいと念じています。[『青丘文化ホール通信』No.2、1984年6月]

もし、絵画や陶磁器の多い日本の中で生きていく在日韓国・朝鮮人が力を合わせて、美術館、博物館をつくったとすれば、それは疑いなく、朝鮮半島と日本の架け橋になる。(中略)在日70年の歴史の文化的集大成として美術館、博物館設立が、思想、信条をこえて挙族的な運動として始められなければならない転換期に来ている。館内に常設展示される文化的遺産や、日朝関係の歴史を物語る遺墨は、日本に定着していく幾十万の若い世代が、主体的に生きようとするときの支えになり、日本の若い世代には、歪められた朝鮮観を正す場となる。(中略)日本社会の不条理に対する人間的な要求は、他方、文化への関心と文化活動の展開があつてこそ真に自由な人間的活動となる [『京都新聞』1984年10月19日]

すなわち、在日朝鮮人を取り巻く状況が変化しつつある時代背景を踏まえ、博物館設立を通して数世代を重ねた在日朝鮮人史を改めて整理し、展示を通じて在日朝鮮人の若い世代が肯定的なアイデンティティを確立し、また日本人観覧者が持つ

否定的な朝鮮イメージを転換することを狙うものである。

更に辛は、文献以上に映像や民具、絵画などのモノの収集・展示にこだわり、ホールには日本統治下の写真、終戦直後のソウルや平壤の写真、在日朝鮮人家族の写真や日朝関係を扱うテレビ番組など、約5000点の視聴覚資料を備えていた『読売新聞』1984年5月27日。映像を通じた日朝関係史の発信というアプローチは辛の特徴である。学生時代から映画に親しみ、全学連を通じて映画監督の大島渚や土本典昭と親交をもっていた辛は、映画評論家の花田清輝や今村太平に影響を受け記録映画に強い関心を持っていた。『江戸時代の朝鮮通信使』以来辛が発表した様々な自主制作ドキュメンタリーと、それらを上映する青丘文化ホールの存在は、急速に経済発展が進み、戦争体験が風化する当時の日本社会に対し、植民地支配の歴史や身近なマイノリティに対する問題提起と一般市民の関心をひきつけようとする一種の運動であったと言える。そして、「数々のユニークな講座とともに、韓国・朝鮮に関する写真、ビデオ、映画の収集、また、ほとんど記録を残していない一世の長い在日の歴史を刻印した資料の集大成は、初めての試みであり、ぜひとも成功させたいものです」『青丘文化ホール通信』No.1、1984年6月1日と述べるように、こうした多様な資料は、正史に残らない朝鮮人たちの生きた足跡を「在日の歴史」として視覚的に訴え、語り直す手段であった。

加えて、こうしたホール運営と並行し、辛は日本各地の博物館・資料館における日朝関係史や在日朝鮮人関連歴史展示の普及にも協力している。例えば、大阪歴史博物館開館第1回目の企画特別展として「朝鮮通信使と民画屏風－辛基秀コレクションの世界－」が2001年に開催され、辛が開館記念として朝鮮通信使の絵巻等3点を寄贈している。その他にも、大阪人権博物館、岡山県瀬戸内市牛窓町の朝鮮通信使資料館（現・海遊文化館）、鞆の浦歴史民俗資料館、広島県呉市下蒲刈町の朝鮮通信使資料館「御馳走一番館」、佐賀県立名護屋

城博物館、下関市立歴史博物館などで、朝鮮通信使関連の展示会を開催する時の資料提供や展示監修に協力していることが確認されている。更に、韓国国内でも、天安市の独立記念館が1987年に開館した際所蔵の映像200点を寄贈した他、1995年には植民地解放50周年を記念し「韓日交流3000年展」がソウルで開催され、文禄・慶長の役の全過程やその後の朝鮮通信使を通じた2国間交流を紹介する展示室の展示顧問を辛が務めている。

また、こうした朝鮮通信使を通じ日朝関係の明るい部分を描く一方で、写真集『映像が語る「日韓併合」史』を出版した経緯について、辛は「映像の力を借りてゆがんだ日韓関係を照らしてみたい」「あなたにとって朝鮮とは何だったのか？と問いたかった」と語る『社会新報』1987年12月18日。近代以降の国民形成過程で、朝鮮人と接する機会の少なかった多くの日本人にとって、「朝鮮」は植え付けられた一つ概念であり、朝鮮人は「未開」や「野蛮」あるいは「神功皇后御一征の地」の民として差別的に定義される存在であった上、植民地期の朝鮮人の日本への渡航・定着は、「不潔」「無知」「嫉妬深い」「怠惰」「粗暴」といったその後の日本社会で世代を超えて引き継がれるような「朝鮮人」イメージを生むことになった〔文京洙2015:23-24〕。それに対して、青丘文化ホールの取り組みは、従来の観念上のものから、圧倒的な現物資料を用い可視化することで新しい「朝鮮」を再定義しようとした1つの運動である。言い換えれば、歴史認識や差別問題に対する現状や研究成果を提示すると同時に、実際の展示交流空間を通じて人々が「朝鮮」と出会い、目に見える形で日本人・朝鮮人という境界を超えた人間同士の連帯や共生の在り方を示そうとする挑戦である。これらの営みは、現在に至る在日朝鮮人関連の歴史展示を巡る博物館設立運動に先立つ事例としても重要な意義を持つと考える。

4. おわりに

以上のように、本稿では戦後在日朝鮮人の歴史実践について、特に辛基秀と「青丘文化ホール」の事例から、彼らが過去と対話しつつ、自らの歴史を語りなおそうとした営みについて見てきた。青丘文化ホール自体は、その後辛の体調悪化と経済上等の理由から2001年11月に閉館し、他のライブラリも、担い手の減少と1990年代以降の日韓の人的往来の爆発的増大及び情報化に伴い、当初の有用性を失って閉館が相次いだ。しかし、彼らが提唱した議論が市民の日朝関係史に対する認識の一側面を形成し、現在も朝鮮通信使の歴史を各地で顕彰する祭りが行われ、辛が携わった歴史展示やコレクションが継承されている現状も踏まえ、辛たちの活動に対する学術的な検討と位置づけは今まさに取り組むべき課題であると言える。今回は十分に論じることが出来なかったが、朝鮮通信使の歴史に関する地方レベルでの研究や顕彰事業、受容の実態については今後より詳細に検討していきたい。

注

- 1) 公益財団法人日本博物館協会ホームページ [https://www.j-muse.or.jp/index.php] (最終アクセス日2019年9月30日)
- 2) 在日韓人歴史資料館ホームページ [http://j-koreans.org/] (最終アクセス日2019年9月30日)
- 4) 辛基秀個人については、共同通信社記者である上野敏彦氏の『辛基秀と朝鮮通信使の時代』[2005]が最も詳細な文献として挙げられる。同書は、辛基秀本人や関係者らの証言や記録を収録した資料であり、本稿でも主要な資料として参照している。ただ、あくまで辛基秀や彼を取り巻く人物に焦点を当てた伝記的記述に留まり、本研究は同書を参考にしつつ、朝鮮通信使研究を中心とする辛基秀の活動を通じた歴史実践を取り上げ、自らを取り巻く歴史の叙述や継承に携わった在日朝鮮人運動の検討として発展を試みたものである。
- 5) 本来、朝鮮で生まれた後に渡日した在日朝鮮人は「二世」と定義されるべきであるが、辛基秀については、生後間もなく渡日していること、参考文献や、本人及び遺族のインタビュー記事等で全て「在

日二世」と紹介されていることを鑑み、本稿でも「在日二世」と表記する。

- 6) また、1950年に辛基秀は日本共産党に入党しているが、1950年のコミンフォルム批判に際し、1952年の第5回全学連大会で、批判を受け入れた共産党主流派に反発した辛を含む全学連中央執行部26名が除名・追放処分となっている。
- 7) 朝鮮通信使を「朝貢使節」と紹介する最初の記述は、1910年11月に発刊された『歴史地理臨時増刊 歴史地理朝鮮号』[三省堂]に収録されている、辻善之助「江戸初期における朝鮮との修交」、藤田明「江戸時代における朝鮮使節の来朝に就て」などの論考にみる事が出来る。これらの論考では江戸時代の朝鮮通信使について、朝鮮から徳川幕府將軍の代替わりを祝う目的で送られた「朝鮮聘使」「来聘使」として記述されている。
- 8) 例えば、『広辞苑』(岩波出版)に朝鮮通信使の項が初めて登場したのは1983年のことである。
- 9) 例えば、関根[1988]は、1970年代以降の日本人渡航者及び外国人入国者の増大と、渡航先及び出身地域の多様化に伴い人的交流の国際化が進み、日本人社会の人種・エスニック集団関係の複雑化が促されることを指摘し、国内に定住あるいは一時滞在する外国人に対する施策の必要性を訴えている。
- 10) 北口学氏インタビュー(2019年7月22日)より
- 11) 北口学氏インタビュー(2019年7月22日)より
- 12) 「白丁」とは、高麗時代では一定の職役を負担せず、土地の支給も受けない農民を指したが、朝鮮王朝時代以降は被差別民の呼称となった。代表的な職業としては屠業、食肉業、皮革業などで、職業選択、衣食住、結婚、教育、地域生活などで甚だしい差別を受けた。
- 13) 例えば辛は、「衡平社」創立70周年を記念して1993年に大阪人権歴史資料館で開催された記念企画展「衡平社と水平社－朝鮮と日本の反差別運動－」の全体企画、開催及び記念誌制作に協力した。
- 14) 川瀬俊治氏インタビュー(2019年7月23日)より
- 15) 北口学氏インタビュー(2019年7月22日)より

参考文献

- 上野敏彦(2005)『辛基秀と朝鮮通信使の時代』明石書店。
- 映像文化協会編(1979)『江戸時代の朝鮮通信使』毎日新聞社。
- 君塚仁彦(2008)『「異文化」とされる側の記憶と表象 在日朝鮮人と博物館運動』『国立歴史民俗博物館研究報告』No.140, pp.185 - 200。
- 辛基秀(1992)『アリアン峠をこえて』解放出版社。

- 辛基秀 (1995) 「屏風、絵馬にみる朝鮮通信使」 上田正昭編『朝鮮通信使 善隣と友好のみより』明石書店、pp.234 - 266.
- 関根政美 (1988) 「日本社会の国際化と人種・エスニック集団関係」 慶応義塾大学法学研究会編『法学研究』Vol.61 No.5、pp.293 - 326.
- 宋恵媛 (2014) 『『在日朝鮮人文学史』のために 声なき声のポリフォニー』 岩波書店。
- 張明順 (2007) 「大阪市生野区における民族図書室と公共図書館の関係性についての一考察：社会的排除の視点から」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』Vol1 No.1、pp.101 - 110.
- 外村大 (2004) 『在日朝鮮人社会の歴史学的研究』 緑陰書房。
- 仲尾宏 (2018) 「朝鮮通信使の世界記憶遺産（世界の記憶）をめぐって」『高麗美術館報』No.110、pp.2 - 3.
- 日本歴史地理學會編 (1910) 『臨時増刊 朝鮮號』三省堂。
- 朴都暎 (2012) 「朝鮮通信使の研究に関する史学史的考察」『大阪学院大学国際学論集』Vol.24 No.1・2、pp.1 - 13.
- 廣瀬陽一 (2018) 「金達寿における関西—<神功皇后の三韓征伐>と「行基の時代」」日本近代文学会関西支部編集委員会編『<異>なる関西』、田畑書店、pp.66 - 89.
- 藤井幸之助 (2015) 「関西・関東における在日朝鮮人・朝鮮関係ライブラリー・ミュージアム—1970年代から—」『書評』No.143、関西大学生生活協同組合、pp.158 - 172.
- 文公輝 (2004) 「常設展示『在日コリアン』コーナーについて」国立歴史民俗博物館編『歴史展示のメッセージ 歴博国際シンポジウム「歴史展示を考え
- る - 民族・戦争・教育 - 』、アム・プロモーション、pp.148 - 158.
- 四方田犬彦 (2000) 『日本映画史 100年』 集英社新書。
- 李成市 (2018) 『闘争の場としての古代史 東アジア史のゆくえ』 岩波書店。
- 李福美 (1997) 「古希をむかえられた姜在彦さんに聞く」『季刊 Sai』Vol.22、pp.46-50
- 李美愛 (2018) 「戦後在日朝鮮人の博物館運動に関する一考察：朴慶植の「在日同胞歴史資料館」構想から「在日韓人歴史資料館」開設まで」『大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター年報』No.15、pp.60 - 66.
- 歴史学研究会編 (2017) 『第4次現代歴史学の成果と課題 3 歴史実践の現在』 績文堂出版。

○図録類

- 大阪人権歴史資料館 (1993) 『衡平社と水平社—朝鮮と日本の反差別運動—』
- 大阪歴史博物館 (2001) 『朝鮮通信使と民画屏風—辛基秀コレクションの世界—』
- 財団法人高麗美術館 (2008) 『高麗美術館開館 20周年記念図録』

○機関紙

- 『カラ文化情報』
- 『青丘文化ホール通信』

○新聞

- 朝日新聞
- 京都新聞
- 社会新報
- 読売新聞

研究ノート

徴用工問題をめぐる日韓の葛藤 —徴用工問題への日韓の対応を中心に

朴一（大阪市立大学）

はじめに

韓国の大法院が元朝鮮人徴用工問題をめぐる裁判で下した判決をめぐり、日韓関係が迷走している。安倍政権は、「韓国との信頼関係が崩れた」とし、韓国に対する輸出管理を強化する一方、韓国政府も日本に対する報復措置として日本企業に対する輸出管理を強化し、その影響は韓国内の日本製品不買運動、さらに日韓の軍事情報包括保護協定の破棄寸前にまで発展した。

本稿では、底が見えない日韓衝突の背景になった「徴用工」問題とは、どのようなものであったのか、日韓両政府の対応はどのような歪みを東アジア経済に及ぼしているのか、日韓の間に徴用工問題を解決する手立てはないのか、両国の一方通行的な議論を避けて、できるだけ日韓双方の視点から考えてみたい。

I. 徴用工問題とは

1. バンドラの箱を開けた韓国大法院判決

2019年10月、朝鮮半島が日本の植民地支配下にあった戦時中の韓国人元徴用工4人が、かつて働いていた日本企業「新日鉄住金株式会社」を相手に損害賠償を求めた裁判で、韓国の大法院（最高裁）は、新日鉄住金に一人1億ウォン（日本円で約910万円）の支払いを命じる判決を出した。

1991年以降、彼らは日本でも同種の訴訟を起こしてきたが、未払い賃金は時効とみなされ、敗訴が続いた。それでも彼らは諦めずに、韓国でも法廷闘争を続けた。この結果、韓国の大法院は、判決で、戦時中の朝鮮人に対する労務動員は植民地支配と結びついた「反人道的な不法行為」と指摘し、1965年の日韓請求権協定で解決済みとされた事項に、不法行為に対する個人の精神的苦痛に対する慰謝料の請求権は含まれないとする新たな司法判断を下した¹⁾。

大法院判決は、日韓請求権協定を、日本と韓国の間での財政的、民事的債権・債務関係を政治的合意によって解決するためのものであると理解した上で、日本の植民地支配を「不法」ととらえ、原告の元徴用工が植民地支配下の日本企業で強制労働されたことを「反人道的な不法行為」にあたると指摘した。この際、原告が受けた精神的苦痛に対する慰謝料は日韓請求権協定の対象外で、被告側の日本企業に賠償を請求できるという内容である²⁾。

2. 日本植民地時代に実施された朝鮮人に対する労務動員と「強制労働」の実態

では、朝鮮人の元徴用工に対しておこなわれた「反人道的な不法行為」とは、どのようなものだったのか。

日本でもベストセラーになった『反日種族主義』（文藝春秋、2019年）の著者の一人である李宇衍は、「朝鮮人労働員を全般的にみると基本的には自

発的であり、強制的ではありませんでした。強制連行だったとは言えません」³⁾と述べている。また、強制徴用という言葉はもともとあり得ない言葉だと述べている。徴用自体が強制だからだというのがその理由である⁴⁾。李の説明によれば、1939年9月から1944年9月までの労務動員は、労務者の自発によるものであり、徴用実施以前に朝鮮人が自身の意思とは関係なく、強制的に連れていかれ「労務動員のすべてが日帝の強制だった」⁵⁾という主張には「巧みな歴史的事実の誇張と歪曲」⁶⁾が含まれているという。果たして本当だろうか。

帝国日本の国家総動員法の下で実施された朝鮮人労働者動員の第一段階は、民間企業による直接募集であり、それぞれの企業が政府の監督下で募集を任された。直接募集とは、企業が新聞広告・ビラ・チラシを用い、あるいは口伝えや従業員家族のコネを利用して、政府が指定した地域内で募集活動を展開することを意味した。警察官や労働事務所は朝鮮人の就職を支援し、企業の募集に一役買った。直接雇用で必要な労働者を確保できなかった場合、企業は朝鮮人の斡旋業者を使って不足分を補った。直接雇用は、総督府の官僚機構もこれに関わっていた。総督府が朝鮮人労働者を雇用できる地域を指定していたため、朝鮮の事情について知らない企業の雇用担当者は必然的に警察や役場の担当者に労働力になりそうな人物の所在を訪ねることになった⁷⁾。

しかし企業による直接雇用方式では、日本の企業や炭鉱が必要とする朝鮮人労働者を十分に調達できなかった。民間企業には、朝鮮人に契約書に署名させ故郷を捨てて日本の現場に向かわせるだけの法的拘束力がなかったからである。また、朝鮮半島の地方で必要な数の労働者を探す作業は、民間企業にとって負担が大きすぎた。そこで日本政府は政府主導の雇用方式を導入することになった。政府主導による雇用方式とは、その名の通り、官僚機構が企業の労働者調達に深く関わることを意味した。それぞれの企業は朝鮮総督府に労働者の調達を依頼し、総督府はそれに応じて斡旋業者に労働者の割り当て数を指示した。政府主導の雇

用方式を支える2つのルートは、職業紹介所と朝鮮労務協会だった。職業紹介所は、政府の労務管理の徹底に重要な役割を果たした。総督府は1940年1月、朝鮮半島の京城・大邱・釜山・平城・新義州・咸興の職業紹介所の公営化に踏み切った。これらの紹介所は、登録を行った新卒者や失業者の情報を入手に、企業に伝えた。政府は、朝鮮人労働者を採用し、指定の勤務先に就職させた。職業紹介所を通じて、動員された朝鮮人労働者の数は、1937年の12000名から1942年には50289名に増えている⁸⁾。

政府に委託された斡旋業者が、法の力に頼って労働者を徴用できたため、官主導の労働者調達は企業のそれよりも効果的だった。朝鮮に配置された警察官と隣組の組長は、総督府の指令のもとに適任者を探し当て、求められた労働者を徴用した。彼らは選ばれた男性の自宅を訪れ、雇用契約書に署名するよう圧力をかけたと言われている⁹⁾。すなわち、徴用以前の時期においても、朝鮮人の労務動員に「強制力」が働いていたといえる。

表1 労務動員計画等により日本内地に配置された朝鮮人数 単位：人

年	計画数	受入実数	軍要員 ()は徴用で内数
1939	85,000	38,700	0
1940	88,000	54,944	65
1941	81,000	53,492	5,396 (4,895)
1942	120,000	112,001	4,171 (3,871)
1943	150,000	122,237	4,691 (2,341)
1944	290,000	254,397	24,071 (21,071)
1945	50,000	n.a	31,603 (30,606)
計	864,000	635,771	69,997 (62,784)
終戦時 現在数	—	322,890	

原資料：金英達「第二次世界大戦中に国民動員計画により日本内地に導入された朝鮮労務者の現在数について」（法務省入国管理局調査）

出所：外村大「戦後日本に在留した朝鮮人動員者数とその背景」国際高麗学会日本支部『コリアンスタディーズ』2013年、創刊号、66ページ

日本植民地期に朝鮮半島から日本各地に動員された朝鮮人労働者の実数については、いまだよくわからない部分もあり、研究者によってその数値は異なるが、朝鮮史研究者、金英達の残した関係資料「第二次世界大戦中に国民動員計画により日本内地に導入された朝鮮労働者の現在数について」（表1）によれば、1939年から1944年まで年間3万から25万人の朝鮮人労働者が総督府を通じて労働動員され、その総数は63万人に上ったことが判る¹⁰⁾。総督府を通して徴用された労働者の大多数は、軍要員労働者として、軍所有の企業で作業員として勤務するほか、九州や北海道の炭鉱や各地の建築現場で働かされた。

日本人労働者の戦時徴用は1939年に始まったが、戦争で国内の深刻な労働者不足に陥った日本政府は1942年、国民徴用令を朝鮮にも適用した。徴用が実施されたことで、朝鮮人労働者は特定の職場に拘束され、日本政府の許可なしに辞職したり、転職することもできなくなった¹¹⁾

朝鮮人労働者に対する国民徴用令は、朝鮮半島からの軍要員の確保のため1942年かから発動されていたが、国民徴用令による朝鮮人労働者の労働動員が本格化したのは、1944年8月の「半島人労働者の移入に関する件」が閣議決定され、一般徴用令が朝鮮において発動されてからである。国民徴用令による朝鮮人労働者の就労先は、鉱山、土木建築の工事現場、軍需工場、地下軍需施設のトンネル掘りなど、最も過酷で危険な労働現場であった¹²⁾。

日本の植民地時代に実施されたこうした朝鮮半島から日本および樺太・南洋群島への朝鮮人の労働動員が戦後に残した問題をひっくるめて朝鮮人徴用工問題と考えることができるが、その問題の本質とはなんだろうか。朝鮮史研究者の金英達はその最大の問題を、①朝鮮半島から各地への朝鮮人労働者の強制的・暴力的な労働動員、②工事現場で繰り返された朝鮮人労働者に対する虐待、③賃金未払いなど待遇面での見られた日本人労働者との民族差別の3点に求めている¹³⁾。

工事現場で行われた朝鮮人徴用工に対する虐待

とはどのようなものであったのか。朝鮮人徴用工に関する日本での先駆的研究と言われた朴慶植の『朝鮮人強制連行の記録』（未来社、1965年）は、当時、現場で朝鮮労働者を管理していた日本人の現場監督や朝鮮人労働者の証言を以下のように記録している。

「（朝鮮人労働者には）日本人の労働者よりもずっと悪いものを食べさせそのことが結局日本の労働者の条件を引き下げる結果になっているんですね。『あれ達をみてみよ、あれでも辛抱しておるぞ』とやっていた。一つの職場でいまいわれたように非常にひどいところは彼等がやらされるわけです。……そして労働条件の低い、賃金の安いんです。朝鮮の人は、本当にやすかった。こういう条件に押し込んで『あれたちがあれでやっているではないか』という形で日本の労働者を押さえつけてきたと思います（原文ママ）」¹⁴⁾。

「毎朝4時に起床、洗面をして点呼をうけ飯をかきこみ、便所に行くまのないぐらいに追い立てられ、坑内電車にのって現場までいそぐのである。日が経つにしたがって、飯がだんだん悪くなっていった。豆飯はよいほうで、大根飯とか、にんじん飯になっていき、栄養失調で見る間に仲間が倒れていった……労働時間は平均12時間で、よるおそくタコ部屋にもどると雑談も交わすことができぬほど疲れきってしまっていた。空腹を押さえ、寒さに震えながら、一人一枚のセンベイ布団に二人いっしょになって寝転がるのである（原文ママ）」¹⁵⁾

在日朝鮮人史を研究する外村大・東京大学教授は、こうした朝鮮人徴用工の問題について、「強制貯蓄や未払賃金を受け取れないままでいたり、援護制度で規定されていたものを含めて様々な補償を受得られないでいたりする不条理を強いられた」¹⁶⁾ 点も忘れてはならないとしている。

II. 徴用工問題で迷走する日韓関係

1. 徴用工問題に対する日韓の認識の相違

日韓の過去に向き合った韓国大法院判決を受け、日本の安倍首相は、徴用工問題は日韓請求権協定で解決済みの問題で、元徴用工の個人賠償請求権は「国際法に照らしてありえない判断」であり、「毅然として対応していく」（2018年10月30日、参議院本会議）と述べた。安倍首相は、2019年10月に入って行われた韓国の李洛淵首相との会談でも「大法院判決は国際法に明確に違反している」と指摘し、「韓国がルールを守るか守らないかの2択で、その間は無い」と韓国に譲らない姿勢を示している¹⁷⁾。

徴用工問題に対する日韓の認識の相違はなぜ生まれたのだろうか。1965年に日韓が合意したのは、1910年の韓国併合条約が「もはや無効」という認識であるが、韓国側からすれば、「もはや無効」とは「植民地支配は1910年から遡って無効」であり、「不法論」を前提にしない日韓請求権協定で支払われた金銭は経済協力にすぎず、「植民地支配の慰謝料請求権は、その不法性を前提にしていない請求権協定の枠外にある」というのが、韓国大法院の解釈である。一方、日本政府「植民地支配は不当だが合法だった」という立場をとっており、大法

院判決は「『もはや無効』で折り合ったはずの基本条約に反する」という訳である¹⁸⁾。

とはいえ、日本政府の解釈を日本の世論が支持しているわけではない。日本の弁護士280名、学者18名からなる日本の弁護士有志の会は、「本件の問題（徴用工問題）の本質が人権侵害である以上、なによりも被害者個人の人権が救済されなければならない」とし、「本件においては、新日鉄住金が本件判決を受け入れるとともに、自発的に人権侵害の事実と責任を認め、その証として謝罪と賠償を含めて被害者及び社会が受け入れることができるような行動をとること」¹⁹⁾を日本企業と日韓両政府に促している（図1）。

2. 制裁の連鎖

このように、日本国内の法曹界からは、韓国大法院の判決を厳粛に受け止めようという声も聞かれたが、安倍総理は2019年7月3日に行われた日本記者クラブ主催の党首討論会で韓国の元徴用工訴訟に触れ、「1965年に請求権協定でお互いに請求権を放棄した。約束を守らない中では、今までの優遇措置はとれない」²⁰⁾と語った。そしてその翌日の2019年7月4日、日本政府は「日韓の信頼関係が崩れた」として、韓国に輸出してきた半導体材料の3品目（フッ化ポリイミド、フッ化水素、レジスト）を包括許可の対象から外し、輸出ごとの許可に変更すると韓国政府に通達した。日本政

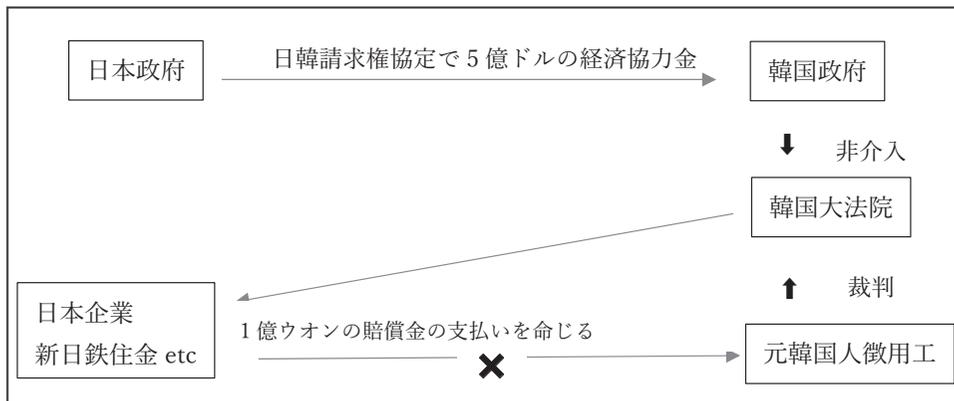


図1 徴用工問題とは

出所：関連資料を参考に筆者作成

府は、その後、韓国への半導体3品目の輸出規制の強化を「安全保障上の懸念が生じたため、徴用工問題とは無関係」と説明したが、韓国政府は、3品目の輸出規制措置を徴用工判決に対する報復で、自由貿易の理念に違反する措置として激しく反発した。

ところが、安倍政権の韓国への「報復措置」は、これだけではとどまらなかった。2019年、8月2日、日本政府は韓国に対し輸出手続きを簡略化できる「ホワイト」（輸出優遇国）国から除すると閣議決定した。同年8月12日、韓国は、こうした日本の輸出規制措置に対する対抗策として、輸出管理の優遇対象国から日本を除外すると発表した。

3. 日韓経済協力と相互依存関係の形成

韓国は1965年の日韓基本条約の締結後、日本から円借款や技術導入などの経済支援をうけることで、日本との相互依存関係を構築しながら経済発展を遂げてきた。韓国が経済発展の途上にあった時期までは、韓国は日本から部品などや原材料を輸入し、それを組み立て加工した製品を米国など第3国に輸出するというパターンが主だったが²¹⁾、その後、韓国企業の国際競争力が高まるにつれ、化学製品、一般機械、電気機械、コンピューター事務機器、電子などの分野で相互に部品や素材を輸出入するという相互依存関係が形成されるようになっていった。2000年から2018年の日韓の貿易額の推移をしめた表2をみると、韓国の対日貿易赤字が続いてはいるが、2000年代に入ってから韓国の日本に対する素材・部品の輸出が大幅に増え、日韓が素材・部品を相互に調達する関係に変化していきことがわかる。なかでも、自動車やスマートフォン、鉄鋼や有機化合物、半導体や電子部品などの分野では、日韓の強固なサプライチェーンが築かれてきた（図2-1、図2-2）。

韓国の輸出をけん引してきた自動車のケースで、こうした動きを検証してみよう。韓国の日本に対する自動車部品の輸出入の推移を示した図3を見ると、2010年までは自動車部品の日本からの輸入が日本への輸出を大きく上回っていたが、

2013年を境に自動車部品の日本への輸出額が日本からの輸入額を上回るようになり、2015年以降は金額的にみて、日韓で自動車部品を相互に補う関係が成立していることが判る。こうした背景には、リーマンショック後の急速な円高を受けて、日本の自動車メーカーが部品調達先の多様化に乗り出したことが挙げられる。例えば、日本の日産自動車はルノーのネットワークを生かし、ルノーサムソン自動車と取引関係にある韓国の部品メーカー26社から200品目におよぶ自動車部品の調達を始めたが²²⁾、こうした動きは、ルノー、日産、サムソン自動車を中心に自動車産業のグローバルなサプライチェーンが生み出されていたことを物語っている。

表2 2000年以降の韓国の対日輸出入額の推移

	対日輸入額 (100万ドル)			対日輸出額 (100万ドル)		
	2000年	2010年	2018年	2000年	2010年	2018年
全産業	31828	64296	54605	20466	28176	30574
素材	6871	20153	13245	2145	5887	6583
部品	12737	17530	15210	5912	7832	7142

原資料 韓国機械振興会『素材部品総合情報網』
出所：安倍誠編『日韓経済関係の過去と現在：調査研究報告書』、アジア経済研究所、2019年、7-9ページ

4. 委縮する日韓経済関係

一方、半導体の分野では、日本が品質の高い材料や装置を韓国に輸出し、韓国がその材料や装置を用いて半導体製品をつくるという相互依存関係が形成されている。それゆえ、半導体の材料になる3品目について、日本政府が韓国への輸出管理を強化したのは、韓国にとって驚きだった。3品目は韓国では、日本への依存度が高い。半導体基板に塗るレジストは91%、半導体の洗浄に使うフッ化水素は43%、スマートフォンの画面に使うフッ化ポリイミドは93%を日本企業に依存している。半導体は世界シェアでサムスン電子が1位、ハイニックスも3位にランキングされているほど、

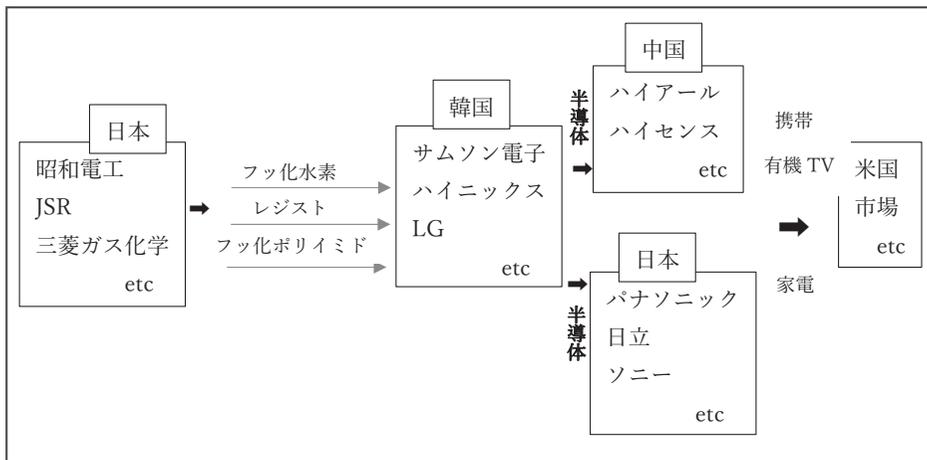


図 2-1 半導体にみる東アジアのサプライチェーン

出所：関連資料を参考に筆者作成

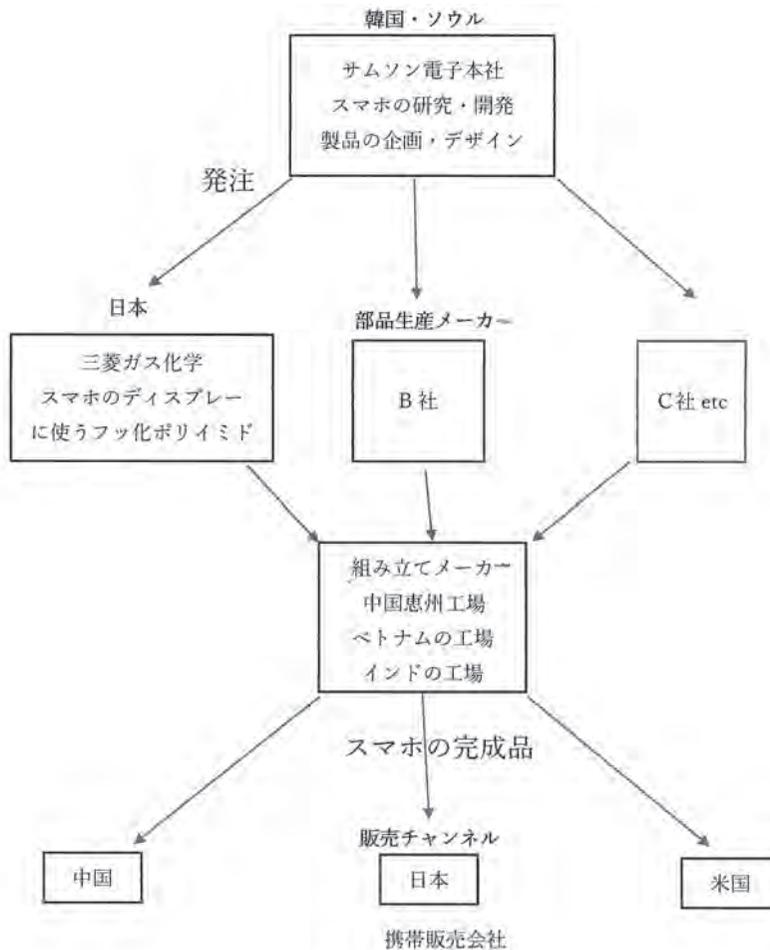


図 2-2 サムソン電子のスマートフォンに見るグローバルチェーンネットワーク

出所：関連資料から筆者作成

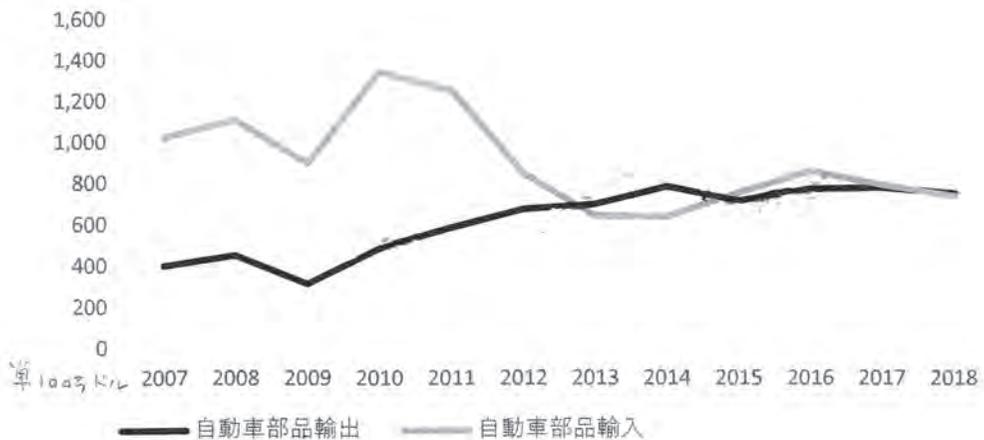


図3 韓国の対日自動車部品輸出入額の推移

原資料：韓国貿易協会

出所：安倍、前掲論文、9 ページ

韓国の輸出をけん引するリーデンファクターであるだけに、こうした半導体材料の輸出規制は、韓国経済にかなり痛手であったといえる。これら3品目については日本政府が契約ごとに輸出の可否を個別に審査していくことになるため、韓国企業は日本からの輸出の手続きが増え、個別審査には3か月ほどかかる。そのため、韓国企業は中国やロシアの企業から3品目の代替品の輸入で賄うと同時に3品目の国産化に乗りだそうとしている²³⁾。

一方、日本の韓国への輸出管理の厳格化によって、韓国で半導体の生産が滞れば、テレビやパソコンを製造する日本企業にもマイナスの影響を及ぼすことになる。韓国経済研究院の調査では、日本の輸出管理の厳格化で半導体素材が30%不足した場合、韓国のGDPを2%押し下げるだけでなく、日本のGDPも0.04%押し下げると推計している²⁴⁾。

今や日韓で生産されている工業製品の多くは、日韓中を中心とするグローバルバリューチェーンの枠組みの中で作られており、こうした時代においては「他国の企業といかに効率的な生産ネットワークを築くことができるかが競争力の鍵」²⁵⁾である。歴史問題を背景とする日韓の経済制裁の応酬は、明らかにこうしたグローバルバリュー

チェーンを破壊する行動である。

日本経済への悪影響は訪日韓国人の減少にも表れている。観光庁は、2019年に日本を訪れた韓国人が前年比22.2%減少したと発表した。これをうけて、韓国の航空会社による日韓路線の運航停止が相次いでいる。日韓をつなぐ航路は、定期便の60航路で運休・減便が決定。大韓航空は、釜山と関空、千歳他、仁川と旭川、小松、鹿児島を結ぶ各路線の経路を9月以降に運休し、5路線を減便した。

さらに韓国は、日本への対抗策として、日本をホワイト国から外し輸出管理を強化するほか、食品などの分野で安全措置を強化していくとし、日本産食品について、輸入のたびに放射能物質の精密検査を実施するとした。

Ⅲ. 日韓和解への道を考える

韓国大法院が日本企業に賠償を命じてからすでに1年以上が経つが、徴用工問題をめぐる対立は、日本政府が韓国への経済制裁を止めないなら、GSOMIA（軍事情報包括保護協定）を延長しないという安全保障の分野にも及んだ。GSOMIAは、韓国政府が日本をWTOに提訴することを止める

ことを条件に、条件付き延長という形に落ち着いたが、韓国政府は今後も、GSOMIA の破棄を日本政府による経済制裁撤回のカードとして利用する可能性も残されている。

2020 年 1 月にも、原告が賠償金の代わりに被告企業の資産を売ることが可能になる見通しで、両政府とも日本企業の資産売却を「レッドライン」とみている。これまでに大法院判決で敗訴した日本製鉄と三菱重工業は、賠償金の支払いに応じていない。日本政府が、判決は 1965 年の請求権協定に反するという姿勢を示しているためである。大法院で勝訴が確定した原告は元徴用工ら 32 人、賠償総額は 27 億ウォン（日本円で約億 5000 万円）である。32 人の元徴用工の多くは、被告企業が韓国国内にもつ株式などの資産を差し押さえ、裁判所に賠償額相当を売却する「現金化」を申請済みである。大法院の判決後も数十人が追加で提訴しており、今後も同様に原告勝訴の判決が続く可能性がある²⁶⁾。

韓国政府は、「司法に介入できない」という立場をとりつつも、資産売却を「レッドライン」とみて、解決案を模索してきた。もし日本企業の資産売却が実行されれば、金融制裁など日本政府の韓国に対する経済制裁がさらに強化される可能性もあり、韓国経済も今以上に深刻な打撃を受けるかもしれないからである。

これまでに日本企業と韓国企業が財団に出資し、賠償金相当額を「慰謝料」として財団から原

告に支払う「1 + 1」案や、日本企業が払った賠償金を、韓国政府と韓国企業がつくる基金が補填する「1 + 1 + a」案、さらに日韓企業に加えて両国政府も関与する「2 + 2」形式の財団案などが検討されてきたが、いずれも慰安婦問題の二ノ鉄を踏みたくない日本政府に拒まれ、実現していない²⁷⁾。

とはいえ、こうした韓国側の提案に対し、個人請求権を認めたくらうえで、日韓両政府と日本企業からなる財団を設立し、日本企業が賠償金を支払う際は、韓国政府が賠償金と同額だけその企業に免税措置を与え、日本企業に損害がでないようにしたらよいのでは、という斬新なアイデアも日本の識者からも出ている²⁸⁾。

韓国の国会議長は、2019 年 11 月末に韓国政府が一定額を出資し、日韓の企業と国民から寄付を募って「記憶・和解・未来財団」（仮称：図 4）を設立し、日本企業から賠償を受ける判決が確定した原告らに賠償金相当額 1 億～2 億ウォンを慰謝料として支払う解決案を示しているが、徴用工を支援する韓国の市民団体から批判する声もあがっており、この財団設立が解決につながるかは未知数である²⁹⁾。

調査で安倍政権の韓国に対する強硬的な対応を支持する日本国民は 6 割近くいるようだが³⁰⁾、経済制裁など力の論理で相手国に自分たちの考え方を押し付けるのは、望ましくない。植民地支配は「不当だが合法だった」³¹⁾と考え、元徴用工に対す

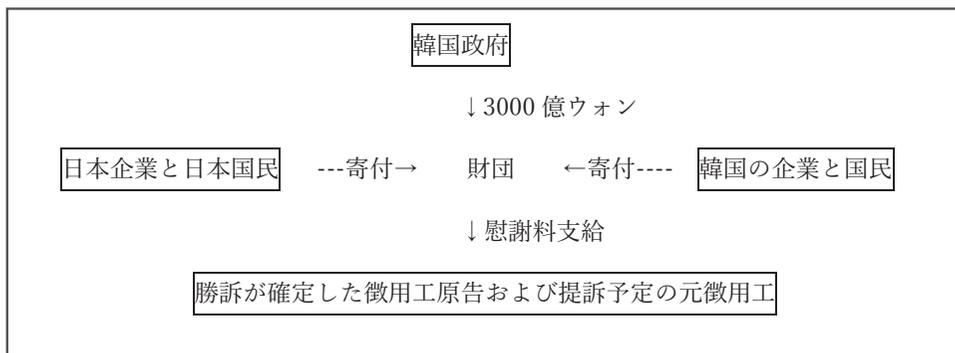


図 4 韓国が日本政府に提示した「記憶和解未来財団（仮称）」案

出所：関連資料から筆者作成

る謝罪と補償は請求権協定で解決済みと主張し続けることは日本政府の大義かもしれないが、日本の植民地支配によって生じた徴用工問題の被害者はすでに高齢で、その多くはすでに他界している。国家の面子ではなく、人間として、元徴用工の叫びにどう寄り添っていけばよいのか、また東アジアのグローバルバリューチェーンを崩壊させないためにも、日韓の政府、企業、国民がナショナリズムを越えて知恵をしぼる段階にきている。

日韓関係は、今後どうなっていくのか。日韓関係和解のシナリオとして考えられるのは、日韓両政府が相手国に対する輸出規制措置を撤廃するとともに、両国民が徴用工問題解決に向けた「財団」案に理解を示し、法案成立への環境づくりを進めていくことだと思われる。

2020年1月28日脱稿

(追記) 韓国に対する輸出規制の改善問題についても、両国の思惑は錯綜している。2019年12月に再開された日韓両国政府による局長級の政策対話で、韓国側は数か月以内の措置撤回を求めた。一方、日本側は、軍事転用可能な物資の輸出を管理する「キャッチオール規制」を韓国が整備することを輸出規制見直しの条件に挙げたと言われている³²⁾。「キャッチオール」規制とは、軍事転用される可能性のある製品の輸出を行う際には、担当大臣への届け出と許可がそのつど必要になるというものであるが、韓国がこの制度を実施するためには、担当部署への人員動員と時間がかかるため、韓国への輸出規制の見直しには数年かかる可能性もある。

一方、日本政府が韓国への輸出規制措置を展開してから、韓国政府は2019年8月に「素材・部品・装備競争力強化対策」を打ち出し、年間1兆ウォンの予算を確保し、日本が韓国に輸出を制限した半導体3品目を含む20品目を1年以内に、80品目を5年以内に国産化や日本以外の国からの調達に切り替える目標を掲げた。こうした政府の対応を受け、韓国の財閥グループも「ジャパンフリー化」対策を進めている。サムスン電子は、日本への依存度が高い素材や部品約220品目を選び、調達先を日本以外の国に切り替える方針を打ち出した。2020年1月からは、米国のデュボンがレジストの生産施設を韓国につくることを決めた。日本企業からの輸入規制を受けた半導体関連素材の国産化も進んでいる。韓国の産業通商資源部は、韓国の化学メーカー「ソウルブレン」が半導体製造に不可欠な超高純度のフッ化水素の国産化に成功したと発表した³³⁾。「ソウルブレン」によるフッ化水素の韓国の半導体メーカーへの安定的な供給が確保されれば、日本政府が輸出規制措置を講じたフッ素水素は、日本に頼らなくてもよくなる。日本が徴用工問題の解決を促すために、韓国に対して実施した輸出規制措置は、皮肉なことに韓国の日本からの素材と部品の自立化を加速化させることになった。

こうした経済環境の変化は、日本政府による韓

国に対する輸出規制措置が、韓国政府に徴用工問題を解決に導く有効なカードではなくなりつつあることを物語っている。とはいえ、韓国政府が日本の輸出規制撤廃を望んでいない訳ではない。韓国が日本から自立していくことは望ましいことではあるが、経済制裁の報復は、両国の経済を疲弊化させるだけである。

文在寅大統領は、2019年の年末の記者会見で、徴用工問題の解決は、あくまで被害者の立場にたつことが重要と述べたが、日本企業の資産売却の期日が迫っていることもあり、解決に向けた日韓対話を加速化していくことを表明した。こうした大統領の意向を受け、2019年末、元徴用工やその遺族を支援する約50の市民団体が文国会議長案を支持することを表明し、韓国国会での関連法の早期成立を求めた。日本政府や日本企業の謝罪よりも、元徴用工や遺族への補償を優先するという判断である。ここに来て、ようやく徴用工問題の解決のボールは韓国から日本に投げ返されたようにみえる。

2020年2月28日改稿

注

- 1) 日韓請求権協定第2条第1項では、「財産」「請求権」を含むすべての双方の「請求権」の問題が「完全かつ最終的に解決された」とされた。
- 2) 太田修「韓国の強制動員被害者問題は解決済みか」大阪市立大学人権問題委員会での講演記録、2019年11月29日
- 3) 李宇衍「『強制動員』の神話」李榮薫編『反日種族主義』文藝春秋、68ページ
- 4) 同上書、69ページ
- 5) 同上書、69ページ
- 6) 同上書、69ページ
- 7) ブランドン・パーマー『検証日本統治下朝鮮の戦時動員 1937-1945』草思社、2014年、248～249ページ
- 8) 同上書、251ページ
- 9) 同上書、252ページ
- 10) 外村大「戦後日本に在留した朝鮮人動員者数とその背景」国際高麗学会日本支部『コリアンスタディーズ』第1号、2013年、66ページ
- 11) パーマー、前掲書、254ページ
- 12) 金英達『朝鮮人強瀨英連行の研究』明石書店、2003年、65ページ
- 13) 同上書、69ページ
- 14) 朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』未来社、1965年82ページ
- 15) 同上書、83ページ
- 16) 外村大『朝鮮人強制連行』岩波新書、2012年、217ページ
- 17) 『朝日新聞』2019年10月30日
- 18) 浅羽祐樹・木村幹「最も近くて遠い国の論理と心理」『中央公論』2019年11月号
- 19) 『元徴用工の韓国大法院判決に対する弁護士有志声明』2018年11月5日
- 20) 『朝日新聞』2015年7月25日
- 21) 拙稿『韓国 NIES 化の苦悩—経済開発と民主化の苦悩』同文館、1992年、第3章
- 22) 安倍誠「日韓経済関係の過去と現在」安倍誠編『日韓経済関係の過去と現在』アジア経済研究所、2019年、10ページ
- 23) 2019年12月20日、日本の経済産業省は韓国向けの輸出規制を強化していた半導体材料3品目のうち、レジストについて、規制の一部緩和を発表した。条件を満たした企業に限り、輸出許可の有効期限を半年から3年に延ばすという。
- 24) 『毎日新聞』19年8月4日
- 25) 後藤健太『アジア経済と何か 躍進のダイナミズムと日本の活路』中央公論新社、2019年、iiiページ。
- 26) 『朝日新聞』2019年10月30日
- 27) 慰安婦問題の経緯については、拙稿『20世紀東アジアのポリティカルエコノミー』晃洋書房、2019年、第2章および木村幹『日韓歴史認識問題とは何か—歴史教科書と「慰安婦」ポピュリズム』ミネルヴァ書房、2014年を参照されたい
- 28) 橋下徹・舛添要一「対決か、協調か」『文藝春秋』2019年11月号
- 29) 韓国内では、こうした解決案に対し、「日本政府の謝罪が含まれていない」という反発の声が聞かれるが、文議長は法案の提出理由に小淵恵三元首相の植民地支配をめぐる「痛切な反省と心からの謝罪」の言葉を明記し、現在の日本政府がそうした謝罪の思いを継承していると説明した
- 30) 「JNN 世論調査」2019年7月
- 31) 浅羽祐樹・木村幹、前掲対談
- 32) 『毎日新聞』2019年12月17日
- 33) 『朝日新聞』2020年1月21日

主要参考文献

- ・朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』未来社、1965年
- ・李榮薫『反日種族主義』ソラル未来社、2019年（文藝春秋、日本語版、2019年）
- ・ブランドン・パーマー『検証日本統治下の戦時動員 1937 - 1945』草思社、2014年
- ・海野福寿「朝鮮植民地期における農業政策の展開」『明治大学人文社会科学研究所紀要』32号、1992年
- ・金英達『朝鮮人強制連行の記録』明石書店、2003年
- ・太田修「韓国の強制動員被害者問題は解決済みか」大阪市立大学人権問題委員会研修記録、2019年11月29日
- ・太田修『日韓交渉—請求権問題の研究』クレイン、2015年
- ・太田修「『日韓財産請求権協定で解決済み』論を批判する」吉沢文寿編『50年目の日韓のつながり直し—日韓請求権協定から考える』社会評論社、2016年
- ・木村幹『日韓歴史認識問題とは何か』ミネルヴァ書房、2014年
- ・木村幹「1965年体制について考える」現代韓国朝鮮学会『現代韓国朝鮮研究』第19号、2019年
- ・金恩貞「『1965年体制』の成立の政治過程」、現代韓国朝鮮学会、同上誌。
- ・後藤健太『アジア経済とは何か』中央公論新社、2019年
- ・朴一『韓国 NIES 化の苦悩』同文館、1992年
- ・朴一『20世紀東アジアのポリティカルエコノミー』晃洋書房、2019年
- ・安倍誠編『日韓経済関係の過去と現在』アジア経済研究所、2019年

- ・安倍誠「日本の対韓経済協力——一方的援助から相互協力への模索」安倍誠・金都享編『日韓関係史 1965 - 2015 II 経済』東京大学出版会、2015年
- ・奥田聡「日韓貿易関係の発展」安倍・金、同上書所収、2015年
- ・李鴻培「日本ノ対韓国技術移転ト部品素材産業ノ技術協力」ヨクサコンガン、2015年
- ・浅羽祐樹・木村幹「最も近くで遠い国の論理と心理」『中公公論』2019年11月号
- ・橋下徹・舛添要一「対決化、協調か」『文藝春秋』2019年11月号
- ・『元徴用工の韓国大法院判決に対する弁護士声明』2018年11月5日

キルチャピ

第14回コリア学国際学術討論会に参加して

徐正根（山梨県立大学）

2019年8月、チェコのプラハで開催された世界大会に行ってきた。初めて東欧を訪れる期待感と長時間の飛行に対する拒否感が交差する旅であったが、とても素敵な思い出となる4日間だった。

私にとっては1992年の北京、2002年の韓国に次いで3度目の参加である。最初は聴衆として、2度目は開催所だった韓国精神文化研究院（現韓国学中央研究院）に研究フェローとして滞在していたため、若干のお手伝いをし、論文も執筆した。そして今回は、シンポジウム「韓/朝鮮半島の平和体制構築の模索と展望」のモデレーターという役回りを受け持った。

シンポの報告者は南北と米中の碩学4名で、私を含めると異なる地域に住む5人のコリアンが並んで座ることになった。これも高麗学会ならではの。

彼らの報告を要約すると、高有煥（コ・ユファン）東国大学校教授は、韓半島非核化プロセスの観点から非核化と平和体制構築のための関連国家の動きを分析し、文在寅政権の「新韓半島平和ビジョン」、軍事的敵対行為中止、「新韓半島体制」・平和経済体制への移行構想表明、南北米板門店会谈という一連の流れの中で、北・米双方の主張の隔たりと南の役割を述べ、今後、北韓と米国が交渉を通して包括的合意と段階的移行方案を生み出すべく、ロードマップを作成しなければならないとした。

沈昇建（シム・スンゴン）朝鮮社会科学院教授は、朝鮮半島平和保障体制樹立の重要性とそれに

向けて共和国政府がこれまでいかに努力を重ねてきたかを論じた。自主的平和統一政策を定め、北南間の軍事的緊張状態の緩和、朝鮮半島の平和的環境創出のための合理的方案を共和国がどのように提示してきたのか。また国際社会に向けて、国連の枠組みの中で、そして対米交渉においてどう働きかけてきたのか。その考えと行動は、今後も世界の平和と安全のために責任を持って続けていく旨を表明した。

白泰雄（ベク・テウン）ハワイ大学教授は、南北間協力を、断片的相互交流のレベルを超えて、長期的な協力としていくために、南北双方で関連する法体系の問題点を検討して、統一を目指す、南北協力を促進する法的フレームを新たに構築し発展させることが求められると述べた。南では国家保安法や南北交流協力法、南北交流促進法などを整備し、究極的には北との交流および統一の礎石となり得る南北関係基本法の制定が必要だ。北においては憲法と朝鮮労働党の規約および国内法令を整備し、交流及び合作事業拡大の基盤となる法令を制定・補完しなければならないと締めくくった。

金景一（キム・ギョンイル）北京大学教授は、朝鮮半島は常に東アジア地殻変動の震源地であったという歴史的考察を示し、半島における平和体制構築は東北アジアが近代以降経験したことがない歴史を新たに綴ることであるとした。朝鮮半島問題において、中米両国の協力が最も重要な外的要素として変化の条件となり、南北は内的要素とし

て変化の根拠となる。この外的要素と内的要素の相互作用が結果的に朝鮮半島平和体制構築の中核的役割を果たし、それを基盤として東アジアでは、多者安保体制、多者経済協力体制を構築しながら、新たな秩序が生み出されるであろうと展望した。

4人の報告後、私がいくつか質問を投げて討論をし、会場から質問と意見を出してもらったが、特にインパクトがあったのは、やはり北の研究者の発言だ。「我々は決して核を放棄しない!」。そうだろうなあと思っただけなのに、シンポの場で断言したのは少々驚いた。北が核を開発し、放棄しない理由は自衛のためであって、世界の核保有国が放棄しないのになぜ自分だけが放棄しなければならないのか、と言われれば、一概には否定できない。それこそ世界と人類の恒久平和のために一切の核を廃棄すべきだという主張には、北も当然賛成するわけだ。

また、沈教授の報告を聞いていても「なるほど、そうだったのか、そう言われればそうだよな」と感じた。南北和解のために、国際社会のために自分たちがどのような努力をしてきたか、時系列で並べられると論理的で一貫性がある。ただし、論理的に筋が通っていても、外交は相手がある訳で、相手の立場からしてみれば、すんなり「そのとおり」とはいかないのが現実である。研究者たちがいくら正論を並べたとしても、それがそのまま実行される保証はない。

アメリカが、ロシアが、中国が、インドやパキスタンやイスラエルなどが持っているのに北が核を持ってはいけない理由は何なのか。子供の質問にすらきちんと答えられないのが国際政治の現状でもある。理想主義と現実主義の対立は、実際問題として長い間解消されていない。立場が異なると見方は変わり、損得勘定も違ってくる。このシンポジウムはそうした実状を乗り越えようとする貴重な意見交換の場になったと思う。

そして、もうひとつ記しておきたいのはコミュニケーションの難しさを感じたことである。討論

の時、私は報告者全員に向かって「はたして南北統一は実現するのか、本当にすべきなのか」という質問をした。これを沈教授は非常に不愉快に感じたという。大会終了後、晩餐会の席でじっくり話し合った際に逆に問われた。「何故あんな質問をしたのか」と。統一は自明であるはずだと。

私は質問の意図を説明した。外国にとっては南北統一など所詮他人事である。周辺国にはかえって分断されたままの方が都合だと思っている輩も多い。翻って南韓社会を見ると、若者世代は「南北統一には絵に描いた餅」と受け止めるきらいがある。自明と教わっているものの現実味がないし、主敵と教育されたのがそうでなくなり、再度敵扱いになってはまた変わり。韓国民の大多数が分断後に生まれ育ち、北に行ったことがないのだから実感はわからないのも当然であろう。こうした南韓の実態に加えて、私の母の家族と義父の家族が皆北に「帰国」してしまった「我が家」も「離散家族」であるため、私にとって統一はこの上なく切実なのだということを話した。幸いこれでひとまず「誤解」を解くことができた。

今回の出来事に限らず、互いを理解するためには頻繁に顔を合わせて話し合う以外に方法はない。その機会が減多にない現状からして南北交流の道のりは長く、そして険しく、大変なものであることを改めて感じた次第である。故金宇中大宇会長の言葉をもじれば「南北関係は複雑で、することは多い」。

2021年の大会は平壤で開催が予定されている。以前にも計画されたが実現しなかった。対米関係の改善が鍵となろう。次回は是が非でも平壤に行けるようになってほしい。

最後に今回の学術討論会を成功に導いた高麗学会事務局スタッフと役員・関係者の皆さん、会場を提供してくれたカレル大学の皆さんに敬意を表したい。細やかなところまで気配りが行き届いた大会であったと思う。参加して本当に良かった。

感謝!

キルチャビ

植民地歌謡史の一断面

—新民謡『朝鮮八景歌』を中心に—

任正嫻（朝鮮大学校）

1. はじめに

民謡とは、おもに口承によって受け継がれた歌の総称で、作詞・作曲家がはっきりしていない。その代表が『アリラン』であることは改めて述べるまでもない。逆にそれが明確なものは新民謡とよばれ、とくに1930年代に数多く作られた。その代表曲が『조선팔경가（朝鮮八景歌）』である。

『朝鮮八景歌』の歌詞は次の通りで、それぞれに「名勝のわが江山、自慢なり」というリフレインがある。

金剛山一万二千の峰はすべて奇岩かな
漢拏山は空高く聳え俗世を離れん
石窟庵の朝景色は見なければ悔いが残り
海雲台の夕陽は見るほどに心和む
キャンプの赴戦高原は夏の楽園
平壤は錦繡江山青春の王国なり
白頭山天地のほとりに仙女の夢が舞い
鴨緑江のせせらぎには筏が趣をなす

現在も南北朝鮮で歌われるが、残念ながらこの歌詞の通りではない。八つの景勝地が南北にまたがるからで、朝鮮民主主義人民共和国（以下、共和国と略記）では、漢拏山を白頭山、石窟庵を叢石亭、海雲台の夕月は東海の碧い水と変更し、三番で終わる。また、韓国では一、二番はそのまま、三番に江陵鏡浦台、襄陽洛山寺を加えて『大

韓八景歌』としている。

この歌が世に出たのは1936年で、軽快な曲調と楽天的な歌詞、そしてなによりも「黄昏の湖水」と評された鮮干一扇の歌唱によって大衆の人気を博した。解放前はいうにおよばず、その後も人々に親しまれた『朝鮮八景歌』はどのように生まれたのだろうか？とくに、鮮干一扇とはどのような歌手であり、どのような人生を送ったのか？また、その周りにはどのような人たちがいて、どのような活動を行ったのか？

本稿では共和国で出版された『朝鮮音楽名人伝』¹⁾（以下『名人伝』）、『民族受難期の歌謡を振り返り』²⁾（以下『受難期歌謡』）を参考に、新民謡誕生の経緯とともに、あまり知られることのない植民地歌謡史の一端を垣間見る。

2. 『朝鮮八景歌』と鮮干一扇

トーマス・エジソンが蓄音機を発明したのは1887年のことであるが、朝鮮でレコードが本格的に普及し始めたのは1920年代以降のことである。コロンビア、ビクター、ポリドールなどのレコード会社が朝鮮に進出、売り上げを伸ばすために朝鮮人作詞・作曲家および歌手を専属として大衆歌謡を数多く送り出した。そのような背景のなかで新しいジャンルとして生まれたのが新民謡で、その代表作が『朝鮮八景歌』である。

作詞はレコード会社の文芸部に所属していた王

平（1901～1941）で、哀愁漂う流行歌『황성의 옛터（荒城の古址）』の作詞家として知られていた人である。この荒城とは高麗時代の宮闕址である満月台のことであり、その歌には亡国の悲しみが込められている。当時の人々の愛唱歌となったが、その悲しみが怒りに変わり、矛先が自分たちに向かうことを恐れた朝鮮総督府はこの歌を禁曲とした。『朝鮮八景歌』には北朝鮮地域の景勝地が多いが、それは王平が平壤出身だからである。とくに、三番で平壤を青春の王国としたのは自身の思い出があるのだろう。

作曲したのは当時を代表する作曲家の刑爽基（1911～？）で、慶州の石窟庵を訪れた際に朝日に映える仏像の美しさに魅了され、名勝地の曲想を得たという。ゆえに、曲が先で後で歌詞をつけたのかもしれない。



若き日の鮮干一扇

歌手である鮮干一扇は1918年平壤の貧しい家に生まれた。幼くして父を亡くし母が苦勞のなかで娘三人を育てた。彼女が12歳の時に平壤公会堂で開催された東亜日報主催の歌謡コンクール年少の部で優勝、審査員を務めていた平壤歌舞養成所の教員の勧めでそこに入所する。封建時代の風習が残っていた当時において、「妓生」を養成するための施設であるが、母を助けたいという思いからである。

彼女が職業的歌手としてデビューしたのは1934

年のことで、歌舞養成所教員がポリドール文芸部にいた王平を紹介したことに始まる。そして、彼の斡旋により金岸曙作詞、李冕相作曲の『꽃을 잡고（花を摘んで）』のレコーディングを行う。

そよそよと春風に花が咲けば、過ぎしあの日が浮かぶ

歳月は雲のごとくと忘れようとすれど、癒えることのない悲しい心

花を摘んでたわむれたのが昨日のようなのに、あなたは去って私は一人

いわばアリランのような失恋の歌であるが、鮮干一扇はゆったりとしたテンポで情緒豊かに歌いあげた。作詞した金岸曙は「彼女の歌声は普通の流行歌というよりも、朝鮮の正調を發揮したわが民謡を歌える品位の高い歌声である。他の誰でもなく朝鮮民謡は彼女でなければ表現できない」と、『三千里』1935年11月号で語っている。実際にインターネットで聴くことができるが、水晶のような清らかな声なのに、どこかパンソリのような印象を受けた。

金岸曙（1893～1948）は詩人として知られた人物で、1920年に翻訳詩集である『奥惱の舞踏』を刊行している。ヴェルレーヌやボードレールらの詩を翻訳・紹介したアンソロジーで、朝鮮最初の翻訳詩集といわれるものである。

3. 新民謡の誕生と李冕相

作曲は李冕相（1908～1989）であるが、筆者も含めてここにその名が出てきたことに驚いている人もいるに違いない。というのも、『わが故郷のなつかしき家』、『雪が降る』、『聞京峠』をはじめ、共和国の数々の名曲を世に送り出したその人だからである。ちなみに在日同胞の生活を歌った民謡調の『わが誇り限りなし』も彼の曲である。当初は意外な気がしたのだが、後述するような彼の経歴を知って、これはむしろ当然のことと思える。

李冕相が初めて手がけた曲は、武蔵野音楽学校時代に自身が作詞した『들국화(野菊)』であるが、寒い季節でも咲き続ける野菊は隠喩的表現で、屈することのない朝鮮人の心を讃えた歌で、ゆえに後に禁曲となった。

1933年にポリドールに入社するが、彼が目指したのは民謡旋律の特性に基づき、より現代的美感に合う「民謡式」の歌であった。そして『花を摘んで』を作曲、レコーディングに際して分類を民謡とした。ところが、他の音楽家から作曲家がはつきりとしているので民謡とはいえないと疑問が呈され、「新民謡」という用語で意見が一致した。

ポリドールでは早速『花を摘んで』を新民謡第一号として売り出そうとしたが、すでに作詞・申不出、作曲・文湖月による『노들강변(ノドル江辺)』が出ており、李冕相らはそれぞれ第一号と考えた。そして、その頃に設立された朝鮮人資本家によるOKレコード社が、『ノドル江辺』を新民謡第一号と銘打って設立記念盤として発売したのである。

在日同胞の結婚式などの宴席で歌われることが多い『ノドル江辺』であるが、実は亡国の民の悲哀を込めた歌である。その江辺は漢江中流の鷺梁津の渡し場のことで、作曲家である文湖月が散策中に故郷を離れる家族を目にしたことに始まる。家財道具というにはあまりにもみすばらしいその荷物と悲嘆にくれたその表情、やるせない気持ちを抱いて居酒屋に入った文湖月は漫談家である申不出と出会う。文湖月から渡し場の光景と曲想を聞かされた申不出はその場で歌詩を書き下ろす。

ノドル江辺の春柳しだれた枝ごとに
無情の歳月を結んで留めようか
エイハイヨ春柳も頼りにならぬ
澄んだ川の水だけが流れ流れていくばかり

二番の白砂、三番の川の青い水と歌は続くかが、世の無情を嘆きながらも、絶え間なく流れる水に希望を託したのだろう。植民地時代に流行したこの歌がどのように在日同胞のなかで根付いたのか

興味あるところだが、その歌の状況と海を渡って異国に住む自分たちの境遇を重ねたのではないだろうか。

新民謡の創作は民族的文化運動といえるが、当時、日本帝国主義者の民族抹殺政策が深刻になるなか、社会学者は朝鮮学運動を、科学者・技術者たちも産業の振興のために科学運動を展開していた³⁾。さらに医学界でも漢医学復興運動が起こる。それらはみな民族自主を目指しているが、1930年代とはまさにそのような時代だったのだろう。

ちなみに、前述の金岸曙は科学運動の一環として計画された「科学デー」に際して『科学の歌』を作詞したが、作曲は『鳳仙花』で知られる洪蘭坡である。

さて『朝鮮八景歌』であるが、曲を書いたもののしっくりこない刑奭基は李冕相の家を訪ねた。そして、二人して夜を徹し楽譜を完成させるのだが、ちょうどその日はオモニの命日で妻が小さな膳にお酒を準備していた。それをすっかり忘れていた李冕相は、いい曲になったとそのお酒で祝杯をあげた。妻に霊前に酒を捧げたのかと聞かれた李冕相は、自分の失敗を悟った。ところが、すでに真夜中でお酒を準備することはかなわない。そこで、気を取り直した李冕相は霊前に頭をさげて、その楽譜を捧げたという。

鮮干一扇が『朝鮮八景歌』を歌うことになったのも、李冕相との関係が大きかったのだろう。その他にも、鮮干一扇は李冕相が作曲した『님 오실 때 되었는데(あなたが来る頃なのに)』、『사랑가(サラン歌)』、『개나리고개(ケナリ峠)』をはじめ数多くのレコードを出した。歌手としての人気を不動のものとした鮮干一扇であるが、1940年以降は活動を中断、故郷である平壤で解放の日を迎えている。

4. 歌手王壽福と作詞家趙鳴岩

鮮干一扇と植民地時代に人気を二分したのが王壽福である。鮮干一扇は「黄昏の湖水」、王壽福は



若き日の王壽福

「さざめく波」と評されたが、雑誌『三千里』誌での人気投票では王壽福が一位、鮮干一扇は二位を占めた。日本の歌手でいえば美空ひばりと島倉千代子といったところだろうか。

1917年に平壤で生まれた王壽福は、1928年に平壤歌舞養成所に入所、1931年に卒業してそのまま助手となった。1933年にコロンビアからレコードデビューを果たし話題となった。そこで、いち早くポリドールが専属契約を結び、両社で裁判事となったという。李冕相作曲『叫곡새 (カッコウ)』は彼女の魅力を最大限に引き出し、歌手として飛躍を遂げたという。『울산타령 (蔚山打令)』、『ノドル江辺』などの新民謡の他にも『청춘을 찾아 (青春を探し)』、『조선의 달 (朝鮮の月)』など大衆歌謡も歌い人気を得た。「朝鮮の鶯」と評されたが、1942年以降は芸術界を離れた。

植民地時代を代表する作詞家が趙鳴岩である。本名は趙靈出 (1913～1993) で後に共和国を代表する詩人、劇作家として活躍した人である。1933年、普成中学に通う時、『東亜日報』新春文芸懸賞募集に歌詞『ソウルの歌』で入賞、その後、早稲田大学に在籍中からたくさんの歌詞を書いた。『서귀포 칠십리 (西帰浦七〇里)』、『울며 헤진 부산항 (泣いて別れた釜山港)』、『알뜰한 당신 (いとoshいあなた)』、『락화류수 (落花流水)』などなど、みな年配の人なら懐かしさを憶える名曲である。



若き日の趙靈出

1948年に北に移るが、韓国ではいわゆる越北作家として、その存在に触れることはタブーであった。ゆえに、彼の作詞にもかかわらず別人の作詞となっている歌は『受難期歌謡』によれば38曲にもなる。

ちなみに、『번지없는 주막 (番地のない酒幕)』、『런락선을 떠난다 (連絡船は行く)』の作詞家・朴英鎬も越北作家で、彼の歌も韓国では別人となっているが、『受難期歌謡』によればその数28曲である。

さて、筆者が『朝鮮八景歌』を初めて耳にしたのは、叔父の家にあった黄琴心のレコード・アルバムによってである。ウリマルを習いはじめた頃で、親しみやすいメロディと澄んだ歌声は印象に強く残った。黄琴心も新民謡歌手として知られたが、解放以降は韓国で活躍、そのレコードはデビュー三〇周年記念アルバムだったと思う。彼女が『朝鮮八景歌』をカバーしたのは、生活が苦しくヒット曲が欲しかったからしいが、それほどにこの曲は人気があったということなのだろう。

そのアルバムには彼女の代表曲である『いとoshいあなた』も収録されているが、趙鳴岩による歌詞は次のとおりである。

泣いてきた、泣いていく、悲しい身の上を
あなたでなければ誰がわかってくれるでしょう
うか
いとoshいあなた、あなたはなぜに知らないふ

りをされるのですか

歌詩と曲調は「演歌」そのものである。日本で慣れ親しんでいたからか、筆者の耳には今でもその曲が残っている。

5. 解放以降の活動

本稿では鮮干一扇とともに、李冕相、王壽福、趙靈出を取り上げたが、2014年にその4人を主要人物とする『作曲家李冕相』⁴⁾という小説が出版されている。1960年代の共和国の音楽界を舞台としているが、それと並行して1930年代の状況が語られている。新しい時代に即して共和国の音楽はどのようなになるべきかという基本問題意識の下で、主人公李冕相と彼のよき理解者である趙靈出の活動を描いている。それに花を添えるのが鮮干一扇と王壽福である。また、植民地時代の歌謡曲どのように評価すべきかという問題も取り扱われ、興味深い内容となっている。結論からいえば、日帝による植民地支配下で哀愁と悲嘆があるとはいえ、民族的反抗心をもって作られたそれらの楽曲を民族的遺産とすべきということである。

さて、小説は小説として史実を確認しておこう。まず、李冕相であるが、数多くの名曲を残すとともに、音楽家同盟中央委員長や最高人民会議代議員などを歴任した。ここに彼の活動の一端を示す写真を挙げておいた。1960年にウィーンで開催された世界作曲家会議に共和国代表として参加した時に撮られたものである。一番左が李冕相で、右から二番目は交響曲『革命』の作曲者ショスタコビッチである。

趙靈出も国立映画文学創作社・主筆、国立民族芸術劇場・総長などを歴任し、1993年にこの世を去った。

王壽福は解放を前後して主婦としての日々を送っていたが、1955年国立交響楽団声楽歌手となり、以降、華々しく活躍する。王壽福は外国要人の歓迎宴でしばしば歌を披露するが、金日成主席



李冕相（左）とショスタコビッチ（右から2番目）

は常に彼女こそ民族的感情が豊かな歌手であると紹介したという。晩年まで第一線で活躍し80歳の時には記念リサイタルを開催、2003年にこの世を去った。

李冕相、趙靈出は『朝鮮大百科事典』にも記載があり、王壽福もしばしば雑誌などで取り上げられたので、知る人も少なくない。それに対し、残念ながら鮮干一扇に関しては断片的な情報しかない。以下、筆者が確認した事項を記しておこう。

解放直後から数年間の鮮干一扇の消息は不明だが、1953年から放送委員会芸術団声楽俳優となり、54年に平壤音楽大学・民族音楽学部声楽学講座の教員となった。この事実は、1961年発行の『朝鮮音楽』第二号に掲載された「鮮干一扇に功勳俳優称号授与」という記事によって確認することができた。そこには、彼女の経歴とともに「長年の創造的労力でわが国の芸術を発展させる事業と、後進の教育する事業で功勳を立てた」という授与の理由が書かれていた。ただし、その経歴には植民地時代に新民謡歌手として活躍したことは書かれていない。おそらく、この時まで植民地時代の歌謡曲について否定的であったからだろう。それが是正されるのは60年代半ばで、その状況を描いているのが前述の小説である。

『名人伝』には解放後にもたくさんの歌を歌ったとあるのだが、確認できたのは共和国の音源を基に日本で発売された新世界レコード社の『朝鮮民謡選』である。第二集に鮮干一扇の名前が明記された『農夫の歌』が収録されている。実は、第一集に『朝鮮八景歌』が収録されているのだが、歌

手名がなく実際に聞いてみると鮮干一扇とは別人であった。すでに述べたように共和国で歌われている『朝鮮八景歌』は植民地期の歌詞とは異なっている。もしかしたら、鮮干一扇は現代の『朝鮮八景歌』は自分の持ち歌ではないと思ったのかもしれない。

鮮干一扇は1990年にこの世を去るが、晩年は民謡研究に専念したという。『名人伝』によれば、「流行歌ではなく朝鮮の心を込めた新民謡を歌いたかったし、新民謡が後世にまで伝わるならば歌手としてそれ以上望むものはない」と語ったらしいが、その願いは十分に達成されたといえるだろう。

6. おわりに

筆者は朝鮮科学史の研究を行っているが、課題の一つは植民地時代に活躍した科学者・技術者たちの動向である。『現代朝鮮の科学者たち』⁵⁾という本にまとめたが、その過程で当時の学術文化全般についても強い関心を持つようになった。植民地歌謡史もその一部であるが、とくに、南北分断の象徴ともいえる『朝鮮八景歌』について詳しく知りたいと思っていた。それが可能となったのは、『名人伝』と『受難期歌謡』によってである。

ゆえに、本稿は共和国の研究成果に基づくが、基本的に書き終えた時に、ふと韓国の研究が気になった。すぐにも朴燦鎬『韓国歌謡史』⁶⁾の存在

を知ったが、関連する「新民謡と妓生歌手の台頭」という節では、新民謡という用語は1930年頃には使用されていたとあった。『ノドル江辺』と『朝鮮八景歌』についても取り上げられていたが、本稿で紹介したエピソードは言及されていない。

また、最後の「発禁レコードと“改詞”の系譜」という節では、越北作家である李冕相、金海松、趙鳴岩、朴英鎬らの曲が韓国では禁止されている事実を伝えている。ただし、李冕相については共和国での経歴は書かれているが、金海松、趙鳴岩、朴英鎬らについての記述はない。

これらは端的な例であるが、植民地歌謡史に関して南北朝鮮の見解が異なることや、互いに不十分な点があることは容易に予想される。より正確な植民地歌謡史を構築するためには、それらをすり合わせる作業が必要だろう。今後の課題としたい。

参考文献

- 1) 장영철『조선음악명인전』윤이상음악연구소(1998)
- 2) 최창호『민족수난기의 가요들을 더듬어 (증보판)』평양출판사(2003)
- 3) 任正嫻「朝鮮学とは何だろう？」『コリアン・スタディーズ』第2号(2014)
- 4) 은영수『작곡가리면상』평양출판사(2003)
- 5) 任正嫻『現代朝鮮の科学者たち』彩流社(1997)
- 6) 朴燦鎬『韓国歌謡史』晶文社(1987)。2018年に邑樂舎から改訂版が出版されているが、本稿と関連する部分には変更はない。

書評

朴一著

『20世紀東アジアのポリティカルエコノミー』

〔晃洋書房、2019年〕

柳学洙（北九州市立大学 准教授）

本書の著者である朴一大阪市立大学教授は、東アジアの政治経済を多様な方面から研究してきた。本書は、その著者の長年にわたる研究成果をまとめた、文字通り集大成といえる論集である。

本書の目次は以下の通りである。

- 第1章 植民地近代化－日本による朝鮮植民地支配の光と影－
- 第2章 戦争と国際労働移動－慰安婦問題と戦場の性暴力－
- 第3章 開発独裁
- 第4章 労働統制と労働運動
- 第5章 技術移転と東アジアの構造変動
- 第6章 社会主義、輸入代替、輸出志向－20世紀の開発システムをどう見るか－
- 第7章 通貨危機－韓国は通貨危機にどう立ち向かったのか－
- 第8章 グローバリズムの代償－韓国における反米感情と対米依存のジレンマ－
- 第9章 経済協力と経済制裁－太陽政策期における北朝鮮の政治・経済システムの変化と連続性－
- 第10章 改革開放か、それとも経済統制の強化か－北朝鮮の苦悩－
- 第11章 曖昧な経済システム－中国経済をどう見るか－
- 第12章 経済民主化－韓国における経済格差改善への取り組み－

目次を見ても分かるように、本書は東アジアの

多様な国家および主題を取り上げているが、とくに多いのは朝鮮半島に関わるトピックである。著者は、「現状分析の論稿は書いた瞬間から古臭くなるものであり、地域研究にとって、重要なことは、論文が現在のアジア情勢を考える上で重要な論点を含んでいるかどうかであると思われる。…（中略）…本書は、こうした古くて新しいテーマを12のトピックスに分けて、論文を編集してある」（pp. i - ii）と述べているが、その言葉どおり、東アジアについての政治・経済研究において、現在も熱い論争が続いているトピックが網羅されていると言えるだろう。

本書評では、それらの中でも重要なトピックであると評者が考える、「植民地近代化の問題」、「東アジアの工業化と技術移転」、「東アジアの開発モデル」の3つを取り上げ、これらに関する著者の議論を中心として、本書の内容と意義を紹介したい。

まずは、著者が第1章で論じている植民地近代化の問題について見る。著者はこの問題について、歴史問題のために冷静で客観的な議論ができない状況にあったが、植民地時代の朝鮮半島の工業発展の過程をデータに基づいて見てみると、一定の工業化が実現したことは否定できない事実であると指摘する。そのうえで、この工業化をどのように評価するかについての論争史を、日韓および海外の代表的な研究者らの見解を整理しながらまとめ、不毛とも思える議論が続いてきた背景には、日本の戦後処理軽視、韓国の建国過程における「親

日派」人士の登用といった、互いの社会に固有の問題が影響していることを指摘し、「重要なことは、「親日」行為に走った朝鮮の人々が、植民地工業化の過程で、また解放後の復興・経済成長の過程で、どのような役割を演じたのかを明らかにしていくと同時に、植民地開発を通じた近代化が、解放後の韓国や北朝鮮にどのような葛藤を生み出したのかを解明していく作業であると思われる」(p. 21)と結んでいる。

著者の論じるとおり、植民地時代の朝鮮半島の工業化をめぐる研究は、日韓両国の戦後処理問題や歴史認識、社会背景といった様々な要因の影響によって、落ち着いた議論が難しい状況にあった。これは植民地時代の研究のみならず、韓国経済の発展過程の研究においても望ましくない事態であったと言えるだろう。韓国と北朝鮮の経済発展の過程に植民地時代の経験が大きな影響を与えていることは論をまたないが、不毛な論争にとらわれ、その植民地時代の研究に学術的な進展が見られなければ、「東アジアの奇跡」と呼ばれた韓国経済の躍進の要因を歴史的に解明することもできなくなってしまうからである。だが幸いなことに、現在は植民地時代の社会経済の変化を実証的に解き明かし、その経験が現代の韓国経済にどのように継承されたのかを明らかにしようとする野心的な研究が出てきている。日本では宣在源『近代朝鮮の雇用システムと日本-制度の移植と生成』(東京大学出版会、2006年)などが代表的な研究として挙げられるだろう。著者が論じるように、植民地時代における朝鮮半島の社会経済の変化に関する研究は、依然として多くの探求すべき課題を残している重要な分野なのである。

続いて、著者が第5章で論じている、東アジアの工業化と技術移転というトピックについて見る。「東アジアの奇跡」とも呼ばれたNIES、ASEANの高度成長の過程は、世界中の経済学者の関心を引きつけ、とくに東アジア域内における技術・産業の移転という観点から、「雁行型発展論」や「キャッチアップ型工業化論」という理論が提唱されてきた。著者は、このような東アジア域内にお

ける技術移転の好循環による成長を論じる前に、「東アジアは、何故、長い間、成長しえなかったのか」(p. 70)という問いを立てることが重要だと述べ、その要因を、アジアで最初に高度成長を達成した日本経済の「脱亜」的体質と「フルセット型産業構造」に求めるユニークな議論を展開している。

著者の議論の論旨は、「鉄鋼、造船、自動車、電気機器、繊維製品など、ほとんどの産業分野を国内に抱え込みながら発展してきた」(p. 70)日本は、「アジア諸国にモノを売ることには積極的であっても、技術移転には消極的で、アジアからモノを買おうという姿勢には欠けていた」(p. 70)のであり、「アジア経済圏では、20世紀後半期まで日本だけが独り、インダストリアルイズムの反映を独占してきたのである。…(中略)…戦後高度成長期の日本経済こそ、国内自給体制を造り上げ、アジア経済圏からの輸入を免れていたという点で、かつての「脱亜」体質を再現した」(p. 71)というものである。

その上で、このようなフルセット型産業構造が1970～80年代にかけて溶解し、東アジア各国に生産拠点を移転させていくことによって、「日本→NIES→ASEAN→中国という、中心部から周辺部への生産拠点の移動を通じた技術移転の好循環メカニズムが顕在化していくようになった」(p. 73)と指摘する。日本は、生産拠点の海外移転を通じて、「脱亜」から「入亜」への方向に少しずつ舵を切ってきたということだが、著者はさらに議論を進め、20世紀末までの東アジアの富裕化ゲームを保証してきた「中心部から周辺部への生産拠点の移動と技術移転は、こうした賃金格差と技術力の差を前提として成り立ってきた。したがって周辺部の賃金が上昇し、ある程度の技術力をつけていくと、このゲームも成立しにくい状況が生まれる」と喝破する。そして、賃金・技術の格差を前提とした富裕化ゲームにどこかでけりをつける必要があり、「アジア経済圏の技術・産業構造のピラミッドの中で各国がいかに棲み分けを行い、どれだけ水平的な分業関係を作っていくことができ

るか、まさにこれからの東アジアの繁栄は、落伍者を出す前に、競争と共生を結びつけた新たな経済・技術協力の秩序を作り出せるかどうかにかかっている」(p. 79) と結ぶ。

著者が指摘するように、現在の東アジア域内の貿易構造、とくにハイテク部門の産業では、一部の核心的な先端技術を持つ国家が、付加価値とそれに伴う利益の大部分を得る仕組みとなっている。このような状況下で、先端技術を独占する国と、3K労働の色彩の強い基盤的な技術部門を担う国の格差を縮小し、「競争と共生」を結びつけた秩序確立を強調する著者の問題提起は重要であろう。

東アジアの望ましい経済発展とは何かという問題について、著者は第6章で、開発モデルという観点からも考察している。著者は、20世紀の途上国の開発モデルには、社会主義モデル、輸入代替工業化モデル、輸出志向工業化モデルの3つがあったと述べたうえで、これまでは3つの開発モデルを「社会主義」対「資本主義」、「輸入代替工業化」対「輸出志向工業化」といった二分法的な構図で分類し、前者を失敗、後者を成功と結論づけるエコノミストが多かったと指摘する。その上で、途上国が特定の開発モデルを採用せざるを得なかった歴史的背景や、複数のモデルの併存採用、各モデルの本質的類似性といった観点により注目すべきであると述べ、「こうした問題意識から、独立後に輸入代替工業化から輸出志向工業化へと転換を遂げた韓国と台湾、また社会主義計画経済の下で国民経済を形成してきた中国と北朝鮮を事例に…(中略)…21世紀の開発システムの課題を考えてみたい」(p. 83) と議論をはじめ。

著者はまず韓国と台湾を取り上げ、両国が当初目指した輸入代替工業化モデルには、後の輸出志向工業化モデルにつながる土台を作ったという点で意義があったと評価する。また、輸出志向工業化の時期と呼ばれる1960、70年代の重工業化の過程を検証すると、「輸入代替工業化か、それとも輸出志向工業化か」という二者択一の議論ではなく、「輸入代替と輸出志向の複線型工業化」への転換モ

デルとして理解する方が、韓国と台湾の経済開発モデルをよりの確に捉えられると論じる (p. 93)。

次に著者は、中国と北朝鮮を取り上げ、両国ともにソ連型の社会主義計画経済モデルを導入して経済の近代化を成し遂げようとしたが、無理な大衆動員運動や強引なフルセット型の自立経済を追求した結果、経済が大きく停滞したため、中国は1970年代の鄧小平体制下で本格的な改革・開放路線に転換し、北朝鮮も1990年代から限定的な改革路線に踏み出したと論じる。

著者は、韓国・台湾をはじめとする東アジア諸国の政府主導の開発モデルが、強権的な独裁政治体制を正当化する口実にも使われたと述べ、1980年代以降に東アジアで広がった民主化運動の勝利は、「これらの国々の高度成長を支えてきた開発独裁モデルの限界と終焉を告げるものであった」(p. 103) と指摘する。

一方で、改革・開放に踏み出した後の中国経済の躍進が、「社会主義市場経済」という新しい開発モデルを示したと述べ、「中国がかつての韓国や台湾のように開発独裁体制の下で、世界経済にリンクする「市場経済化」を推し進めてきた結果、「世界経済の奇跡」が導かれたことである。この事実を開発エコノミストはどのように受け止めればよいのだろうか」(p. 106) という問題を提起する。

事実、中国が世界第2位の経済大国となり、アメリカとの覇権を争うようになった現在、「独裁的な体制下での中国の発展を受け入れるのか」という議論が西側諸国で盛んになされるようになった。著者が論じているように、開発モデルと強権的な政治体制の関係は、東アジアの経済発展の過程で常に問題となってきた「古くて新しい話」であり、「国家とは何か、市場とは何か」という問いかけにも通じる (p. 107)。さらに現在、北朝鮮が金正恩体制の下で経済システムの改革を進め、市場経済的な要素を容認する方向に少しずつ動き出していることを考えると、東アジアの望ましい開発と政治体制をめぐる議論は、これからも重要なイシューであり続けると言えるだろう。

本書評で取り上げたトピック以外にも、本書は

多様な内容を扱っている。1990年代に東アジア経済を震撼させた通貨危機については、韓国の事例をケーススタディとして、この危機が東アジア経済に与えた影響を詳細に論じており、当時、どのような事態が発生したのかを今から振り返る上で極めて貴重な資料となっている。

また、第9・10章で取り上げられている北朝鮮への経済制裁および南北経済協力についての論考は、現在進行中の安全保障問題である朝鮮半島の

核問題の解決、さらには朝鮮半島の経済統合を展望するうえで参考になるであろう。

このように、著者の多岐にわたる研究成果をまとめあげた集大成である本書は、東アジアの政治経済に関心を抱く人々の幅広い問いかけに応え、相互理解と交流を促進する一助となる充実した内容を備えている。本書を一人でも多くの読者が手に取ることを望む。

書評

閔智焄『韓国政府の在日コリアン政策：包摂と排除のはざままで』

〔クレイン、2019〕

金雄基（弘益大学校）

本書の研究課題は李承晩政権当時の大韓民国が在日コリアンの処遇に及ぼした影響、それに対する在日コリアンの認識、在日コリアンが韓国の国家構成員としての位置付けを考察する点にある。分析の対象は李政権による在日コリアンに対する国民登録、朝鮮戦争時における在日義勇兵問題を含む徴兵、韓国学校支援という形態による民族教育、済州4・3事件などの政治的弾圧などによる日本への密航者をめぐる対処、日本における居住権（国籍選択権・永住権）、在日コリアンの韓国における発言権と自由往来、日本政府に対する植民地支配の責任に起因する在日コリアンへの補償、植民地支配による北朝鮮への帰国事業に対する対抗およびその延長線上で組上に上がった在日コリアンの韓国帰国に際する財産権保障に至るまで、極めて広範な領域に及んでいる。脱植民地問題と分断問題という特殊な課題を抱えていた韓国政府が行った在日コリアン政策の一貫した基調に対する著者閔智焄の評価は『アメリカが求めている同盟関係を構築するうえで在日コリアンを反共のスケープゴートにすること』（68・69頁）、すなわち、政治的利用価値が最優先されたというものである。

日本の敗戦には天皇制の下における多民族国家が単一民族国家へと国家のあり方を変容させた側面がある。民族語や文化を知らない2世が多数出現する程に日本社会の下層に既に定着していた在日コリアンは、国籍選択権や居住権の保証もないまま極めて不安定な状態に置かれていた。一方、

1948年に成立した南北朝鮮にとって、日本は今日に至るまで双方を支持する同胞同士が互いに敵対しつつも共存する競合の最前線である。当時、在日コリアンは南北双方が包摂すべき唯一の在外同胞であり、政策の対象だったと言える。南北朝鮮が相手より優位に立つためには、在日コリアンの権益擁護にどれだけ関心を示し、実践するのが緊要であった。

李政権がまず行ったのは国民登録制度の施行である。在日コリアン個人を敵か味方が選別するリトマス紙の役割を果たすことに目的があり、それに応じる者を包摂しつつ統制する一方、応じない者を一律に敵視した。閔によれば、民団系の在日コリアンは国民登録の履行を旧宗主国からの解放と受けとめていたのだから皮肉である。また、今日において在日コリアンの韓国内での「在外国民」という法的地位の端緒がここにあるという事実は、在外同胞を国民として統制はするものの、その権利には制限を加えて内国民とは区別する今日の韓国による在外同胞政策の起源を理解する上でも重要である。

しかしながら、左翼勢力が圧倒的優位にあった当時において国民登録は極めて低調であり続けた。このことは李政権が在日コリアン総体に対する不信感を持つ原因となった。祖国での生活基盤を失い、日本での日常を生き抜くことに必死な在日コリアンにとって、国民登録を履行する必要性はそもそも存在しなかった。しかし、李政権はこのような事情を考慮することなく、忠誠心の欠如

と見なすほどに観念的だった。在日コリアンの処遇改善には消極的であり続ける一方、忠誠のみを求める李政権の姿勢は民団関係者からさえも怨嗟の対象となったのであるが、関もまた、この点について極めて批判的である。こうした論議は、駐日韓国公館による在日国民に対する監視が韓国が民主化した今日においてもなお、なぜ最も強度に維持され続けているのかを理解する上で有益である。

朝鮮戦争時における在日義勇兵の参戦をめぐる問題は李政権の在日コリアンに対する不信感の強さを端的に示す事例である。在日義勇兵を指して韓国では人類歴史上初の在外国民による祖国参戦と喧伝されているが、当時の韓国政府、特に李承晩個人は在日コリアンへの不信感によって、当初その受け入れに否定的だった。韓国政府が参戦後における義勇兵の日本への帰還や年金などの補償問題を長年放置し続けてきた事実もこうした認識の延長線上にあると言えよう。

朝鮮人学校閉鎖をはじめとする民族教育弾圧する韓国側の認識に関し、関は国会における論議の内容に言及しつつ、韓国側の関与の是非が論じられたことと、GHQと日本政府による閉鎖方針に賛同していたことに触れている。民族教育への関与を求めたのも朝連でなく、韓国政府自らが日本政府との交渉における当事者になるべきという理由からである一方、韓国文教部には予算も計画もなく、駐日代表部の対応は不誠実、さらに国会では『在日コリアンが日本に住むという選択をしたのであれば、彼らは日本政府の教育規定を守るべき』(60頁)という認識さえも表明される程であった。

密航者の送還や永住権など、在日コリアンの地位については周知の通り、韓日交渉における主要懸案事項であったが、その主導権は日本側であった。しかし、関はそれは当初からではなく、韓国側が密航者や在日コリアンに対する思想的統制に執着していたことに原因を求めている。済州4・3事件などによる政治的災禍から逃れるため、日本の親戚を頼って密航者が急増したことに関連し、関は李政権が日本政府に対し外国人登録の制度の

強化によって取締の強化を図るよう提案したことが『日本政府が在日コリアンの強制退去に主導権を握るようになるきっかけとなった』(61頁)と評している。

また、李政権は在日コリアンの日本における居住権に関し、当初の国籍選択権でなく、永住権の付与を目指す方向へと主張を変化させたのであるが、具体的には『駐日代表部で登録をして証明書を発行し、次にそれに基づき永住権を認めると、よいのではないか』(90頁)と提案している。この提案について関は『おそらく、韓国政府は在日コリアンに対して合法的に管理する術がないので、在日コリアンが抱える諸般の問題に対する責任を回避』(89頁)し、国民登録を永住権付与の条件とすることで『在日コリアンの保護については一部を日本に負担させ』つつ、統制権だけは確保しよう』(95頁)としていたと批判的である。(政治経済的負担の発生を恐れる)在日コリアンの韓国への帰還を李政権が拒絶することが日本との交渉のカードとして使われる中でのことだったので尚更である。こうして、『もともと正反対のベクトルを持っているはずの韓国国民登録の問題と日本における永住権付与の問題がリンクして語られるように』(90頁)なり、その後の韓日条約に伴って制定された協定永住資格にこれが反映されたことで韓国側の要求は貫徹された形となったという理解である。

一方、本書では韓国における在日コリアンの韓国国政における発言権に関する問題が論じられている。民団関係者が国会でオブザーバーの地位をもって在日コリアンの權益問題に限定して発言権を得た事実と共に、韓日交渉においては自身の問題に関する発言権を得られなかったことが触れている。当事者が日本との交渉の場から排除される一方で、李政権は在日コリアンの必要とするところに対する理解が欠けたまま日本との交渉に臨んだのである。このことは、今日、在日コリアンが居住権以外の市民権から排除されている『無権利の外国人』に等しい状況を産み出した原因と言えるであろう。李政権が在日コリアンを排除し

た理由は、関によると、これまた政治的不信感である。(一方、1990年代初頭における、在日韓国人3世の法的地位を巡る交渉においては在日側の要望が反映され、朝鮮籍者を協定永住を引き継いだ特別永住資格の対象に含めると共に民族教育の保障についても協定文に含まれた)

このような中で李政権が日本側に対し、植民地支配の責任として在日コリアン個人への補償を要求していたことは、その後の韓日協定に伴う韓国側の補償から排除された点を勘案すると意外かもしれない。日本政府が在日コリアンを追放するにあたり、李承晩は『正当な補償を支払う用意があるならば、韓人全部を本国に受け入れることができる』(160頁)とし、これを反映して日本側に対し、『彼らが保持し搬出できる流動財産に対してはいかなる関税義務や責任を加えない』(同)ことを求めている。しかし、関はこれについて、『在日コリアンを北朝鮮に帰還させないために、韓国側が考え出した案』(同)と批判的である。あくまでも北朝鮮と日本の間で実施された帰国事業への対抗という認識である。

李政権による在日コリアン政策に対する民団の不满については既に言及してきたが、北朝鮮への帰国事業が盛り上がる中でついに爆発した。総連に実務が一任された帰国事業に対する反対運動は成果を上げることができずにいたのであるが、『民団の内部では、帰国事業に対する意識は単なる反対だけではなく、韓国側に対する不満も生まれて

いた』(171頁)。その不満は『本国政府に対する在日同胞の保護施策に対して一〇余年にわたって請願をしてきたが、現在に至るまで誠意ある施策が全く無いので、我々はこれ以上の忍耐ができない。自由党政権に対する不信を表明する』(172頁)ほどに強いものであった。

近年、同一のテーマを扱った学位論文(오가타 요시히로, 「이승만정부의 ‘재일동포’ 정책 연구, 연 세대학교 대학원 박사학위논문」, 2019.)が日本人研究者によって韓国で提出されており、関の李政権による政策や認識全般に対する(先行研究の論調に沿った)批判的評価とは異なり、李政権の政策基調は「棄民」ではなく、国力の不足により結果的にそのようになったと論じている。両者の主張の違いはともかくとして、李承晩政権による在日コリアン政策に対する学術的検証作業がここに至って注目される理由としては、今日、韓国と在外同胞全般の関係性が密接になりつつある中、その端緒である在日コリアン政策に対する理解の必要性が生じてきたことが挙げられる。両者の研究成果は、今日においてもなお、在日コリアンに対する韓国政府による強度の政治的監視システムが健在であり、国民としての権利を内国民に比して制限され続ける二等市民的状况の中、在日コリアンが今日、そして今後において、韓国といかなる関係性の構築を模索し、主張していくべきかを考えるに際し、検討材料を提供するということに存在意義があると言える。

書評

森類臣『韓国ジャーナリズムと言論民主化運動：『ハンギョレ新聞』をめぐると歴史社会学』

〔日本経済評論社、2019年〕

玄武岩（北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院教授）

「言論学徒」（マスメディア・ジャーナリズム専攻）であった評者が大学に入学した1988年の5月15日に『ハンギョレ新聞』は創刊された。したがって評者は、同紙の資本金となる一口5000ウォンの「国民株」を大学内で売り込む活動を除くと、その創刊の過程には立ち会っていないが、翌年に同紙論説顧問で評者の恩師である李泳禧教授が北朝鮮訪問取材を企画し、国家保安法違反の容疑で起訴されると、傍聴に駆けつけたり、事件にともなう弾圧により苦境に立たされた同紙を応援するべくハンギョレ新聞社を訪問したりした。こうした記憶が、森類臣著『韓国ジャーナリズムと言論民主化運動：『ハンギョレ新聞』をめぐると歴史社会学』を読んでよみがえった。

本書は、『ハンギョレ新聞』という、韓国の言論民主化運動を象徴する日刊紙の誕生と活躍を社史ではなく民主化の「歴史」として論じたものであり、メディア史およびジャーナリズム研究の視点からアプローチすることでその歴史的位相の再定立を試みる現代韓国の民主主義論である。本書が韓国民主義の政治的・歴史的な文脈のなかに位置づけられるのは、『ハンギョレ新聞』を題材にしながらも、民主化運動の一つの軸である言論民主化運動を射程に入れ、それが独裁権力に抗うジャーナリスト・知識人・宗教者・民衆による同時代の闘争と共鳴していることを鮮やかに描いているからだ。

その「歴史」は、『ハンギョレ新聞』創刊の直接的なきっかけとなる「6月抗争」をテーマにした

韓国映画『1987～ある事件の真実』（2017）のようにスリリングではない。だが、「国民株方式」という独創的な『ハンギョレ新聞』の資本構成が浮かびあがり実現していく過程には緊迫感が漂う。むしろ、本書が「国民株方式」に注目したのは、たんに同紙の創刊に至る劇的な展開を振り返るためだけではない。1次資料を駆使してその起源を1970年代の自由言論実践運動にまで遡ってみせたこと、さらに権力および資本からの干渉を退ける経営形態の意義をメディアの公共性・公益性の議論にまで深めていることは、メディア史・ジャーナリズム研究における貴重な学術的意義を示している。

「世界的に類を見ない」と称えられ神話化された「国民株方式」を掘り下げ、メディア機関の公共性の問題を切り開いた著者の洞察力は、「言論学徒」としての日本のメディア構造に対する問題意識に裏打ちされたものだろう。その分、本書は現代韓国社会の専門書に留まらず、日本のメディア状況を考えるうえでも示唆に富むジャーナリズム関連書として読むことができる。

このように本書には東アジア市民社会論としての一面もあるからこそ、著者は韓国の言論民主化運動に宿る日韓連帯の萌芽にも目を向けることができたのではないかと。たとえば、1974年の東亜日報・朝鮮日報が自由言論実践宣言を発表した際、権力側から広告弾圧という稚拙な仕打ちを受けたが、このとき両新聞社には国内だけでなく、日本からも声援が送られた（『世界』1975年4月・5

月)。また、権力側が作成した報道統制のガイドラインである「報道指針」を暴露した『言葉』の特集号は、『マル』刊行委員会によって和訳された。

こうした連帯の記憶は、植村隆元朝日新聞記者の裁判闘争を支援するため韓国の市民が「ウセンモ」(植村隆を考える集い)を結成して札幌の法廷に駆けつけるといった行動へとつながっている。本書でも焦点が当てられているが、1984年に民主言論運動協議会(現民主言論運動連合)の設立に大きく貢献した『ハンギョレ新聞』元副社長の任在慶もその市民のなかの一人だ。

裏方に徹した任在慶に対し、民主言論運動協議会の議長として『ハンギョレ新聞』の創刊に先駆的役割を果たし、社長に就任したのが宋建鎬である。本書は宋建鎬の思想をとおして韓国の言論民主化運動を考察するが、それは『ハンギョレ新聞』の創刊理念である「民主言論」「民族言論」「民衆言論」に投影されている。著者は、このうち「民族言論」における民族・国民・国家の概念について、その背景にはポストコロニアルと分断体制の現実があることに理解を示しながらも、それが「市民」としての普遍主義にもとづくのではなく特殊主義的であることの限界を見逃さない。

ジャーナリズム規範論からすればまっとうな指摘であるが、このときの民族・国民・国家の概念は市民社会がまだ形成されていない時代における「市民」概念の代替物に過ぎないため、そこに歯がゆさを覚える必要はなかろう。南北統一を志向する「民族主義」はともかく、「国益」が国民・国家という公共の利益ではなく、特定の政治集団に占有されることについての批判は日本のジャーナリズムをめぐる議論のなかにも存在する。「民族言論」がはらむ特殊主義の制約は、「民主言論」「民衆言論」によって補われるのだ。本書の補論で記すように、やがて同紙が国民国家という共同体に安住することなく、東アジアにおける「幸せな世の中」という使命を明確に打ち出すのも、これらの理念が一体化するものであるからだろう。

もっとも2000年代以降は「民族主義」に対する批判的言説も浮上し、露骨な自民族中心主義は

「クッポン」(国家とヒロポンの合成語)だと嘲笑されるようにもなった。韓国の民主言論運動において現在の意味が問われるのは、むしろ「民主言論」ではないか。2019年12月に開催された民主言論運動連合の35周年記念座談会「民主言論運動の進むべき道を診断する」では、言論改革の実践に「民主」を冠することの有効性が議論されたのだ。

「民主言論」の概念の意味が問われること自体、言論民主化運動の成果にほかならない。それは、本書が描き出すように、『ハンギョレ新聞』が倫理綱領にもとづき、悪しき慣行であった「寸志」を拒否し、閉鎖的な記者クラブを開放に導き、大手企業による広告弾圧に屈しない信念を貫いてきたことに多くを負っている。ただし、『ハンギョレ新聞』が新聞業界に新風を吹き込んでいたその時、KBSやMBCなど公共(公営)放送も放送民主化のうねりのなかにあった。

韓国の言論民主化運動は、新聞における『ハンギョレ新聞』の活躍とともに、政治権力の統制下におかれた「公共放送」の公正性の回復・編成権の独立を目指してストライキもいとわず展開した放送民主化運動を両輪として成し遂げられた。また、この点だけでなく、民主化宣言により新聞・放送各社に労働組合が組織されることを受けて設立された全国言論労働組合連盟(現全国言論労働組合)の成り立ちにも本書で触れることができたならば、韓国の言論民主化運動と、その一翼を担った『ハンギョレ新聞』の位相をより立体的に捉えられただろう。

それでも本書が叙述する、1970年代の自由言論実践運動から1980年の言論統廃合を乗り越えた先の民主言論運動協議会の設立や、民主化時代の幕開けとともに創刊された『ハンギョレ新聞』が言論改革の立役者となったこと、また、革新政権の誕生や参加型ジャーナリズムの浮上によってその真価が問われるようになるなか、自己革新をとおして「正論紙」を目指してきたことは、言論民主化運動の歴史そのものである。その歴史と現在は、韓国市民社会論・韓国メディア論として遜色

のない体系的で多層的な視点と分析によって彩られている。本書が現代韓国を理解するうえでの必読書であることは明白だ。

書評

磯崎敦仁『北朝鮮と観光』

〔毎日新聞出版、2019年〕

森類臣（立命館大学）¹⁾

著者は、朝鮮民主主義人民共和国をとりまくイシューでマスメディアに頻繁に登場し、情勢や同国の論理を解説するなど、「北朝鮮」専門家として認知された存在である。著者の専門は「北朝鮮政治」であり、近著に『新版 北朝鮮入門』（東洋経済新報社、2017年、澤田克己氏との共著）などがある。今回の『北朝鮮と観光』は、著者による初の単著である。日本では、朝鮮民主主義人民共和国を対象とした書籍は数多いが、観光分野を正面から扱った、研究者による書籍は初めてであろう。

政治学を主専攻としている著者がなぜ本書を記したのか。あとがきによると、著者は「北朝鮮観光」研究に踏み切った理由として、「趣味が高じ」たと率直に述べているが（p.220）、たとえ趣味だったとしてもそれを研究レベルまで昇華できる力量は評価に値する。著者はまた、「資料的制約が大きく、事実関係の確認すら困難なことも多い北朝鮮を研究対象とするのは容易なことではなかった。そのような中で観光は、多様な資料を入手しやすい数少ない分野の一つであった」（p.1）として、一次資料が比較的多かったことも理由として挙げている。

観光研究が「多様な資料を入手しやすい」のは事実であろうが、それが「数少ない分野」かどうかは多少疑問が残る。研究対象とする分野や時期にもよるだろう。例えば、微視史研究では、比較的アクセスが容易な朝鮮民主主義人民共和国の文献（定期刊行物など）がまとまって存在するからである²⁾。ただ、管見の限りそれらを十分に活用

した研究はあまりおこなわれておらず、微視史研究においては未踏破な部分が多い。

ともあれ、本書は「北朝鮮観光」の実態を描くことを目的としており、その特徴の一つは、同国の政策や日朝関係の変遷とリンクさせながら観光を論じていることにある。政治と観光を織り交ぜながら論を進めることができているのは、著者の主専攻である「北朝鮮政治」研究の実力があるからだろう。

本書は、著者がこれまで発表してきた学術論文4本及び書籍への寄稿1本を軸に、大幅に加筆修正したものだとしている（pp.218-219）。内容は研究者の興味を十分刺激するものになっている。また、専門的な議論を一方向的に語るのではなく、著者がこれまで収集してきた様々な資料を提示し、著者が現地のフィールドワークで撮影した写真も多用して読者に十分に配慮しているため、直感的に分かりやすく、目にも楽しい。「北朝鮮観光」の世界にどんどん引き込まれてしまうというのが正直な感想である。さらに、語り口が柔らかく読みやすい文章であるため、専門家ではない一般読者も知的刺激を味わえる内容となっている。専門家と一般読者の両方に「北朝鮮観光」の重要な論点を伝える書籍になっているといえよう。

目次は次のとおりである。

はじめに

序章 北朝鮮を読み解くための基礎知識

第1章 パンフレットで知る北朝鮮

第2章 金正恩時代の観光戦略
 第3章 北朝鮮観光史—1987～2019
 第4章 韓国人の北朝鮮観光—開城観光とは何か
 第5章 ガイドブックで見る北朝鮮
 第6章 日本人は北朝鮮をどう観てきたか—「旅行記」の歴史
 おわりに

序章は、「北朝鮮」の捉え方、視角について提供している。この部分は、どちらかというとき一般読者に向けてのメッセージとなっている。

たとえば、「北朝鮮のイメージは世界共通ではない」(p.12)という項目では、朝鮮民主主義人民共和国とインドがともに核実験やミサイル実験を行っているが、なぜ日本では、朝鮮民主主義人民共和国への激しい反応が起こるのかという問題設定をする。著者の答えは「インドは日本の友好国だが、北朝鮮はそうではないから」(p.12)というものである。つまり、ある国のイメージは、国と国との関係性によって規定される部分があるということである。「日本の報道だけを見ていると気づきづらいが、日本が北朝鮮に対して持っている懸念を、他国と共有するのはきわめて難しいという現状がある。日本社会と同水準で北朝鮮に対するマイナス感情を持っている国は、他には存在しないということを、念頭に置いて議論する必要がある」(p.13)というきわめて重要な点を指摘している。著者によると、日本は、韓国や米国とでさえ、「北朝鮮問題への対応策」や「対北朝鮮観」を共有することが難しいのである。

また、朝鮮民主主義人民共和国が、2018年9月に社会主義国の元祖であったソ連の寿命を1年更新し、建国70周年という世界で最も長い社会主義国となったことを踏まえ、「厳しい経済制裁を課せられてもお、金日成主席、金正日国防委員長、金正恩國務委員長の三代にわたる統治によって盤石な体制が維持されてきたことを、軽く見るべきではない」(p.15)として、一般的に流布される「崩壊論」を否定している。もっとも、専門家の間で

は「崩壊論」はすでにまともな議論の対象になっていない。

著者は「本書は「観光」を探求することを目的としているが、手法としてはフィールドワークに依拠するものではなく、主に公開情報の検証によって議論を展開していくこととする」(p.31)としている。研究手法としては、奇を衒ったものではなく手堅い。これは、著者が「いかなる方法を用いても北朝鮮情勢を分析するのに困難が伴う以上、基本に立ち返って、北朝鮮から発信される資料を検証することが重要となる」(p.16)として、『労働新聞』や指導者による“労作”を丹念に読み込んで考察することを、分析手法の中心に据えていることから来るものであろう。このような分析手法は、いわゆる「北朝鮮」研究の王道であるとも言える。最近では、ビックデータの収集・活用による言説分析も研究手法として浮上してきている。評者はその重要性を認めつつも、著者同様、文献の精査を行うことの重要性を指摘したい。

著者は「北朝鮮観光の第一の目的は、体制宣伝であると考えられる。〔中略〕外貨獲得は、第二の目的と考えられる」(p.32)と指摘しており、この視点は著書全体を貫いている。

第1章は、日本人の「北朝鮮観光」について展開している。中外旅行社を始めとした観光ツアーの老舗が発行したパンフレットや旅程を素材に、詳細に検討しながら解説している。「北朝鮮観光でやってはいけないこと」(p.41・47)の項目では、最近の情報を盛り込んでおり興味深い。

朝鮮民主主義人民共和国を観光する上で、日本で入手しやすく情報量が多いガイドブックとしては『朝鮮魅力の旅 改訂版』(月刊イオ編集部編、朝鮮新報社、2012年)が有名であるが、著者はこのガイドブックのほかにも同国で発酵された『朝鮮観光』(朝鮮民主主義人民共和国国家観光総局、観光宣伝社、2014年)に言及しつつ、外国人観光客のモデルコースとなっている場所を紹介している。第1章は、著者による観光案内としても読むことができる。

一方で、筆者は最近の重要な変化に言及することも忘れない。「万寿台大記念碑に花束を献げることが慣例だったが、2016年秋頃から外国人観光客には全く強制されなくなった。むしろ自発的に希望しないと参拝できず、基本の旅程には組み込まれない」(p.55)と指摘し「実用主義的な性向も持つ、金正恩自身の方針であると考えられる」(p.55)と分析している。実は評者も、2018年に5年ぶりに訪朝したときに、それまで当然の訪問先として旅程に組み込まれていた万寿台大記念碑が、必須訪問先でなくなったことを知って驚いた経験がある。ただし、評者が訪朝したときは、「万景台故郷の家」(金日成主席の生家)への訪問は基本旅程に組み込まれていた。「万景台故郷の家」も万寿台大記念碑同様、指導者の「偉大性」と同国の「革命伝統」に関わる基本的な場所であるが、外国人訪問客からすると、万寿台大記念碑よりも万景台の方が幾分柔らかさを感じる。万景台では、外国人観光客は、主席の生家を見学しエピソードを案内員から聞きつつ、きれいに整備された一帯を散歩するという自然散策を楽しめる。万景台はその名の通り風光明媚な丘陵であり、同地からの大同江の眺めは一見に値する。したがって、観光という点を考えた場合、万景台の方が、より「実用主義的」なのかもしれない。

著者は、「北朝鮮の観光地は、次の四つに大別できる」(p.74)として以下のように分類している。(p.75)

- ①金剛山や白頭山、龍岡温泉など自然環境を利用した観光地
- ②世界文化遺産の指定を受けた徳興里壁画古墳や江西三墓など歴史的な遺産を活用した観光地
- ③信川の反米教育施設や各地の革命事績館など北朝鮮とその指導者の「業績」を宣伝する観光地
- ④主に平壤に集中するものの、凱旋門や人民大学習堂など金日成政権以降に建造された「記念碑的建造物」を中心とした観光地

このように分類した上で「このうち前二者は、世

界各国で見られる観光資源であるが、後二者こそが日本人を含む海外からの観光客を引きつけるものであると考えられる。いわば「共産主義テーマパーク」としての観光である」(p.75)と述べている。

たしかに、共産主義に関心の高い人(いわゆる「共産趣味」者)にとっては、朝鮮民主主義人民共和国は関心の的なのだろうし、一定の需要はあるだろう。しかし、同国にとって上記③④をふくむ「我々式社会主義」は国家形態そのものであり、「朝鮮人民」にとっては自らの価値観・生活様式を具現化しているものである。誰しも自分たちの生活や思想・価値観そのものが観光の対象となるのは望まないだろう。したがって、観光する側が「社会主義的なもの」「共産趣味」を求め、それが同国にとって定期的な観光収入になったとしても、社会主義社会に生きたことのない一部の「共産趣味」者の欲求を満たすために、同国が「共産主義テーマパーク」を観光の前面に出すとは考えにくい。そもそも需要がどれくらい多いのかも不明である。

朝鮮民主主義人民共和国側は、観光客の中に「我々式社会主義」に関心を持つ人や「共産趣味」者が一定層存在することを認知していると思われるので、そのような人々のためのテーマ別観光はある程度残し(例えばホームページ『朝鮮観光』で紹介されているような「労働生活体験観光」³⁾)、観光政策の大きな流れとしては上記①②の方向を志向していくのではないかと評者は予想している。なぜなら①②を伸すことこそが、長期的に考えて世界基準の観光地として成長できる道だからである。観光業の窓口を広げれば広げるほど、一部の趣味者ではなく、様々な人が満足できる方向に進まなければならない。実際に、元山葛麻海岸観光地区の完成予想図を一部メディアが報じているが、そこには「共産主義テーマパーク」の雰囲気はなく、むしろ世界的に通じるような大規模リゾート地が広がっている。⁴⁾

第2章「金正恩時代の観光戦略」は、近年の観光産業について整理している。ここでも著者は、

「体制宣伝」と「外貨獲得」という視角から分析している。

著者が述べている通り、金正恩時代になり、朝鮮民主主義人民共和国は馬息嶺スキー場のオープン（2013年）、元山葛麻海岸観光地区（2020年4月オープン予定）、三池淵郡（2019年12月12日に三池淵市に昇格）の「社会主義山間文化都市」開発、金剛山観光の再開に向けた動き、平壤南道陽徳郡温泉観光地区（2020年1月10日オープン）など連続的に観光地区開発を進め、さらに経済開発区事業でも観光が占める割合を重視するなど、観光を目玉にした経済政策を進めている。著者も紹介しているが、その意気込みは同国観光ウェブサイトの充実ぶりからも感じることができる。現政権が観光に並々ならぬ力を入れているのは事実だろう。

そして、このような「国内観光の萌芽」（p.98）には著者が言うように経済的意図があるのかもしれないが、もう一つ重要なことは、これらの事業が、現政権が掲げている政策目標「社会主義文明国」の文脈に位置づけられるということである。著者は平壤大同江水産物食堂、ヘダンファ館、柳京バラ院、美林乗馬クラブ、紋繡プール、綾羅イルカ館、メアリ射撃館などを一括して、国内観光を通じた国内経済活性化の範疇に含めている。たしかに、評者が直接見た経験でも、ヘダンファ館は高級志向だと思ったが、綾羅イルカ館は富裕層だとは思えない一般市民の姿や社会科見学のような学生たちの姿もたくさん見かけた。このあたりは、一括して議論するのではなく、もう少し丁寧な検証が必要なのではないだろうか。綾羅イルカ館などは、経済活性化のためというより「社会主義文明国」実現のためのもの、つまり「人民」の福利厚生・文化サービス提供の面が強いと思われる。

第3章「北朝鮮観光史—1987～2019」は、「日本人を対象とした北朝鮮のインバウンド観光政策の移り変わりを整理し、特徴を探る」（p.112）ことが目的とされる。パンフレットなど一次資料と旅行会社関係者への聞き取り調査をもとにしてお

り、政治的な動向と連関させながら論じている。

同国の日本人観光客受入れ元年である1987年から現在至る動向とその背景を解説しているが、「表10 日本人観光客受け入れをとりまく主な動き」（p.122～123）は主要な動きが簡潔にまとまっており、「中断と再開が示す、日朝間の揺れ動き」（p.124～132）を読むと、同国をめぐる観光は、政治外交的な影響を非常に強く受けてきたこと、したがって安定していたとは言えないことがよく分かる。また、「次々に観光地を拡大する」以下（p.133～）を読むと、同国の観光政策の変化に合わせて旅行会社がどのような対応をしてきたかがわかる。観光会社の動きは通常はあまり知ることができないので興味深かった。

この章は、日朝関係史の一断面として研究者の関心をそそる。管見のかぎり、観光という切り口から1987年以降の日朝関係を現時点まで整理した論考は、本書以外ないと思われる。

なお、朝鮮五大名山（p.142）だが、現在は「朝鮮六大名山」という。白頭山・金剛山・妙香山・九月山・智異山・七宝山がそれに該当する。「表12 日本人が観光可能な地区（金正日政権期）」（p.141）によると、九月山（黄海南道）は手配旅行でのみ可能のようであり、実際に現地のガイドが言うには、九月山は六大名山の中でもマイナーであり外国人観光客はほとんど訪ねたことがないらしい。ちなみに評者は2018年に九月山を訪問した。比較的地味な山であるが、溪流の美しさが印象に残っている。観光客がほとんどいないことが逆に穴場だと思った。

序章～第3章、第5章は日本を基軸にした「北朝鮮観光」について考察した内容であるが、第4章は趣向を変え、韓国人にとっての「開城観光」を取り上げている。比較的研究論文が多く出されている金剛山観光ではなく、開城観光を取り上げているところに著者のオリジナリティがある。

第5章は「ガイドブック」のガイドというような章であるが、注目に値するのは「英文で読める北朝鮮ガイドブック」の項目であろう。日本ではこのあたりの事情に精通している人は少ないと思

われる。

日本では海外旅行するときに、定番となる『地球の歩き方』（ダイヤモンド社）を持参する人が多いが、英語圏では『ロンリープラネット』と『DK Eyewitness Travel Guide』の二冊が一般的である。朝鮮民主主義人民共和国については、著者が指摘しているとおりに『ロンリープラネット』に少し言及されている。『DK Eyewitness Travel Guide』は韓国版は出ているが、朝鮮民主主義人民共和国版はまだ出版されていない。著書が紹介している『ブラッド』については、評者は知らなかった。『ブラッド』は「北朝鮮に特化したガイドブック」「第四版は270ページの分量を誇る」(p.191)ということなので、是非目を通してみたい。

第6章はこれまで日本で出版された代表的な旅行記が年代別に上手に整理され、内容の簡単な紹介もされている。さらにそれら旅行記が果たした役割を考察しつつ、旅行史における位置づけを試みている。訪問した日本人の手記のトーンは時代によって大きく変わってきたことを多量の資料を読み込んで明らかにしている。政治外交的な状況に左右された同国イメージが手記にも反映されているのである。第3章と合わせて読めば理解が深まるだろう。

また、第6章は多様な書籍が紹介されているので、ブックガイドとしてもよい。個人的には、『週刊朝日百科世界の地理－朝鮮民主主義人民共和国』（朝日新聞社、1985年）が紹介されているのを見て懐かしく感じた。同書は比較的薄いオールカラーで、基本情報のみならず家庭訪問の様子

も描かれており、当時興味深く感じたのを覚えている。

本書で、著者は日本の「北朝鮮研究」の範囲に一石を投じ、その幅を広げたといえる。日本の「北朝鮮研究」は、国際政治や政治経済分野に多くの力が注がれている。評者はその重要性を十分に認識しつつも、もう少し研究分野の裾野が広がっていくのが望ましいと思ってきた。その意味で本書の持つ意義は少なくない。

矛盾するようだが、最後に一言付け加えるのであれば、著者にとって「北朝鮮観光」研究は副専攻ということなので、今回は主専攻である「北朝鮮政治」研究を扱った単著を読んでみたいと思った。

注

- 1) 評者の専門は社会学（歴史社会学、国際社会学、ジャーナリズム研究）であり、主に韓国ジャーナリズムについて研究成果を発表してきた。近年は、朝鮮民主主義人民共和国の文化（文化政策、文化史、文化外交）についても研究を進めている。
- 2) 時期区分でいえば、1950～60年代の同国発行の一次資料は日本でも入手しやすいものがある。
- 3) 「로동생활체험관광」『조선관광』
http://tourismdprk.gov.kp/index.php/c_thematic?idx=17&mu_idx=4（2020年4月6日最終アクセス）
- 4) 「北朝鮮の海のリゾート、ホテル林立 完成予想映像を入手」『朝日新聞』デジタル版（2019年1月5日）
<https://www.asahi.com/articles/ASM1266B7M12UHBI01M.html>（2020年4月6日最終アクセス）

学会報告

国際高麗学会日本支部 学術大会 報告 第23回(2019年度)

森類臣 (日本支部事務局長/立命館大学)

国際高麗日本支部第23回学術大会は、2019年6月8日(土)に東京大学駒場キャンパス18号館で行われた。

午前の部(10:00～11:00)は自由論題発表であり、4人の発表者が特徴ある発表を行った。まず、「自由論題報告Ⅰ」の会場(司会:高正子会員)では劉賢国会員(筑波技術大学)が「三・一独立運動後、中国内の上海版『独立新聞』創刊と朝鮮語活字開発そして、その意味」を発表し、その後山口祐香会員(九州大学大学院)が「『朝鮮通信使』の再発見－在日朝鮮人知識人たちの歴史実践を通じて－」を発表した。劉賢国会員は近代史の考察、山口祐香会員は歴史学というよりも社会学的な考察ではあったが、共通の枠としては「歴史」もしくは「歴史叙述」を扱った研究発表であったといえよう。劉賢国会員・山口祐香会員の発表は、比較的大きなテーマであり論争的な面を含んでいたため、議論が盛り上がった。

一方、「自由論題報告Ⅱ」の会場(司会:徐正根会員)では、白凜会員(東京大学大学院)が「戦後日本の在日朝鮮人美術－解放から1960年まで」を発表し、梁仁實会員(岩手大学)が「映画監督・李学仁の映画観」を発表した。白凜会員・梁仁實会員の発表は、芸術史・文化論の発表であった。作品の評価や検討にまで議論が広がり、やはり白熱した報告となった。

「自由論題報告Ⅰ」「自由論題報告Ⅱ」とも、聴衆で教室がほぼ満室となった。学会事務局としては非常に喜ばしいことであった。

午後の部(13:00～17:00)はシンポジウム「3・1独立運動の多元的可能性」が開催された。2019年は三一独立運動100周年に当たる年であり、韓国はもちろん、日本のコリア学系学会や各大学独自のシンポジウムなどでも三一独立運動をテーマにした行事が目白押しであった。当学会は、他学会の行事との違いを図るため、シンポジウムの趣旨を次のように設定した。

1919年三一独立運動から、今年で100年を迎えた。再論するまでもなく、三一独立運動とその精神は、今日に至るまで朝鮮民族運動の始発点としての意義を持つものと広く受け止められ、とりわけ大韓民国臨時政府の成立に直接関わることから、韓国現政権が大韓民国の歴史的起源を三一運動に求めるなど、主として韓国近現代史の範疇で語られ研究されてきている。ただし、三一運動は朝鮮半島のみならず国外居住者を含めた多くの民族運動に多大な影響を及ぼしており、また朝鮮民主主義人民共和国の歴史観においても一定の意義を認めている。三一独立運動の歴史的意義を、より広い視座から再考することが求められているといえよう。

本大会では、朝鮮民主主義人民共和国をはじめ、ソウル以外の朝鮮内地域、中国朝鮮族、在日朝鮮人社会それぞれの位置から三一運動の持つ実態とその意義を再照射することで、現代の朝鮮半島と日本との関係にもつながる

朝鮮民族運動の多元性を模索したい。

三一独立運動を複眼的に再度捉え直すため、韓国の研究状況を中心に置いた捉え方ではなく、「朝鮮民主主義人民共和国をはじめ、ソウル以外の朝鮮内地域、中国朝鮮族、在日朝鮮人社会それぞれの位置」から考察するというのは、本学会らしいといえよう。このような趣旨に従って、本学会では4人の歴史学者に報告をお願いした。まず特別報告を「朝鮮民主主義人民共和国における3・1運動史研究について」というテーマで康成銀さん(朝鮮大学校)が行った。康成銀さんは準備された長大なレジュメを元に、朝鮮民主主義人民共和国での三一運動研究と評価について、丹念になぞりつつ説明した。次に、歴史学者の水野直樹さん(京都大学)が「3・1運動期の植民地権力と朝鮮民衆—地域における「対峙」の様相を考える—」というテーマで発表した。水野さんは、黄海道や平安北道、京畿道などの事例を検討し、「民衆の示威運動で植民地権力機関の末端が麻痺し、一時的に“解放区”状態が生まれた」と結論づけた。

ベヨンミさん(大谷大学)は「解放直後、在日朝鮮人による3・1運動継承」というテーマで発表した。ベヨンミさんは「記念日闘争」という現象に注目し、朝連と民団という兩大民族団体がなぜ

三一運動に注目したのか、その背景と時代状況、論理を考察した。

飯倉江里衣さん(東京外国語大学)は、中国東北の龍井における3・13独立運動の展開とその記憶の継承」というテーマで発表した。飯倉さんは、三一運動直後に龍井で行われた三・一三独立運動に注目し、運動の主体と弾圧の主体について考察した。

発表後、外村大会員(東京大学)がモデレーターとなりディスカッションが行われた。会場からの質疑応答も活発に行われた。

2019年は三一独立運動を扱ったシンポジウムが多かったが、本学会のシンポジウムはその中でも個性的であり、多様な論点を提起できたといえよう。シンポジウムの発表者が、当日の内容をもとにした論文を本誌に寄稿しているのので、読者の皆様におかれてはご一読いただければ幸甚である。

なお、同日昼には、第13回理事会および第23回総会が開催された。例年通り、活動報告・方針等について決定がなされた。

最後になったが、会場校責任者(実行委員長)を務めてくださった外村大会員および当日運営にご協力くださった会場校の皆様、事務局を代表して心からお礼を申し上げたい。本当にありがとうございました。

国際高麗学会日本支部

2019 年度

学会活動

◎国際高麗学会日本支部 第 23 回学術大会

日 時：2019 年 6 月 8 日（土）10：00～17：00（受付：9：30～）

場 所：東京大学駒場キャンパス 18 号館

【午前の部】10:00～11:00

◎自由論題報告Ⅰ コラボレーションルーム 1

1. 劉賢国（筑波技術大学）「三・一独立運動後、中国内の上海版『独立新聞』創刊と朝鮮語活字開発そして、その意味」
2. 山口祐香（九州大学大学院）「『朝鮮通信使』の再発見－在日朝鮮人知識人たちの歴史実践を通じて－」

◎自由論題報告Ⅱ コラボレーションルーム 4

1. 白凜（東京大学大学院）「戦後日本の在日朝鮮人美術－解放から 1960 年まで」
2. 梁仁實（岩手大学）「映画監督・李学仁の映画観」

◎第 12 回 理事会 11:00～12:00 オープンスペース

◎第 22 回 総会 12:15～12:45 ホール

【午後の部】13:00～17:00 ホール

シンポジウム「3・1 独立運動の多元的可能性」

〔特別報告〕

「朝鮮民主主義人民共和国における 3・1 運動史研究について」康成銀（朝鮮大学校）

〔報 告〕

「3・1 運動期の植民地権力と朝鮮民衆－地域における「対峙」の様相を考える－」水野直樹（京都大学）

「解放直後、在日朝鮮人による 3・1 運動継承」ベヨンミ（大谷大学）

「中国東北の龍井における 3・13 独立運動の展開とその記憶の継承」飯倉江里衣（東京外国語大学）
〔ディスカッション〕

モデレーター：外村大（東京大学）

◎懇親会 17:30～19:30 オープンスペース

●人文社会研究部会

第 96 回人文社会研究部会

日 時：2019 年 12 月 21 日（土）15：00～

会 場：大阪教育大学大天王寺キャンパス 中央館 4 階 416 室

報 告：合評会

対象本：森 類臣『韓国ジャーナリズムと言論民主化運動 『ハンギョレ新聞をめぐる歴史社会学』』
日本経済評論社、2019 年。

自著解説：森類臣（立命館大学）

コメント：川瀬俊治（ジャーナリスト）

波佐場清（元『朝日新聞』ソウル支局長・編集委員）

第 97 回人文社会研究部会 特別研究会

国際高麗学会日本支部創立 30 周年を迎えて - 記念座談会 学会の歩みとこれからの 10 年 -

日 時：2020 年 2 月 15 日（土）15 時～

会 場：立命館 OIC キャンパス B 棟 5 階 515・516

登壇者：滝沢秀樹（日本支部 元会長、本部 元会長、甲南大学）

宋南先（本部 現会長、本部 元事務総長、大阪経済法科大学）

文京洙（日本支部 元会長、立命館大学）

朴 一（日本支部 元会長、大阪市立大学）

鄭雅英（日本支部 現会長、立命館大学）

司 会：裴光雄（日本支部 副会長、本部 現事務総長、大阪教育大学）

●科学技術研究部会

第 69 回科学技術研究部会

日 時：2019 年 5 月 25 日（土）15：45～

会 場：グランフロント大阪北館 1F

報告者：鄭洸賢（筑波大学大学院システム情報工学研究科構造エネルギー工学専攻博士前期課程
（当時）、東レエンジニアリング株式会社（現在））

報 告：「縦列実走行条件下の自動車モデルに作用する流体抗力」

第 71 回科学技術研究部会

日 時：2019 年 10 月 13 日（日）15：50～

会 場：グランフロント大阪北館 1F タワー C オフィスエントランス前に集合

発表者：趙崇貴（奈良先端科学技術大学院大学 情報科学研究科博士課程）

報 告：「皮膚形状計測に基づく上肢の動作推定」

●合同研究会

第 70 回科学技術研究部会・第 95 回人文社会研究部会

日 時：2019 年 6 月 1 日（土）15 時～

会 場：京都大学 吉田キャンパス 法経東館地下 1 階 みずほホール

報告者：キム・ビョンヨン氏（ソウル国立大学経済学部教授）

報 告：「北朝鮮経済の現況と展望」

●その他

国際高麗学会、北東アジア学会 合同研究会

日 付：2019 年 4 月 20 日（土）13：30～17：00

場 所：大阪教育大学天王寺キャンパス 中央館 2 階 215 教室

<プログラム>

合同研究会の意義説明 裴光雄（大阪教育大学）

[第 1 報告] 司会：松野周治（立命館大学）

報告者：大西広（慶應大学）「北東アジアにおける米国覇権の終焉と日韓関係」

コメンテーター：勝村誠（立命館大学政策科学部教授）

[第 2 報告] 司会：鄭雅英（立命館大学）

報告者：チョ・チャンヒョン（立命館大学大学院国際関係研究科博士後期課程）

「北朝鮮の核保有の論理に関する考察—北朝鮮の官僚・研究者へのインタビュー調査を中心に」

コメンテーター：川口智彦（日本大学）

1. 投稿資格

国際高麗学会日本支部は、学会誌『コリアン・スタディーズ』を年1回発行する。掲載される原稿は、朝鮮半島および朝鮮民族に関するあらゆる分野の学術的な論文、研究ノート、書評論文、キルチャビ、書評である。論文、研究ノートについては、国際高麗学会日本支部会員は自由に投稿できる。投稿については、寄稿規定並びに執筆規定を熟読すること。ただし、当該年度までの会費納入を要する。投稿論文は常時受け付ける。また、編集委員会で企画する特集については、非会員にも寄稿を依頼することがある。

2. 投稿条件

投稿される原稿は、未発表の書き下ろし作品のみとする。同一原稿を『コリアン・スタディーズ』以外に同時に投稿することはできない。

3. 審査

寄稿された原稿を掲載するか否かは、別途定める査読規定に基づいて編集委員会で審査の上決定する。

4. 使用言語

本文は日本語のみとし、注および参考文献に限り外国語を使用できる。要旨およびキーワードは日本語および英語とする。

5. 枚数

原稿枚数は400字詰め原稿用紙換算で50枚以内とし、本文(タイトル、氏名含む)、注、参考文献、図表を含めたものとする。論文には、日本語要旨、英語要旨およびキーワード(日本語および英語)を付けることとする。ただし、いずれも枚数には含まない。枚数を超過した場合、審査対象としないこともあるので、下記を確認すること。

論文 50枚以内+日本語要旨(400～800字)、英語要旨(800～1000語)+キーワード(日本語および英語)

研究ノート 50枚以内

キルチャビ 20枚以内

書評 5～15枚

6. 投稿形式

投稿は原則として電子文書とし、マイクロソフト・ワード形式かリッチテキスト形式で作成したものを投稿規定10にある提出先のe-mailアドレスに送付すること。図表や写真は可能な限り本文中に挿入すること。マイクロソフト・ワード形式かリッチテキスト形式以外での提出については、投稿規定10にある問い合わせ先に連絡すること。必要に応じて印刷された原稿の郵送を求めることがある。

7. 抜き刷り

本誌は国際高麗学会日本支部会員には1部ずつ、論文、研究ノート各1本につき1部配布する。抜き刷りをご希望の場合は別途有料となるので、投稿の際に申し添えること。問い合わせについては10を参照のこと。

8. 校正

校正は原則として著者校正のみで、内容のみならず、投稿規定および執筆規定に則った形式に訂正することも校正作業に含まれる。審査により採用決定となった後に行われる初校段階での誤植以外の修正は原則として認めない。なお、再校は初校段階の訂正を確認するだけの作業となる。

9. 原稿の保管

投稿原稿の保管や取り扱いについては編集委員会が責任を負う。

10. 提出先および問い合わせ

投稿原稿は下記宛に提出すること。

国際高麗学会 日本支部事務局

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目5-5 マーキス梅田 506号

tel 06-6314-3775 fax 06-7660-7980

isksj@ams.odn.ne.jp <http://www.isks.org/>

投稿などに関する問い合わせは、上記住所の支部事務局をお願いします。

11. 著作権

投稿された原稿の著作権は国際高麗学会日本支部に所属するが、原著者が『コリアン・スタディーズ』に掲載された当該論文を自著作の単行本や論文集に再掲載することは妨げない。

(2014年6月30日)

国際高麗学会日本支部学会誌『コリアン・スタディーズ』執筆規定

2014年6月30日一部改訂

1. 本文

(1) 基本用語

- a. 原稿は日本語、横書きとする。図表や図版は原稿本文に組み込み、紙幅の制限内に含める。
- b. 朝鮮、中国に関わる人名・地名は漢字（日本の現代漢字も可）で表記し、漢字不明の場合はカタカナ表記とする。欧米由来の度量衡はカタカナ表記とする。

(2) 数字

- a. 数字はアラビア表記を原則とし、場合に応じて漢数詞を用いる。
- b. 年号は西暦を用い、国家・地域固有の年号を使用する際は西暦を（ ）で付記する。

(3) 見出し

- a. 章はアラビア数字で1, 2, 3…と表す。「はじめに」と「おわりに」（あるいはそれ等に該当する見出し）にも数字を振る。「はじめに」は1とする。
- b. 章以下の節は(1)、(2)、(3)の順で表す。
- c. 節以下の項はa, b, cの順で表す。

(例) 第1章⇒1、第1節⇒(1)、第1項⇒a

2. キーワード

論文、研究ノートには日英5語以内でキーワードを付けること。キーワード間は読点ではなくコンマを入れること。

3. 文献引用

(1) 本文や注、図表で文献を表記する際は、編著者の姓（刊行年：ページ）のみ表記し、文献の詳細は参照文献リストに表示する。朝鮮人の名は姓名とも表記する。編著者名が付いていない刊行物の場合は、発行機関名を表記する。

(例) 文献全体を示す場合

鈴木 [2005], 朴統一 [2011] によれば・・・

文献の一部を示す場合

…投票率は低かったとされる [キムハヌル 2012: 11-13]。

(2) 2度目以降の引用でも前掲書・前掲論文、同上書・同上論文などの用語は使用せず、上記(1)のように

表記する。

(3) 新聞・雑誌記事や社説の場合は本文・注・図表に新聞・雑誌名、発行年月日を記した上で、参考文献リストに新聞・雑誌名を入れる。

(例)

…保守言論による歪曲は深刻である [『月刊朝中東』2001年1月]。

…と指導者は発言している [『労働新聞』2012年4月16日]。

4. 注

(1) 注は、本文の内容について文脈上の解説や言及をする必要がある場合に用いる。

(2) すべて文末注とし、方カッコ付アラビア数字で表示する。

(例) 1)、2)、3)・・・

5. 図表

図表のタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に付ける。

6. 参考文献

(1) 本文、注記、図表で用いたすべての文献を「参考文献」として本文の最後に一括して表示する。参考文献とは、本文中または注において引用した文献を指す。

(2) 文献リストは言語ごとに分け、日本語文献は著者名の50音順、韓国・朝鮮語文献は著者名のカナダラ順などに並べる。

(3) 参考文献については、著者名・(刊行年)・書名・号数(発行年月日を入れてもよい)・発行所・頁等を示す。筆者名のある新聞・雑誌記事は雑誌論文と同様に表記し、発行年月日も記入する。

(4) 英文文献の場合、書名はイタリックで表記する。論文名は単行本所収か雑誌所収かに関わらず一律クォーテーション・マークで括る。

(例)

単行本の場合

・朴一 (2005) 『朝鮮半島を見る眼－「親日と反日」「親米と反米」の構図』藤原書店、pp.123-125

・이광우 (2004) 『신경과학』 범문사, pp.153.

・Kim, L. (1997). *Imitation to Innovation: The Dynamics of Korea's Technological Learning*. Boston: Harvard Business School Press.

論文の場合

・文京洙 (2005) 「戦後60年と在日朝鮮人“国民”の呪縛を超えて」『思想』No.980、岩波書店、pp.8-9

・김신일 (1991) 「교육자치의 당위성과 현실」『교육학연구』Vol21, 교육출판, pp. 11-18.

・Min, Pyong Gap. (2001). “Koreans in New York: An ‘Institutionally Complete’ Community.” *New Immigrants in New York*, edited by Nancy Foner, New York: Columbia University Press, pp.173-200.

・Koh, Y.S. (2008). “Financial and Corporate Reform in Korea: Survival Strategies of the Korean “Chaebols””, *Asian Studies*, 54 (2), pp.71-88.

編集後記

今号より、前任の総谷智雄先生より大役を引き継ぎました。「編集委員長」という「カッコイイ」肩書きとは裏腹な、きわめて地味な作業の連続に歴代編集委員長の多大な労苦をあらためて知ることができました。編集で、「後世に貴重な研究成果を引き継いでいく仕事」との言葉をいただきましたが、そのような大役を担っていること、そして、メールの打ち間違いや失礼がないかと幾度も緊張しつつ、多くのご協力をいただき、無事発行へと至ることができました。ご執筆、ご協力いただいたみなさまに、この場をお借りしてあらためてお礼を申し上げます。

今号は、3.1 独立運動 100 周年にあたり実施した学術大会でのシンポジウムを特集に組み、投稿論文、研究ノート、キルチャビ、書評と充実した内容となりました。特にシンポジウムの報告は、3.1 独立運動を当学会ならではの視点から再照射したもので、私も勉強させていただきました。貴重な寄稿をぜひご一読ください。

次号 9 号の投稿締め切りは 9 月末日を予定しています。多くの投稿をお待ちしております。 (鄭栄鎮)

『コリアン・スタディーズ』編集委員

文京洙

高正子

朴一

高龍秀

鄭雅英

蔡徳七

裴光雄

伊地知紀子

森類臣

全ウニ

洪ジョンウン

鄭栄鎮 (編集委員長)

コリアン・スタディーズ

第8号

Korean Studies No.8

頒価 1,000 円

2020年6月1日 発行

編集・発行団体 国際高麗学会日本支部

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目5-5

マーキス梅田506号

TEL 06-6314-3775

FAX 06-7660-7980

E-mail isksj@isks.org

発行者 国際高麗学会日本支部会長 鄭雅英

編集代表者 鄭榮鎮

装丁 金文男

制作 株式会社 田中プリント

Korean Studies
Vol.8 2020

Feature Articles: Pluralistic Possibility of March 1st Independence Movement

Foreword TONOMURA Masaru

About the Studies on the history of the 3.1 Independence Movement
in the Democratic People's Republic of Korea KANG Seong Eun

Confrontation between Japanese Colonial Organizations and Korean People
during March 1st Independence Movement Period MIZUNO Naoki

After the liberation(1946-1948), March First Anniversary Movement of Koreans
Residents in Japan -A comparison with August 15 Liberation Anniversary BAE YOUNGMI

Rethinking Ethnic Relations between Koreans and Hans
in March 13th Independent Movement in Longjing IIKURA Erii

Articles

Historical Change of Democratic People's Republic of Korea Industrial Art (1948-2019)
—Industrial arts: light industrial and heavy industry productform design'
development history— Ryu hyun-guk

Notes on Research

A Dream of "History Museum of Zainichi Korean"
—Historical Practice of Zainichi Korean Researchers in Japan
and "Seikyu-Bunka Hall"— Yamaguchi Yuka

Japan-Korea Conflict on Korean forced labors who were recruited
during World War II PARK II

Kilchabi (Compass)

The Reflections on The 14th ISKS International Conference of Korean Studies SEO JEONG GUN

On Korean Music at Japanese colony period IM Jonghyok

Book Reviews

Political Economy of the 20th Century East Asia by PARK II Lyu Hak Su

South Korean Government's Policy on the Korean Japanese:
Between Inclusion and Exclusion by MIN Jihoon Kim, Woongki

Media democratization movement and Journalism in Republic of Korea :
Historical Sociology concerning "The Hankyoreh" by MORI Tomoomi Hyun Mooam

Tourism in North Korea by ISOZAKI Atsuhito MORI Tomoomi

Published by the Japan Branch of International Society for Korean Studies
4-5-5-506, Nishitenma, Kita-ku, Osaka, Japan